

第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (9 月 3 日) (月曜日)

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期の決定	9
日程第 3 諸般の報告	9
日程第 4 行政報告	9
宮路市長報告	9
日程第 5 報告第 5 号 平成 29 年度日置市土地開発公社決算の報告について	9
日程第 6 報告第 6 号 公益社団法人日置市農業公社平成 29 年度決算及び平成 30 年度事業計画の報告について	10
宮路市長提案理由説明	10
日程第 7 報告第 7 号 平成 29 年度日置市継続費精算報告書の報告について	10
日程第 8 報告第 8 号 平成 29 年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について	11
日程第 9 報告第 9 号 平成 29 年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について	11
宮路市長提案理由説明	11
日程第 10 諮問第 4 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	11
宮路市長提案理由説明	11
日程第 11 承認第 4 号 専決処分 (平成 30 年度日置市一般会計補正予算 (第 2 号)) につき承認を求めることについて	12
日程第 12 承認第 5 号 専決処分 (平成 30 年度日置市一般会計補正予算 (第 3 号)) につき承認を求めることについて	12
宮路市長提案理由説明	12
日程第 13 議案第 52 号 市道の路線の認定について	13
宮路市長提案理由説明	14
瀬川産業建設部長	14
日程第 14 議案第 53 号 日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	14
日程第 15 議案第 54 号 日置市介護保険条例の一部改正について	14

宮路市長提案理由説明	14
満留市民福祉部長兼市民生活課長	14
日程第16 議案第55号 日置市都市公園条例の一部改正について	16
宮路市長提案理由説明	16
瀬川産業建設部長	16
日程第17 議案第56号 平成30年度日置市一般会計補正予算(第4号)	17
日程第18 議案第57号 平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	17
日程第19 議案第58号 平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	17
日程第20 議案第59号 平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	17
日程第21 議案第60号 平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)	17
日程第22 議案第61号 平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第1号)	17
日程第23 議案第62号 平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第1号)	17
日程第24 議案第63号 平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)	17
日程第25 議案第64号 平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	17
日程第26 議案第65号 平成30年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)	17
宮路市長提案理由説明	17
日程第27 認定第1号 平成29年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	20
日程第28 認定第2号 平成29年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	20
日程第29 認定第3号 平成29年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	20
日程第30 認定第4号 平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	20
日程第31 認定第5号 平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	20
日程第32 認定第6号 平成29年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について	20
日程第33 認定第7号 平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	20

.....	20
日程第34 認定第8号 平成29年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について ...	20
日程第35 認定第9号 平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい て	20
日程第36 認定第10号 平成29年度日置市水道事業会計決算認定について	20
宮路市長提案理由説明	21
休 憩	25
田畑純二君	25
宮路市長	25
西菌典子さん	25
松元税務課長	27
上財政管財課長	27
西菌典子さん	27
松元税務課長	28
日程第37 請願第2号 国家プロジェクトとして薩摩半島広域道路ネットワークを充実し、半 島の経済活性をはかる伊作峠トンネル建設を推進する要請について	28
日程第38 陳情第5号 日置市でもヘルプマークの配備と学校や地域におけるヘルプマークの 周知の徹底を求める陳情書	28
日程第39 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	28
丸山事務局長	29
散 会	29

第2号（9月18日）（火曜日）

開 議	34
日程第1 一般質問	34
山口初美さん	34
宮路市長	35
奥教育長	36
山口初美さん	36
宮路市長	37
山口初美さん	37
宮路市長	37

山口初美さん	3 7
長倉健康保険課長	3 8
山口初美さん	3 8
宮路市長	3 8
山口初美さん	3 8
宮路市長	3 9
山口初美さん	3 9
福山介護保険課長	3 9
山口初美さん	3 9
宮路市長	3 9
山口初美さん	4 0
宮路市長	4 0
山口初美さん	4 0
長倉健康保険課長	4 0
山口初美さん	4 0
宮路市長	4 0
山口初美さん	4 1
長倉健康保険課長	4 1
山口初美さん	4 1
宮路市長	4 1
山口初美さん	4 1
宮路市長	4 1
山口初美さん	4 2
宮路市長	4 2
山口初美さん	4 2
長倉健康保険課長	4 2
山口初美さん	4 2
長倉健康保険課長	4 2
山口初美さん	4 2
宮路市長	4 3
山口初美さん	4 3
宮路市長	4 3

	山口初美さん	4 3
	田畑純二君	4 4
休	憩	4 6
	宮路市長	4 6
	田畑純二君	4 7
	宮路市長	4 7
	田畑純二君	4 7
	宮路市長	4 7
	田畑純二君	4 8
	宮路市長	4 8
	田畑純二君	4 8
	宮路市長	4 8
	田畑純二君	4 8
	宮路市長	4 9
	田畑純二君	4 9
	宮路市長	4 9
	田畑純二君	4 9
	宮路市長	4 9
	田畑純二君	4 9
	宮路市長	5 0
	田畑純二君	5 0
	宮路市長	5 0
	田畑純二君	5 0
	宮路市長	5 1
	田畑純二君	5 1
	宮路市長	5 1
	田畑純二君	5 1
	宮路市長	5 1
	田畑純二君	5 2
	宮路市長	5 2
	田畑純二君	5 2
	宮路市長	5 2

田畑純二君	5 2
脇商工観光課長	5 2
福元 悟君	5 3
宮路市長	5 4
恒吉農業委員会事務局長	5 4
福元 悟君	5 4
城ヶ崎農林水産課長	5 5
福元 悟君	5 5
城ヶ崎農林水産課長	5 5
福元 悟君	5 5
宮路市長	5 5
休 憩	5 6
福元 悟君	5 6
恒吉農業委員会事務局長	5 6
福元 悟君	5 6
恒吉農業委員会事務局長	5 6
福元 悟君	5 6
恒吉農業委員会事務局長	5 6
福元 悟君	5 7
恒吉農業委員会事務局長	5 7
福元 悟君	5 7
東農地整備課長	5 7
福元 悟君	5 7
宮下建設課長	5 8
福元 悟君	5 8
宮下建設課長	5 8
福元 悟君	5 8
宮下建設課長	5 8
福元 悟君	5 8
城ヶ崎農林水産課長	5 9
福元 悟君	5 9
城ヶ崎農林水産課長	5 9

福元 悟君	5 9
城ヶ崎農林水産課長	5 9
福元 悟君	5 9
宮下建設課長	6 0
福元 悟君	6 0
山口政夫君	6 0
宮路市長	6 1
山口政夫君	6 2
堂下総務企画部長兼総務課長	6 2
山口政夫君	6 2
堂下総務企画部長兼総務課長	6 2
山口政夫君	6 2
堂下総務企画部長兼総務課長	6 3
山口政夫君	6 4
堂下総務企画部長兼総務課長	6 5
山口政夫君	6 5
堂下総務企画部長兼総務課長	6 5
山口政夫君	6 5
宮路市長	6 6
山口政夫君	6 6
堂下総務企画部長兼総務課長	6 7
山口政夫君	6 7
堂下総務企画部長兼総務課長	6 7
山口政夫君	6 8
堂下総務企画部長兼総務課長	6 8
山口政夫君	6 8
散 会	6 8

第3号（9月19日）（水曜日）

開 議	7 2
日程第1 一般質問	7 2
西園典子さん	7 2

宮路市長	7 3
西藺典子さん	7 3
宮路市長	7 4
西藺典子さん	7 4
宮路市長	7 4
西藺典子さん	7 4
堂下総務企画部長兼総務課長	7 4
西藺典子さん	7 4
堂下総務企画部長兼総務課長	7 4
西藺典子さん	7 4
堂下総務企画部長兼総務課長	7 5
西藺典子さん	7 5
堂下総務企画部長兼総務課長	7 5
西藺典子さん	7 6
堂下総務企画部長兼総務課長	7 6
西藺典子さん	7 6
堂下総務企画部長兼総務課長	7 6
西藺典子さん	7 6
堂下総務企画部長兼総務課長	7 7
西藺典子さん	7 7
堂下総務企画部長兼総務課長	7 7
西藺典子さん	7 7
堂下総務企画部長兼総務課長	7 8
西藺典子さん	7 8
長倉健康保険課長	7 8
西藺典子さん	7 8
長倉健康保険課長	7 8
西藺典子さん	7 8
宮路市長	7 9
西藺典子さん	7 9
長倉健康保険課長	7 9
西藺典子さん	7 9

長倉健康保険課長	79
西菌典子さん	79
宮路市長	80
西菌典子さん	80
宮路市長	80
西菌典子さん	80
西菌典子さん	81
宮下建設課長	81
是枝みゆきさん	81
宮路市長	82
奥教育長	82
休 憩	83
是枝みゆきさん	83
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	83
是枝みゆきさん	83
奥教育長	83
是枝みゆきさん	83
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	84
是枝みゆきさん	84
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	84
是枝みゆきさん	84
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	84
是枝みゆきさん	84
奥教育長	84
是枝みゆきさん	84
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	85
是枝みゆきさん	85
宮路市長	85
是枝みゆきさん	85
奥教育長	85
是枝みゆきさん	86
豊永学校教育課長	86

是枝みゆきさん	8 6
堂下総務企画部長兼総務課長	8 6
是枝みゆきさん	8 6
堂下総務企画部長兼総務課長	8 6
是枝みゆきさん	8 6
堂下総務企画部長兼総務課長	8 7
是枝みゆきさん	8 7
堂下総務企画部長兼総務課長	8 7
是枝みゆきさん	8 7
堂下総務企画部長兼総務課長	8 7
是枝みゆきさん	8 8
堂下総務企画部長兼総務課長	8 8
是枝みゆきさん	8 8
堂下総務企画部長兼総務課長	8 8
是枝みゆきさん	8 9
堂下総務企画部長兼総務課長	8 9
是枝みゆきさん	8 9
堂下総務企画部長兼総務課長	8 9
是枝みゆきさん	8 9
堂下総務企画部長兼総務課長	9 0
是枝みゆきさん	9 0
堂下総務企画部長兼総務課長	9 0
橋口正人君	9 0
宮路市長	9 1
休 憩	9 2
橋口正人君	9 2
満留市民福祉部長兼市民生活課長	9 2
橋口正人君	9 2
梅北社会教育課長	9 2
橋口正人君	9 3
協商工観光課長	9 3
橋口正人君	9 3

脇商工観光課長	9 3
橋口正人君	9 3
宮路市長	9 3
橋口正人君	9 4
宮路市長	9 4
橋口正人君	9 4
宮路市長	9 4
桃北勇一君	9 5
宮路市長	9 6
桃北勇一君	9 7
堂下総務企画部長兼総務課長	9 7
桃北勇一君	9 7
堂下総務企画部長兼総務課長	9 7
桃北勇一君	9 7
堂下総務企画部長兼総務課長	9 8
桃北勇一君	9 8
川畑消防本部消防長	9 8
桃北勇一君	9 8
川畑消防本部消防長	9 8
桃北勇一君	9 8
宮路市長	9 9
桃北勇一君	9 9
堂下総務企画部長兼総務課長	9 9
桃北勇一君	9 9
宮路市長	9 9
桃北勇一君	1 0 0
城ヶ崎農林水産課長	1 0 0
桃北勇一君	1 0 0
宮路市長	1 0 1
桃北勇一君	1 0 1
有村福祉課長	1 0 1
桃北勇一君	1 0 1

豊永学校教育課長	1 0 2
桃北勇一君	1 0 2
有村福祉課長	1 0 2
桃北勇一君	1 0 2
有村福祉課長	1 0 3
桃北勇一君	1 0 3
宮路市長	1 0 3
桃北勇一君	1 0 3
宮路市長	1 0 4
散 会	1 0 4

第4号（9月20日）（木曜日）

開 議	1 0 8
日程第1 一般質問	1 0 8
坂口洋之君	1 0 8
宮路市長	1 0 9
奥教育長	1 1 0
坂口洋之君	1 1 0
堂下総務企画部長兼総務課長	1 1 1
坂口洋之君	1 1 1
宮路市長	1 1 1
坂口洋之君	1 1 1
宮路市長	1 1 2
坂口洋之君	1 1 2
宮路市長	1 1 2
坂口洋之君	1 1 2
宮路市長	1 1 3
坂口洋之君	1 1 3
宮路市長	1 1 3
坂口洋之君	1 1 3
宮路市長	1 1 4
坂口洋之君	1 1 4

堂下総務企画部長兼総務課長	1 1 5
坂口洋之君	1 1 5
宮路市長	1 1 5
坂口洋之君	1 1 5
宮路市長	1 1 6
坂口洋之君	1 1 6
宮路市長	1 1 6
坂口洋之君	1 1 6
宮路市長	1 1 6
坂口洋之君	1 1 6
宮路市長	1 1 6
坂口洋之君	1 1 7
宮路市長	1 1 7
坂口洋之君	1 1 7
宮路市長	1 1 7
坂口洋之君	1 1 7
宮路市長	1 1 7
坂口洋之君	1 1 7
宮路市長	1 1 7
坂口洋之君	1 1 7
宮路市長	1 1 7
坂口洋之君	1 1 7
宮路市長	1 1 8
坂口洋之君	1 1 8
宮路市長	1 1 8
坂口洋之君	1 1 8
宮路市長	1 1 8
坂口洋之君	1 1 8
堂下総務企画部長兼総務課長	1 1 8
坂口洋之君	1 1 8
宮路市長	1 1 9
坂口洋之君	1 1 9
奥教育長	1 1 9
坂口洋之君	1 1 9
奥教育長	1 1 9
佐多申至君	1 1 9

休 憩	1 2 0
宮路市長	1 2 0
佐多申至君	1 2 1
有村福祉課長	1 2 1
佐多申至君	1 2 1
有村福祉課長	1 2 1
佐多申至君	1 2 2
有村福祉課長	1 2 2
佐多申至君	1 2 2
有村福祉課長	1 2 2
佐多申至君	1 2 2
有村福祉課長	1 2 2
佐多申至君	1 2 3
有村福祉課長	1 2 3
佐多申至君	1 2 3
有村福祉課長	1 2 4
佐多申至君	1 2 4
有村福祉課長	1 2 4
佐多申至君	1 2 4
有村福祉課長	1 2 4
佐多申至君	1 2 4
有村福祉課長	1 2 4
佐多申至君	1 2 5
有村福祉課長	1 2 5
佐多申至君	1 2 5
宮下建設課長	1 2 5
佐多申至君	1 2 5
宮下建設課長	1 2 5
佐多申至君	1 2 5
宮下建設課長	1 2 5
佐多申至君	1 2 6
宮下建設課長	1 2 6

佐多申至君	1 2 6
宮下建設課長	1 2 6
佐多申至君	1 2 6
宮路市長	1 2 6
佐多申至君	1 2 6
有村福祉課長	1 2 6
佐多申至君	1 2 6
有村福祉課長	1 2 6
佐多申至君	1 2 7
有村福祉課長	1 2 7
佐多申至君	1 2 7
有村福祉課長	1 2 7
佐多申至君	1 2 7
有村福祉課長	1 2 7
佐多申至君	1 2 7
堂下総務企画部長兼総務課長	1 2 7
佐多申至君	1 2 7
堂下総務企画部長兼総務課長	1 2 7
佐多申至君	1 2 7
堂下総務企画部長兼総務課長	1 2 8
佐多申至君	1 2 8
有村福祉課長	1 2 8
佐多申至君	1 2 8
宮路市長	1 2 8
黒田澄子さん	1 2 9
休 憩	1 3 0
黒田澄子さん	1 3 0
宮路市長	1 3 0
奥教育長	1 3 2
黒田澄子さん	1 3 2
橋口地域づくり課長	1 3 2
黒田澄子さん	1 3 2

橋口地域づくり課長	1 3 2
黒田澄子さん	1 3 2
川畑消防本部消防長	1 3 3
黒田澄子さん	1 3 3
奥教育長	1 3 3
黒田澄子さん	1 3 4
奥教育長	1 3 4
黒田澄子さん	1 3 4
川畑消防本部消防長	1 3 4
黒田澄子さん	1 3 5
宮路市長	1 3 5
黒田澄子さん	1 3 5
宮路市長	1 3 5
黒田澄子さん	1 3 5
長倉健康保険課長	1 3 5
黒田澄子さん	1 3 5
長倉健康保険課長	1 3 5
黒田澄子さん	1 3 5
長倉健康保険課長	1 3 5
黒田澄子さん	1 3 5
長倉健康保険課長	1 3 6
黒田澄子さん	1 3 6
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 3 6
黒田澄子さん	1 3 6
有村福祉課長	1 3 6
黒田澄子さん	1 3 6
有村福祉課長	1 3 7
黒田澄子さん	1 3 7
有村福祉課長	1 3 7
黒田澄子さん	1 3 7
有村福祉課長	1 3 7
黒田澄子さん	1 3 7

豊永学校教育課長	1 3 7
黒田澄子さん	1 3 7
豊永学校教育課長	1 3 7
黒田澄子さん	1 3 7
豊永学校教育課長	1 3 8
黒田澄子さん	1 3 8
豊永学校教育課長	1 3 8
黒田澄子さん	1 3 8
豊永学校教育課長	1 3 8
黒田澄子さん	1 3 8
豊永学校教育課長	1 3 8
黒田澄子さん	1 3 8
宮下建設課長	1 3 8
黒田澄子さん	1 3 9
宮下建設課長	1 3 9
黒田澄子さん	1 3 9
宮下建設課長	1 3 9
黒田澄子さん	1 3 9
宮下建設課長	1 3 9
黒田澄子さん	1 3 9
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 3 9
黒田澄子さん	1 4 0
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 4 0
黒田澄子さん	1 4 0
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 4 0
黒田澄子さん	1 4 0
宮路市長	1 4 0
黒田澄子さん	1 4 0
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 4 0
黒田澄子さん	1 4 1
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 4 1
黒田澄子さん	1 4 1

	満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 4 1
	黒田澄子さん	1 4 1
	満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 4 1
	黒田澄子さん	1 4 1
	満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 4 1
	黒田澄子さん	1 4 1
	満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 4 2
	黒田澄子さん	1 4 2
	満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 4 2
	池満 渉君	1 4 2
休	憩	1 4 3
	宮路市長	1 4 3
	池満 渉君	1 4 4
	宮路市長	1 4 4
	池満 渉君	1 4 5
	宮路市長	1 4 5
	池満 渉君	1 4 5
	宮路市長	1 4 6
	池満 渉君	1 4 6
	宮路市長	1 4 7
	池満 渉君	1 4 7
	内山企画課長	1 4 7
	池満 渉君	1 4 7
	上財政管財課長	1 4 8
	池満 渉君	1 4 8
	宮路市長	1 4 8
	池満 渉君	1 4 8
	上財政管財課長	1 4 9
	池満 渉君	1 4 9
	上財政管財課長	1 5 0
	池満 渉君	1 5 0
	上財政管財課長	1 5 0

池満 渉君	1 5 0
宮路市長	1 5 1
池満 渉君	1 5 2
宮路市長	1 5 2
池満 渉君	1 5 3
宮路市長	1 5 3
散 会	1 5 3

第5号（10月3日）（水曜日）

開 議	1 5 9
日程第1 議案第52号 市道の路線の認定について（産業建設常任委員長報告）	1 5 9
日程第2 議案第55号 日置市都市公園条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）	1 5 9
留盛産業建設常任委員長報告	1 5 9
日程第3 議案第56号 平成30年度日置市一般会計補正予算（第4号）（各常任委員長報告）	1 6 0
下御領総務企画常任委員長報告	1 6 0
黒田文教厚生常任委員長報告	1 6 2
留盛産業建設常任委員長報告	1 6 4
日程第4 議案第57号 平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）	1 6 6
日程第5 議案第62号 平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）	1 6 6
日程第6 議案第63号 平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）	1 6 6
日程第7 議案第64号 平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）	1 6 6
黒田文教厚生常任委員長報告	1 6 6
日程第8 議案第58号 平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）（産業建設常任委員長報告）	1 6 8
日程第9 議案第59号 平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）	1 6 8

日程第10	議案第65号 平成30年度日置市水道事業会計補正予算(第1号) (産業建設 常任委員長報告)	168
	留盛産業建設常任委員長報告	169
日程第11	議案第60号 平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号) (総務企画常任委員長報告)	170
日程第12	議案第61号 平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第1号) (総務企画常任委員長報告)	170
	下御領総務企画常任委員長報告	171
休 憩	172
日程第13	認定第1号 平成29年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について(各常任委 員長報告)	172
	下御領総務企画常任委員長報告	172
	黒田文教厚生常任委員長報告	176
	留盛産業建設常任委員長報告	179
休 憩	181
	山口初美さん	181
	山口政夫君	183
日程第14	認定第2号 平成29年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて(文教厚生常任委員長報告)	184
日程第15	認定第7号 平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて(文教厚生常任委員長報告)	184
日程第16	認定第8号 平成29年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて(文教厚生常任委員長報告)	184
日程第17	認定第9号 平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ いて(文教厚生常任委員長報告)	184
	黒田文教厚生常任委員長報告	184
	山口初美さん	186
	坂口洋之君	187
	山口初美さん	187
	西菌典子さん	188
	山口初美さん	189
	坂口洋之君	189

日程第 18	認定第 3 号 平成 29 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（産業建設常任委員長報告）	190
日程第 19	認定第 4 号 平成 29 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について（産業建設常任委員長報告）	190
日程第 20	認定第 10 号 平成 29 年度日置市水道事業会計決算認定について（産業建設常任委員長報告）	190
	留盛産業建設常任委員長報告	190
日程第 21	認定第 5 号 平成 29 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について（総務企画常任委員長報告）	192
日程第 22	認定第 6 号 平成 29 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について（総務企画常任委員長報告）	192
	下御領総務企画常任委員長報告	192
休 憩		194
日程第 23	発議第 1 号 日置市議会議員定数条例の一部改正について（議員定数特別委員長報告）	194
	池満議員定数特別委員長	194
	山口初美さん	195
	中村尉司君	195
日程第 24	請願第 2 号 国家プロジェクトとして薩摩半島広域道路ネットワークを充実し、半島の経済活性をはかる伊作峠トンネル建設を推進する要請について（産業建設常任委員長報告）	196
	留盛産業建設常任委員長報告	196
日程第 25	陳情第 6 号 日置市立日吉小学校附属幼稚園の「休園措置の廃止」及び同園の「園児を増加させ、園継続につなげる為の三年保育の特別実施」を求める陳情	197
日程第 26	閉会中の継続審査申し出について	198
日程第 27	閉会中の継続調査申し出について	198
日程第 28	議員派遣の件について	198
日程第 29	所管事務調査結果報告について	198
日程第 30	行政視察結果報告について	198
閉 会		198
	宮路市長	199

平成30年第3回（9月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
9月 3日	月	本 会 議	予算・議案上程、質疑、表決、委員会付託
9月 4日	火	委 員 会	委員会審査（条例・補正予算関係他）
9月 5日	水	委 員 会	委員会審査（条例・補正予算関係他）
9月 6日	木	委 員 会	予備日
9月 7日	金	委 員 会	委員会審査（決算）
9月 8日	土	休 会	
9月 9日	日	休 会	
9月10日	月	委 員 会	委員会審査（決算）
9月11日	火	委 員 会	予備日
9月12日	水	休 会	
9月13日	木	休 会	
9月14日	金	休 会	
9月15日	土	休 会	
9月16日	日	休 会	
9月17日	月	休 会	
9月18日	火	本 会 議	一般質問
9月19日	水	本 会 議	一般質問
9月20日	木	本 会 議	一般質問（本会議終了後定例全員協議会）
9月21日	金	休 会	
9月22日	土	休 会	
9月23日	日	休 会	
9月24日	月	休 会	
9月25日	火	休 会	
9月26日	水	休 会	
9月27日	木	休 会	発言通告（討論、質疑）提出期限（正午まで）
9月28日	金	休 会	議会運営委員会午前10時から（最終本会議日程） 議運結果報告等配布（午後）
9月29日	土	休 会	

9月30日	日	休	会	
10月 1日	月	休	会	
10月 2日	火	休	会	
10月 3日	水	本	会 議	付託事件等審査結果報告・質疑・表決 追加議案上程

2. 付議事件

議案番号	事	件	名
報告第 5号	平成29年度日置市土地開発公社決算の報告について		
報告第 6号	公益社団法人日置市農業公社平成29年度決算及び平成30年度事業計画の報告について		
報告第 7号	平成29年度日置市継続費精算報告書の報告について		
報告第 8号	平成29年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について		
報告第 9号	平成29年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について		
諮問第 4号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて		
承認第 4号	専決処分（平成30年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて		
承認第 5号	専決処分（平成30年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて		
議案第52号	市道の路線の認定について		
議案第53号	日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		
議案第54号	日置市介護保険条例の一部改正について		
議案第55号	日置市都市公園条例の一部改正について		
議案第56号	平成30年度日置市一般会計補正予算（第4号）		
議案第57号	平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）		
議案第58号	平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）		
議案第59号	平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）		
議案第60号	平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）		
議案第61号	平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）		
議案第62号	平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）		
議案第63号	平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）		
議案第64号	平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）		
議案第65号	平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）		

- 認定第 1 号 平成 29 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 29 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成 29 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成 29 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成 29 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 平成 29 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 平成 29 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 平成 29 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 平成 29 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 10 号 平成 29 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 発議第 1 号 日置市議会議員定数条例の一部改正について
- 請願第 2 号 国家プロジェクトとして薩摩半島広域道路ネットワークを充実し、半島の経済活性をはかる伊作峠トンネル建設を推進する要請について
- 陳情第 5 号 日置市でもヘルプマークの配備と学校や地域におけるヘルプマークの周知の徹底を求める陳情書
- 陳情第 6 号 日置市立日吉小学校附属幼稚園の「休園措置の廃止」及び同園の「園児を増加させ、園継続につなげる為の三年保育の特別実施」を求める陳情

第 1 号 (9 月 3 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 5号 平成29年度日置市土地開発公社決算の報告について
日程第 6	報告第 6号 公益社団法人日置市農業公社平成29年度決算及び平成30年度事業計画の報告について
日程第 7	報告第 7号 平成29年度日置市継続費精算報告書の報告について
日程第 8	報告第 8号 平成29年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
日程第 9	報告第 9号 平成29年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
日程第10	諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第11	承認第 4号 専決処分（平成30年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて
日程第12	承認第 5号 専決処分（平成30年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて
日程第13	議案第52号 市道の路線の認定について
日程第14	議案第53号 日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第15	議案第54号 日置市介護保険条例の一部改正について
日程第16	議案第55号 日置市都市公園条例の一部改正について
日程第17	議案第56号 平成30年度日置市一般会計補正予算（第4号）
日程第18	議案第57号 平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第19	議案第58号 平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第59号 平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第21	議案第60号 平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
日程第22	議案第61号 平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）
日程第23	議案第62号 平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
日程第24	議案第63号 平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第25	議案第64号 平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第26	議案第65号 平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

- 日程第 27 認定第 1 号 平成 29 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 28 認定第 2 号 平成 29 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 29 認定第 3 号 平成 29 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 30 認定第 4 号 平成 29 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 31 認定第 5 号 平成 29 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 32 認定第 6 号 平成 29 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 33 認定第 7 号 平成 29 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 34 認定第 8 号 平成 29 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 35 認定第 9 号 平成 29 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 36 認定第 10 号 平成 29 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 37 請願第 2 号 国家プロジェクトとして薩摩半島広域道路ネットワークを充実し、半島の経済
活性をはかる伊作峠トンネル建設を推進する要請について
- 日程第 38 陳情第 5 号 日置市でもヘルプマークの配備と学校や地域におけるヘルプマークの周知の徹
底を求める陳情書
- 日程第 39 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

本会議（9月3日）（月曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田昭浩君
吹上支所長	秋葉久治君	財政管財課長	上秀人君
企画課長	内山良弘君	地域づくり課長	橋口健一郎君
税務課長	松元基浩君	商工観光課長	脇博文君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	長倉浩二君
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君
農地整備課長	東広幸君	建設課長	宮下章一君

上下水道課長 宇 都 健 一 君
社会教育課長 梅 北 浩 一 君
監査委員事務局長 丸 山 太美雄 君
代表監査委員 櫻 井 健 一 君

学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者兼会計課長 地頭所 浩 君
農業委員会事務局長 恒 吉 和 正 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（並松安文君）

ただいまから平成30年第3回日置市議会議定例会を開会します。

△開 議

○議長（並松安文君）

これから本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（並松安文君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、西菌典子さん、門松慶一君を指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（並松安文君）

日程第2、会期決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月3日までの31日間にししたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10月3日までの31日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（並松安文君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

次に、監査結果の報告であります。平成30年5月分から平成30年7月分までの例月現金出納検査結果については報告がありましたので、その写しを配付しました。

以上、ご報告します。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（並松安文君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

5月20日から主な行政執行についてご報告申し上げます。

6月8日、鹿児島県鹿児島地域振興局と鹿児島県森林土木協会日置支部と日置市の3者で、集中豪雨等による土砂崩れなどが発生した際の情報伝達や協力を緊密に行うため、森林災害協定の調印を行いました。

次に、6月26日から7月9日にかけて地域づくりに係る市長との意見交換会を4地域で開催し、現状と課題など意見交換を行いました。

次に、7月9日に鹿児島森林管理署と日置市で長期的な森林育成に関する協力体制について明確にするため、地域の安全確保に向けた森林情報の共有及び長期的な森林の育成に関する協定の調印を行いました。

次に、7月17日に株式会社ゼンリンと日置市で、市民生活における防災力の向上に努めるため、災害時における地図製品等の供給等に関する協定の調印を行いました。

このほか、主要な行政執行につきましては報告書に掲載しましたので、ご確認をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第5号平成29年度日置市土地開発公社決算の報

告について

△日程第6 報告第6号広域社団法人日置市農業公社平成29年度決算及び平成30年度事業計画の報告について

○議長（並松安文君）

日程第5、報告第5号平成29年度日置市土地開発公社の決算の報告について及び日程第6、報告第6号広域社団法人日置市農業公社平成29年度決算及び平成30年度事業計画の報告についての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第5号は、平成29年度日置市土地開発公社決算の報告についてであります。

去る5月14日に理事会が開催され、平成29年度日置市土地開発公社の決算が認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

平成29年度の事業報告の概況総括事項につきましては、入来住宅団地1区画及び植木住宅団地1画を売却したほか、昨年を引き続きまして11地区の土地造成事業に取り組み、販売促進及び管理等を行いました。

工業団地につきましては、引き続き事業用地として4区画を賃貸し、うち1区画は売却に至りました。残っている1区画についても立地企業に駐車場用地として賃貸していきます。また、パナソニック跡地については、現在購入に向けて最終調整の段階であります。

住宅団地につきましては、吹上の入来住宅団地1区画と日吉の植木住宅団地1区画を売却し、完売となっております。そのほかにつきましても、ホームページ等を通して販売促進を行いました。販売に結びついておりません。

収支につきましては、収益総額1,326万3,023円、損失総額929万155円と

なり、差し引き397万2,868円の当期純利益となりました。

次に、報告第6号は、広域社団法人日置市農業公社平成29年度決算及び平成30年度事業計画の報告についてであります。

去る5月29日に決算総会が開催され、日置市農業公社から平成29年度決算報告書及び平成30年度事業計画書の提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

平成29年度の実績につきましては、農地貸借斡旋等事業、研修等事業、農作業受委託事業を柱に、計画的に事業を推進しました。

平成29年度日置市農業公社の収支状況につきましては、平成29年度は正味財産増減計算書の表により、全体収入合計で7,370万2,564円、全体収支合計額が7,353万6,700円で、次期繰り越し収支差額はプラス16万5,864円となりました。

また、平成30年度事業計画につきましても、これまでと同様に、農地貸借斡旋等事業、研修等事業、農作業受委託事業を3本の柱として充実強化を図ります。

なお、引き続き、生活困窮者支援事業に取り組み、一般就労に従事する準備としての支援を行ってまいります。

以上、2件報告いたします。

○議長（並松安文君）

これから2件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第5号及び報告第6号の2件についての報告を終わります。

△日程第7 報告第7号平成29年度日置市継続費精算報告書の報告について

△日程第8 報告第8号平成29年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について

△日程第9 報告第9号平成29年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について

○議長（並松安文君）

次に、日程第7、報告第7号平成29年度日置市継続費精算報告書の報告についてから、日程第9、報告第9号平成29年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてまでの3件を一括議題とします。

3件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第7号は、平成29年度日置市継続費精算報告書の報告についてであります。

平成29年度日置市継続費精算報告書の土木費の伊集院駅周辺整備事業、消防費の防災行政無線整備事業、教育費の伊作小学校校舍改築事業が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第8号は、平成29年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく日置市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の実質赤字比率と、連結実質赤字比率についても赤字額はありませんでした。

実質公債比率については、早期健全化基準が25.0%に対しまして5.7%、対前年度比0.7ポイントの改善、将来負担比率については、早期健全化基準が350.0%に対しまして17.7%、対前年度比4.5ポイン

ト改善と、基準値を大きく下回っている状況であります。

次に、報告第9号は、平成29年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく日置市の資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものであります。

日置市の公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、国民宿舎事業特別会計、健康交流館事業特別会計、温泉給湯事業特別会計及び水道事業会計について、資金不足はなく、経営の健全性は保たれているところであります。

以上、3件報告いたします。

○議長（並松安文君）

これから3件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第7号から報告第9号までの3件についての報告を終わります。

△日程第10 諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（並松安文君）

日程第10、諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題とします。

本件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

諮問第4号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

平成30年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものがあります。

東福泰則氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから本件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから諮問第4号を採決します。お諮りします。本件について、東福泰則氏を適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、東福泰則氏を適任者として認めることに決定しました。

△日程第11 承認第4号専決処分（平成30年度日置市一般会

計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて

△日程第12 承認第5号専決処分（平成30年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて

○議長（並松安文君）

日程第11、承認第4号専決処分（平成30年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて及び日程第12、承認第5号専決処分（平成30年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについての2件を一括議題とします。

2件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第4号は、専決処分（平成30年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについてであります。

永吉地区公民館の空調機故障に伴う総務費の執行及び平成30年6月の大雨による災害の復旧に伴う災害復旧費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,460万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ279億2,027万2,000円とするものであります。

まず、歳入では、繰入金で歳入歳出予算の調整のため、財政調整基金繰入金を3,460万円増額計上いたしました。

次に、歳出では、総務費の総務管理費で永吉地区公民館の空調機故障に伴う備品購入費の増額により550万円を増額計上いたしました。

災害復旧の農林水産施設災害復旧費で農道、水路、林道、治山施設等の施設維持修繕料の

増額、公共土木施設災害復旧費で市道、河川等の施設維持修繕料の増額により2,910万円を増額計上いたしました。

次に、承認第5号は、専決処分（平成30年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについてであります。

平成30年7月豪雨の被災地への支援に伴う総務費の執行及び平成30年7月豪雨による災害の復旧に伴う災害復旧費の執行について、緊急を要したため予算措置をしたものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,621万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ279億4,648万9,000円とするものであります。

まずは、歳入では繰入金で歳入歳出予算の調整のため財政調整基金繰入金を2,621万7,000円増額計上いたしました。

次に、歳出では、総務費の総務管理費で被災地への支援に要する経費56万7,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で農道、水路、林道、治山施設等の施設維持修繕料の増額、公共土木施設災害復旧費で市道、河川等の施設維持修繕料の増額により2,565万円を増額計上いたしました。

以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから2件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第4号及び承認第5号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第4号及び承認第5号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、専決処分（平成30年度日置市一般会計補正予算（第2号））は承認することに決定しました。

次に、承認第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、専決処分（平成30年度日置市一般会計補正予算（第3号））は承認することに決定しました。

△日程第13 議案第52号市道の路線の認定について

○議長（並松安文君）

日程第13、議案第52号市道の路線の認定についてを議題とします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第52号は、市道の路線の認定についてであります。

開発造成工事に伴い5路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○産業建設部長（瀬川利英君）

議案第52号市道の路線の認定について、別紙により補足説明を申し上げます。

それでは、別紙をお開きください。

今回、市道の認定をしたい路線は5路線で、いずれも民間開発造成工事に伴い市に寄附採納されたものであります。それぞれの路線の延長や起点・終点は、別紙資料のとおりでありますので、説明は省略いたします。

それでは、資料の市道認定路線位置図及び市道認定路線図をお開きください。

市道認定路線を赤色の実線で表示してあります。まず、妙円寺みなみ台1号線から4号線の具体的な場所は、妙円寺団地入り口のファミリーマート伊集院妙円寺店の南側に位置し、民間開発により造成した団地内の4路線になります。

次に、サザンヒルズ猪鹿倉線の具体的な場所は、ニシムタ伊集院店の東側に位置し、これも民間開発により造成した団地内の1路線になります。

以上で補足説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第52号は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第14 議案第53号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

△日程第15 議案第54号日置市介護保険条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第14、議案第53号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び日程第15、議案第54号日置市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第53号は、日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第54号は、日置市介護保険条例の一部改正についてであります。

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件の内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

それでは、議案第53号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、省令に準じて改正するものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

初めに、家庭的保育事業については、満3歳未満の乳児、幼児を居宅等で定員5人以内の範囲で保育する事業となっております。

第6条につきましては、家庭的保育事業等は継続的な保育及び必要な教育の提起を行う観点から、保育所、幼稚園または認定こども園等の連携できる施設を確実に確保しなければならないと規定してあります。

今回のこの第6条に2項を追加し、条件を緩和できる内容を規定するものでございます。

第2項では、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な場合は、保育所、幼稚園または認定こども園等に限らず、第3項に規定する小規模保育事業者または事業内保育事業者から連携協力者を確保することを可能とできる規定を追加するものでございます。

次に、家庭的保育事業者等とは、利用の乳児、幼児の食事の提供に当たっては、事業所内でみずから調理することを原則としています。

第6条第1項に規定する5つの要件を遵守することを条件に、第2項において連携施設の保育所等、または系列の事業所からの調理搬入を特例として認めております。

今回、同項に1号を加え、第4号としまして、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受注しているもののうち食事の提供

において年齢及び発達の段階並びに健康状態等に応じた食事の提供やアレルギー、アトピー等への配慮ができるなどの、市が適当と認めるものを加え、容認する範囲を拡大するものであります。

次に、附則第2条の規定につきましては、食事の提供に係る経過措置であります。事業所内でみずから調理することに対する適用猶予期間が、これまで5年でありましたが、今回10年に延長され平成36年度末までとなるものでございます。

そのほかにつきましては、今回の改正によりまして条項等に移動が生じたものであります。

現在、日置市内におきまして、家庭的保育事業等を実施している事業所等はないことから、今回の改正によります市民への影響はございません。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第54号日置市介護保険条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国の省令の介護保険法施行規則が改正されたことにより、省令に準じて改正するものであります。

それでは、別紙をお開きください。

日置市介護保険条例の一部を改正する条例。日置市介護保険条例の一部を次のように改正する。第14条第2項中、法第78条の2第4項第1号、第79条第2項第1号を法第79条第2項第1号に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

内容としましては、第14条は指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を規定しているものでありまして、その指定を受けるものは法人とするとなっております。今回追加する第2項の内容としまして、この

指定地域密着型サービス事業のうち看護小規模多機能居宅介護事業についてのみサービス供給量の確保の観点から、法人に限らず、病床を有する診療所を開設しているものについて認めることとなり、指定可能な申請の要件が緩和されることになりました。このことが今回の改正内容でございます。

現在、日置市内におきまして、看護小規模多機能型居宅介護事業を実施している事業所はないことから、今回の改正によります市民への影響はございません。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上2件の補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。お諮りします。議案第53号及び議案第54号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号及び議案第54号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第53号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。議案第53号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから議案第54号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。議案第54号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号日置市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第55号日置市都市公園条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第16、議案第55号日置市都市公園条例の一部改正についてを議題とします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第55号は、日置市都市公園条例の一部改正についてであります。

寄附採納を受けた公園を都市公園として供用するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長（瀬川利英君）

議案第55号日置市都市公園条例の一部改正について、別紙により補足説明申し上げます。

す。

日置市伊集院町徳重及び同伊集院町猪鹿倉における民間の開発造成工事により、寄附採納を受けたもので、本市都市公園として管理するため所要の改正をするものであります。

別紙をお開きください。別表第1、産業公園の項の次に妙円寺みなみ台公園、大字伊集院町徳重字杉ヶ迫、サザンヒルズ猪鹿倉公園、大字伊集院町猪鹿倉字北田良迫を加えるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第55号は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第17 議案第56号平成30年度日置市一般会計補正予算（第4号）

△日程第18 議案第57号平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第19 議案第58号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第20 議案第59号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第21 議案第60号平成30年度日置市国民宿舎事業特

別会計補正予算（第1号）

△日程第22 議案第61号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第23 議案第62号平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第24 議案第63号平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第25 議案第64号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

△日程第26 議案第65号平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（並松安文君）

日程第17、議案第56号平成30年度日置市一般会計補正予算（第4号）から、日程第26、議案第65号平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）までの10件を一括議題とします。

10件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第56号は、平成30年度日置市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,666万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ281億6,315万2,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、普通交付税の決定、前年度繰越金の確定、臨時財政対策債の確定に伴う予算措置など、企業安定雇用創出事業費、地区公民館管理費、情報通信技術活用事業費、災害復旧費などの予算措置のほか、所要の予算を編成いたしました。

まずは、歳入の主なものでは、地方交付税

で普通交付税の額の決定により5億1,280万5,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金では、情報通信技術利活用事業費国庫補助金、現年補助公共土木施設災害復旧費国庫負担金の増額など4,052万7,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金、過年度補助農地農業用施設災害復旧費県補助金の増額など、1,972万8,000円の増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金の減額など7億7,178万円を減額計上いたしました。

繰越金では、前年度繰越金の確定により、2億1,150万5,000円を増額計上いたしました。

市債では、地区公民館整備事業債の増額など1億8,840万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、総務費で、企業安定雇用創出事業費の補助金の増額、日吉地域の地区公民館改修に係る工事費の増額など1億2,536万3,000円を増額計上いたしました。

民生費では、ゆすいん管理費運営費のレジオネラ対策に係る施設維持修繕料の増額、地域子育て支援センター事業費の増額など236万4,000円を増額計上いたしました。

衛生費では、生ごみモニター事業の参加自治会増に伴う事業費の増額、後期高齢者医療広域連合市町村負担金の減額など592万5,000円を減額計上いたしました。

農林水産業費では、焼酎用こうじ米に対する補助金の増額、情報通信技術利活用事業費の委託料の増額、農用水資源開発調査事業費の負担金の増額など4,695万6,000円を増額計上いたしました。

商工費では、観光PR武将隊プロジェクトに係る備品購入費の増額など640万3,000円を増額計上いたしました。

土木費では、山仁田川排水対策に係る工事費の増額、公共下水道事業への繰出金の減額など988万5,000円を減額計上いたしました。

消防費では、高規格救急車の執行額確定に伴う備品購入費の減額など228万2,000円を減額計上いたしました。

教育費では、小・中学校等のコンクリート塀ブロック撤去に伴う工事費の増額など849万5,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費では、現年補助公共土木施設災害復旧費の増額など4,611万円を増額計上いたしました。

次に、議案第57号は、平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,410万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億1,092万2,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額などを計上いたしました。歳出の主なものでは、基金積立金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第58号は、平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ296万3,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ5億4,588万9,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金の減額、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額を計上いたしました。

歳出では、公債費で起債償還費の利子の確定に伴う減額を計上いたしました。

次に、議案第59号は、平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,642万1,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定に伴う繰越金と繰入金との調整額を計上いたしました。

歳出では、一般管理費の維持管理費で科目の組み替えを行い、既定の歳出予算のおりといたしました。

次に、議案第60号は、平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億26万1,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額を計上いたしました。

歳出の主なものでは、予備費の増額を計上いたしました。

次に、議案第61号は、平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,376万円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定に伴う繰越金と繰入金の調整額を計上いたしました。

次に、議案第62号は、平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ126万4,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ619万6,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額を計上いたしました。

歳出の主なものでは、基金積立金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第63号は、平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,506万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億5,805万8,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、前年度精算に伴う償還金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第64号は、平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,845万2,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、歳入見込みに伴う後期高齢者保険料の減額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、後期高齢者医療広域連合納付金の減額などを計上いたしました。

次に、議案第65号は、平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収益的収入の総額は既定の予算のおりとし、総額を8億5,080万4,000円に、収益的支出は、総額から7万4,000円を減額し、総額を8億3,469万円とするものであります。

収益的支出では、水道事業費用の営業費用で、人事異動等に伴う職員手当の減額などを計上いたしました。

資本的収入及び支出については、資本的収入の総額は既定の予算のとおりとし、総額を1億6,332万7,000円に、資本的支出は総額に362万5,000円を追加し、総額を4億4,259万3,000円とするものであります。

資本的支出では、建設改良費で立竹木の補償費の増額などを計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（並松安文君）

これから、議案第56号から議案第65号までの10件について質疑を行います。

まず、議案第56号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第57号から議案第65号までについて、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第56号は、各常任委員会に分割付託します。

次に、議案第57号、議案第62号、議案第63号、議案第64号の4件は、文教厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第58号、議案第59号、議案第65号の3件は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、議案第60号、議案第61号の2件は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第27 認定第1号平成29年度
日置市一般会計歳入歳出

決算認定について

△日程第28 認定第2号平成29年度
日置市国民健康保険特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第29 認定第3号平成29年度
日置市公共下水道事業特
別会計歳入歳出決算認定
について

△日程第30 認定第4号平成29年度
日置市農業集落排水事業
特別会計歳入歳出決算認
定について

△日程第31 認定第5号平成29年度
日置市国民宿舎事業特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第32 認定第6号平成29年度
日置市健康交流館事業特
別会計歳入歳出決算認定
について

△日程第33 認定第7号平成29年度
日置市温泉給湯事業特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第34 認定第8号平成29年度
日置市介護保険特別会計
歳入歳出決算認定につい
て

△日程第35 認定第9号平成29年度
日置市後期高齢者医療特
別会計歳入歳出決算認定
について

△日程第36 認定第10号平成29年
度日置市水道事業会計決
算認定について

○議長（並松安文君）

日程第27、認定第1号平成29年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから、

日程第36、認定第10号平成29年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

それでは、10件について一括して市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

認定第1号から認定第9号までは、平成29年度日置市一般会計及び特別会計の決算認定であります。

地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の審査を完了しましたので、同条第3項及び第5項の規定により監査委員の審査意見書並びに当該決算に係る会計年度中の各部門における主要施策の説明書及び地方自治法施行令第166条の第2項に規定する書類をつけて議会の認定に付するものであります。

認定第1号は、平成29年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計の決算規模は、平成28年度決算と比較いたしまして、歳入が0.5%の減、歳出が0.4%増となりました。歳入では、地方交付税、国庫支出金、繰入金、地方債などの減、歳出では人件費、扶助費、積立金などが増となったことによるものであります。

一般会計の決算収支は、歳入総額275億4,574万円、歳出総額266億5,724万7,000円で、実質収支は7億2,450万5,000円の黒字になりました。

実質単年度収支については、財政調整基金の取り崩し額が多かったため、2億9,255万9,000円の赤字となりました。

歳入の主なものでは、地方税については、法人市民税の製造業及び医療福祉業の業績等による減、個人市民税では納税義務者数の増、固定資産税では大規模な太陽光発電施設の設置に伴う償却資産の増などにより1億6,772万3,000円の増額となりました。

地方譲与税については、地方揮発油譲与税

及び自動車重量譲与税の減により、108万8,000円の減となりました。

各種交付金につきましては、地方消費税交付金や自動車取得税交付金の増などにより7,118万4,000円の増となりました。

地方交付税については、普通交付税、特別交付税の減により4億3,911万2,000円の減となりました。

国庫支出金については、経済対策臨時福祉給付金国庫負担金や障害児通所費国庫負担金の増、小学校施設環境改善交付金や年金生活者等支援臨時福祉給付金国庫負担金などの減により2億8,647万2,000円の減となりました。

県支出金については、再生可能エネルギー等導入推進事業費県補助金や過年度補助農地農業用施設災害復旧費県補助金などの減、保育所等整備交付金や現年補助農業用施設災害復旧費県補助金などの増により4億795万7,000円の増となりました。

寄附金については、ふるさと納税に係る申し込み方法や返礼品の拡充を図ったことから、3億4,980万7,000円の増となりました。

地方債については、東市来駅バリアフリー化整備事業債や市道整事業債などの増、小学校校舎改築に係る学校教育施設整備事業債や支所整備に係る庁舎整備事業債などの減により3億7,560万円の減となりました。

歳出の目的別では、歳出全体の29.7%を占める民生費が79億927万4,000円、次に総務費が14.5%を占め38億5,931万1,000円、衛生費が12.4%を占め、33億326万8,000円などとなりました。

性質別では、前年度に対しまして義務的経費が4億9,850万3,000円の増、投資的経費が3億5,494万8,000円の減、そのほかの経費が4,718万8,000円の

減となりました。

義務的経費の内訳といたしまして、人件費については、職員数の減等による職員給や退職手当組合負担金などの減、一般職非常勤職員の任用形態を改め、任用の内容により支出科目が賃金から報酬へ変更となったことによる増などにより3億8,581万4,000円の増となりました。

扶助費については、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費などの減、保育所運営費や障害者自立支援給付費などの増により1億8,851万9,000円の増となりました。

公債費については、合併特例事業債や臨時財政対策債などの増、過疎対策事業債や地方道路整備事業債などの減により、元利償還金が7,583万円の減となりました。

投資的経費の内訳については、普通建設事業費については3億2,786万5,000円の減、災害復旧事業費については2,708万3,000円の減となりました。

普通建設事業費の補助事業では、保育所等整備事業費や湯之元第一地区に係る土地区画整理事業費などの増、小学校建設事業費や道整備交付金事業費の減により1億541万5,000円の減となりました。

単独事業では、東市来駅バリアフリー化整備事業や都市里道整備事業費などの増、庁舎整備事業費や地域情報化推進事業費などの減により2億2,245万円の減となりました。

その他の経費の内訳といたしましては、物件費については、ふるさと納税に係る委託料などの増、一般職非常勤職員の任用形態を改め、任用の内容により支出科目が賃金から報酬へと変更となったことによる減などにより3億9,637万8,000円の減となりました。

補助費等については、徳重土地区画整理事業交付精算金等に係る土地区画整理事業費な

どの減、ふるさと納税に係る報償費などの増により719万6,000円の増となりました。

積立金につきましては、ふるさと納税によるまちづくり応援基金や財政調整基金への積立金の増などにより3億3,744万5,000円の増となりました。

繰出金については、介護保険事業費や国民宿舎事業費特別会計などへの繰出金の増などにより837万9,000円の増となりました。

市の財政状況を示す主要指標で実質収支比率は前年度より0.5ポイント増加し、5%となりました。

經常収支比率費については、前年度より0.9%減少し、89.3%となりました。

市債残高については、平成29年度末で299億5,974万1,000円で、平成28年度末と比較いたしまして5,652万5,000円減少しました。

実質公債比率については、公債費負担を示す指標で3カ年平均で算出され、元利償還金等の減少などにより前年度と比べて0.7ポイント減少し、5.7%となりました。

今後も引き続き、財政計画や第3次行政改革大綱に基づき行財政改革を推進し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、認定第2号は、平成29年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は78億754万8,000円、歳出総額75億8,370万8,000円で、歳入歳出差引額は2億2,384万円となりました。

歳入の主なものでは、国民健康保険税9億5,306万3,000円、国庫支出金で17億2,510万1,000円、後期高齢者交付金20億2,807万8,000円、共同事業交付金17億5,219万9,000円、

繰入金で5億4,324万2,000円などとなりました。

歳出の主なものでは、保険給付費で45億2,461万6,000円、前期高齢者支援金等6億3,555万6,000円、共同事業拠出金16億7,296万1,000円などとなりました。

保険給付費総額は、被保険者層の減少に伴い減少しておりますが、1人当たりの医療費は年々増加傾向にあり、市広報紙に加え、国保だよりを発行し、被保険者の健康づくりの意識啓発、医療費の通知、ジェネリック医薬品の差額通知の送付、嘱託看護師の訪問指導などにより医療費の適正化に努めました。また、特定健診の受診率向上に努めるとともに、高血圧対策や糖尿病教室など疾病の予防や重症化防止に重点的に取り組みました。

次に、認定第3号は、平成29年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は5億6,233万7,000円、歳出総額は5億4,198万2,000円で、歳入歳出差引額は2,035万5,000円となりました。

歳入の主なものでは、使用料及び手数料2億7,242万6,000円、国庫支出金の4,250万円、繰入金で9,242万2,000円、事業債9,330万円などとなりました。

歳出では、総務費の維持管理費で1億5,496万9,000円、事業費の下水道整備費で、委託料など1億3,934万6,000円、公債費で2億4,766万7,000円となりました。

次に、認定第4号は、平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額3,561万1,000円、歳出総額3,385万9,000円、歳入歳出差引額は175万2,000円となりました。

歳入の主なものでは、使用料及び手数料1,179万5,000円、繰入金で2,095万円、繰越金で277万円などとなりました。

歳出では、農業集落排水事業費の一般管理費で716万円、公債費で2,670万円となりました。

次に、認定第5号は、平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

29年度の利用状況は、宿泊人員は1万1,985人、休憩人員は1万6,179人、合わせて2万8,164人の利用となり、前年度比、宿泊678人減、休憩者8,200人の減、合計8,878人の利用者の減となりました。

決算額は、歳入総額で1億9,226万5,000円、歳出総額で1億9,171万9,000円で、歳入歳出差引額は54万6,000円、実質収支額は7万6,000円となりました。

歳入の主なものでは、事業収入で1億7,086万7,000円、繰入金で2,104万6,000円などとなりました。

歳出の主なものでは、経営費1億9,171万9,000円などとなりました。

次に、認定第6号は、平成29年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成29年度の利用状況は、宿泊人員2,362人、入浴人員4万3,363人、プール及び温泉共通人員1万7,256人、飲食利用人員3万6,592人の、合わせて9万9,573人の利用となり、前年度比宿泊者174人減、入浴者2,233人増、プール及び温泉共通利用者393人減、飲食利用1,000人増の合計2,666人の利用者増となりました。

決算額は、歳入総額で1億3,663万3,000円、歳出総額で1億3,662万

9,000円で、歳入歳出差引額は4,000円となりました。

歳入の主なものでは、事業収入で9,383万4,000円、繰入金2,540万円などとなりました。

歳出では、経営費1億3,662万9,000円となりました。

次に、認定第7号は、平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額968万3,000円、歳出総額841万8,000円で、歳入歳出差引額は126万5,000円となりました。

歳入の主なものでは、温泉使用料279万3,000円、繰入金584万円、前年度繰越金105万円などとなりました。

歳出では、温泉給湯事業費で841万8,000円となりました。

次に、認定第8号は、平成29年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は、57億2,405万8,000円、歳出総額は55億6,025万2,000円で、歳入歳出差引額は1億6,380万6,000円となりました。

歳入の主なものでは、介護保険料10億4,837万9,000円、国庫支出金で14億5,361万円、支払基金交付金14億5,503万6,000円、県支出金で7億8,894万5,000円、繰入金で7億9,450万7,000円、繰越金1億7,510万円などとなりました。

歳出では、総務費7,128万1,000円、保険給付費51億788万7,000円、基金積立金5,371万5,000円、地域支援事業費1億5,614万円、公債費1,900万円、諸支出金1億5,222万8,000円となりました。

次に、認定第9号は、平成29年度日置市

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額6億7,537万6,000円、歳出総額6億7,366万円、歳入歳出差引は171万6,000円となりました。

歳入の主なものでは、後期高齢者医療費保険料4億3,034万2,000円、一般会計繰入金2億2,897万2,000円、諸収入1,164万5,000円などとなりました。

歳出の主なものでは、後期高齢者医療広域連合納付金6億4,880万5,000円、保健事業費1,919万8,000円などとなりました。

次に、認定第10号は、平成29年度日置市水道事業会計決算認定についてであります。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査を完了しましたので、同条第4項及び第6項の規定により監査委員の審査意見書並びに当該年度の事業報告及び地方公営事業法施行令第23条に規定する書類を添えて議会の認定に付するものであります。

収益的収入については、給水人口の減少により、使用水量の減少の影響を受け、水道料金は381万6,000円の減となりました。全体では、水道事業収益8億884万1,000円、水道事業費用7億2,854万7,000円で、8,029万4,000円の当該年度純利益となりました。

また、資本的収支については、収入額が1億4,285万2,000円、支出額が4億5,960万6,000円で、差引不足額3億1,675万4,000円で、消費税及び地方消費税資本的収支調整額から1,675万4,000円、過年度分損益勘定留保資金から3億円補填をしました。

以上、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（並松安文君）

ここで、しばらく休憩します。次の開議を11時20分とします。

午前11時07分休憩

午前11時20分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから認定第1号から認定第10号までの10件について質疑を行います。

まず、認定第1号について、発言通告がありますので、田畑純二君の発言を許可します。

○20番（田畑純二君）

私は、平成29年度歳入歳出決算認定について、市長に全体的・総括的に質疑をさせていただきます。

監査委員作成の平成29年度日置市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書についてであります。

ことしの監査委員お二方作成の中身の濃い貴重な意見書ができ上がっておりますが、その作成に際しましてはいろいろとご苦勞、ご努力があったことと思っておりますので、この場をおかりしまして、まずお二方に、お疲れさまでしたと申し上げ、労をねぎらいたと思います。

この意見書の最後の部分、5、結び、33ページから36ページにかけて、3項目について監査委員の要請及び要望事項等が述べられております。

市長ももちろんこれらは読んでおられると思いますが、この中の5点について、市長の感想、意見と今後の取り扱い、取り組み方針等をことしもこの場であえてお尋ねいたします。

それらは、1番目、33ページ、1、未収債権収入未済額の収納対策についての下から9行目の中の「地道に取り組んでいただきたい」。

2番目、34ページ、終わりの3、4行目、「自主財源の確保に努めていただきたい」。

3番目、35ページに予算の適正な管理運

用対策についての終わりの9行の中の「手段を考えてもらいたいものである」。「とっていただきたい」。「望むものである」。

4番目、35ページ3、事務事業の執行についての終わりの14行の中の「発揮するように努めなければならない」。「何について執行していただきたい」。「努めていただくよう要望した」。

5番目、36ページ、終わりの5行の中の「取り組まれることを強く求めるものである」。「まちづくりの特段の努力を切望して云々とある」というものです。

これらの5点について、市長はおのおのどう思い、今後の取り組み方針をどのように考えておられるか。また、平成29年度決算全体について、どのように総括されているか。誠意あふれ、責任ある具体的明確な答弁を求めるものであります。

以上。

○市長（宮路高光君）

総体的に、けさほど両監査委員から最終的な報告も口頭でいただきました。この文書もですけど、総括的にいたしまして、28年度と比べますと職員の努力はあったという報告もいただきました。

このことも含めまして、この文言のことも含めて真摯に捉えながら、また行革等もやりながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（並松安文君）

次に、西菌典子さんの発言を許可します。

○15番（西菌典子さん）

私は、同じく決算につきまして質疑をいたしたいと思います。

諸事業に関しましては今多分同僚議員のおっしゃいましたように、努力が本当になされていると、また地道な努力が今後も望みたいと、そういう思いでおります。そこを評価申し上げたいと思います。

その中で、決算を見るとときには、私は決算というのは次の予算をどのようなふうにして執行していったらよいかというの、そこにつながっていくものと思って決算を見ております。

それで、後年度の予算とか行政執行にそれが生かされていくか、それから、どのような影響を与えたり改善につながっていったりと、そういうことを望んできょうは質問、質疑させていただきたいと思います。

3項目のことをお願いいたします。

1番目、滞納整理、債権管理についてでございます。

監査委員審査報告書では3ページ、それから成果説明書では29ページに載っておりますが、非常に努力をなさって、敬意を申し上げます。28年度が250人体制でなく、255人ぐらいでなされたということが今回は428人ぐらいで取り組まれたということなので、夜間戸別訪問など、本当に大変なご苦勞をなさっての成果だと、まず敬意を申し上げます。

その中で、預貯金などもあります、給与差し押さえというのがありまして、監査委員報告のほうでは38件、成果報告書では43件と、ちょっと数字には違いがありますが、それは別として、昨年度を見、28年度を見たら、1件でありました。それが38件あるいは43件と非常に急増しておりますが、その理由やそれ人数、延べ件数だと思いますので、その人数、そして、1人が何カ月ぐらいをしたのかとか、納税相談の状況などをお尋ねしたいと思います。

2番目で、維持補修費でございます。

維持補修費は成果報告書では7ページ、歳出別性質別な内訳の中では、全体の金額の中では0.5%、それから監査委員報告意見書では26ページに経常収支比率内で0.7%となっております。これは維持補修というの

はやはり市の施設や備品を大切にずっと長く使用するというのを日ごろから心がけて維持補修に努めるということが大切なことではないかと思えます。

まず、私もいろいろずっとの流れを、数値といえますか、どのくらいの割合でしているのか。また、他市との比較などもしております。そうしたときに、やはり0.3%の少ないときもありましたが、0.7%ぐらいというのをずっとそういうふうであったりして、類似団体では1.3%、他市などでも、鹿児島県内の他市などと比べても少ない状態というのが続いています、やはり新設をするのと、こういうふうにするのとではどうなのかということで、その必要性を感じますが、そこ辺はどういう状況なのかを伺います。

それから3番目でございます。今ご説明もございましたが、数値で診断もする。動きも見るとというのが大切な財政を見る一つの方法ではないかというふうで、私もずっと見たりしておりますけれど、経常収支比率費も改善されました。自主財源比率も上がってきて、すごいなど。また、市債現在高も少なくなったりして、よかったなと思ったりしております。しかし、30年度の6月議会であったような補正予算などでは、大きな財政になっております。

これ、決算書の4ページ、5ページのところを見てもみますと、国庫支出金とか県支出金、それから、それに伴って動く市債などの大幅なマイナスというのが結局経常収支、自主財源比率、そういうものなどを動かしているのではないかなというふうに関心、それが後年度の繰り出し、予算編成というか、そういう数値に影響を及ぼす影響、そういうのを感じているわけでございますが、今からは地方交付税の減、それから大きな大型事業などもいろいろと見られておりますけれども、こうした財政、後年度への、29年度におけるこう

というようなのが、後年度への影響というのを、あと30年度以降をどういうふうにかけていらっしゃるのか。

また、決算から今後のそういう財政状況などをどういうふうに見られていらっしゃるのかを伺いたいと思います。

以上3点です。お願いします。

○税務課長（松元基浩君）

それでは、まず第1点目の滞納整理につきましてご質問がありましたので、回答いたします。

まず、件数が38件と、監査委員のほうでは38件、今度の決算認定の審査補足説明資料では43件にて、数がちょっと違うんじゃないかというご質問というか、意見がございましたけれども、監査委員のほうの38件につきましては、一般会計の件数でございますので、38件となっております。43件というのはその他も含めての43件となっております。それを踏まえまして、給与差し押さえを行った人数でございますが、トータル5名ということでございます。滞納となっている月数で一番少ない月数の方21期、一番多い方92期分の滞納となっております。

それから、納税相談のあり方につきましては、納税相談の公正・公平の観点から、生活困窮者等で本当に納税の厳しい方については親身に相談に応じているつもりでございます。

また、分納誓約とか警告書等にも何の反応もない方、この方に限ってこのような給与差し押さえというような強行手段を行って、前年度は1件でしたが、今年度大幅に人数がふえているというような状況でございまして、今後も引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○財政管財課長（上 秀人君）

ご指摘いただきました維持補修費の件でございます。類似団体といたしますと、日置市

のほうは低い率というふうになっているようでございます。公共施設や備品についての維持補修の関係でございますけれども、やっぱり長く大切に使用するということが重要であるというふうに考えております。

その中で、市におきましては、費用あるいは耐用年数等も考慮した上で、維持管理費のコスト削減に取り組んでいるところでございます。

次に、経常収支比率の部分で、繰り越しの関係のご指摘がございました。また、今後の財政状況をどう考えるかという件でございます。繰り越しにつきましては、例年、国の補正予算等の事由に基づきまして繰り越しを実際しております。繰り越す際に、繰り越すべき財源が確保されているかどうかというところが一番重要なところで、財源がもし確保されていなければ繰り越しというのはできないということですので、後年度への影響というのは少ないものというふうに、繰り越しの部分は考えております。

また、今後の財政状況等につきましては、平成29年度の決算で基金の残高というのは増加いたしました。市債につきましても、残高は減少しております。そのほか、財政指標の実質公債比率、将来負担比率につきましても、改善ということで減少しておりますので、おおむね適正な財政運営が29年度は図られたということで、今後普通交付税が減少していくと、それと大規模事業の実施、あるいは等々を含めると、普通建設事業も今後ある程度は確保していきながら、地方債の残高の減少、それと積立金の増加、そういった健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（西園典子さん）

まず、1点目につきましてちょっと質疑いたしますけれども、これは、先ほど1人当

たりの月数というのは、一般会計では38件という、それから、全体では43件ということでもありますけれども、1人の人が何カ月分引かれたのかというのをお尋ねしたいと思っております。その点はいかがでしょう。

○税務課長（松元基浩君）

滞納月数に応じて滞納額が幾らというのが、先ほども言いましたように、少ない方で21期、一番多い方で92期分の滞納があると。その金額があるんですけども、その金額に、この方だったらこの給料で幾ら押さえるというのがありまして、1万円なり2万円なり押さえるんですけども、それが1期分の額に満たない場合もあります。また、給料の高い方は2期分、3期分ある方もいらっしゃると思いますので、そのカウントの何期分納めているのかという質問の集計は答えにくいところがございます。

ご了承していただきたいと思うんですけども。とにかく滞納のある方5名の方は、一番少ない方で滞納額が21期分、多い方で92期という滞納額があるということでございます。

○議長（並松安文君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

次に、認定第2号から認定第10号までについて質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております認定第1号は、各常任委員会に分割付託します。

認定第2号、認定第7号、認定第8号、認定第9号の4件は、文教厚生常任委員会に付託します。

次に、認定第3号、認定第4号、認定第10号の3件は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、認定第5号、認定第6号の2件は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第37 請願第2号国家プロジェクトとして薩摩半島広域道路ネットワークを充実し、半島の経済活性をはかる伊作峠トンネル建設を推進する要請について

○議長（並松安文君）

日程第37、請願第2号国家プロジェクトとして薩摩半島広域道路ネットワークを充実し、半島の経済活性をはかる伊作峠トンネル建設を推進する要請についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第38 陳情第5号日置市でもヘルプマークの配備と学校や地域におけるヘルプマークの周知の徹底を求める陳情書

○議長（並松安文君）

日程第38、陳情第5号日置市でもヘルプマークの配備と学校や地域におけるヘルプマークの周知の徹底を求める陳情書を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第39 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（並松安文君）

日程第39、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員の中から、市長

区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

現在、広域連合議会議員のうち市議会議員から選出する議会議員について、2人の欠員を生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき、選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える3人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行い、この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち当選人の告知は行いません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（並松安文君）

ただいまの出席議員数は22名です。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（並松安文君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（並松安文君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。点呼に応じて順次記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票を願います。

点呼いたします。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（丸山太美雄君）

議席番号と氏名を呼び上げますので、順次記載台にお進みください。

〔議員投票〕

○議長（並松安文君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（並松安文君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に是枝みゆきさん、富迫克彦君を指名いたします。立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（並松安文君）

選挙の結果を報告します。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票数22票です。有効投票中、井上勝博君4票、森川和美君13票、山口たけし君5票、以上のとおりです。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

なお、9月18日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午前11時54分散会

第 2 号 (9 月 1 8 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件	名
-----	-----	---

日程第 1	一般質問（14番、20番、6番、7番）	
-------	---------------------	--

本会議（9月18日）（火曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田昭浩君
吹上支所長	秋葉久治君	財政管財課長	上秀人君
企画課長	内山良弘君	地域づくり課長	橋口健一郎君
税務課長	松元基浩君	商工観光課長	脇博文君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	長倉浩二君
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君
農地整備課長	東広幸君	建設課長	宮下章一君

上下水道課長 宇 都 健 一 君
社会教育課長 梅 北 浩 一 君
監査委員事務局長 丸 山 太 美 雄 君

学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者兼会計課長 地頭所 浩 君
農業委員会事務局長 恒 吉 和 正 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、14番、山口初美さんの質問を許可します。

〔14番山口初美さん登壇〕

○14番（山口初美さん）

皆さん、おはようございます。私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。私に寄せられた市民の皆さんの声を市政に届け、一つでも多くの願いが実現するように一般質問に今回も立たせていただきました。大きな項目で5つのことについて質問いたします。

まず初めに、小中学校普通教室へのエアコン設置についてです。

猛暑から子どもの命を守るため、普通教室へのエアコン設置に直ちに取りかかるべきだと考えます。本市では、どのように進めていけるかを市長と教育長に質問いたします。

エアコンのあるなしが命にかかわる猛暑となり、小中学校の普通教室に早急にエアコンを設置しなければなりません。子どもたちが学校で健康に過ごし、また、勉強に集中できるように学習環境を整えることは、行政にとって喫緊の課題です。「行政の怠慢だ」などと言われることがないように具体的な計画をお示してください。

ことしの夏は、「危険な暑さ」という言葉もよく聞かれました。「迷わずエアコンを使ってください」との呼びかけもありました。遅くとも来年の夏までには、エアコン設置を完了できるように、最優先課題として取り組むべきと考えますが、市長と教育長の見解を

お聞かせいただきたいと思います。

次の質問は、受動喫煙対策についてです。

私は、たばこの害から、特に子どもを守る立場から、この問題を一貫して取り上げてまいりました。本市は、健康づくり推進条例を制定した、ほかには余り例のない特別な自治体です。

私たちの身近にあるたばこですが、たばこを吸う本人だけではなく、周りでその煙を吸わされる人たちにも害が及びます。肺がんや脳卒中、心筋梗塞、呼吸器系疾患、ぜんそくなど、さまざまな病気のリスクを高めること、認知症になる危険も倍増すること、乳幼児突然死症候群のリスクは4.7倍にもなることなどを訴えてまいりました。たばこは有害で、健康問題であることを、本市は特にきちんと位置づけて取り組む必要があると考えます。そこでまずは、喫煙実態調査に取り組まないか伺います。

3問目は、高過ぎる国民健康保険税の負担を少しでも軽くするため、子育て支援として、子どもの分の均等割額を免除することを提案しますが、いかがでしょうか。

4問目は、脱原発についてです。

まず、原発事故と台風や地震、津波などが重なる複合災害を想定した避難計画が必要ではないか伺います。

そして、7月24日に同僚議員の方々と私は川内原発の現地調査に行つてまいりまして、大変びっくりしました。川内原発の敷地内、ありとあらゆるところ、そして周辺の小高い丘の上のようなところも、見渡す限り、どこもかしこも工事中なんです。

地震対策だ、津波対策だ、竜巻対策だ、テロ対策だと言って、安全対策工事を二重、三重に行つておりました。一体この安全対策に幾らかかっているんだろうと思って聞いてみましたら、約1兆円という説明でございました。日置市の1年間の予算をはるかに超える

お金をかけて川内原発の安全対策が進行中でした。

市長、1兆円もかけての安全対策ですが、果たして、これで絶対安全と言えるでしょうか。市長の見解を伺います。

5問目は、子どもの医療費の高校卒業までの無料化と、病院窓口での無料化、現物給付について伺います。

日置市では、現在子どもの医療費は、中学校卒業まで無料になりまして喜ばれていますが、薩摩川内市など進んだ自治体では、高校卒業まで無料になっておりますので、本市でも高校卒業までの無料化をぜひ実施していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

また、ことし10月から、未就学児の非課税世帯に対し窓口無料化が実施されます。それに向けた準備の進捗状況についてお知らせください。

また、今回の現物給付、窓口無料化は、住民税非課税世帯に限定されます。未就学児のうち、非課税世帯のみを対象とすることにより、行政、医療機関、国保連合会におけるシステム改修にかかる費用が増大すること、事務手続が煩雑化すること、また、医療機関の窓口で、課税世帯か非課税世帯かがわかってしまうなどの問題があります。

ですから、日置市としても県へ、所得制限なしで実施するよう求める考えはないか伺います。経済的な理由から受診をためらうのは、非課税世帯だけではありません。子どもの命を守ることに、親の所得による区別や差別があってはなりません。このことを、日置市としても県へはっきり言うべきと考えますが、市長の見解を伺って、以上で1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の猛暑から子どもの命を守るため普通教室へのエアコン設置に直ちに取り組むべ

きだが、どう進めるべきかと、そのご質問でございます。

1、2は関連いたしますので、一括してお答えさせていただきたいと思っております。

ことし4月には、文部科学省が学校衛生基準を見直し、望ましい教室温度は17から28℃と改正されました。近年、学校が計測している室温の状況を見ますと、エアコンを設置するべきであると判断をいたしております。

設置の時期につきましては、多額の財源を伴うことから2カ年を考えておりまして、31年、32年度にやっていきたいと。国の財源措置があるというふうにもお伺いしておりますし、3分の1程度ですけど、またそのほかを考えますと、四、五億円必要という部分でございますので、なるべく小学校の子どもたちから先にして中学校を翌年度にする。2カ年計画の中で、エアコンを全普通教室に入れていきたいというふうを考えております。

2番目の受動喫煙対策の進め方について。

喫煙の実態については、平成27年度に調査を行い、第2次日置市元気な市民づくり運動推進計画の中で明記しているところでございます。

この計画は、平成33年度に中間評価を実施することとなりますので、この中間評価にあわせて調査を行うものとしております。

3番目の国保税の子どもの均等割額の免除について。

本市は、平成23年度より、一般会計から国保特別会計へ法定外繰り入れを行い、財政支援を行っている状況でございます。国民健康保険税については、これまでどおり地方税法に基づく低所得者世帯に対する軽減及び日置市国民健康保険税条例に基づく減免規定により対応することとし、子どもの均等割額の免除については、今のところ考えておりません。

4番目の脱原発についてでございます。

その1で、原子力災害の緊急時対応につきましては、内閣府の川内地域の緊急時対応の計画の中で、地区ごとにあらかじめ避難経路を設定し、被害の状況によりその避難経路が使用できない場合にも、ほかのルートを活用し避難を実施することとなっております。

複合災害が起こった際に、安全な経路により避難するためには、鹿児島県や本市以外の市町村との調整が必要であることから、県にその必要性について要望してまいります。

2番目の安全対策についても絶対安全はないと考えております。

5番目の子ども医療の高校までの無料化、窓口無料について。

平成28年の10月に中学校まで拡大をしてきたところでございますので、今のところ高校までの助成は考えておりません。

2番目でございます。条例の改正及びシステム改修委託が終了し、現在、対象者のリストアップ作業をしているところで、間もなく対象者に受給者証を発送する予定となっております。

3番目でございます。ことしの10月から、未就学児の非課税世帯を対象に窓口無料化を実施しますが、今後県に対しまして、所得制限なしで実施するよう求めていきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

1問目の小中学校へのエアコン設置につきましては、市長の答弁のとおりでございます。以上です。

○14番（山口初美さん）

今、一通りお答えいただきましたので、また1問ずつ伺ってまいります。

小中学校普通教室へのエアコン設置につきましては、私も数回取り上げてまいりました

し、同僚議員もかわるがわる、このことは取り上げて、やっとそれが実現するんだなという思いでおります。

私は、これまで取り上げるたびに学校の先生方や保護者の方からお礼を言われました。子どもたちや保護者の皆さん、そして先生方、市民の皆さんの願いがやっとかなうと思うとほっといたします。

しかし、2年がかりの工事を日置市は考えているということで、ご答弁をいただきましたけれども、どこから取りかかるのかと思いましたが小学校からということで、そのこともお聞きするつもりでしたけれども、小学校からということで、私は一遍に、日置市はそんなに学校の数も多くありませんので、集中して、できるだけ来年の夏には間に合うようにと思って、今回取り上げさせていただきました。

といいますのも、ことし事故がありましたよね。小学校1年生の男の子が、豊田市の子どもでしたけれども、熱中症により亡くなるという、そういう事故がございましたので、私のところにも市民の方からお電話がありました。本当に、子どもたちの学校での様子が心配だというようなことでお電話をいただきまして、必ず私は9月議会で、一般質問で取り上げて実現させるからとお約束をして、今回、覚悟を決めて、本当に絶対、今度はいい返事をもらうんだという、そういう覚悟で取り上げさせていただきました。

この質問をするに当たりまして、8月20日に同僚議員の坂口議員の計らいで、松元小学校のほうに同僚議員4名で、空調整備についての政務調査に行ってまいりました。松元小学校の校長先生や教頭先生、それから鹿児島市の教育委員会からは3名の方が来られて対応をしてくださいました。

子どもたちの体調にとってはもちろん、学習の集中力にも効果があり、学力の結果にも

エアコンの効果が出ていると、これは、校長先生からの説明がございました。

そして、鹿児島市の場合は、ガスを使ってのエアコン設置がほとんどだということで、私も初めてお聞きしてびっくりしたんですが、それから、設置工事には半年かかったというようにございまして。

日置市の場合も、ガスなのか、電気なのか、そこら辺の検討まで進んでいるのかどうかについて伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

議員の言う理解もわかりますし、先般7月に、教頭会と市長と語る会がございまして、そのときに教頭会から大変強いご要望をいただきました。そのときにも、教頭会のほうには説明を申し上げました。

基本的に、そういうことをした後に、国が補助事業であるということとございまして、恐らく、これを1カ年ですというものは、全国津々浦々、これを生産ができるかどうか、大変大きな課題であります。その補助金もですけれど、2カ年計画の中で、私どもは約四、五億かかるということで、これはあとは一般財源でしなきゃならない。

私のほうは、合併債をちょっと使おうというふうに考えておりますけれど、やはり財源の裏がきちとなければ、ただ、そのようにやりたいというのは、みんなわかっております。

ですけれど、やはり財政的なことも考慮しながら、市としては2年という部分の中でやっていくし、恐らく来年度注文しても、一気に、これだけ全国的になった場合は、私は、発注とか生産とか、これは大変な難しさがあると。現場の中で大変な——入札しても不調に終わる、そういう形が出てくる可能性もありますので、今の業界のほうで、このことにどう対応しているか、まずはその情報等もきちっと入れていきたいというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

この設置の仕事は地元の業者の皆さんで仕事を分け合って、できるだけ大手にどんと任せるのではなくて、仕事を分け合って、地元業者の皆さんが潤うような形にさせていただけたらと思いますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

先ほど言ったのは製造元なんです。地元を使うのは当たり前なことなんですけれども、その製造元のエアコンがつくれるかどうか、そのことが私、一番心配で、基本的には地元のいろんな中で業者は使っていくつもりであります。

○14番（山口初美さん）

わかりました。

さて、文科省は、希望する全ての学校にエアコンを設置できるようにしたいとして、2019年度予算に2,432億円を要求しているそうです。また、体育館への設置に活用できる緊急防災・減災事業債、これは総務省が熊本地震の教訓から、指定避難所へのエアコン設置も対象としたものです。起債充当率100%で、うち元利償還金の70%が交付税措置されます。このような財源を活用して、学校の体育館へのエアコン設置も進めていただくことを期待して、次の質問に移りたいと思います。

受動喫煙の問題でございまして、本市で、どのぐらいの人がたばこを吸って、害について知っているのか。その吸っている人の周りの煙を吸わされている人が、受動喫煙の被害についてどの程度知っているのか。

いろいろな調査の仕方はあると思うんですけども、職場だとか、地域だとか、それから各種団体など、できるところから調査に協力してもらって、実態をつかんで、市の行政として、その問題を解決していくような、そういう調査をしていただきたいと思うのですが、この点はいかがお考えでしょうか。

○健康保険課長（長倉浩二君）

先ほど市長のほうからも答弁がありましたとおり、平成33年度に向けての中間評価を行うということになっておりますので。内容につきましては、前回の内容を踏襲した形になるというふうに思っているところでございます。

以上です。

○14番（山口初美さん）

ここで、ある人物Kさんの体験をお話したいと思いますが、この方はステージ4の肺がんを患っていて、自分では喫煙の経験はなく、家庭ではお父さん、職場では同僚がたばこを吸っていたそうです。このことから、受動喫煙ががんの原因となった可能性は排除できない。だからといって、父や同僚を恨む気持ちはない、いずれも近い人だから。

このように、身近な環境で起きる受動喫煙では仕方がないと思われがちで、被害を訴える声は上がりにくいのです。

しかし、Kさんのお父さんは肺がんで亡くなる前、なぜたばこがこんなに害があるものかということを知りたくて誰にも教えてくれなかったのかと嘆いておられたそうです。そのお父さんの言葉を、今も忘れられないとKさんは語っておられます。

科学的に健康への悪影響が明確なたばこを「嗜好品」と呼び、迷惑かどうかというマナーの問題に位置づけてきた、このことがそもそも間違いではないでしょうか。たばこは、法規制が必要なほど健康に悪いものだという認識が、社会全体に広がるとよいと思いますが、この点、市長はどのようにお考えになりますか、お聞かせください。

○市長（宮路高光君）

基本的に、このたばこの受動喫煙は他人に迷惑をかける。特に、日置市におきます飲食店等におきましても、以前からしますと大分制約をかけて、吸わない場所がふえたという

のもあります。

ただ、一つだけ、たばこは害というのはよくわかります。ですけど、私どもの地域にもたばこ農家があります。農家で経営している人もいらっしゃいます。若干そこも配慮していかなければ、やはり悪い悪いだけじゃなく、農家でたばこをつくって大変多くの所得を得ている人もいらっしゃいますので、そこあたりのバランスというのも十分配慮していかなきゃならん。

ですけど、やはり他人に迷惑をかける、このことについては、十分、いろんな中におきまして、私どもも啓発していくべきだというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

ありがとうございました。

先ほど、お話ししたKさんというのは、日本肺がん患者連絡会理事長をされておられて、1971年生まれで、2010年に肺がんを発症されたそうです。

日本肺がん患者連絡会は、受動喫煙に悩む患者が、喫煙をやめてほしいという気持ちを周囲に伝える方法の研究、開発も進めているそうです。身近な人にそう注文するには心理的な壁があるからです。

「私たちが願うのは、一人一人が幸せに、一日一日を大切に生きること。喫煙者と対立するのではなく、その願いを共有して社会を変えていきたい」と、これは8月10日付の毎日新聞に載っていた記事を引用させていただきました。

さて、2020年東京オリンピックとパラリンピックに向けて、千葉市は、従業員がいる飲食店を原則屋内禁煙とする罰則付きの条例案を、市議会9月定例会に提出し、20年4月施行を目指しています。罰則付きの受動喫煙防止条例は、神奈川県、兵庫県、東京都に次いで4例目で、市町村では初めてだそうです。

日置市でも千葉市のような受動喫煙防止条例など検討してはいかがでしょうか。この点いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

このことについては、特に大都会におきましては、そのようにやっている市町村もあります。

私どももやはり地方といっても、やはりそのことは十分考慮していかなきゃならないと思っておりますけど、やはり関係市町村とも、県内におきまして、このことは一緒にみんなでやっていくべきであると。

ただ一市町村だけがやって効果があるわけではございませんので、鹿児島県の市町村、それぞれこぞってするときは、条例化してやるべきであるというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

市長には、ぜひその呼びかけも積極的に行っていただけたらと思っております。

喫煙と認知症の関連について最近言われるようになってきました。2017年に、喫煙により認知症発症が1.6倍増加すると報告をされています。高齢者の喫煙が認知症発症に一番関連するようですが、禁煙をすると認知症のリスクは非喫煙者のリスクまで下がるそうです。

そして、受動喫煙でも認知機能が障害される報告が幾つか出ていまして、受動喫煙の少ないグループから多いグループまで、4つのグループに分けて認知機能を調べた研究では、脳機能低下と受動喫煙の量には、はっきりとした関連があることがわかりました。最も受動喫煙の量が多いグループでは、基準としたグループより認知機能低下が44%もあることが報告されています。

認知症のことは介護保険とも直結する問題ですので、介護認定などの際には、家族の喫煙の状況なども気をつけていただくことが大切かもしれません。介護保険課では、喫煙の

実態について、つかむようにされているのかどうかについて伺いたいと思います。

○介護保険課長（福山祥子さん）

介護認定調査につきましては、日常的な介護の状況、手間がどれぐらいかかっているかという調査をするものでありまして、喫煙が介護の手間に直接かかっているかどうかの調査等は現在行っておりません。

○14番（山口初美さん）

国のほうできちんとこのことが位置づけられて、この調査の対象にもなっていく、いざずれです、これから、そういうふうになってくるんだろうと思っております。

ここで、加熱式たばこについて少し触れておきたいと思っております。

最近、テレビなどのCMも目にします。加熱式たばこは火を使いませんが、たばこ葉の加熱によって従来のたばこと同程度のニコチンを排出します。使用者本人が吸い込むエアロゾル——霧からは有毒な化学物質が検出され、においもあり、化学物質過敏症の人たちの脅威となっています。

JTのテレビCMは8月の初旬から民放各社で放送されております。ごらんになった方もあると思っております。JTの加熱式たばこのCMは、「火を使わないたばこ」「煙の出ないたばこ」「においがつかないたばこ」「新しいたばこ」と持ち上げています。

この放送に対し、日本禁煙学会とタバコ問題情報センターは、それぞれの理事長や代表理事名で、9月1日と8月31日、JT日本たばこ産業株式会社やBATブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパンのテレビCMを直ちに中止するよう、監督官庁の財務省などに要請したそうです。

市長は、加熱式たばこのコマーシャル見たことがおありでしょうか、その点お聞きします。

○市長（宮路高光君）

私は見たことございません。

○14番（山口初美さん）

お忙しいのでテレビをみる暇もないんだろうとお察し申し上げます。私は1回見たことがありますして、これはひどいなと思いました。

けさの毎日新聞、男性の喫煙率が3割を切ったという記事が出ておりました。厚労省の調査で、たばこを習慣的に吸っている男性の割合は29.4%となり、1986年の調査開始以来、初めて3割を切ったことが、国民健康・栄養調査でわかったとされています。

男女とも20代の喫煙率が低く、若者のたばこ離れが進んでいるということが書かれています。健康被害が知られるようになり、受動喫煙防止対策の一環で吸える場所が減っていることも喫煙率減少の要因と見られるというようなことなんです。

政府が定める健康目標、健康日本21は、2022年までに喫煙率を12%にすると定めていますが、本市も国が定めた同じ目標に向かって、しっかりと頑張っていけるように、本市の喫煙率、調べることは大変意味があると思いますが、このこと、もう一度、市長に伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

先ほども答弁したとおり33年に中間報告をしますので、そのときにその喫煙調査もやらせていただきますので、本市におきます、それぞれの喫煙率というのはわかってくると思っておりますし、ご指摘のとおり、この10年間、大変受動喫煙というのを、いろんな市町村、また議会の皆様からいろいろテーマとして出させていただいて、私は大変このことが進んできた。

10年前からすると、それぞれ認識を含めて、みんながいろいろとこのことに対策をして、行政としても、喫煙場所の確保をしたり、また設置をしたり、いろんなことをやっておりますので、大きな成果はこの10年間の中

で出てきているというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

たばこをやめて後悔する人はいないと思います。日置市における受動喫煙の対策として、まずはたばこの問題はマナーや本人の嗜好の問題ではなく、健康の問題なのだとということをしかり位置づけて取り組んでいただくことを期待します。

そして、まずはこの実態をしかりつかむ努力をいろいろなところでしていただくことを期待して、次の質問に移りたいと思います。

3問目は、国民健康保険税の子どもの均等割額を免除。

これが、子どものいる国保世帯、日置市では何世帯あるか調べていただいていますでしょうか。

○健康保険課長（長倉浩二君）

子どものいらっしゃる世帯が467世帯ございまして、子どもさんが839名いらっしゃるということです。

以上です。

○14番（山口初美さん）

福島県の南相馬市は、国保税の子どもの均等割免除が実現しました。対象者は260人で、財源は約1,300万円。これは一般会計から繰り入れるということでお知らせしておきたいと思っております。

市長にここでお尋ねしますが、子どもたちにまで均等割をかけるのは問題だと思いませんか。

○市長（宮路高光君）

国保の制度設計の中におきまして、均等割、世帯割、また資産割、所得割、この4つの分類があるわけでございますけれども、基本的に、今後この資産割がなくなります。

今、この国保につきましては県のほうに移管して、それぞれ県全体で考えていかなきゃならないという方向になっておりますので、子どもの均等割も、やはりここを減らしたら、

またどっかに来るんです。これが、今おっしゃったように免除することはいいんですけど、どっかから補填をしなきゃならない。一般財源からするのか、また、一般財源からしなければ、またほかの人にやります。

こういうふうにして国保税というのは仕組みがなっておりますので、ただ減免だけして、それで終わりということじゃございませんので、それを補完するものの財源がどうあるのか、そこまできちっと論議した中において、減免するか、何かするかということは、やはり考えていかなきゃならないというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

日置市では、財源は幾ら必要になるのかについて伺いたいんですが、わかっておりますでしょうか。

○健康保険課長（長倉浩二君）

先ほども申しました839名、これは高校生以下ですけれども、この方々の均等割を免除した場合、およそ2,300万円余りのお金が減るということになっております。

○14番（山口初美さん）

わかりました。

子どもの分の均等割が免除になれば子育て世代への支援になるということで、鹿児島県内では、霧島市で75%減免をことしの3月までやっていました。残念ながら今はなくなってしまっているんですが、特に世帯の人数が多いところ、子どもの数が多ければ負担が重いわけですから、ここはぜひ今後、前向きに検討していただくことを私は期待しております。

次に移ります。脱原発についてですが、このたび発生した北海道地震を受け、鹿児島県の市民団体「ストップ川内原発！3・11鹿児島実行委員会」の皆さんが、9月11日に、九州電力と鹿児島県に対し、川内原発1、2号機の即時停止と早急な廃炉を申し入れま

した。

北海道電力の泊原発では、わずか震度2であったにもかかわらず、外部電源が喪失し、非常用電源で使用済み核燃料を冷却したそうです。このことを市長はご存じでしたでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今の泊原発は停止しております。そのような中で、報道の中で知り得た次第でございます。

○14番（山口初美さん）

さらに、今回の地震を引き起こした震源が活断層であるかどうかは明らかになっていないことから、活断層がないとされる川内原発でも、直下型の地震が起きる可能性があるのではないのでしょうか。最悪の事態を想定して対策をとってほしいと思います。

そして、そこまで心配しないといけない原発は、即時停止して廃炉にするのが一番安心だと考えます。活断層のない場所でも震度7の地震が起これるという新たな知見を取り入れて、安全対策を一から見直すべきと考えますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

原発に対します安全性、これは大変必要だというふうに思っております。

特に北海道の場合、今おっしゃいましたとおり——ただ、そういう部分だけじゃなく、経済的にどうあったのか。大変今回の、原発じゃなくても、火力が停止したことにおいて、やはり電力というのが、いかに今の私どもの市民生活、また経済生活に密着しているのか。このことを十分考えていかなければ、あのよう恐らく今回、大きな莫大な損害があったと思っております。

ここあたりも、電力会社もでございますけど、やはり市民も私どもも、このことも十分考えて、今後いろんな協議をしていく必要があるというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

わかりました。

本当に安心して暮らせる日置市にするためには、本当に、近くに原発があるというのは脅威になっていると思います。

福島の人たちは、いまだに約5万人の人たちが家に帰れず避難生活を続けています。事故の原因もわからず、汚染水のタンクはふえ続け、処理し切れない汚染水は垂れ流し状態、福島はこんな状況なのに、私たちの身近にある川内原発は1号機も2号機も動いているんです。

市長を先頭に市の当局は本当に危機感を持って、市民の安全を第一に、国や県、電力会社に働きかけていっていただきたいと思います。このことについて、市長の見解を改めて伺って、次の質問に移ります。

○市長（宮路高光君）

今までも何回も答弁させてもらったとおり、私、基本的には、この原発は、今後なくしていかなきゃならないと考えております。それにかわる、いろいろエネルギー政策。やはりさっきも申し上げましたとおり、このエネルギー政策というのがきちっと確立していかなければ、大変、日本の経済、また私ども日置市におきます経済も不安視されます。

そういうこともやはり考えた中において、電力会社、県ともいろいろと対応策というように進めていくべきであるというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

次に、最後の質問に移ります。子どもの医療費の問題です。

現在、中学校卒業まで無料になったということで、今のところは高校までの助成は考えていないということで、ご答弁をいただきました。

高校卒業までの医療費の無料化は保護者にとっては安心が得られる一方、乳幼児と比べ

て高校生は総体的に医療費が低く、拡充しても自治体の財政負担はさほど大きくふえませんと、そういうふうにするんですが、日置市で、高校生の人数は大体何人でしたかね。どれぐらいの財源が必要なのかについて伺いたいと思います。

○健康保険課長（長倉浩二君）

前回、中学生まで医療費無料化を拡大したところによりますと、1,000万円ほど動かしております。

したがいまして、高校生まで無料化した場合も同程度の費用が膨らむんじゃないかというふうに思っているところでございます。

○14番（山口初美さん）

また、ぜひ前向きに、今後高校生までということも検討していただけることを期待しておきたいと思います。

10月から、未就学児の非課税世帯を対象にした窓口無料化が実施されますが、準備については、今まだ準備中というようなことですかね。その対象になるような方たちには、その文書を送るなりして、その方たちから申込書というのが役所のほうに来ることになっていると思うんですが、対象者には受給者証を発送する予定になっていますというご答弁でございましたが、対象者には全て発送されるのかどうか、そこら辺を伺います。

○健康保険課長（長倉浩二君）

今回、日置市におきましては、公簿によって対象者をリストアップいたしまして、その方々に申請書は上げていただかないで、こちらのほうから受給者証を発送するという形をとっております。

以上です。

○14番（山口初美さん）

わかりました。

着々と10月の実施に向けて進んでいるということで安心をいたしました。県に対しても所得制限なしで実施するように求めていき

たいということで、前向きのご答弁をいただきました。

これまで鹿児島県と同様に現物給付を実施していなかった沖縄県では、鹿児島県と同じく10月から現物給付を実施する予定ですが、所得制限は設けずに全ての子どもを対象としています。

国が全ての世帯を対象とした現物給付を認めているのに、なぜ鹿児島県は非課税世帯だけに限るのでしょうか。私は、どうしても納得いきません。

このことについて市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的に私もこの所得制限、これは設けるべきじゃないと思っております。どれだけ事務的に煩雑するかようわかりませんが、やはり子どもの無料化というのはわかっておる。どこも、そういうふうに市町村の中でやっておりますので、これは窓口でそのように、やはり医師会なのか薬剤師会なのかようわかりませんが、県とも十分意思疎通を図っていけば、そういうことはなくしてもできるのかなと思っておりますので、今後とも、県においてそういうことが早急に、所得制限をなしで、みんなが該当できる。

鹿児島県でもやっところまで来まして、ほかの県においては、もう早くからそういうことはしているところもいっぱいございますので、ぜひそういうことができるよう、また、県のほうにも市として要請をしていきたいと思っております。

○14番（山口初美さん）

市長のはっきりとした見解をお聞かせいただいて、本当に安心いたしました。

ここで、大分県の豊後高田市というところで、ことしの4月から、高校生までの医療費の無料化と、幼稚園から中学生までの給食費の無料化が同時に実施をされました。新しく

市長になられた佐々木市長が選挙のときの公約を実現されたものです。市レベルでの同時実現は全国初ということで、大変目立った例です。

市長は、このことはご存じでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、それぞれ選挙をするときに、どういう公約をするか、それぞれ候補者の力量だというふうに思っております。

やはり一番問題は、さっきも言ったように、財源というのがどこにどうインプットしているのか。ただ、候補者としてやりたいとか、したいとかそういう願望は強いというのは十分わかります。そのほうが市民受けになりません。

今言ったように医療費の無料化をしたり、給食費を無料化したり、そうすることで、やはり市民の皆様方、またご父兄の皆様の負担が少なくなる。どこかに、しかししわ寄せは来るということはわかっておりますので、ここあたりは、やはり適正な一つの方法、それは候補者が選んで、それが公約で通りましたからしなきゃならない宿命があったから、そのようにしたと思えますけど、しかし後々ずっとやっていけるのかどうかは、ちょっと私のほうも予測はできません、そこは。

○14番（山口初美さん）

今回で最後にしてまとめたいと思いますが、この豊後高田市の例は、やはり市のトップが、市長が、その気になれば実現できるんだという一つの例として、私はご紹介させていただきました。

市長が前向きに、市民の暮らしや福祉、また教育、そして、本当に市民の安全を守って今後頑張ってもらえることを期待して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（並松安文君）

次に、20番、田畑純二君の質問を許可します。

〔20番田畑純二君登壇〕

○20番（田畑純二君）

私は、さきに通告しました通告書に従いまして3項目一般質問いたします。

市政最高レベルの方針を引き出す質問として、第1の問題、人生100年時代に備える本市の政策についてであります。

1番目、今、日本は人生100年時代を迎えており、あらゆる世代が、この人生100年時代に安心して豊かに生きていくための方策や、それぞれの環境や置かれた状況を踏まえ、未来を見据えたライフプランをデザインしていくことが重要です。

このような状況下、我が日置市でも将来の厳しい状況を直視し、人生100年時代の中で、新たな自治体の姿と枠組みを真剣に検討していくべきであります。それには、民間や地域住民の力を最大限に取り込む工夫も欠かせません。そして、誰もが役割と生きがいを持ち続けられる生涯現役社会の構築に努めていくのも一方法です。

そこでまず質問いたします。人生100年時代に向けて、市長は本市の行政をどのように運営していくつもりか、今後の市長の政治姿勢を伺います。

2番目、平均寿命が延びる人生100年時代を迎え、若者世代の生き方、働き方は親世代とは違ったものになりそうです。親世代より20年ほど長生きすることから、これまでとは異なる人生観や生活設計が求められそうです。

市長は人生100年時代に備えて、日置市民の意識をどのように変革し、市民の適応力をどのようにつけていくつもりか、市長の見解と方策をお伺いいたします。

3番目、7月中旬、政府は人口減少時代の自治体行政の検討に着手しました。2040年ごろに自治体職員は今の半数になり、都道府県市町村制は現行のままでは立ち行かないと

して再設計を試みます。複数市町村による圏域を実質的な第3の自治体と位置づけ、都道府県の役割の見直しや、行政を補う共助の制度化も探ります。自治体の姿を変える抜本的な議論になるか注目されております。

このような状況下で、人生100年時代、人口減少、少子高齢化に備える本市は、鹿児島市ほか近隣市との関係をどのように深め、お互いの共生・協働をどう図っていくつもりでしょうか。市長の見解と今後の具体的方針、方策をお知らせください。

4番目、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は、去る3月30日、2045年までの地域別の将来推計人口を公表しました。それによりますと、全ての都道府県で30年から人口が減り始め、45年には7割の市区町村で15年に比べ人口が20%以上減ります。都市部への人口一極集中も依然として加速しつつあり、インフラなどの面で都市部の経済効果は上がる反面、高齢化に伴うさまざまな問題が深刻さを増してきます。

地域の活力維持には元気な高齢者の社会参加の促進も求められ、高齢者が安心して生活できるようにするには、シニア層の就業や学び直しの支援にも、今後地方自治体は、ますます力を入れるべきだと私は思います。

そこで、市長に改めてお尋ねいたします。人生100年時代に備えて、本市の人口減少、少子高齢化、過疎対策等を、今後さらにどのように進め、強化していくつもりでしょうか。市長の見解、考え方と詳細な具体的方針、方策を述べてください。

5番目、鹿児島県内の多くの企業のトップは、去る1月4日の仕事始め式で、働き方改革が叫ばれ、変化の大きい時代環境を背景に、組織と個人の挑戦を呼びかけました。

高齢者雇用安定法は、企業に、希望者全員の65歳までの雇用確保を義務づけております。1番目、定年を65歳以上にする。

2番目、定年制をなくす。3番目、60歳などの定年は変えずに、契約社員や嘱託などで65歳まで再雇用するのいずれかで対応するルールで、8割の企業は再雇用による継続雇用制度をとっています。

ある民間調査によりますと、50から64歳正社員で定年後も働きたい人は8割を占め、最近では100歳定年制も浮上し、日本全国で高齢者の雇用就業促進、高齢者活用も目立ってきております。

このような状況下で市長に質問いたします。人生100年時代へ備えて、市長は本市内の企業のあり方をどう考え、どう接していくつもりなのか具体的方針をお示しください。

第2点、本市の財政健全化と社会保障制度についてであります。

1番目、国の財政は、まだ健全化の展望が開けないが、地方財政は改善に向かっていると言われております。景気回復が徐々に地方にも広がっていることに加え、自治体の歳出抑制努力や、行財政改革はそれなりの効果を上げていることは背景にあると言えそうです。

先手、先手で構造改革を進める自治体がある一方、以前として、国に依存した自治体が多いのも事実です。もはや国を当てにできる時代ではなくなり、自治体は自立して、自由度高く行財政を運営し、みずからの道を切り開かなければならないと思われまます。

そこで市長に質問いたします。本市の現在の財政健全化の現状と課題は何で、それをどう切り開いていこうとしているか、わかりやすく、明確、具体的にお答えください。

2番目、本市の財政運営につきましては、合併以降、平成19年、23年、26年にそれぞれ財政健全化計画を作成し、あわせて第1次及び第2次行政改革大綱に基づいて取り組んできました。

そして、平成29年11月に、日置市財政計画——これは平成30年度から32年度

の——策定しました。今後、財政面で、自治体に、特に求められる取り組みは、高齢化に伴う社会保障費の増加圧力への対応であります。

そこで市長にお尋ねいたします。日置市財政計画の今までの実績評価と、今後の本市の社会保障制度等の進め方をどうするつもりでしょうか。明確、具体的にわかりやすく教えてください。

3番目、地方財政計画の財源不足の補填としては、1、財源対策債の発行。2、地方交付税の増額による補填。3、臨時財政対策債の発行、企業債の元利償還金分等があります。

本市では、財源不足への対応をどのように進めてきており、財政健全化をどう図っていくつもりなのか。ここで改めてお聞きしますので、市長の強い意気込みと具体的方針、方策を具体的にはっきりとわかりやすく説明してください。

4番目、地方自治体の財政破綻を回避するには、地域住民と傷みを分かち合うことが非常に重要です。本市では、そのときの財政状況を市民に対してどの程度、どう知らせ、予算編成の見える化をどう進めていますか、具体的にわかりやすく明確にお答え願います。

3番目、最後です。明治維新150周年に向けての本市の対応についてであります。

これに対しての3月議会の私の一般質問への答弁は、「幕末維新期の日置地域とのかかわりについて、企画展、講演会、史跡めぐりなど地域の文化財を活用した各種事業を通して、日置市の歴史的文化と観光資源のPRを行い、文化振興に努めたいと考えております」とのことでした。

この答弁以後、本市ではどう進めているか具体的にわかりやすくお示しください。

以上申し上げ、おのおのに明確な内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私

の第1回目の質問を終わります。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を
11時10分とします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の人生100年時代へ備える本市の
政策について、その1でございます。

先般、国による人生100年時代構想会議
において、「人づくり革命基本構想」が示さ
れたところでもあります。今後、国から具
体的な事業内容が示された中で、第2次
総合計画、総合戦略と照らし合わせなが
ら、まちづくりを進めてまいりたいと考
えております。

その2でございます。

今後、長寿社会へと変化する中におい
ては、社会情勢、経済情勢等の社会全
体が順応した構造に変化していく必要
があると思われ、適宜情報提供を行いな
がら、状況に応じて、市民生活に支障
を来すような事態が想定されれば、解
決に向けた取り組みを検討してまいり
たいと考えております。

3番目でございます。

かごしま連携中枢都市圏ビジョンによ
る市民活動応援講座の広域活用として
、鹿児島市が実施する人材育成等の各
種講座への参加を、地区公民館を通じ
て呼びかけております。このような取
組みを継続することで、地域づくり活
動を牽引していく強力なリーダーだけ
でなく、地域のコーディネーターが
できる人材が育つことを期待して
おります。

4番目でございます。

人口減少・少子高齢化等に対する課題
については、第2次日置市総合計画及
び総合戦略

において、具体的な施策を示している
ところであり、各事業を確実に、また
着実に進めることが大変重要である
と考えております。

5番目でございます。

地元企業においても、これらと同様に
、市場原理に基づき、経済情勢をはじ
めとする長寿社会についても対応する
ものと考えております。今後も引き続
き、異業種交流懇話会等による企業
間との交流を深め、時代に応じたさ
まざまな課題解決が図られるよう連
携してまいりたいと考えております。

2番目の本市の財政健全化と社会保
障制度について、その1でございます。

少子高齢化の進行に伴う社会保障関
係費の増加や、歳入の約3割を占める
普通交付税の段階的な縮減が始まり、
交付額が減少していることから、引
き続いて厳しい財政状況が続いて
おります。今後におきましても、平
成29年11月に策定しました財政計
画に基づき、安定的、持続可能な財
政運営に努めてまいりたいと考
えております。

2番目でございます。

合併以降、平成19年、平成23年、
平成26年、それぞれ財政健全化計
画を策定し、あわせて第1次及び第
2次行政改革大綱に基づく取組み等
により、市債残高の減少や積立基金
残高の増加、また実質公債費比率や
将来負担比率の改善など一定の成果
を上げてきたところでございます。

社会保障費の増加につきましては、ご
指摘のとおり、国や県と基調を合わ
せて、医療費の抑制等に取り組むこ
とが必要であると考えております。

3番目でございます。

予算編成時の財源不足額については、
主に財政調整基金等の繰入金で対応
しており、今後も財政運営に当たり
ましては、財政計画に基づき、市民
サービスの維持・向上等を図りつつ
、安定的で持続可能な財政運営に
努めて

まいりたいと考えております。

4番目でございます。

財政状況においては、毎年度、当初予算の概要、決算の状況、補正予算の状況、市債等の状況についてホームページや市広報誌等でお知らせしているところでございます。

3番目の明治維新150周年に向けての本市の対応についてでございます。

平成30年度の明治維新150周年の関連事業につきましては、県の地域振興推進事業を活用して進めております。

事業内容につきましては、11月23から25にかけて、幕末維新期における日置地域とのかかわりについての企画展や講演会、2日間のバスツアーなど地域の文化財を活用した各種事業を計画中でございます。当事業を通じまして、日置市の歴史的文化と観光資源のPRを行い、文化振興に努めたいと考えております。

以上で終わります。

○20番（田畑純二君）

市長から、それぞれ答弁をいただきました。それらの答弁とダブる部分もあるかもしれませんが、さらに深く突っ込んで、別の角度、視点からも含めて、いろんな重点項目に絞って質問していきます。

1、人生100年時代へ備える本市の政策について、今後の人生100年時代には、行政が進めるまちづくりにおいても、チャレンジする人を育てることが重要だと思われまます。誰もが活躍できる社会を構築するためにも、チャレンジする人財の育成が大事です。女性の活躍推進や働き方改革を積極的に進め、次代の社会の担い手を育てていくのは、今を生きる我々の使命だとも思われまます。

市長は、本市において、チャレンジする人財——「人財」の「ざい」は「財産」の「財」——の育成をどのようにして、さらに具体化していくつもりなのか、お伺いいたし

ます。

○市長（宮路高光君）

人材育成というのは、大変難しゅうございますけど、地域に合った人づくりという中におきまして、男女を問わず、積極的に活用したいというふうに考えております。

○20番（田畑純二君）

20番。それから、長い老後をどう過ごすかは、多くの人にとって切実な問題です。従来の人生観や人生計画に関する個々の意識を変えなければなりません。年金や雇用などの公的制度の改革も必要で、人生100年時代に向けてのパラダイムシフト、これは難しい言葉ですけども、このことは社会的価値観の革命の変革がパラダイムシフトと言われるのです。これが迫られていると言われているんです。

年齢区分による画一化を見直し、全ての年代の人が希望に応じて活躍できるエイジレス社会を目指す、このような政府の実施する高齢者対策の中長期的な指針、方針となる2018年の高齢社会対策大綱が閣議決定されました。

高齢社会対策大綱は、5年に一度見直されており、これに基づいて具体的な政策がつけられていることとなります。この大綱は、65歳以上を一律に高齢者と定義している現状を改め、公的年金や就労に関する制度を個々の意欲や健康状態に基づいて柔軟なものに変えていくことを意味しています。

市長は、この大綱決定をどのように受けとめ、今後の本市の政策、市政運営の中でどのように生かしていくつもりか、具体的に答えてください。

○市長（宮路高光君）

人生100年、私ども、きのうも敬老会があちこちで開催されまして、そこにも出会させていただきました。私ども日置市で、人生100年、100歳以上の方が今65名でこ

ございます。恐らく100名ぐらいになるのに、あと二、三年はかかると思っております。

ですけど、基本的にこの人生100年の中の制度設計が今すぐどう適用していくのか、このことについては、まだいろいろと考えをしていかなきゃならないというふうに考えております。特に、今、年金の問題とか働き方改革とか、いろんなことを言われておりますので、人生100年ということに限らず、今の時代に沿った形で、どう市の運営をしていくのか、このことが一番重要であるというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

20番。もうちょっと言いますと、この大綱では、70歳以降の年金の繰り下げ受給を可能にすることが盛り込まれました。高齢者の働く意欲を促し、70歳を過ぎても働き続ける人がふえれば、年金制度の持続可能性を高めることにもつながります。高齢者向けの仕事に関する情報提供や就労支援を充実させるということも必要です。

市長は、このことをどう思われ、今後どうされていくつもりか、市長の見解と今後の方策をあえてお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

この年金制度につきましても、今65歳というふうに言われておりますけど、行く行くは70になる、そういう可能性はございます。その中で、働き方改革の中で、人口が減っていく。生産性のその方々も人口が減っていく。日本の中において、どうしても65歳、また70歳以上の方々の働き方というのも考えていかなきゃならない。それにあわせて、年金制度がどうなっていくのか。ここあたりも、今後大きな考え方だと思いますので、国の動向、私のほうも注視しながら、市政への反映といいますか、そういうものに役立てていきたいというふうに考えております。

○20番（田畑純二君）

今、市長から答弁いただいたんですけど、具体的に申しますと、今度は、この大綱では、各地のハローワークに生涯現役支援窓口を設置して、意欲のある高齢者の就労に向けた支援を拡充していくことが盛り込まれました。

最近は、会社、役所を定年した後、それまでの経験を生かして、みずから新しい会社、NPOなどを設立する人がふえています。このため、日本政策金融公庫の融資などを使って起業を後押しすることも強化します。サービス産業や医療・福祉業界を中心に、慢性的な労働者不足が起きている現状では、65歳を過ぎた人々の雇用継続や再就職を促すことは、産業社会にとっても重要です。

市長は、このことを今後どう対処するつもりか、改めてお答えください。

○市長（宮路高光君）

人それぞれ体力的なものもあるというふうに認識しております。65歳以上でも、元気な方は働けばよろしいし、またそれぞれの業種形態によって働き方も違ってくると思っておりますので、その人それぞれの皆さんが働き方を考えていけばいいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

20番。さらに申しますと、人生100年時代においては、就業も80歳まで見据えることができるようになります。昨今の技術革新のスピードの速さを考えれば、我々が学ぶべき対象も大きく変化しているように思われます。今後はますます年齢に関係なく、学び続けることが重要です。機会を見つけて、本格的な学び直しをする必要になってくると思われます。

リカレント教育、このことは生涯にわたって教育と就労を交互に行うことを勧める教育システムでございます。このリカレント教育、このあり方が重要な政策課題になっているゆえんであると言われております。人生

100年時代に各個人の性格力を伸ばすためにもこのリカレント教育、最近あちこちで言われるようになってきておりますが、このリカレント教育を大学や生涯教育にも反映させるべきであると、このように主張をする人も出てきております。

それで、市長は、このリカレント教育についてどう思われ、理解し、今後の市政運営の中でどう反映されていくつもりか、市長の対処方法をお示してください。

○市長（宮路高光君）

リカレント教育を国のほうも政策的にやろうとしておりますので、私ども市のほうも国の要綱、そういうことを注視して今後いきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

20番。人生100年時代を享受し得る豊かな時代には、ただ生きるだけでなく、豊かな充実した人生を政府、自治体、行政など公的機関に頼ることなく、自立的に実現できるようにしなければならないと考えられます。そのために個人の職業寿命や個人の金融資産寿命を延ばすことが必要であります。

また、仕事をする事自体が所得を得るためだけでなく、職業人として、また個人として成長するための貴重な機会となるべきです。職業寿命を延ばすのは、その意味でも大切なことであると思われま。

市長は、このような考え方、やり方をどのように思い、評価されますか、そしてこのような考え方、やり方を聞かれて、日置市民の意識をどのように変革し、市民の適応力をどのようにつけていかれるつもりか、なお一層、さらに深く突っ込んでお聞きしたい。

○市長（宮路高光君）

それぞれ社会構造の変化によって、それぞれの働き方が変わってくるというふうに思っておりますので、さきも申し上げましたとおり、その人それぞれであるというふうに認識

しております。

○20番（田畑純二君）

20番。健康寿命、職業寿命、産業寿命などを延ばす主体は、一人一人の個人であります。政府、自治体、行政の役割は、基本的には、その環境を整備することです。人生80年時代の政府、自治体、行政の役割は、個人にさまざまなサービスを提供することだったかもしれません。

しかし、人生100年時代には、それらの役割は、一人一人が自立的に、いつまでも生き生きと活躍できるような基盤を構築することだと思われま。

市長は、本市ではこのような基盤をいつごろまでに、どのようにして、どんな基盤を構築していくつもりなのか、市長の見解、方針と具体策をさらに深く突っ込んで、詳しくお答えください。

○市長（宮路高光君）

基本的に職業寿命、健康寿命、またそういうものについては、個々それぞれ違うというふうに思っておりますので、行政が一律にこうなさいという部分は大変難しいというふうに思っておりますので、それぞれ個人の方々のやり方を尊重していきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

それから、さらに言いますと、普通の見方、こういう見方もあるちゅうことをちょっとあえて言いますけども、市長は、それに対してどうお考えかですね。人生100年時代には、3Kから3Sへ各個人の重点を移すべきだと主張する人もおります。その3Kとは、会社、肩書、家庭のK、それから3Sとは、仕事、趣味、社会貢献のSのことです。

それで、このように言う人がいます。寝たきりや認知症になるかならないかの境目は、誰かの役に立っているという意識があるかどうかと、2番目に、多くの人にとって自分が

必要とされている役割があるという感覚は生きる支えになるはずだ、3番目に、誰もが棺おけに1人で入っていく人はいない。人間など、しょせん迷惑をかけ、かけられる存在だ。いつか支えられる立場になるのだから、今から誰かを支えておこう。そうやって寄り添い合う社会になれば、もっともって日本人は未来を楽観的に考えられるようになるのではないだろうか、このように言う人もいますけども、市長は、このような考え方、やり方をどう感じ、評価しますか、そして今後日置市民にどのように接していくつもりか、さらにお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今、大変難しいお言葉で言っておりますので、ちょっと理解をするのが難しゅうございます。3Kから3S、それぞれ何に載っておったかわかりませんが、そういう部分については、さっきも申し上げましたとおり、個人の解釈という部分がございますので、3K、3S、どういう意味の中で人生を送ればいいのかかわかりませんが、それぞれ個人を尊重していくべきであるというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

さらに申しますと、今後は人口減に引き続き、職員も減少し、自治体の役割は縮減するとも予想されています。既に人口減少の著しい地域では、自治会など地縁組織が一部機能を肩がわりしていますが、こうした共助、ともに助け合う共助の拡大が全国で不可欠になると予想されています。

このような状況下で、首相の諮問機関「第32次地方制度調査会」で、7月から制度設計の議論が始まっておりますが、特に都市部は地縁組織が脆弱で、研究会は、住民や企業などを巻き込んだ共助の体制づくりを指導する役割を自治体に求めております。そのため法制度も検討課題になっています。

それで、もちろん基礎自治体の行方で大事なことは、当事者である住民と自治体が地域の将来について真剣に考え、選択することを求めると、これは言わずもがなことなんですけれども、この観点から、本市でも地区公民館を中心に共生・協働の地域づくりをこのところ進めてきておりますけども、今後はこの共助、ともに助け合う、こういう観点もより大事にして、組織づくりを強化、変革していく必要があるというふうに思われます。

市長は、今後どうしていくつもりか、市長の意気込み、やる気と具体策をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

今、地区館制度の中におきまして、あらゆるいろんなものを共生・共助といいますか、やっております。このことをそれぞれの地域、地区館でもいろいろと規模的なものとか違いますので、そういうものを含めて、やはり助け合いの精神というのは大事なことでございますので、こういうことの価値観というものを共有できる、そういう組織であるべきであるというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

それから、今度は本市の財政健全化と社会保障制度についてでございますけども、国としては、自治体の行財政運営の過剰な関係を見直しつつ、自治体の自助努力を引き出す環境整備を進めるとともに、頑張る自治体を支援する仕組みを定着させていく必要があるというふうに思われます。

そこで、市長に質問いたします。

現在、日本では自治体の健全な行財政運営の自助努力を引き出す環境整備は十分整っているとお考えでしょうか、もし不十分と感じておられるなら、今後どうして国に働きかけていくつもりか、市長のやり方をお示してください。

また、頑張る自治体を支援する仕組みをど

う感じ、受けとめておられますか、もし不十分とお考えなら、今後どういう手段をとっていかれるつもりか、市長の今後の具体的やり方をお示してください。

というのは、全国の自治体が、提案募集方式というのが今全国、日本でとられていますので、我々日置市でも、この提案募集方式を活用して、声を上げていくことが重要だというふうに私は思いますけども、だからあえてこういうことを市長に質問するんですけど、市長の答弁をお願いします。

○市長（宮路高光君）

今、地方創生の中におきまして、それぞれ地方の提案型、そういうことも大事であるというふうには思っております。

ですけど、市町村、市であっても800ぐらいの市、本当に1万から約200万、300万という市まで幅広い部分がございますので、何がいいのか、何が悪いのか、どういう方法が適用するのか、それはそれぞれの自治体で考えていかなければならないことであるというふうに認識しております。

○20番（田畑純二君）

ちょっと社会保障制度について、市長に改めてお聞きしますけども、社会保障は、国が国民の最低水準の暮らしを確保する制度であります。国民に痛みを求める負担増や給付抑制の議論を避けて、痛みを先送りして、制度の破綻を招いては、元も子もありません。

それで、市長もよく見られたと思うんですけども、去る14日に行われました討論の中で、安倍首相は、生涯現役の実現を掲げて、3年間で社会保障改革を断行すると宣言しました。まずは、長時間労働是正など、高齢者が働きやすい環境整備をし、65歳以上の雇用継続を可能にする仕組みをつくと強調、公的年金の受給開始時期も70歳過ぎても選択できるようにするとしました。

市は、このことをどのように捉えて評価し、

今後どう生かしていくつもりか、これは国の方針ですから、当然そういうふうに従っていかなきゃならないということはわかるんですけど、だからこれに対して市長はどのように思っているか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○市長（宮路高光君）

総理のほうが今回総裁選におきまして、3年間で社会保障の確立をやっていきたいと、またそのことで具体的には何も出てきておりません。ただ、社会保障という一つの漠然的な形で言うておりますので、私どもはそういう具体的な政策が出てきたときにどう思って、どう感じて、どうまた市民に話をしていくのか、その時点で考えていきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

政府は、5月21日の経済財政諮問会議で、医療や介護、年金などにかかわる社会保障給付について、高齢者数がピークに近づく2040年度に約190兆円に上るとの推計結果を初めて公表しました。18年度の約121兆円から1.5倍以上に膨らみます。給付の財源は、主に国と自治体の公費や保険料で賄われ、18年度に比べて、公費、保険料とも30兆円ふやす必要があります。政府は、推計をもとに費用抑制策や税、保険料負担のあり方を検討していることとなります。190兆円は18年度予算の一般会計総額の約2倍に相当です、これは日本の場合ですけれど。

それで、市長は、この推計をどう思い、認識され、本市では、今後どう対処していくつもりなのか、果たして一定問題があるのか、市長の率直な意見と見解をもう少し詳しくお聞かせいただきたい。

○市長（宮路高光君）

2040年ということを見据えた中で、それぞれの金額が出ておりますけど、まだ私、

二十数年ございますので、このことをどう思うかと言われてみても、お答えはしにくい部分がございますので、控えさせていただきたいと思います。

○20番（田畑純二君）

先ほどちょっと答弁をいただいたんですけども、さらに申し上げますと、今後とも住民の負託に応えられるように、健全で持続可能な財政運営を行っていく必要があるということは申すまでもありません。そのために、できるだけ多くの市民の皆さんに、現在の日置市の財政の状況をできるだけ詳しく知ってもらい、きちんと説明して、ある程度の負担と不利益もお願いしながら、市民の皆さんのご理解とご協力のもと予算編成を行っていく必要がある。これは当然のことです。

市長、本市では、予算編成の見える化を今後ともさらにどう強く進めていくか、一応こうやっているという、先ほど市長の答弁ありましたんですけども、こうやっているということではなく、今後さらに、具体的にどうして市民のほうに示していくのか、もうちょっとそこら辺を詳しく述べていただきたい。

○市長（宮路高光君）

市民の皆さん方には、広報誌等を通じながら予算編成のあり方を啓発しておるところでございます。また、あらゆる機会を設けましても、市民との対話がございますので、そういうときにいろいろとお話をさせていただきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

あと2分ですけど、2分以内であれします。だから、今申しましたように、市民への今一番大事なことは、市民の皆さんの理解と協力を得ながら進めていかにゃいかん。そして、ある程度の負担も、それからそういう皆さんにちょっと負担をしてもらおうようなことも、ある程度あえてやりながらやらないと、ただ、住民のいいふうがいいふうにだけとっていい

ても、ちょっと財政的に厳しくなるんじゃないかという見方もあります。市長は、そこら辺をどういうふうに考えておられますか。

○市長（宮路高光君）

財政運営をするには市民の負担、私どもは市民税いただきながら、それに基づきまして市民サービスやっつけていかなきゃならないというふうに思っておりますので、負担と義務ですか、そこあたりの部分をどうバランスよく市民の皆様方にサービスもやっつけていけるのかどうか、今後ともこのことについては十分注意しながら進めていきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

もう1分ですので、これで終わりにしますが、先ほどの一番最後の部分で、今、テレビ放送の中で、この人生、明治維新150周年に向けての本市の対応についてということ、一応こういうことをやっているとお聞きしたんですけど、もうちょっと具体的に、ちょっと効果が上がるようなやり方も考えていって、もうちょっと積極的に、せっかくの機会ですので、日置市を売り込めるような、PRできるようなやり方をもうちょっと、今後さらに検討していったらどうかなと私は思うんですけど、さらにそこら辺までもうちょっと突っ込んで、ちょっと今後のやり方、考え方をちょっとお聞かせいただきたい。それで最後にいたします。

○商工観光課長（脇 博文君）

先ほど市長も答弁いたしましたとおり、県の推進事業等を活用いたしまして、観光バスツアー、そういったものを開催いたしまして、明治維新150周年の周知、啓発、こういったのを今後十分に進めていきたいと考えております。

○議長（並松安文君）

次に、6番、福元悟君の質問を許可します。

〔6番福元 悟君登壇〕

○6番（福元 悟君）

昼前の時間帯になりましたが、一般質問を3番目として行ってまいりたいと思っております。通告のほうに従って、ご答弁を願いたいと思います。

近年農林業の担い手不足が叫ばれ、本市でもあらゆる施策を組み合わせながら、この対策を講じてきているところであります。

さて、吹上地域や日吉地域に新規就農の動きが見られるものの、耕作規模の小さい伊集院地域では、イチゴやお茶など特別な作物を除き、普通作における後継者不足が顕著で、5年先に今の耕作が続くか懸念されます。現在でも圃場整備を終えた農地が一部であります。荒廃化が見られます。

優良農地は、将来にわたり農業経営に寄与していくことが本来の目的としているところでもあります。一方で、小規模であります。伊集院地域では宅建業者による宅地化の動きがあり、これは交通体系の充実や生活の利便性により、内外からの人口移動が見受けられるところであります。

鹿児島市あたりからの転入であれば、人口増が図られるため、またこの件については、一方では歓迎すべきところでもございます。これからの本市の人口維持を考えると、将来の農業生産の担い手の問題、今後の農業生産の基盤整備に期待が持てない地域では、有効な土地利用の観点から十分に検討し、農振地域の見直しなどをも視野に入れていくべきではないかということをご冒頭に申し上げて、質問をさせていただきます。

まず、農振農用地区域に係る区域除外申請の現状について伺ってまいります。

前年度の申請件数と除外実績はどうなっていますか。

2番目に、市街地近郊農地に対する考え方はどういうふうになっておりますか。

3番目に、本年度策定の都市計画マスター

プランとの再調整は図る必要がないのか。

次に、農業委員会に対しましては、農地転用の考え方について伺いをいたします。

市街化近郊農地の転用申請に対する基準と例外について、どう対応しているか伺うものであります。

次の質問項目につきましては、これまでの議会審議や一般質問の経緯を踏まえ、また先月行いました産業建設委員会における閉会中の行政視察をさらに踏まえて、課題とその解決について提案をしていくものであります。

まず、先月実施いたしました行政視察では、香川県の1級河川を管理する国道事務所土器川出張所を尋ねました。河川敷の除草処理に長年苦慮されてきており、平成12年度までは野焼きの方法も行ってきたとしておりました。法律改正や平成15年度に示された国土交通省における重点施策「緑のリサイクル推進事業」を機会に、堤防や道路で大量発生する草を堆肥化していく取り組みが実証をされておりました。

堆肥の製造工程は、ここでは省きますが、おおよそよい堆肥の条件は、十分な切りかえしが必要であります。大変な手間もかかり、また切りかえしを怠ると、酸素が供給されず、腐敗状態に陥り、悪臭の発生やハエなどの虫が付き、環境を悪化させるそうです。

しかし、今回香川県のほうで実証されていた堆肥は、酸素が少なくても活動できる微生物の活用により、製品までの切りかえしも2回程度、黒いビニールシートをかけて、60℃から70℃に温度を上げて完成をさせておりました。

一方で、品質面では、窒素、リン酸、カリ比で、パーク堆肥の品質基準を上回って、ニンニクの栽培試験では、通常の3倍の収量があったと説明を受けております。

さて、本市の雑草の処理については、現地処分やクリーンセンターでの焼却処分として

処理していますが、ごみ処理施設もさらに広域化され、南さつま市を候補地として計画が進んでおります。

さらに、遠距離になるため、処理経費もかさんでまいりますので、今後の市道や公園等から発生する雑草処理の再資源化については取り組まれないのか、お伺いをするものであります。

まず、1番目に、処分の現状と諸経費はどのようなになっているか。

2番目に、市道や河川愛護作業から出た自治会からの処分依頼はどのような状況でしょうか。

3番目に、堆肥化を図り、市民へ無料で提供できないのか。

それから、民間事業者との連携を図って、省力化を図るべきではないのかということを経験項目として、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の農地転用について、その1でございます。

その中で、アでございますけど、平成29年度の農用地区域からの除外申請は6件で、実績としましては一部年度をまたぎますが、同じく6件となっております。

イでございます。

市街化近郊の農地についても、農用地区域の外周部であり、適正な農地転用計画と土地改良事業完了から一定の年数を経過していれば、県へ除外の同意を求めることができると考えております。

ウでございます。

現在、都市計画マスタープランの策定を手がけておりますが、都市近郊の農地のあり方としましては、おおむね5年ごとに実施する農業振興地域整備計画の見直しにおいて、宅地化の進展や地域の将来性などを総合的に検討し、県と協議してまいりたいと考えており

ます。

2番目については、農業委員会事務局から説明をさせます。

2番目の雑草等の再資源化についてのことでございまして、1番目のアでございます。

市の行う市道や公園の除草作業で発生した雑草は、現場で処理できない分は、市の置き場やクリーンセンターへ持ち込み処理している状況でございます。この持ち込みは公用として搬入しているため、処分手数料は発生しておりません。

2番目でございます。

自治会の愛護作業で出た草の処分依頼は、ほとんどが市街地や近郊の自治会で、現場での処理ができないことから、30の自治会からの依頼を受け、市の置場やクリーンセンターへの持ち込み、処理をしている状況でございます。

ウでございます。

堆肥化することになりますと、害虫発生や雑草の種の混入拡散や経費、作業スペース等の課題が考えられますので、これらの課題の整理が必要と考えております。

エでございます。

堆肥化を始めるとなりますと、民間業者との連携や協力をいただく必要もあると考えております。

以上で終わります。

○農業委員会事務局長（恒吉和正君）

（2）の農地転用の考え方についてのご質問ですが、農地法は優良農地の確保と計画的な土地利用の推進を目的としていることから、農地を農地以外のものに転用する場合の許可に当たっては、農地法及び関係法令による許可基準に基づき、当該農地の審査・審議を行い、許可・不許可の決定を行っております。

○6番（福元 悟君）

6番。お答えをいただきましたが、まず農地転用というよりも、農振農用地区域の除外

に係る分から質問を重ねさせていただきたいと思っております。

報告もいただきましたが、ただいま6件程度ということで、申請件数と実績が、申請出されたものは除外しているという現状は、今、報告を受けたところですが、この申請に当たるまでに現場の農林水産課のほうにはいろんな形で問い合わせも出てくるのではないかと考えるところです。

そういった意味で、地域別に見まして、特にそういう相談とか申請とかの地域が変更しているのか、それとも大体4地域同じような申請なのか、これの実績は宅地化に伴うものなのか、状況をお聞かせいただきたいと思います。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

平成29年度の農業振興、農用地区域からの除外につきましては6件ということでございますが、29年度につきましては6件中、2件が宅地で、一般住宅の宅地による除外でございます。いずれも、伊集院地域の飯牟礼地区でございます。

以上です。

○6番（福元 悟君）

申請に至るまでのということで少し触れましたけれども、いろんな相談は電話等なり、この申請に及ぶまでの状況というのはいかがですか、農地に対しての除外ということでの問い合わせということで、一般的でよろしいんですが、お聞かせください。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

農用地区域からの除外の相談ということでございますけれども、ここ数年、太陽光発電の施設の相談も多うございます。一時期、売電単価の関係で減っておったんですが、ここ一、二年、また大分ふえてきている状況です。ちなみに、28年度につきましては4件の申請がございまして、うち農家宅地としましては、農家住宅が1件、その他の3件につつま

しては、資材置き場であったり、太陽光発電であったり、駐車場敷地というような形で、さまざまな除外、転用目的の案件で相談がございます。

以上です。

○6番（福元 悟君）

6番。今お伺いしますと、さほど問い合わせというか、申請に至るまでの件数も少ないというふうに見受けたところではありますが、都市計画区域となりますと、吹上、東市来、それと伊集院ということではありますが、顕著に見えるのは伊集院地域のこの市役所周辺あたりで、非常に都市整備が進んでまいりまして、農業振興地域との明確に区分された部分が今のところ円滑に動いているということが伺えてきました。

しかしながら、市街化に対して、さらに人口増加を図って、今後日置市が目指す総合戦略で、市民と約束しました4万人の維持を図るという面では、非常に集中できるところへの条件といいますか、その条件の一つに農業振興地域の見直しというのが、求められてくるのが今の動きかなというふうに考えるところです。

そういったところで、多少私のほうにも宅建業者といいますか、状況も耳に入る状況でございますが、今後このような小規模が断続的に続くとなりますと、一体的な整備も図れないところでもあります。この辺の市街化近郊農地に対する考え方はどのようにお考えか、市長、お伺いいたしたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

基本的に、この市街化区域に対します農用地のあり方、特に大きな中におきまして、この人口対策、こういうものが一番大きな素因になるというふうに思っております。特に、今ご指摘ございました伊集院地域、特に郡地域の中におきまして、まだ区画整理、農業基盤整備をした地域がたくさんございます。こ

こあたりの地権者の皆さん方との合意を含めて、この近郊のところに宅地開発をしたい。基本的にはそういう業者の皆様方を含め、そういう部分で、市といたしましても、人口対策を含めて、環境的にきちっと整備していけば、除外をして、人口対策をやっていききたい、さように考えておりますので、いろいろ場所によってケース・バイ・ケースもございますので、早目にそういうところにおいては、業者の皆様方も相談に来てほしいと、それに十分のって、県との協議も進めていきたいと思っております。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時からとします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（福元 悟君）

それでは、再度質問を行ってまいります。

3番目のところですけど、都市計画マスタープランとの再調整ということで質問を上げましたけれども、さきの6月議会でも、この一般質問の機会に同僚議員のほうから都市計画マスタープランに対する進捗状況について質問が出されていたようです。今回は用途地域の見直しを目的としているということですが、将来に向けて、土地利用に対する線引きをどうしていくかということで、今後検討すべきだということで、通告もいたしましたけれども、先ほどの市長の答弁の中でも、農振地域等の見直しにおいて、5年後を目安として県との協議を行うということで答弁もいただきました。

そのようなことで、非常に人口増加に対する受け皿として、どうしても高齢化で人口が減ってまいります。農振農用地区域も非常に

大事な優良農地であります。人口維持していくためにも、こういう都市計画区域との整合性をやっぱりにらみながら、人口を稼げるところでは稼いでいくというような取り組みも必要になってくるのではないかと考えるところでございます。この件につきましてはもうこれで、県との協議を進めるということではございましたので、答弁はもう必要ございません。

それから、農業委員会のほうでございしますが、先ほど実績も報告をいただきました。実績じゃないです、ここは関係法令許可基準に基づいて、厳正に審査していくということでの答弁でございましたが、それでは、農業委員会として、農地転用について直近の実績等については、どのような転用実績ですか。

○農業委員会事務局長（恒吉和正君）

29年度の他人名義の農地を売買や貸借して転用する五条申請の転用目的ですが、91件、29年度はございまして、そのうち一般住宅が28件ございます。

○6番（福元 悟君）

一般住宅が28件ということですが、91件、非常に転用が多くなっているわけですが、その他というのは何なんですか。お答えください。

○農業委員会事務局長（恒吉和正君）

太陽光が18件、駐車場が16件、その他もろもろが29件ございます。

○6番（福元 悟君）

今回の質問に至った背景の中で、優良農地のこれは転用という立場でこういう市街化区域に接続するような農地という面について、先ほど28件という宅地化の報告を受けましたが、その辺は把握はついていらっしゃいますか。28件の中で市街化区域の周辺についての転用実績というのはどのようなものか。

○農業委員会事務局長（恒吉和正君）

転用許可をしたうちの除外したものが2件

ございます。

○6番（福元 悟君）

2件ということで、極めて転用も少ない数で、すみ分けができていて、さらに農地の優良農地の確保については厳正な審査が行われておりますが、ここで、どうしても先ほどの関連から、周辺部に対してどのように臨むのかということが重要なポイントであります。今回、そのような小規模の開発等が行われた場合、市街地を形成するという中で転用というのがもう不可能な状態なのか、どのような受けとめ方をされて、もちろん農業委員会で決することでございますので、まだ経験ないかもしれませんが、どのように理解すればよろしいのでしょうか。

○農業委員会事務局長（恒吉和正君）

転用に関しましては、そういった農振地域等は農林水産課のほうと協議いたしまして、区域除外がどうなのかという点から協議いたしまして、転用を行っております。

○6番（福元 悟君）

農政サイドの農用地との整合を図って、許可については基準はあるけれども協議を進めていくというふうでよろしいですね。

そういったところで、もし基盤整備等が行われて、こういうことを申し上げますのは、近年、ニシムタ等が開発されて、非常ににぎわいがあるわけですが、やっぱりこう周辺部に農地を持ちますと、あのような開発はこないのかというのが、やっぱり農業生産とは別に期待の高いところでもあります。そのようなことで、そのような声も聞くところでもございます。

そういったときに、土地改良を行ったそのような施設等であった場合、いわゆる補助金適化法等が非常にこう出てくると、制約を受けるということであります。8年とか10年とか出てくるわけですが、それとは別に、それをクリアすればいいという話なのか、

それとも、いろんな意味で国も整備をしておりますので、別な制約というのが農地サイドで出てくるのか、この辺はいかがですか。

○農地整備課長（東 広幸君）

一応、補助整備が終了しまして、事業の完了報告後、水路等のコンクリート構造物で、一応、耐用年数の30年間は補助金の返納が発生するというふうになっております。

○6番（福元 悟君）

やはり優良農地を開発していくとなりますと、いろいろ制約もあつたり、補助金等のもろもろの、返納とかというのも影響してくるということでお尋ねいたしました。非常に痛しかゆしの面でもございますが、やっぱり農業振興地域でなかなか、冒頭に帰りますけれども、新たな農業生産面での投資とか、担い手が非常にどうしても確保できないところは、さまざまな基準が、説明にもありましたけれども、何とか県との協議を重ねながら、やっぱり市街化が拡大していくことが人口増加にもつながってまいります。そういった意味で、利用調整を何とか検討を進めながら、次の見直しで対策をとっていただければなというふうにも思うところでございます。

特に、伊集院地域のことばかり申し上げますが、市長のほうからも郡地域とありますが、郡地域にとどまらず、猪鹿倉地域、清藤、それから下谷口の下方限、やっぱりこう宅地化が出てくるんだろうなと思っております。そういったものもあわせて整備していきますと、農振地域の見直しと都市計画との線引きというのを、今後十分に検討していただいて、臨んでいただければというふうにも考えております。

続きまして、雑草処理の再資源化のほうに移らせていただきます。

答弁のほうもいただいておりますが、現在、雑草等につきましては、市の置き場とクリーンセンターへの持ち込みということで、経費

的には発生しないんだというような答弁でございました。市長の答弁でありましたが、それでもいろいろな、クリーンセンターという側から見たときの経費等も出てくるのではないかと考えます。処理経費についてはどのような見解でしょうか。

○建設課長（宮下章一君）

経費の詳細な算出は難しいわけですが、クリーンセンターへの持ち込みが有料とした場合でございますが、年間約180tの持ち込みをしておりますので、処分手数料といたしましては約160万円程度になります。また、そのほか、運搬経費が加算されることとなります。

○6番（福元 悟君）

これが、だから、今のところ衛生のほうの経費ということに、160万円と言えばということで、処理にかかる経費、それと運搬経費はまた建設課という、処理する側の経費だろうと思いますが、ここで指摘しておきたいのは、先ほども申しあげましたが、やっぱり6年後ですか、南薩衛生処理組合への搬入となりますと、なかなかこの経費も距離が長い分トラックの燃料費がかさむということもありましたので、今回取り上げさせていただいたところです。

次の質問ですが、答弁では、自治会から河川作業なり市道愛護作業で出たごみは、収集依頼を受けている件数が30件という答弁でございました。これは、おそらく年々増加傾向になるのではないかと考えております。この体制というのは、収集をどのような形で体制的に進めておられているのでしょうか。

○建設課長（宮下章一君）

クリーンセンターへの持ち込みでございますが、作業班の通常の作業の合間に、作業班のほうでクリーンセンターへ持ち込みをしている状況でございます。

○6番（福元 悟君）

直接作業班のほうで、その労力にも携わるといことでありますが、これは議会の審議の中でもこのような持ち込みの時間等がかかることは、現実的には道路作業等については、なかなか作業員の欠員等もあって進まない中で、非常に厳しい意見も出されております。議会のほうもここについては非常に厳しい意見を出してもおりますが、このような手間をどうしても省く意味で、その収集業務を何とか抑えて、その伐採作業に従事していただきたいと思うところでもございます。非常に、そう言いながらも大変、この夏なんかでは暑い猛暑日が続いて、作業員は大変な労力であるようです。

そのようなことで、効率的に何とか作業が進むように、また、市民から見たときには道路維持管理が適正になされていくように、何とかこういうセンターへの持ち込み的な時間の有効を図る意味でも、ここで提案したいところは、この雑草等を何とか地域で集めて、それを堆肥化できないかというのが大きな今回の趣旨でもございます。さきに申し上げました香川県のほうでは、そのような河川の雑草をビニールに覆って、堆肥化を年2回ということで申し上げましたけれども、その堆肥の成分も悪くはないというふうに見ておりますが、この堆肥化というところでは、やっぱり取り組みがなかなか踏み込めないのでしょうか。いかがでしょうか。

○建設課長（宮下章一君）

堆肥化するに当たりまして、今現在、奄美地域や南薩地域を中心としまして、ヤンバルトサカヤスデなどの害虫、それから草の種の混入も考えられるわけなんです、これらの課題を検証していく必要があるというふうを考えております。

○6番（福元 悟君）

やっぱり行政が進めていくとなると、完全に処理されていかないと推奨できないんだら

うなというハードルは感じますが、堆肥という一つの、大ざっぱに捉えたときにやっぱり堆肥化が、それほど種子が残ることが、また、いろんな幼虫が入ることが非常に妨げになるのかどうか、この辺、ちょっと専門的になりますが、農林水産課長、この辺の見解、堆肥化に対しては、堆肥の成分に対してはどのように受けとめますか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

道路や公園等の雑草の堆肥化につきましては、素材的にはすばらしい素材であろうかと思えます。農地の団粒構造といいますか、農地の土壌のためにはすばらしい素材になろうかと思えます。ただ、今、議員もおっしゃりますように、茎とか葉っぱに比べまして、種子につきましては非常に高温でないと死滅しないということが一つの課題であろうかと思えます。仮に死滅しないまま圃場に散布するとなると、今まで生えていなかった雑草が非常にふえるという課題があるのかなと。ただ、素材的にはすばらしい素材であるというふうに理解しております。

○6番（福元 悟君）

堆肥化については十分なその効果を認めるという見解でございますが、実証された香川のほうでは60度から70度とおっしゃっていましたが、これで種子はやっぱり残りますか。いかがですか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

雑草の種類にもよろうかと思えます。比較的高温に弱い雑草の種子であれば、60度、70度ぐらいで死滅すると思えますが、中には非常に高温に耐熱性を持った雑草の種子もございますので、そういう種子があった場合にはちょっとまずいのかなというふうに思われます。

○6番（福元 悟君）

やはり建設課のほうにこの雑草の再資源化ということで質問をぶつけておりますが、こ

れを実証していくというのはなかなか困難性もわかるわけですが、であれば、いかがですか、例えば中山間地域等直接支払い等で、地域で農業維持を図るといような取り組みがあって、そのようなもので取り組むことに対しては、農林水産課長、いかがですか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

中山間地域等直接支払推進事業につきましては、このような取り組みに対しまして協定を結ばれている協定者の方々の合意があれば、十分活用できるかと思えます。おそらくビニールシートで覆ったままで、回数をさほど繰り返しをしないということですので、おそらく嫌気性菌の微生物資材を活用されておるのかなというふうに思いますが、そういう微生物資材なりビニールシート等の購入につきましては、中山間支払制度で皆さんの合意があれば実施できるというふうに理解しております。

○6番（福元 悟君）

一方的に行政というか市の事業課のほうに私どもも投げかけるだけではなく、そういうような組織体も住民サイドにはありますので、できれば地域でも取り組んでみたい課題だなとは思っております。ぜひとも幾らあるんでしたか、二十幾つの数だったですか、その中山間直接支払の。そのようなところにも、また、そういう実証が行われた結果としては、ひとつ紹介して拡大できれば、いわゆる非常に河川作業で引き取りまで行政のほうにやってくれという自治会も30を超えてくるというふうになりますと、非常に作業班の仕事もさらにふえてまいりますので、できれば地域でそのような形で堆肥化ができることであれば、いろいろ軽減ということにつながるかなと思っております。さらには、課長が答弁したとおり、堆肥化は非常に有効な手段だと捉えることができれば、環境にもプラスになっていくのかなというふうにも考えるところで

す。これは私どももまた地域の中で提案してみたいとは思っております。

それと、最後になります。これをなりわいとする業者の方もいらっしゃいます。話も聞きにまいりました。非常に堆肥を、まず雑草を集めて、いわゆる好気性といえいいんですか、先ほど農林水産課長が嫌気性をおっしゃいましたが、私どもの提案は嫌気性で今やる言ったところですが、今現在進められている形が空気、酸素を必要とする堆肥化でした。それであれば、非常に切り返しを、月に1回は最低でもやっていかないと腐敗してしまつて悪臭を伴うという、このような今の好気性といわれる堆肥づくりの技術があるようですけれども、先ほどからる嫌気性で話をしましたけれども、こういう提案も、こういう新しい試みが、またこのような実証がなされているわけですので、少し話を聞いてみましたら、やっぱり処理手数料をもらわないと成り立たないということでありました。

そういう業者も日置市内にはいらっしゃいますし、どうしてもそういった意味でもサンプルが、次の行動を促すためのサンプルが欲しいところでもありますけれども、そういったところで委託料あたりを、生ごみ処理が、現在各自治会が取り組んで、委託料で成果を上げております。大変自治会からも喜ばれております。自治会にも還元されております。そういうような形で、同じようにこういう民間への事業支援というか、新しいこういう取り組みに対して、企業に対して、育成する考えは、市長、ございませんか。いかがですか。農林水産課長、いかがですか。

○建設課長（宮下章一君）

資源の再利用を行う循環型社会を構築していくことは重要なことと感じております。刈草の堆肥化につきましては、今後、先進地の状況を十分研究、精査しまして判断していきたいというふうに考えております。

○6番（福元 悟君）

この今回の堆肥化については、やはりクリーンセンターで焼却するんじゃないかと、何とか地域で堆肥化できれば、燃やす必要のなくて有効利用される、しかも二酸化炭素の抑制にはつながるということで、非常に環境面には果たす役割は大きいんだなと思っております。ですので、これまで、先ほども申しあげました全国環境自治体会議で生ごみ処理という大変すばらしい成果をもたらした日置市ですので、これもまた一つ、そのような新しい試みも導入されてはと思って質問を、回答は必要ございませんが、指摘したところでございます。検討いただければと思います。

以上で終わります。

○議長（並松安文君）

次に、7番、山口政夫君の質問を許可します。

〔7番山口政夫君登壇〕

○7番（山口政夫君）

私は通告に従い、本日最後の一般質問をいたします。

平成29年7月九州北部豪雨災害、平成30年7月豪雨災害と、近年の異常とも思われる想定外の広域豪雨災害が発生しています。また、9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、41名の方がお亡くなりになり、開設避難所75カ所に2,716人が避難されていました。お亡くなりになりました方のご冥福をお祈りしますとともに、災害に遭われた多くの地域住民の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

鹿児島県内でも、平成5年8月6日に発生した8・6水害も、はや25年経過し、記憶からも薄れつつあるように感じています。そこで、私は防災に関する6項目の質問をいたします。

1項目め、防災生活物資等備蓄は1カ所に集積しているが、各支所及び地区公民館等へ

の分散備蓄が重要と考えるが、市長の考えと今後の計画を伺います。

2 項目め、原子力避難計画では、30km圏内の自治会別に避難所が指定され、10カ所の地区公民館、市内126カ所の自治公民館や小中学校体育館、福祉センター等に周知されていると思うが、指定避難所へはどのように周知し、認識されているか。また、指定避難所での受け入れ等についての指導、訓練はどのように行っているか伺います。

3 項目め、日置市の一般防災避難所は46カ所指定し、日置市避難所運営マニュアルを、平成28年7月に制定されている。現在までのマニュアルの実施状況は。また、今後の取り組みをどのように考えているか伺います。

4 項目め、日置市避難所は46カ所指定し、地区公民館が15カ所指定されている。26地区公民館のうち、15カ所が避難所として指定され、3項目めで述べたマニュアルに沿って運営組織が設置されていると思うが、6月議会で提案した地区を核とした防災体制に近いものが、既に6割の地区公民館で組織されていることとなります。以上のことから、地区公民館に事務局を置き、地区を核とした防災体制を構築すべきである。市長はどのように考えるか伺います。

5 項目め、地区公民館は条例公民館であり、停電等における電力確保のため、最低、行政パソコン通信システムの電源を確保するための小型発電機を整備することが重要であるが、市長はどのように考えるか伺います。

6 項目め、防災行政無線システムを導入したが、導入前、地区公民館単位での放送も可能と説明があったが、今現在は放送されていない。地区公民館単位での放送をできるようにしないか伺い、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目の防災に関する質問、その1でございます。

災害時に備え必要な備蓄を進めておりますので、今後、各地域に必要な品目や避難所のスペース等を調査し、災害時に対応できるように備蓄場所も見直してまいりたいと思っております。

2 番目でございます。

避難所の指定については、文書により避難所の趣旨等を説明し、事前に承諾をいただき指定しております。施設の代表者や管理者の交代、学校職員の転任もありますので、指定避難所であることを管理者等に周知していきたいと考えております。また、今後は受け入れ先で指定避難所であることを認識していただけるよう、施設に表示を行ってまいります。

訓練については、県や関係市町村との協力により、避難所の受け入れ訓練を行っております。

3 番目でございます。

避難所運営マニュアルは、日置市ホームページでも公表しております。避難所の運営については、発災後、避難者で運営することになりますが、現時点で発災した場合、初動期には職員が対応せざるを得ないと考えております。その職員も避難所運営マニュアルを十分理解しているとは言えない状況にありますので、まずは、職員誰もが運営できるようにしていきたいと考えております。

4 番目です。

ご指摘のとおり、事態が安定してきた時期の指定避難所には、運営委員会がつくられるべきと考えています。3 番目の質問でも回答しましたが、まずは初動期に対応する職員が対応できるようにした上で、体制を整えてまいります。

5 番目でございます。

災害に備えた備蓄計画に基づき、発電機の備蓄も行っております。備蓄備品の分散につ

いては有事の際有効であると考えていますので、指定避難所である地区公民館の意見も伺いながら、配備を検討していきたいと考えております。

6 番目でございます。

地区公民館単位の放送は、防災行政無線で可能ですが、自治会が所有する地域コミュニティ無線で地区公民館からの放送を可能とするためには、設備投資及び運用費用が必要になり、費用対効果を考慮すれば、職員が防災行政無線により地区公民館からの対象自治会に一斉放送する方法で、対応していきたいと考えております。

○7 番（山口政夫君）

答弁いただきました。

まず、1 項目から質問してまいります。

分散備蓄を考えていくという答弁でございます。今現在、備蓄しております老人福祉センター、旧伊集院のです、あそこは確か耐震性がないということで、今後、建設の計画等はどのようになっているか伺います。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

今、集中型の備蓄ということで、旧老人福祉センターに備蓄、保管しているところでございますけれども、お話にありましたように、備蓄可能な容量がなくなってきておりますので、今は各地域ごとの公共施設など、備蓄場所の確保というのが非常に大きな課題となってきておりますので、支所庁舎の空きスペースや、あとは日吉町の場合は、学校等の施設がありますので、そういったところを点検しながら対応していきたいということで考えておまして、新たな備蓄倉庫の建設計画というのはございません。

○7 番（山口政夫君）

今、備蓄が整備されているのは、28 年度の電源立地対策交付金で、確か準備されていると思います。この総額を見ましても、総事業費 35 億 5,500 万円、補助率が 88%、

交付金は充当額が 26 億 8,400 万円。こういうのを活用して、備蓄をするスペースがない場合は、私も行政視察に座間市にお伺いしたときに、座間市が防災コンテナを、各地区あるいは地区公民館、自治会に整備しておりました。ですから、あいたスペースがないからちょっとできませんではなくて、こういう電源立地の対策交付金、これもいつまで続くのかわかりませんが、こういうのを活用して、早期に整備できないか、いかがでしょう、お伺いします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

先ほどお話ししましたように、まずはあいた施設の活用というのを基本にしながら、そういったものがどうしても準備できない場合は、今お話がありましたように、交付金等を使っただけの整備ということ、また県とも相談をしていきたいと考えております。

○7 番（山口政夫君）

それでは、早期に分散備蓄、こういうのに取り組んでいただきたいと思っております。また、そのような答弁と理解しております。よろしく申し上げます。

続きまして、2 項目めに移らせていただきます。

原子力避難計画では、同じ日置市内の住民が、避難する側と非難を受け入れる側という 2 つの方面を持っております。その中で、実はある地区公民館の職員と話をして、原子力避難の避難所になっていますよねという話をしましたら、非常に私も驚きました。先ほど申しましたとおり、10カ所の地区公民館が指定されております。それと、地区公民館が管理している小学校あるいは中学校、跡地、体育館、校舎、そういうところも指定されておりますが、地区公民館の職員にご存知ですかとお伺いしましたら、申しわけございません、残念ながらどこも承知していませんでした、知りませんでした。非常に驚きま

した。

そこで、私は、お隣の南さつま市にも何十カ所と日置市より依頼されてございます。ここで、もう場所は申しません、ある地区公民館にお邪魔しまして、日置市からこういうご依頼があるはずですよ。どのようになっているでしょうかとお伺いしましたら、このように日置市より依頼を受けた避難所となっておりますという文書を、施設の中に開示してありました。そして、なおかつ、ここに、これは37カ所、一覧でこういうふうに名簿を書いてございます。これと両方張ってございまして、一目で、ここは原子力災害が発生したときには、ここの地区は日置市のここの自治会あるいは団体の人が、避難者数まで、鶴丸地区が200名です、妙円寺地区が262名、ここの避難所には来ますよという通知を張ってございました。唯一、吹上地区の地区公民館で、ちょっと部長にもお見せしましたが、こういう避難所ですよという、張ってございました。

ただ、これは何で張られたんですかとお伺いしましたら、たまたま、これは吹上地区公民館です。そして、これは、吹上地区公民館には皆田地区の丸牧、皆田西の方が約250名ぐらい、70名ぐらい避難しますよということで、高齢者クラブの方々が場所を見に行きたい、どういうところかちょっと見せてくださいという相談があって、来られて、そのときに私たちも初めて知りましたと、そういうことで、やはりこれを張ったほうがいいよねということで、1カ所だけでした。吹上地区公民館に張ってございました。

ですから、市長の答弁にございますとおり、確かに文書で通知はしてあるかと思えます。これも防災担当職員に、私もその原稿も見せていただきまして、通知が出してあるというのは確認はしてございます。ただし、それが職員の間で共有されていない。答弁にもござ

いましたとおり、交代あるいは引き継ぎ、そういうのがうまくいっていないかもしれません。かもしれないからどうしましょうじゃ困る、一番大事なところじゃないでしょうか。やはりこれからは、私もその引き継ぎがなされていない、わかっていないということをお知らせください。あだこうだ言うつもりはございません。その反省のもとで、今後、本当、どういうふうにして原子力避難所の周知、これは地区公民館だけではありません。自治公民館もでございます。それと、ほかの福祉協議会の施設もでございます。そういうところに周知をして、ずっと引き継ぎがなされて、なおかつ、行政としても毎年あるいは1年に1回、2年に1回、そういう確認をする、再度通知を出すとか、そういう細かな配慮が必要じゃないでしょうか。やはり依頼を受けたお隣の南さつま市では、自分の自治体の住民の避難先ではないですが、そういうふうにしつかりと引き継ぎをされているわけです。やはりそこはどのように、努めてまいりますと、それと表示をするということですが、今後、どのような形でやっていたかお伺いします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

今お話がありましたように、平成25年の12月に原子力災害対策の避難計画をつくったときには、各自治会宛てに通知をしたりとか、あるいは自治会長の研修会の中で計画に基づいて説明したり、あるいは地区公民館支援会でも話をしてきた経緯がございますけれども、当時、それで終わっていたような状況がございますので、今お話がありましたように、毎年、定期的にそういった話、情報提供というのはきちんとしておこなきゃいけないと思っておりますので、まずは毎年度の毎年4月に、行政嘱託員の説明会をしていますけれども、その資料の中にもこの位置づけがきちっと書かれていないこともございますので、そういったので情報提供したり、あるいは毎年、

自治会長の研修会、あるいは地区公民館の館長支援委員会を通して、こういったことを話題にしなが情報提供していくということで、対応していきたいと思います。

あと、避難所のその表示につきましては、きちんとした表示板をつくれればまた予算も絡んできますので、とりあえずラミネートで加工して表示するというのは、すぐにでも対応できると思いますので、今年度中には早急に対応していきたいと考えております。

○7番（山口政夫君）

ぜひ早急にそうお願いしたいと思います。なぜなら、地区公民館とか自治会というのは、やはり地域づくり課の所管となっております。防災と所管が違えば、連絡の行き違いもあろうかと思ひます。やはりそこは垣根を超えて、行政としてお願いするという立場でもありますので、先ほど部長が申されたように、地域づくり課の嘱託員説明会、あるいは自治会長への説明会、そういうときにしっかりと周知をお願いしたいと思ひます。

それと、この表示板も、部長が申されるとおり、最初から立派なの、何十万円かけてつくってくださいと言うつもりもございません。やはりしっかりと伝われば、吹上の地区公民館の皆さんが準備されたような、こういう手づくり感のあるのでよろしいと思ひます。こういうのをしっかりと地域の皆さんも理解できるように表示板というのを作成して掲示していただきたいと思ひます。表示板も設置するというところでございます。

それでは、次の3項目めに移らせていただきます。

3項目めは、避難所運営マニュアルについてです。

今、市長の答弁で周知されていないようです。それと、4項目めの答弁で、初めに対処するのは職員であり、職員の研修をすることによってでございます。

ですが、この避難所運営マニュアルは28年、最近できたばかりですけど、マニュアルの1ページに、マニュアルの目的というところに、円滑な避難所運営のためには、平時から関係者で避難所運営に関する話し合いや訓練を行うなど、事前の準備を進めておくことが重要であると、平時から行うべき対策についてあわせて整備するというふうに記載されております。そして、6ページには避難所運営委員会の設置という項目もございませぬ。

もう私が言わなくても皆さんご存じだと思ひます。平時に市の職員、施設管理者、住民代表の避難所運営に携わるメンバーが集まり、避難所運営委員会を立ち上げます。平時から避難所の運営についての話し合いを重ね、円滑な運営に向けた準備を行いますというふうに、この避難所運営マニュアルに、事前に協議し、なおかつ避難所ごとの個別マニュアルを作成して、住民に周知して災害が発生したときに戸惑いのないように、スムーズな避難所運営ができるように準備を進めてまいりますというふうに、ちゃんと書いてあるわけですね。それを、しかもつくってあります。

その中には、要配慮者の情報提供の方法、あるいはその配慮者の避難する場所での対応の仕方というのでも19ページに書いてございます。ポイント15にあります。

このように、非常に総ページ、かなり73ページにわたって詳細にこういうふうにしたらどうでしょう、こうしましょう、あるいは郵便物の受け取りはこうしましょう、食糧・物資の要求表、物資台帳、こういうふうに詳細なマニュアルを作成してございます。

市長の答弁にございますとおり、このマニュアルは日置市のホームページで公開されています。そういう意味で、今までこのマニュアルに沿った設置運営委員会が開催されたのか、まず答弁では、そこが抜けておるよう

思います。もう1回お伺いします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

マニュアルを28年につくっておりますけれども、このマニュアルに基づきました具体的な取り組みというのは、これまでしていないのが現状でございます。

職員のことにはちょっと触れておりますけれども、職員も熊本地震で直接、避難所運営に支援に行きまして、その中である程度のごことは学んできているとは思いますが、この運営マニュアルに沿った形での勉強会、研修会というのは行っておりませんので、答弁にありましたように、まずは市の職員に向けた研修会を、今年度中には1回は開催したいと思っております。

それと、マニュアルに避難所運営委員会の立ち上げとか、流れと言いますか、書いてございますので、これにつきましても、来年度、災害が多い時期になる前までには、早いうちに自主防災組織のリーダーや、あるいは避難所に指定されている施設関係者などを対象にした研修会などを検討していきたいと思っております。

それを、やっぱり毎年繰り返して定期的に研修会でしょうか、それを開催していくということで、こういったマニュアルも実効性のあるものになっていくと考えておりますので、そういった方向で取り組みたいと考えているところです。

○7番（山口政夫君）

そうですね。東北震災にも職員を派遣し、貴重な体験をされた職員がいらっしゃるわけです。そういう方々の指導のもと、しかも、私これマニュアルを目を通させていただきました。本当、大事な項目がいっぱいあります。

つい先日、8月の新聞記事でも最近の避難所でペット同伴の避難所での対応とか、そういうのも非常に問題にされています。

そういうことで、早急に、まず部長の答弁

でありますとおりに、職員の研修を先に進めますと。同時にやはりそれぞれの避難所での対応のあり方というのも同時進行で計画を進めて、31年度には避難所でのこういう勉強会をするというような方向で進めていくというのはいかがでしょうか。実現できそうでしょうか。お伺いします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

来年度中の早いうちに、そういった研修会を開催できるように努めていきたいと考えております。

○7番（山口政夫君）

ぜひ、そのように進めていただきたいと思っております。

続きまして、4項目めに移らさせていただきます。

私がちょっとしつこいし、くどいかもしれませんが。6月議会でも申しましたとおり、地区公民館を核にした防災体制というのを構築されませんかとお話をしております。

毎回、市長の答弁は自治会の自主防災率をまず100%にするというのが先ですねという気持ちもわかります。なぜ、ここまで私がお話をするかと言いますと、私も地区公民館、どこも同じ回数はお伺いできません、ただし、お伺いできたところで、この話をちょこちょこさせていただいております。職員さんのご意見も伺います。

職員さんによっては反対、地区で何でしないといけないですかというご意見もございます。ただし、多くの方が、ですよねと。普段ある台風接近での避難所の場合は、先ほど答弁でもありましたように、市の避難所運営の担当者で十分でしょうと、だけど山口さん、本当、最近のこの災害を見れば、どこでどういふ大きな災害が発生するかわかりませんねと、そのときに、それならどうしてこの避難所運営をするんでしょうと、いや、実はこういうマニュアルがあつてこうなんですよと言

うと、知りませんでした、できればやっぱり地区公民館、自治会の自主防災会を統括できるような地区のあり方がいいですよねというようご指摘もいただいております。ですから、そういう意味で地区を核とした防災体制というのが必要ではないかと思っております。

ここで、もう市長や担当部長さんなんかはご存じだと思いますが、ちょっとご紹介します。

藤元地区公民館は、藤元地区自主防災会というのをもう既に構築されております。もう地域づくりの橋口課長なんかはご存じだと思います。ここ、私も詳しくお伺いしましたら、4自治会で198世帯364人の世帯でございます。ただし、ここは自治会の自主防災組織はつくっておりませんと、ばらばらですより地区でしたほうがいいですよねという判断のもとで、これは平成24年7月1日から試行されております。

そういうことで、私はこの藤元の自主防災組織、地区としての自主防災組織を見まして、毎年の訓練も説明をお伺いしましたら、地区で避難、消火、救命救急というふうに内容を変えて、地区全体で取り組んでいるという説明を受けたわけです。

こういうのを聞きますと、調べていって、こういう組織図いろいろいただいております。これを見ますと、やはり自分も思っていた地区を核とした防災体制が必要ですよねという思いがありますが、再度お伺いします。市長いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

何回も議員から、そういう地区の体制という部分はありますけど、私、地域地域の実状は違うと思っております。それで全体的にその地区が運営する必要もないし、基本的に今までもしていたように、自治会ごとの自主防災組織を早く構築すると、これが第一でございまして、今ございましたとおり、そのよう

に今、地区でしているところもございまして、そういう適応と言いますか、自治会の場合、地区の場合、それぞれで私は対応していてもいいというふうには思っております。

○7番（山口政夫君）

早急にということではございません。やはり市長が申されるとおり、地区地区の考えもありましよう、地域の条件というのもあります、そういうところは、もし地区公民館として、こういうふうな取り組みをしたいということがあれば、支援のほうを進めていただきたいと思えます。

それと、なぜここまでこだわるかと言いますと、私も上市来で赴任の前に養母地区で行方不明者が出しました。そのときに、私も自治会長さんにお手伝いをしまししょうか、けどもできませんよねと。上市来に行ったときに自治会長さんから相談がありまして、こういうときにどうすればいいんだと、何も手立てがなかったものですから、行政の担当職員さんに相談をし、そしたら申し合わせ事項でみんなで協力しまししょうよと、だから自治会を超えて、館長にこうして行方不明者が出たから自治会の皆さんに放送して、ボランティアで協力してくださいというような申し合わせ事項をつくった経緯がございます。

そのときに、非常に高齢者の皆さんが安心できるねと喜んでいただいた経緯もあるものですから、そういうことを踏まえて、やはり地域の自主防災というの、自治会の自主防災というのも大事です、これを私も否定するつもりもありません、一番大事です、ですけども、地域をまたいだ災害のときには、やはり地域を統括する部署があったほうがいいのではないかと、そういう思いでこのような質問にしております。ぜひ、これから改善に向けた取り組みをお願いします。

それと、防災に関する問題で1つ関連ですので、検討をお願いします。

これも、地区公民館避難所に指定されている職員さんからも指摘を受けました。私も、湯田地区の湯田小学校が第2避難所、湯田は第1は福祉センターです。第2が小学校です。これが崖崩れ危険地域なんですね。これは避難所として大丈夫ですかということを問い合わせをしております。

そしたら、皆田地区も見ますと後ろが崖崩れ危険地域です。この地図にも防災マップにもちゃんと出ております。それと、解体したはずの東市来体育館というのも、いまだに避難所として表示がされております。ここらもまた改善をお願いしたい。

それと、このこういうほかの地区も私、目を通しましたが、やはり避難所の近くに危険個所というのもあります。そこらのハザードマップの見直しというのあわせてお願いをしておきます。

5項目めに移ります。

地区公民館に発電機をできないでしょうかとお願いをしている件ですが、最近は、ほとんど情報のあり方をスマホやパソコンでやっております。きょうの新聞にも避難所需要、スマホ集約と、これは政府のほうがこのようタブレット等を使って、避難所の必要な物資を連絡できるようにスマホを通じてしようということなんです。

そういうときに、電源がなかったら何も役に立ちません。そのような意味で、地区公民館のパソコンシステムをカバーするような、電力の安定した発電をするような発電機をやはり整備すべきだということでございます。

もう現に、二十何台ですかね、備蓄でそろえてある発電機があるのは確認しております。ですが、ただパソコン等を作動させるときに、電流、電圧が安定して使えるかというのは検証した上で、また整備していただきたいと思いますが、そこら答弁をお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

今現在、発電機は40台ほど備蓄倉庫にございます。また、今年度も新たに購入する計画を立てておりますけれども、地区公民館の話、意見を聞きながら、交付金で購入した、この物資の有効活用ということで、地区公民館の配備を検討していくということにしていきたいと思っております。

○7番（山口政夫君）

ぜひ、これも早急に検討して地区の意見を聞きながら進めていただきたいと、最後に、防災無線の件です。

この答弁でいきますと、設備投資は運用費用が必要ということは、地区公民館単位での放送は不可能というふうな理解でよろしいのでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

今、地区公民館から放送というのは直接できないんですけれども、これを整備しようとした場合に、同じ時間帯に、例えば、Aという地区の全ての自治会、世帯に放送するという方法をとろうとした場合に、NTTの専用回線を利用した場合には、初期投資として2,000万円ほどかかります。ただ、この場合は専用の回線使用料というのが月単位で500、600万円かかるということがございます。

市のほうで地区放送を行うための基地局を整備した場合は、最初の初期投資、工事費が1億ちょっとかかるということもございます。この場合は、通信料としては月10万円ほどで済むんですけれども、いずれにしても、これだけの経費がかかるということで、どれだけの使用頻度があるのか、見極めていかなければなかなか費用対効果ということ考えると難しいのではないかなと思っております。

それと、あともう1つ、時間がずれて配信する方法というものもあるんですけれども、こ

の場合は、地区放送機を設置するんですけども、これでも1,000万円をちょっと超えるぐらいの設備投資はかかるということでございます。

先ほどの答弁にもありましたように、防災行政無線による放送ということで、各支所のほうから地区を指定して流すというような方法を今、取っているところでございますけれども、各支所の担当職員のほうに連絡をしていただければ、そういう放送も可能で、今まで行っている取り組みですので、そういったので対応できればと思っているところでございます。

あと、自治会ごとには自治会長が放送できる体制にはございますので、少なくとも各地区の自治会長が、例えば、地区の行事がきょうは中止ですよという放送をするのであれば、自治会長さんが放送してもらえればできるということにもなると思っておりますので、そういったところで、ちょっとそこまで投資して整備する必要があるかとなると、ちょっと検討する余地が大きいと考えているところでございます。

○7番（山口政夫君）

無理ということですが、私が何で質問したかと言いますと、これを防災無線システムを整備しますよという、事前の自治会長説明会のときに地区公民館単位での放送もできますという説明があった。私もそのように説明を受けた記憶があって、多くの自治会長から指摘を受けておりました。

ただし、もう整備されてできないということであれば、先ほど部長が申されましたように、例えば、地域づくり課長にもお願いしたいです、自治会長や地区公民館長、職員等に、各支所ですね、地域放送でどこどこ地区公民館の行事は中止になりました、こうなりますというような放送が可能になるというようにお願いしまして、それはできるかできないか

ちょっと確認の答弁をお願いします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

各地域の担当の職員に連絡をすれば、それは可能でございます。それぞれ電話で録音できるという仕組みになっておりますので、対応は可能かと思っております。わざわざ支所のほうに出かけて行かなくても対応は可能ですので、そういったことで対応していきたいと思っております。

○7番（山口政夫君）

最後の質問です。質問というよりお願いでございます。そういうことを各地区公民館長、地区の皆さんに周知のほうをよろしく願いまして、私の一般質問を終わりといたします。

○議長（並松安文君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

19日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

○事務局長（丸山太美雄君）

全員ご起立願います。一同、礼。

午後2時08分散会

第 3 号 (9 月 1 9 日)

議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（15番、3番、11番、1番）
-------	---------------------

本会議（9月19日）（水曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田昭浩君
吹上支所長	秋葉久治君	財政管財課長	上秀人君
企画課長	内山良弘君	地域づくり課長	橋口健一郎君
税務課長	松元基浩君	商工観光課長	脇博文君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	長倉浩二君
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君
農地整備課長	東広幸君	建設課長	宮下章一君

上下水道課長 宇 都 健 一 君
社会教育課長 梅 北 浩 一 君
監査委員事務局長 丸 山 太 美 雄 君

学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者兼会計課長 地頭所 浩 君
農業委員会事務局長 恒 吉 和 正 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、15番、西菌典子さんの質問を許可します。

〔15番西菌典子さん登壇〕

○15番（西菌典子さん）

おはようございます。本日の一般質問、一番バッターです。頑張ります。

ことしの夏は、命にかかわる暑さの連続でした。そして台風、豪雨と、たび重なる自然の猛威への恐怖にも似たものを、また備えの大切さを実感して、9月末、通告をいたしました。しかし、直後に台風21号、北海道地震と、一層の荒ぶる自然に振り回された感があります。改めてインフラのもろさ、広域的災害、特殊災害、予測の限界、そして日本という国土の脆弱さを実感した方も多かったのではないのでしょうか。

いつ、どこで、どんな災害が起こってもおかしくないのが現実であり、常に最悪を想定して備える必要があるというのも教えられました。しかし、同時に、私たちは喉元過ぎれば忘れやすく、人ごとのように考え、いざというとき慌てふためくという現状との戦いでもあります。

15府県を荒らした西日本豪雨や大阪北部地震からまだ2カ月、熊本地震からまだ2年、また2,600人の死亡者を出し、原発との共存の厳しさを思い知らされ、まだ6万5,000人が避難を余儀なくされている東日本大震災、福島第一原発の溶け落ちた核燃料も対処できないまま、新たな北海道沖の超

巨大地震の津波に対応が迫られております。

南海トラフ地震も原発の影響は入れないで、30都府県で死者30万人強と予測しながら、私たちは毎日を暮らし、あしたを築こうとしております。こうした中で、今なら不幸を少しでも防げるかもしれない、そんな思いで質問させていただきます。

1番、災害時の住民意識と市の姿勢についてであります。

気象庁が出す特別警報で、自治体が避難指示を出しても、住民のうち実際に避難所に逃げたのは3%未満であったとの報道があります。そして、逃げおくれた住民に犠牲が出ております。多発する大災害に対して、気象庁、自治体、住民などの認識、伝達、行動のあり方に問題、課題を感じますが、市としてどう考え、分析、対応すべきと考えておいでか伺います。

2番、予測が難しい大地震や津波、火山爆発などに関して、同様な課題を市民も含め、どう捉え、分析、対処すべきと考えておられるのか、避難者の受け入れの場合もあり得るかと思いますが、含めて伺います。

3番、2番のような大地震や火山爆発に原発災害が加わる可能性も否定できません。家屋倒壊や吹き積もる火山灰などの中、原発事故が加わる場合、市民を含め、どう分析、どう対処すべきと考えておいでか伺います。

2番、川内原発への対応についてであります。

事故時、適切に飲めば内部被爆を防ぐことができる安定ヨウ素剤を、該当する希望者への事前配布がありました。各自で県業務課へ申請して、説明を受けて受け取る形でしたが、「知らなかった」という人が余りにも多かったです。周知のあり方に配慮不足を感じましたが、どう考えておいででしょうか。

また、再度配布が必要と思いますが、いかがでしょうか。

2番、いわき市は、福島原発事故の教訓から、事故が起こってから配るのでは住民を守れないとして、40歳以下全員にヨウ素剤を郵送で家庭に配布しております。

また、昨年6月議会では、日置市議会は、安定ヨウ素剤を日置市内希望者に事前配布すべしという意見書を全会一致で採択しております。県は、30km圏内福祉施設などの入所者や職員に、事前配布を決めております。

私は、子や孫を持つ母として、再度の質問を繰り返しております。福島では、適切に安定ヨウ素剤を子どもたちに飲まなかった、放射性物質から守ってやれなかったと、子どもの将来に不安を抱えてしまって苦しんでいる母親たちがたくさんおります。そして、現に200人を超える子どもたちが甲状腺がん、または疑いとなって苦しんでおります。

放射性物質への影響が大きい子どもたちを守るため、幼稚園とか保育園、小中高等学校に備蓄すべきと考えますが、お尋ねをします。

3番、高レベル放射性廃棄物の最終処分場や、使用済み核燃料の中間貯蔵施設の適地が示されて、日置市も半分くらいが適地とされております。日置市も、核ごみ拒否条例を検討してはいかがでしょうか。

以上、誠意ある回答を期待して、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の災害時の住民意識と市の姿勢について、その1でございます。

これまでの経験から、今回も大丈夫と判断をし逃げおくれたことを多くの被災者が語っております。災害から「みずからの身の安全はみずから守る」という意識の啓発に努めるとともに、地域の人々がお互いに助け合う住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成強化に努めてまいりたいと思っております。

2番目でございます。災害はいつ起こるかわからないことから、平素から住民や防災関係職員の防災意識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくことが、自主防災組織やボランティアの育成強化、災害時の要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要であると考えております。

3番目でございます。大地震や津波、火山爆発に原子力災害が加わった複合災害が発生することは否定はできません。原子力の災害については、鹿児島県、本市以外の市町村との調整も必要であることから、県にその必要性について要望し、訓練をしてまいりたいと思っております。

2番目の川内原発への対応のその1でございます。

周知については、行政嘱託員による当該地域への全戸配布、市ホームページへの掲載、県の広報紙等で行っており、周知に対し配慮不足とは感じていないところでございます。

未受領者の再度の配布につきましては、実施できる方向で、実施主体の県と協議をしていきたいと考えております。

2番目でございます。本市の安定ヨウ素剤は、本庁舎に備蓄してあります。管理等の問題から、現段階で小中学校等への備蓄は考えておりません。

3番目です。これまで最終処分地については、受け入れる考えはないということで答弁をさせていただいてきております。今後におきましても、この考えを変更するつもりはありませんので、現時点で核ごみ拒否条例の整備は必要でないものと考えております。

以上で終わります。

○15番（西園典子さん）

まず、1番最初のことでございますけれども、「自分の命は自分で守る」、そして隣近所、自主防災組織、その充実が求められて

いる。それは十分、これこそ一番大切なことであるというふうに思っております。

まず最初に、最近の一連の災害を通して、北海道地震まで含めて、このような現状をどのように感じていらっしゃるのか、本市の長として率直なお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

ことしになりまして、大変災害、台風にして、大雨にしても地震、私どもの予期しないことが起こっております。このことについては、絶えず災害という部分については共通いたしますけど、やはり今後におきましても恐れ得ることはもうあり得るということは、自分たちも覚悟して対処していく必要があるというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

ただいま今後もあり得るというお答えがありましたけれども、気象庁から特別警報が出ても97%の人は避難をしなかったという事実を、まず、どのように分析しておられるのかを再度お尋ねしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

それぞれの災害について、気象庁から報道もされます。ですけど、基本的に97%ぐらいは動こうとしません。自分の身に及ぶということは誰も意識していないというふうに感じております。それが普通であろうかというふうに思っておりますけど、やはり気象庁のそれぞれの予報については、それぞれ市民の皆様方も敏感になって、先ほども申し上げましたとおり「自分の命は自分で守る」、そういう意識がない以上は、他人任せをしておっでは、本当に守れないというふうに認識しております。

○15番（西園典子さん）

今もっとも市民も敏感になって、「自分の命は自分で守る」という意識を市民も持つべきであるというふうなお答えでございました。

本市の最近の避難の状況を伺いたいと思いますが、お願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

最近の避難の状況でございますけれども、昨年度、平成29年度は、避難所の開設が2回ございました。延べ150世帯、185人が避難をしております。

今年度は、これまで2回開設しております、延べ22世帯、23人が避難している状況でございます。

○15番（西園典子さん）

今のお答えで見ますと、150世帯の158人、22世帯のうちの23人、ひとり住まいの方々がやはり避難をしているという傾向があるというふうに感じます。

昨日、7番議員の質問の中で、避難所の現状などがいろいろと出てまいりました。また、広域災害のことなどの避難所の受け入れもいろいろと意見が出ました。そういうような避難所の現状の中で、問題になっているところなどが、まだ不十分なところが多々あるのではないかと思います、それよりも家のほうにいたほうが楽だという心理が働くということはないのか。避難所の現状として課題をお持ちでしたら、お答えいただきたいと思っております。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

市のほうでは、46の指定避難所というのを設けているところでございますけれども、その施設の耐震性につきましては、44の施設につきましては、耐震性は確認されているところでございます。

あと、機能の面では、洋式トイレがない避難所などの課題もありますので、また防災機能の強化ということも視点に入れながら、既設所管課の改修計画とあわせまして、順次そういった防災機能の強化ということで改修していけるように連携していく必要があると思っております。

○15番（西園典子さん）

やはり、先ほど申し上げましたように、ひとり住まいの恐らく高齢者ではなかろうかという方々が避難しやすい傾向にあるというふうに見えますが、やはりトイレの問題とか、そういう方々への配慮というのは今後必要なことではないかと思っておりますので、改修をしていきたいということでございますので、十分そこは検討して進めていただきたいと思います。

また、同じく7番議員の中で、避難先の問題との連携ということが話が出ております。例えば、私もそれはずっと前から気にしていたわけですが、伊集院地域などは南さつま市への避難というところがあり、南さつま市のそういうところの方々にお尋ねしたこともありましたが、全くそんなこと知らないよという答えがほとんどでありました。全く知らない状況で一方的な訓練として、便宜的に形式的なもので決められてしまっているのかと、そういうふうには感じたりして、避難とか訓練とかということへの信頼性というものが、どうであるのかというふうには感じたところでございますが、いかがでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

今のは原子力災害への避難についてであると思っておりますけれども、原子力災害の避難訓練等につきましては、県や関係市町村と一緒に避難訓練をしているところでございます。

原子力災害につきましては、大勢の市民が参加できるというような体制も、なかなか今とれないところでございますので、一つ一つ防災訓練を開催しながら課題を整理して、その辺の課題の反省点を踏まえて訓練を重ねていかないと、この避難所の体制あるいは避難所の運営ということについても、なかなか適正に進まないと思っておりますので、そういったことを繰り返しながら実効性のある避難計画と、あと避難所の運営ということにつなげて

いく必要があるかと考えております。

○15番（西園典子さん）

やはり先ほどもありましたように、いつ何時、何が起こってもおかしくないという意味で、やはり原発のことも含めて、今1番、2番、3番、関連性がございますので、一緒に尋ねておりますけれども、十分実行性のあるものへと努力を続けていただきたいと思います。

また、今、出てまいりましたけれども、原発の災害というときに關しましては、クリアしなければならないというものの中で、除染というものがあります。そういうことは、避難するところの途中で、その人やいろんなものが持ってきた放射性廃棄物をどこで洗い流して、どこにそうしてもって、その方々がいくかということに、非常に敏感な部分があるのではないかというふうに思っております。

そうしたことも含めて、やはりお互いに助け合うと、避難者と避難受け入れ先との調整というものは、非常に大切なことではないかと思っておりますけれども、今まで3回訓練がされました。その中で、その辺の訓練はいかがなさり、どのような反省点、また感じていらっしゃるか伺います。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

先ほどもお話ししましたように、原子力の防災訓練というのは、県を中心にしまして関係市町村が一体となって訓練をしているわけでございます。今年度も来年2月9日に計画されているところでございますけれども。

これまでの何回かの訓練の後の反省点では、高速道路の活用によってバスの避難はスムーズにできたというような意見がある一方で、決められた避難ルートが通れない場合における対策をもうちょっとこまめにする必要がありますんじゃないかという意見と、あと避難元と避難先の自治体の連携について、さらなる習熟が必要だというふうな意見が去年は出され

ているところでございます。

先ほども申しましたように、訓練を積み重ねることの重要性というのを改めて感じながら、実行性のある訓練にしていく必要があると考えております。

○15番（西園典子さん）

訓練を重ねて、実効性のあるものにしていただきたいというふうに思っております。その中で、やはり参加者の実効性のある、本当にこれは何の訓練だということはわかるような訓練のあり方ということをどのように指導していらっしゃるのか、一つだけお聞きしたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

この原子力防災訓練の開催と内容の周知につきましては、県のほうが行っているわけなんですけれども、もうちょっとやっぱりわかりやすい訓練の内容等の告知といいますか、そういった情報は適正に伝えなきゃいけないと思っております。

あと参加者につきましては、今、地域の代表者とかに参加いただいているような状況でございますので、これも先ほども言いましたように、できるだけ数多くの市民が参加できるような体制に持っていかないと、先ほどから申しますように、いざというときに行動がとれるような訓練にはならないかと思っております。その辺のことを、また県との意見交換会のときにも、伝えておく必要があるかと思っております。

○15番（西園典子さん）

先ほどからいろんなことが、県という言葉が出てまいりますけれども、やはりこの中で住民の方々への連絡とか、それから参加のこととか、いろんなことを携われるのは市でございますので、その辺のところは十分にやはり、間に立つという思いではなくて、自分たちの日置市のこととして捉えていただきたいというふうに思います。

鹿児島県は、非常に火山とかカルデラがたくさんありますが、やはりそういうことへの共存ということ、一方では温泉がどこもあるという恩恵を持ちながら、いろいろな火山爆発がたび重なっておりますけれども、そうしたことへの見解ということはやはり防災という意味でどんなふうに、いろんなのが重なった災害というのでは、どんなふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

災害につきましては、想定しないようなことが起きるのが災害だと考えております。今お話がありましたように、いろんな災害が複合的に発生する場合も考えられるところなんですけれども、やはり基本は先ほども話しましたように、災害への備えというのは、「みずからの命はみずから守る」あるいは「みずからの地域はみんなで守る」という日ごろからの意識、そういったものを高めておくということが一番必要になってくる、大切だと思っておりますので、そういった行動ができるように、地域防災力というのを高めていくということが、今後の防災の一步だと考えているところでございます。

それで、今、市が力を入れております自主防災組織の育成、強化というのをさらにまた徹底していかないといけないと考えております。

○15番（西園典子さん）

やはり今おっしゃいました、想定しないようなことが起こるといのが災害でございますので、まず住民も、また市も、「みずからの命はみずから守る」という、県に、国にというのはなくて、やっぱり自分たちのところは、自分たちの命は守るということは、住民みずからの力で守るといのが大切ではなかろうかということをお腹に銘じていきたいと思っております。

それに加えて、川内原発というのが私

たちのところにはございますが、そうしたものの複合災害の場合をどのように対処すべきか、どういうふうを考えていらっしゃるのかを伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

原子力災害につきましては、非常に対応が難しいと思っております。この難しいというのを前提とした上で、いろんな考え方をしていけないといけないと思っております。

ですので、先ほども言いましたように、やはり考えられる状況、災害の状況やあるいは混乱ですね。起きた場合の混乱をあらゆる角度から想定した上で計画をつくっていく。そしてまた、それに伴う避難訓練あるいは準備というのを、こまめにしておく必要があると思っております。一番、一度起きたら、なかなか対応が難しい災害であるということは認識しているところでございます。

○15番（西園典子さん）

大変難しい問題であると、災害の中でも非常に難しい災害であるというふうにおっしゃいました。私もそういうふうにおっしゃいます。ですから、そういうことは本当にどうしていったら防ぐことができるだろうか、免れることができるのだろうかということを非常に悩んでいるところでございます。

防災や危機管理心理学の中に正常性バイアス、多数派同調バイアスとかパニック過大評価バイアス、認知不協和などという言葉がございますけれども、それのご説明をいただけたらと思います。例を挙げて、ご説明いただけたらと思います。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

いざというとき、災害時に陥りやすい心理状況や行動のことをあらわしているかと思っておりますけれども、正常性バイアスというのは危機に直面したときに、危機そのものを認めずに事態は正常だと捉えてしまう心理のことだと言われております。

集団同調性バイアスというのは、危機に直面したときに、判断力がなかなか働かずに、とっさに周りの行動に合わせてしまうといった行動心理だと言われていたところでございます。

あと、もう一つ、パニック過大評価バイアスにつきましては、危機を認識し、人々に伝えようとする側には、人間はすぐにパニックを起こすというような心理ばかりが流布しているので、できるだけその危機をソフトに伝えようとしてしまい、結局避難に導けない、的確な情報が伝わらないといった心理状況をあらわしていることだと思っております。

○15番（西園典子さん）

何年か前に韓国でしたか、電車の中で火災が起こったときに、それをカメラで写している方がおりました。そして、その写真を見れば、煙がもうもうと入ってくる中で、椅子にじっと座っている人たちの姿が写っておりました。まさに受け入れられないという状況のとき、判断ができないというときに、自分が本当にこのときどうしたらいいかというのを、さっと察知できない、自分はまだ安全だというふうな正常性バイアスが働き、そしてほかの人は動かないから、自分も動かないと。

そしてまた、いろいろなことを、こうして福島原発のときにも似たようなのがあったようでございますけれども、いろんなものをこれは危ないよと、先ほどパニックを起こしたらいけないからという、そういう心理で、これは行政とか事業者とか、指導者の中によくあったりするということでございますけれども。それをソフトに伝えて、パニックを起こさせないとして、かえって伝わらないと、そういうようなことがあったりするということでございます。私たちが陥りやすいこととして、この例の説明をいただいたところでございます。

心にとめたい避難という言葉の中に、私も

調べていく中で、想定にとらわれない、また2番目にいかなる状況においても、可能な限りの力を尽くすと。そして3番目に、率先的避難者になるという言葉があります。いろいろな先ほどから説明があったバイアスというものを乗り越えて、みずからの命や町を、市民たちを守るという姿勢が今こそ求められているのではないかと考えております。

次に、川内原発への対応についてでございます。

先ほどの答えの中では、配布について十分な周知をしたというふうなつもりであるというお答えがあったというふうに思います。日ごろから多数の配布物がありますが、それが市民への周知というものへの期待というものをどの程度と見ていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

文書配布につきましては、なかなか配布物が多いときもあるんですけども、それを極力控えるように、わかりやすいようにということで、お知らせ版によります情報集約などに努めているところでございます。

安定ヨウ素剤の事前配布につきましては、県からのパンフレットによる周知だと思っておりますけれども、行政からのお知らせ等につきましては、どんな媒体でお知らせをしても、受け取る側が、かねてから情報を得ようとする認識がないと、なかなか伝わらないことも多いかと考えているところでございます。

○15番（西園典子さん）

受けとめる側が情報を得ようという認識がなければ、なかなか伝わらないという最も適切な言葉が、お答えが返ってまいりましたが、そういうふうにしていく努力ということも、こちらのほうにはあるのではないかと考えております。

やはり身近にこうして原発があるという中

で、出前講座などでどの程度のそういうようなことの研修がなされているのか、わかる範囲でお知らせください。

○健康保険課長（長倉浩二君）

出前講座におきましては、安定ヨウ素剤関連の講座はないというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

安定ヨウ素剤のことは、出前講座ではなかったとおっしゃいましたね、ですね。それだけではなくても原発や、それ避難とか、そういうものの放射性物質などのことを知らしましょう、学びましょうというようなことがなかったのかどうなのか、そういう研修会がどの程度開かれており、要望があったり、またこちらから働きかけてしませんかということではなかったのか、どうなのか、わかる範囲でお答えください。

○健康保険課長（長倉浩二君）

安定ヨウ素剤の服用の意義とか、その効果とか、そういうことに関する教育といいますか、健康教育に関する講座は、出前講座を含めてないということです。

○15番（西園典子さん）

ないということでございますので、なかなかそういう、関心が薄いということになるのでしょうか、どうなのでしょう、非常にそれは住民だけの問題であるのか。また、そういうような雰囲気的なものがあるのかどうか、やはり十分に私たちも考えていかなければいけないのではないかと考えております。

川内原発30km圏住民ネットワークというのがございますが、同じ九電の玄海原発がある佐賀県の場合、昨年に引き続き2回目の申請受け付けを2カ月間、それも県薬務課でなく、30km圏内、玄海町、唐津市、伊万里市の住んでいる役所に申請するというふうで実行しております。再稼働を始めたのは鹿児島の方が早いわけですが、昨年に引き続き2回目の配布でございます、また申請期間

が2カ月という余裕があり、それぞれ地元の役所というのは気軽に申請をしやすいという状況で、申請体制がなっております。

なぜこうして、同じ九電の原発でありながら、差があるのだろうか、こちらではできないのだろうかと思ったりしておりますが、その点は市長はどのようにお考えになられるのか、お気持ちを伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

それぞれの県におきまして、それぞれの独自の考え方でやられているというふうに思っております。私どもは、この30km圏内、薩摩川内を含めた皆様方と協議会的なものをつくっておりますので、そういうところでいろんな県からのご指示というのはいただいておりますというふうに認識しておりますので、玄海のほうは玄海のやり方でやっていらっしゃるのかなというふうに認識しております。

○15番（西園典子さん）

佐賀県の場合は、県と市町村と連携をとりながらしているというふうに伺っております。やはりその辺のもっと連携というものが必要ではないかなというふうに思っております。配布しようと思えば、もっと住民目線で、住民が受け取りやすい方法というものが必要ではなかろうかというふうに思いますが、その辺のところをきちっと今後はまた進めていただきたいということを切に願います。

それから、再度の給付ということは、また検討をしていきたいというお答えがあったのでは——受け取っていない方へのですね。そして、また来年度は来年度というふうでまたしていただけるのではないかとというふうに感じておりますが、それでよろしいでしょうか。

○健康保険課長（長倉浩二君）

今年度、配布の申請をしていただいた方で、去る7月の配布の機会に来られなかった方につきましては、今後県と協議して、配布の機会を設けていきたいというふうに思っております。

ところでございます。

また、来年度以降につきましては、今のところ、まだ未定ということでお願いたします。

○15番（西園典子さん）

来年度はまだ未定でしょうけれども、毎年、いろんな状況が変わるわけですから、あるのが当然じゃないかというふうに住民は思っているのが当たり前じゃないかと思えます。

いわき市では、福島原発事故のときに9割を配るのに20日間かかってしまったという経験から、40歳以下には全員郵送でヨウ素剤を配布しております。佐賀県の発表におきましては、29年の12月の発表におきまして、玄海原発周辺の3市町では、UPZの地域でも身近なところで備蓄して、緊急配布場所を兼ねておるようです。玄海町では、11公民館やコミュニティーセンターで備蓄と緊急のときの配布、唐津市は、本庁含めて42カ所の場所に緊急配布などして8つの小学校、1中学校を含めて27カ所で備蓄も兼ねております。伊万里市は、13公民館と市役所を緊急配布の場所としておりますが、別途市内中学校には、児童生徒分を備蓄しております。

このように佐賀県のほうでは、学校の備蓄は自然であって、緊急配備のときも、最寄りのすぐそばのところにとりにいけるという形でしております。私たちのところでは、緊急配布場所は決まっているのでしょうか。また何カ所ぐらい計画されているのでしょうか、伺います。

○健康保険課長（長倉浩二君）

ヨウ素剤の配布につきましては、国の指針に基づきまして県のほうが実施しておりますが、それによりますと、緊急事態が発生した場合、避難所あるいは避難車両の中とか、そういうところで配布するように計画されているところでございます。

○15番（西園典子さん）

ということは、まだ決まっていないと。もしもあした、あさって、絶対ないということはないと、そういうときにはもうどこに言ったら、どうしたらいいかわからないという現状に私たちは置かれているということでございます。それを実感いたしました。

やはり決まっていて、そこに備蓄されていて、配布ができるところが身近にあるということをおもひながら知っているとすることは、いつどんなときに、どんなところで、どんな災害が起こるかかわからないというのを、先ほども再三おっしゃっております。そういうのに備える「自分の身は自分で守る」と言いながら、守る手だて、それができていないということは、やはり反省すべきことではないかと思ったりしております。そして、佐賀県では、そういうふうに学校で備蓄しているところが、もう自然になっております。

それにノーというお答えが返ってきておりますが、兵庫県の篠山市では、ヨウ素剤の配布を早くから始めております。最初に、平成28年に、そのときはゼリーがなかったので、普通の3歳以上の人たちだけを対象としたそうです。人口は篠山市が4万1,851人、その中で3歳以上の市民の約3割の1万5,800人が配布を受けました。でも、3歳から13歳未満、いわゆる子どもは7割がもらいに来たということでございます。このことを市長はどのように解釈なさいますか、お伺いしたいです。

○市長（宮路高光君）

それぞれ認識があって、もらいに来る方が多かったというふうに考えております。今、課長のほうから答弁いたしましたとおり、まだまだ私どもも、ヨウ素剤に対します認識というのが十分でないというのはわかっておりますので、今後とも啓発をしながら進めていかなきゃならないというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

認識があったということだけではないんですよ。これは子どもたちの命を守りたいと、放射性物質が若い人たちには、特に子どもたちには影響が大きいと。それを守りたいという親の思い、それが一般の人たちは3割だった、全部を含めた3割だったけど、子どもたちは7割の人がもらいに来たということです。それが未来を考えること、子どもたちの将来を真剣に考えること、そうした親の願いだと思っております。そのことについて、いかがお考えになられるでしょうか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、子どもたちに対しますヨウ素剤、十分そういうことを配慮していかなきゃならないというふうに考えておりますので、今後私どもも県とも十分話をしていきたいというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

ぜひ、子どもたちの、若い人たちの今後の未来ということに大きくかかわってまいることとでございます。ぜひ強くそのところはしていただきたいと思っております。ヨウ素剤は1錠がたった6円でございます。いろんな状況で、篠山市などは全部自分たちの自腹でしております。そういうようなことをしようとするれば、できないことではないと。そして佐賀県のように、いろんなとこ、学校に備蓄するということができないことはない、なぜここできないのか、ほかのところできて、なぜここできないのかということをおもひに非常に残念に思っております。

先ほどのバイアスのことも言いましたが、県に、またほかのところというふうな、そういうふうな考えだけでなく、私たちのところは私たちで守ると、先ほどから「自分の命は自分で守る、日置市のことは日置市で守る」と、そういう気持ちがないと、私たちは生き残れないというふうに強く思っている

ころです。

日置市の都市計画マスタープランというのが、アンケート調査を通してありました。その中で、私、見ましたけれども、やはり誰もが、子ども、高齢者、障がい者に優しい町、そして災害に強い安心して安全に暮らせる町というのが望んでいるというのが出ました。そして、その中に中学2年生の445人のアンケートもありました。その中でショックだったのは、日置市から他の市や町に移りたいと思っている人は58%、6割近くだったという……

○議長（並松安文君）

西菌典子さん、時間ありませんからね。

○15番（西菌典子さん）

そのことについてご意見をいただいて、終わりにしたいと思います。

○建設課長（宮下章一君）

この都市計画マスタープランの策定に先駆けまして、アンケート調査をさせていただきました。中学生のアンケート結果でございますが、「どちらかと言えば、他の町に移りたい」も含めまして58%ということでございますが、この結果につきましては、将来の進学あるいは都会への憧れなど、いろんな気持ちがまざってのご意見じゃないかというふうに捉えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、3番、是枝みゆきさんの質問を許可します。

〔3番是枝みゆきさん登壇〕

○3番（是枝みゆきさん）

こんにちは。暑さ寒さも彼岸までと申します。あすは彼岸の入りとなりますが、まだまだ暑さは続いております。

ちなみに、学校や官公庁は7月から9月が夏、気象庁は6月から8月を夏としており、この区分に従い報道されているのだそうです。

学校の夏は、まだまだ続いております。

さて、日本各地では、これまで経験したことがないような集中豪雨が発生し、荒れ狂う台風に突然起こる地震など、災害は忘れずにやってきて人々の暮らしを混乱させています。

我が町は、報道に見るような著しい災害はありませんでしたが、被災地におかれ亡くなられた方々、被災された方々への哀悼の思いと、もし我が町も同じような災害が起きたらどうすればいいのかと真剣に考える暑い夏となりました。

また、日々の生活の中では、最高気温の更新など気温の上昇は続き、エアコンはなくてはならないものとなりました。

それでは、質問に入らせていただきますが、昨日の質問と重なる部分がたくさんございます。おさらいをしつつ、通告書に従い質問をさせていただきますと思います。

それでは、まず初めに、3月議会で答弁されました各学校へ温度計を配布し、実態把握に努めるという答弁に基づきまして、本年度の7月と9月の教室内温度の実態を伺います。

(2) 8月、政府は来年夏までに公立小中学校にエアコンを設置するため、2019年度概算要求に約2,400億円を盛り込む方針を固めたとの報道がありました。長年、先輩議員の皆さんが要求されてきた件でもあり、親を初め地域の方からも多くの要望をいただいております。

日置市には15小学校と7中学校、そして幼稚園まで含めまして199室の普通教室があります。既に市長より、2年計画で行う答弁が出されておりますが、また詳しい計画をお示しください。

(3) 年々気温も上昇していますが、体育館での体育の授業や行事などの使用に当たり、暑さ対策はどうされているのか伺います。

質問2に入ります。

日本の国土の面積は、全世界のたった

0.28%しかありませんが、全世界で起こったマグニチュード6以上の地震の20.5%が日本で起こっているというデータがあります。ことしに入り、島根西部地震、大阪北部地震、西日本豪雨災害、台風21号、そして北海道地震と、災害が忘れずにやってくる恐ろしさを目の当たりにしています。鹿児島は11の火山を有し、火山被害も身近に迫る脅威として存在しております。

平成25年、災害対策基本法改正により、市町村長による指定避難所の指定制度が設けられています。本市は、ホームページによると、避難所として15の小中学校体育館及び教室の施設を初め、公民館や保険施設など、46施設が指定されています。災害時の利用を想定した防災機能の現状を伺います。

最後に、大きな3番の質問です。

(1) 旧伊集院福祉センターに備蓄されている物資の状況と今後の課題は何かを伺います。

(2) 乳幼児や高齢者など要配慮者への食料備蓄はなされているのか、現状を伺います。

(3) 旧伊集院老人福祉センターでの備蓄は、広さとしても限界があり、輸送においても問題があると考えます。各避難所等への備蓄倉庫の設置を考えないか伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の日置市立小中学校の校舎の整備について、このことはきのうも私のほうが答弁しましたので、教育長のほうに全体的に答弁をさせます。

2番目の災害時の避難所について伺うということでございます。

避難所になっております小中学校の防災機能については、洋式トイレや多目的トイレが備わっていないなど、十分とは言えない状況にもあります。学校の防災に関する国の補助

事業も研究しながら、防災機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

3番目の災害発生時の災害物資備蓄についてのその1でございます。

備蓄物資といたしましては、飲料水、非常食、非常用発電機等の機材、おむつ、非常用トイレなどを備蓄しております。今後は、備蓄品が必要になった場合に必要な場所へ届ける体制づくりも強化してまいりたいと思っております。

2番目でございます。食料品といたしましては、乳幼児や高齢者なども食べやすいパンやクッキー、うどんなどのレトルト食品の備蓄を進めております。備蓄とあわせて、要配慮者に限らず、食料に個別の配慮が必要な方々にも、家庭内備蓄の重要性についても広報をしてまいりたいと思っております。

3番目でございます。旧老人福祉センターでの備蓄は限界がありますので、日吉地域の旧小学校施設の利用を関係課とも協議していきたいと思っております。

また、各避難所の備蓄倉庫の設置については、災害時有効と考えておまして、交付金事業等の活用による整備を鹿児島県にも今のところ要望しているところでございます。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、1番目の小中学校の校舎整備事業についてお答えをいたします。

まず、1番目の本年度の7月、9月の温度の状況でございます。計測した結果によりますと、個別に言いますと、7月の最高室温が35.6℃、それから9月が35.1℃となっております。市内の小中学校の平均値で言いますと、7月の最高が33℃、9月が32.6℃となっております。

それから、2つ目のエアコン設置につきましては、きのう市長の答弁のとおりでございます。

ますけれども、来年度から2年間をかけて、全ての小中学校に設置をする方向で計画をしております。国の財源措置等の動向も見ながら、できるだけ早い時期に予算措置をしたいと考えております。

それから、3番目でございます。夏場における体育館での活動においては、児童生徒の健康管理を最優先して、室温や換気には十分配慮しております。

また、必要に応じて大型扇風機の使用も行っております。さらに、体育館の使用を停止する条件など、学校が判断するための基準を現在検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○3番（是枝みゆきさん）

それでは、2回目の質問をいたします。

今、ご回答いただきましたように、気温については年々上昇し、我慢しがたい状況になっております。7月、9月、いずれも最高気温が猛暑日を超えているということがわかりました。9月は曇りや雨の日が多かったように感じましたが、やはり暑い夏は続いていたんだということがわかりました。

実は、埼玉県加須市教育委員会では来年7月の稼働を目指してエアコンを整備する方針を発表しておりまして、整備するまでの期間、最高気温が35℃、最低気温が28℃以上と見込まれるときは幼稚園と小中学校で臨時休業を設けることを定めたということです。気温管理は本当に怠れない時代になってきたと思います。その辺のところはしっかり管理

していただきたいと思います。

それでは、2問目のエアコンについて、再びですが、質問させていただきたいと思いたす。エアコン設置については市民の皆様からも強い要望をいただいておりますので、政府から出された2019年の夏までにエアコン設置を急ぐことや予算措置を受け、日置市にも設置される計画が立ちましたことを大変うれしく思います。

また、気にかかるところで再編計画がございました。その途中にあります該当校はどうなるのかなと危惧しておりましたが、同一に計画が立てられましたことを大変安心し、うれしく思います。

それでは、エアコン設置に当たり快適な教室の状態にするために温度の設定などをお考えでしたらご回答ください。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）

お答えいたします。

学校環境衛生基準というのがございまして、その中では17℃から28℃が適温というふうになっております。

○3番（是枝みゆきさん）

それでは、28℃以上の気温になった場合はエアコンを作動させるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○教育長（奥善一君）

今のところは、今、環境基準の28℃ということをおし上げましたけれども、どのような基準にするかはこれから検討ということになります。一律、温度とか湿度だけではなくて、そのときの子どもたちの活動の状況等、そういう状況を総合的に見て判断するということになっていくと思います。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

実は、鹿児島市内では冷暖房両方の機能を持ち合わせたエアコンを導入しております。実際に、夏ではなくて冬場の冷え込みが大変

厳しいときに特別支援教室において使用したこともあるとお聞きいたしました。本市は、冬場の冷え込みについてエアコン使用はどのようにお考えでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）

エアコンでございますので、冷暖房を兼ねてということでございます。冬場でも温度が下がった場合には使用する予定であります。

○3番（是枝みゆきさん）

さて、鹿児島市内では、平成23年から平成26年にかけて、ガス式のエアコンを1,800の教室におよそ32億円、単純に計算したときに1教室177万円で設置しております。来年10月には消費税の値上げの声も聞こえてまいります。昨日の市長の答弁で、財政と発注の問題もあるので2年かけて設置するという答弁をお聞きいたしました。

実は、安倍首相が、3日前の16日、仙台市で行われた街頭演説で「全ての学校の教室にクーラーをつけていく。直ちに予算を獲得して来年夏までに間に合うように対応する」と考えを示したことが読売新聞に記載されておりました。

鹿児島市では5カ月ほどの期間をかけて工事が行われました。来年の夏に向けて、実際には6月末には完成してもらいたいと願っております。工事は授業も並行して行われると思われましても、できるだけ児童・生徒の学習に支障がないような、そういったスケジュールを立てていただきたいと考えております。エアコン設置に当たりタイムスケジュール等はどのようになっているか、お聞きいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）

設置につきましてのスケジュールにつきましては、国の財源措置の状況を見ながらでございます。きのうも市長が答弁いたしましたとおり、全国一律、一斉に設置をということになりますと、エアコン自体があるかどうか

かといった状況もございますが、通常どおりの計画でいきますと10月末ということは予定しているところでございます。

○3番（是枝みゆきさん）

それでは、10月末のスケジュールということで、実際に夏までにエアコン導入ということは今現在なかなか考えられない状況であると思います。ということは、実際にエアコンを夏場に使えるのは、小学校では2年後、そして、中学校ではそのままずれて3年後という理解でよろしいでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）

現在のところ、財源の見通しとかその辺はまだ確定しておりませんのではっきりしたことは申し上げられませんが、通常の国の補助の内示の状況であったり、その辺から考えますと工期としては10月というふうに考えております。

○3番（是枝みゆきさん）

エアコン導入までにまだまだ夏を越さなければなりませんので、ぜひ引き続き、夏場に向けての教室の対策、そういうことはしっかりとってもらいたいと思います。

学校には、音楽室だとか家庭科室、理科室などを初めとしまして、特別教室、そして体育館もございます。全て普通教室と同じく授業が行われる場所でございます。現在、日置市では、音楽室は3校、それから家庭科室は2校に設置されているようです。他の学校においては扇風機も設置されていない状況のようです。全小中学校の特別教室及び体育館のエアコン設置は今後どのようにお考えでしょうか。

○教育長（奥善一君）

現在のところは、まず普通教室に設置するというので計画しておりますので、特別教室や体育館への空調設備の設置は計画しておりません。

○3番（是枝みゆきさん）

今、言いました3校と2校のエアコン設置はあるのですが、他の学校について、例えば音楽室等は防音のために窓を閉め切ったり、そういったことなどもあります。大変暑い状態になりますが、扇風機などの導入は考えていらっしゃいませんか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）

お答えいたします。

現在、エアコン設置等につきましては申されたとおりでございますが、扇風機の設置につきましては、閉校等いたしましたところの扇風機等が余っている部分がございますので、そういったものを活用しながらやっていきたいと考えております。

○3番（是枝みゆきさん）

市長にお聞きいたします。

ホームページを見ますと、13小中学校の体育館が避難所に指定されております。指定避難所になっている学校体育館のエアコン設置には総務省の緊急防災・減災事業債が活用できます。東日本大震災を受け、2012年度に創設された制度だそうです。もちろんご存じだとは思いますが、現時点では2020年までの制度となっているようです。

昨日、同僚議員から、このような制度を利用し体育館への設置も期待すると要望が出されました。児童・生徒の学習の場でもあり、避難所指定を受けている体育館については、防災担当課と連携し、検討を進めていくべきだと強く希望いたします。

文部科学省の調査によりますと、避難所に指定されている全国の公立学校の割合は92.1%となっています。そのうち防災担当部局と連携・協力体制が構築されている割合は95.2%という結果が出ております。市長のお考えをお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

体育館の場合については、今言ったように防災の避難所という部分もございます。基本

的に、今回、吹上のほうに1カ所、防災、そういうものを含めて設置させていただきました。約2億円以上かかります。大変、財源的にどうあるのか。今回は合併債を使わせていただいて、いろいろと国体という一つの名目の中で設置させていただきましたけど、今回、今ご提案がございます体育館は大変数多くもございます。そういう部分の中でどこからどう手をつけていいのかどうか。

今後、こういうところについては、十分、財源的なものも含めて設置していく方向の中でいろいろと検討はさせていただきたいというふうに思っております。

○3番（是枝みゆきさん）

続きまして、(3)についての2回目の質問をさせていただきます。

先ほど教室の望ましい温度は17℃から28℃ということで、今、教育長のほうからもご答弁いただきました。風の通らない体育館のスポーツは、28℃を超えた時点で大変危険ではないかなと考えるところでございます。

大震災等が起こりまして、その後、避難所となりました体育館では、大型扇風機だとか、あるいはスポットクーラーといったような移動可能で広い室内に対応できる機器を取り入れたそうなんです、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○教育長（奥善一君）

体育館で体育の授業またはいろいろな集会活動等を学校では使うわけですが、先ほど申し上げましたように、いろんな、窓をあけたり風通しをよくするなど配慮はしておりますけれども、暑い場合は大型扇風機を持ち込んで使用するというような学校もございます。先ほど申し上げましたように、それ以上高い温度となった場合にその活動を取りやめる一つの目安というのを定めていこうというふうに思っております。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

今ご答弁いただきました一定の目安というお話で、体育館の使用停止を判断する場合に目安が必要だと思いますが、他地域のいろいろな情報等も収集されていらっしゃるのかなど考えておりますが、目安、大方、考えていらっしゃるような方向がございましたらお返事をお願いします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

教育委員会としては、まだ体育館の使用停止に関する基準は定めておりませんが、各学校では、室温が、これは体育館ですけど、35℃以上、それから環境省が熱中症対策として示しております暑さ指数が31℃以上の場合は体育館の使用云々にかかわらず体育の学習そのものを中止するというふうにしております。これをもとに、また教育委員会としても基準を考えていきたいというふうに考えております。

○3番（是枝みゆきさん）

保護者の皆様から体育館の暑さ対策を考えてもらいたいと大変多くの声をいただいております。全国的に熱中症に関する悲しい事故も聞いております。体育館内の温度管理にも十分注意してほしいと申し上げておきます。

気になる熱中症対策は、これから同僚議員からの質問もありますので、そこで当局のお考えをしっかりと聞かせていただきたいと思っております。

続きまして、避難所についての2回目の質問をいたします。

文部科学省では、学校施設における防災機能の向上の観点から、避難所となる全国の公立学校の防災機能の保有状況等について調査しております。調査結果を項目で申し上げますと、備蓄倉庫を敷地内に保有しているところが74%、飲料水の設備をしてあるところが67.6%、自家発電等の設備が53.1%、

通信設備が78.8%、断水時のトイレの確保が51%という結果になっております。

児童・生徒の学習の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も担っていることがわかります。日置市では公民館等も多くがその役割を担っているわけですが、これらの項目の防災機能の状況はどうでしょうか。また、今後の取り組みなどありましたらご回答ください。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

46ある市の指定避難所につきましては、現在のところ、備蓄倉庫につきましては保有していません。ですので、災害時に必要になれば備蓄場所から持って行くということになります。

非常用電源につきましては、46カ所のうち現在5カ所については使用できる電源がございます。また、通信設備につきましては防災情報を受信できる個別受信機を設置しているところでございます。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

ただいま避難所において備蓄はなされていない状況というお話もさせていただきました。いざ災害となったときに、集中して備蓄してある場所からそれぞれの避難所へと輸送していかなければなりません、そういった輸送に対する時間あるいはそういう組織的な動きなど何かございましたらご答弁お願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

きのうも答弁した内容になりますけれども、現在、集中で旧老人福祉センターに備蓄している状況でございますので、災害の状況によっては備蓄品を搬送できないというようなことも想定されますので、各避難所に備蓄できるような方向で検討していくということで今進めているところでございます。

○3番（是枝みゆきさん）

それでは次に行きますが、今回の北海道の地震において停電が大きな問題になりました。およそ1週間は停電状態が続いておりました。電力会社からの供給が途絶えた場合の防災拠点への再生可能エネルギー利用について、本市はどのようにお考えでしょうか。

太陽光発電を初め地域エネルギーの避難所への直接の配給ができる体制ができないかと考えますが、市当局はどのようにお考えでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

本庁と各支所に設置しています非常用の太陽光発電を補助的に使用できるようにしているところがございます。今後も利用可能な施設につきましては利用を検討していかないとはいえないと思っております。

また、非常用としての電力として自営の送電線を引く場合コストが非常に多くかかるため、なかなか現実的でないと考えます。また、大きな災害等を想定した場合、送電線そのものが被害を受けまして使えない場合も想定されますので、この再生可能エネルギーを直接使用するために避難所へ配給できる仕組みや体制を整えていくというのはなかなか難しいことであると考えております。

○3番（是枝みゆきさん）

それでは、トイレ設備について質問いたします。

避難所には国際基準があります。スフィア基準といいまして、トイレは20人に1基、男性1に対し女性3の割合で設置すると。これは女性のほうがトイレ使用の所要時間が3倍かかるからなんだそうです。この項目を満たしていない避難所ほど血栓が足に見つかる場合が多くなり、関連死の原因になることもわかっております。

トイレは命にかかわる大切な場所です。女性や高齢者への配慮といたしまして洋式トイレは必ず整えてほしい設備であります。洋式

トイレ保有状況、それとまた今後の計画予定がありましたらお示しください。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

現在の46の指定避難所のうち多目的トイレがあるのが21施設あると思います。洋式トイレも一つもないのが11施設あるかと思っております。この施設自体の整備ということについては、施設所管課と連携しまして防災機能を高めていくということが今後課題となっておりますけれども、8月末現在で簡易の洋式トイレとしまして組み立て式のトイレを8式とトイレ処理袋セットというのを備蓄しているところがございます。こういったのでしばらくは対応することも必要になるかと考えているところがございます。

今後も備蓄計画に基づきまして必要な見直しを行いながら、トイレについても整備を進めていきたいと考えているところがございます。

○3番（是枝みゆきさん）

今おっしゃいましたように、私も避難所を回ったり、あるいは聞いてみたりとかしてみました。その中で大変気がついたのは「和式トイレしかありません」とか「洋式トイレがあっても1個です」という返事が返ってきたところも多いようでした。

また、車椅子でも使用可能な多目的トイレ、この設置ももっと進めていくべきだと考えております。高齢者がトイレに行くことを懸念し飲料を控えると脱水が生じやすくなり、段差があると転倒のリスクも高まります。トイレまで安全に行ける設備を含め、早急な改善が必要だと思います。

車椅子や、つえ、それから医療装具などを身に着けた方々がスムーズに移動できるスロープの整備はどうなっておりますでしょうか。現状と今後のお考えをお示しください。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

要配慮者に対応した施設となっているかと

申しましたら、非常に不十分なところが多いかと思っております。ですので、災害時に必要となる飲料水やトイレの整備とあわせて避難者が避難所で快適に生活できるように防災機能の強化というのを視点にしながら、先ほども申しましたように施設を所管する関係課と連携して対応していくことが必要かと思っているところでございます。

○3番（是枝みゆきさん）

それでは、食料備蓄について2回目の質問をいたします。

避難所には、乳幼児から高齢者などの特別な配慮が必要な方々も滞在するわけです。避難所で支給される食事は、高齢者には適さない場合もあります。高齢者にはやわらかくて食べやすいレトルトパックや介護食品を備え、乳幼児には多目の水と育児用ミルクやベビーフードなどの配慮が必要になります。日本小児アレルギー学会では、アレルギー用ミルクの備蓄について具体的なミルクの提案をしております。

旭川市では、公的備蓄品目の中に粉ミルク、保存期間は1年6カ月になります、や離乳食、こういったものは保存期間5年となります、を計画追加しております。本市では要配慮者に対する備蓄をどのようにお考えでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

応急対策備蓄計画に基づきまして年次的に備蓄品の整備を行っているところでございます。食料等の物資の選定につきましては、アレルギー物質を含まない食料品とするなどの配慮に努めながら進めているところでございますけれども、乳幼児の食品あるいは食物アレルギーなどに特別に対応しなければならない食品等の確保につきましては、ある程度、自助での対応で努めていただくことも大切になるかと思っているところでございます。

また、備蓄に適さないものなどもございますので、災害時の応援協定による企業や事業

者から必要な物資の調達も検討していく、力を入れていく必要があるかと考えているところでございます。

○3番（是枝みゆきさん）

プッシュ型支援食料供給において厚生労働省がまとめた結果では、熊本地震の場合、3日後にパンやカップ麺などカロリーを重視したものが届きました。およそ1週間後に缶詰やレトルト食品、10日後におかずとなる食品や子ども・高齢者向けの保存性の高い食品を中心に提供し、2週間後にやっと保存性の高い食品を中心に被災者のニーズに合わせて必要な食品を随時提供を始めたということが記載されております。

被災直後から避難者数ピーク時にかけて、供給がない、あるいは少ないという現状が見てとれるわけです。初動においては自治体の備えがいかほど大切であるかがうかがえます。改めまして、自助ということも大切ではございますが、まず自治体としまして、要配慮者も含めまして、一般食まで、栄養も考えた食料備蓄の充実を求めたいと思っておりますが、そこはいかがでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

大きな災害が発生しますと、全てのライフラインが途絶えまして食料や水等が不足することが想定されますので、市としましてもさまざまな事態に的確に対応できるように物資の備蓄についても年次的に充実を図っていきたいと考えて進めているところでございます。

今お話がありましたように、そういった要配慮者に対応した備蓄であったりとかもできれば本当に理想的だとは思っておりますけれども、なかなか災害を想定してそこまでこまめな対応というのは難しいところもございまして、そういったものに対応できるように努めてはいきますけれども、先ほども言いましたように、それに合わせて家庭等や自主防災組織での備蓄も重要という観点から、引き

続き出前講座等や訓練等を活用しながら家庭等における備蓄についても働きかけ、本当に大切なんだよということを進めていきたいと考えているところでございます。

○3番（是枝みゆきさん）

炊飯支援では、先日の防災訓練におきましても、自衛隊、福祉協議会、民生委員児童委員協議会の皆様方の炊き出し、それから日本栄養士災害支援チーム（JDA-DAT）の活動のパネルや食料品の展示など食料に関する取り組みも見せていただきました。各チームの支援もまた大きな力として期待したいと思っております。

日本栄養士災害支援チームは、大規模災害発生時に、被災地で、栄養、それから食生活の面での人的支援、物的支援を行うことを目的とした管理栄養士、栄養士で構成される支援のチームです。特殊栄養食品など要配慮者向けの支援物資が届くようなサポートを行っております。日置市では、このチームとの連携はどのようになっておりますでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

今年度の防災訓練から初めて日本栄養士災害支援チームにも協力いただいたところでございます。まだ連携して取り組んだのはことしが初めてですので、今後も食料備蓄や炊き出し訓練等など食に関する部分での連携・協力を充実していけるように取り組んでいきたいと考えております。

○3番（是枝みゆきさん）

あらゆる災害を想定したときに、管理栄養士、栄養士の関与が重要であると感じます。備蓄食料の計画はもちろん、長期の避難生活では体の健康管理やメンタルのケアも必要になり、栄養士とともに保健師の関与も必要になります。

防災計画書の中に市職員である栄養士と保健師のしっかりとした位置づけが必要だと思いますが、いかがでしょうか。ちなみに、い

ちき串木野市では保健師や栄養管理士等による保健活動を行うものとするとの記述がございます。いかがでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

地域防災計画の中の避難所運営マニュアルの中には、保健師の指導のもとで避難所の見守り活動や声かけを行うとの位置づけがなされているところでございます。

避難所生活が長引きますと、子どもや高齢者などの体調の変化に気を配るなど、避難者同士の見守り体制というのも確立していくことが大切になってくるかと思っておりますけれども、派遣されました保健・福祉・衛生部門の職員だったり、あるいは専門職のボランティアなどの支援者へいろんな情報を提供しながら、避難者の心身の健康管理などを行っていくことが必要だと考えているところでございます。

計画の中に位置づけがというところがございますけれども、また計画を見直すときにその辺の位置づけをきちんと改められるのであれば見直しはしていきたいと考えています。

○3番（是枝みゆきさん）

ぜひ専門職としての任務や役割を日置市民のためにしっかりと果たしていただきたいと思っておりますし、期待しております。

災害時は、さまざまなストレスにさらされます。その中でおいしく食べられることは重要なことです。今回、日置市に備蓄してあります食品と同じものを購入いたしまして、家族や近隣の高齢者の方々と一緒に食べてみました。思っていたよりもパンもクッキーもやわらかくて、おいしく感じました。

住民の皆さんと試食しながら食料備蓄の検討をし、何が必要なかを住民みずからが考える機会をもっとつくってみてはいかがでしょうか。乳幼児の健診だとか高齢者の集まり、PTAや各種団体での会合など、協力を求める場所はたくさんあると思います。

公的機関の備蓄では不足するものを、先ほ

どから出ておりますが、自分でどう補うか。自分の命や家族の命を守るために何を準備しなければならないのか。自助の備えにもつながっていくのではないかと考えます。市民による日ごろからの家庭内備蓄を推進するとともに、災害時の適切な対策を講じることができるよう体制を強化するために今後どのようなお考えをお持ちか、お聞きいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

市民の皆様には、食料や水の備蓄及び懐中電灯などの物品の備えなどにつきましては出前講座等を通じてお願いしてきているところでございます。今後も出前講座など住民の皆様と意見を交える機会を生かしながら、そしてその意見を参考にさせていただきながら備蓄を進めていきたいと考えております。

○3番（是枝みゆきさん）

それでは、最後の備蓄倉庫の件につきまして2回目の質問をいたします。

災害は、時間も大きさも予測なしで突然起こる場合があります。市役所の職員もすぐには駆けつけられない状況が出ていることは十分予測できます。道路の寸断も物流の混乱も予測できます。

阪神大震災の際は、公的機関による住民の救出ができたのは2割、8割は近隣住民等により救出されたとあります。自助や共助が重要であるということからも、各避難所における備蓄倉庫の設置と備品計画を早急に計画すべきだと考えます。

同僚議員からも同じ質問が出されまして、その必要性については既に回答ももらっております。私も避難所に聞いてみましたところ、ある地区の公民館や体育館においては、備蓄倉庫も備え、食料備蓄品まで準備して、期限が切れる前には住民で試食を行っているというすばらしい取り組みをなさっているところもありました。しかし、ほとんどが備えておらず、また避難に対する備えというものはな

いに等しい場所が多くありました。

北海道の旭川市では、平成27年に備蓄計画を作成し、各避難所別の備品の一覧の作成もできております。備蓄倉庫と備品のあり方についての今後のお考えを再度お聞きいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

災害発生時に速やかに物資が配付できるということは非常に大切なことだと思っておりますので、備蓄につきましては分散させておくということが、それを考慮する必要がございますので、重複しますけれども、分散できるような必要な備蓄スペースを確保していけるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、11番、橋口正人君の質問を許可します。

〔11番橋口正人君登壇〕

○11番（橋口正人君）

こんにちは。

ことしの日本列島は異常でした。大阪府北部地震等を初め、西日本豪雨、関西空港を水没させた台風21号、9月6日に起きた北海道胆振東部地震であります。被災地の復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、前回も吹上の質問をさせていただきました。吹上町をよくしたいと思う気持ちで質問させていただきます。

まず、温泉給湯事業は、昭和44年に衰退した一途をたどる吹上温泉を開発するために新たに湯源掘削に踏み切り、成功した経緯があります。現在、2018年、48年経過の中で、湯之元地区は、泉源地、貯湯槽、配管等の工事はほぼ終わり、湯之元地区から中継ポンプ室までと砂丘荘までの4km区間の老朽化に伴い、給湯の中継ポンプ、配管工事等を実施しないといけないと思っておりますが、1、温

泉給湯事業の現状を伺います。

2番目に、昨年、決算委員会で温泉給湯事業の反対討論がありました。温泉給湯事業は旧吹上町から始まっていて、吹上の温泉振興を図るために必要な温泉です。温泉給湯事業の中継区間の配管が老朽化しているわけですが、湯之元地区から中継ポンプまでの2.7km、さらに砂丘荘までの1.3km、計4kmの工事はいつごろに行う予定にしているのか。工事に着工するとしたら総額予算は幾らぐらいかかるのか、伺います。

次に国民宿舎吹上砂丘荘についてお伺います。

平成30年3月に国民宿舎吹上砂丘荘の在り方検討委員会の答申が出ていますが、答申内容は次のとおりであります。「この施設が地域の存続に多大な影響を及ぼす施設であり、このような状況のもと、将来を見据えた地域全体の課題として、国民宿舎吹上砂丘荘を拠点とした地域振興に向け、施設の在り方をさらに審議・検討する必要があります。この答申が多くの市民に理解してもらえるような手だてを講じ、円滑かつ早急に進められることを期待するとともに、今後、当局において十分検討されるよう要望します」とありました。

1、砂丘荘も年々宿泊者が少なくなり運営も厳しくなる中で、2020年10月には、かごしま国体でレスリング競技の開催が吹上浜公園体育館に決まり、またサッカー場建設も進んでおります。国体の選手や関係者の宿泊施設は足りるのか、受け入れ状況を伺います。

2番目に、過去5年間、29年度まで、一般会計より吹上砂丘荘は施設整備や運営費に4,200万円ほど繰り入れをしております。これから先も一般会計で補填していくことで今後どのような運営をしていくのか、運営方針を伺います。

3番目、砂丘荘を湯之元地区から源泉給湯

を廃止してみてもどうかというような意見も砂丘荘在り方検討委員会で見られていると伺っています。そのような意見があったのか、伺います。

以上を1回目の質問とします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の温泉給湯事業について。1と2は関連がございますので、一括して回答させていただきます。

現在、配管の敷設年数は、今後、予定する配管の敷設がえ工事は、泉源から中継ポンプまでの2.7kmを温泉給湯事業で工事費が約1億5,000万円、中継ポンプから吹上砂丘荘までの1.3kmを国民宿舎事業で工事費が約5,000万円、合わせて約2億円を想定しております。

工事着工の時期は、配管の経過年数を踏まえた整備計画において平成32年度からの実施を予定しているところでございますが、多額の費用を要することから、現在のところ、財源の確保が最優先の状況であります。

2番目の今後の吹上砂丘荘のあり方について。

その1でございます。

かごしま国体においてもレスリング競技と軟式野球競技が日置市で開催され、延べ3,892人が宿泊するものと試算されております。日置市内の宿泊施設では1日に750人の宿泊を受け入れられますが、このうち提供頂ける宿泊者数は643人となっております。

しかし、国体の宿泊規定に基づく計算では日置市内の宿泊施設は287人の宿泊人数となり、延べ4日間で1,148人程度の受け入れとなっております。したがって、全体の4分の3弱は市外の宿泊施設の対応になると思っております。

2番目でございます。

運営につきましては、観光と合宿をふやしながら、吹上砂丘荘、ゆーぷる吹上、体育施設等、施設単体での検討ではなく、三位一体で地域全体の構想を一体的に進める必要があると考えております。平成30年度内に行政内部の検討委員会で協議を早急に進め、事業計画及びスケジュール等を確定する計画でございます。

3番目でございます。

議員がおっしゃいますとおり、在り方検討委員会の中で給湯廃止の意見が出されました。また、在り方検討委員会からも温泉利用については今後の施設形態を検討しながら判断すべきだという答申も受けているところでございます。

以上で終わります。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午前11時55分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（橋口正人君）

11番。先ほど市長から説明をいただきました。再度詳しく質問をさせていただきます。

まず、温泉給湯事業について伺います。

湯之元地区から砂丘荘までの4kmの工事費が2億円ほど、着工の時期は32年度から実施予定しているとの答弁でした。現在行われている湯之元地域の敷設工事はBCD泉源地、貯湯槽、配管と全部終わったのか、終わっていない箇所があるのなら、あと残り幾らほど費用がかかるのか伺います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

貯湯槽につきましては、平成28年度までに完了をしております。今後10年間の整備予定としまして、泉源から貯湯槽までの送湯

管約420mと送湯管ポンプ設備の整備等を計画しております、事業費で約8,000万円を見込んでいます。

以上です。

○11番（橋口正人君）

今、今回、温泉給湯事業の質問をさせていただきます。先ほどの答弁において、湯之元地区も残り10年間の整備予定ではまだ8,000万円ほど残っているとのことですが、

また、財政の厳しい中で砂丘荘までの4km区間に2億円予定していますが、整備計画においてもこれでいいのか、ほかに手だてはないのかと思うところで質問をさせていただきます。

次に、関連ある砂丘荘の質問に入ります。

先ほどの答弁において、全体の4分の3弱は市外での宿泊になるとの答弁でした。それは仕方がないことだと思っております。日置市内の宿泊施設における宿泊可能者数は750人、国体の指数に伴う試算では287人となっておりますが、そのうち砂丘荘に宿泊できる人数はおおよそ何人ぐらいかわかりますか。伺います。

○社会教育課長（梅北浩一君）

吹上砂丘荘におきましては、宿泊が126人となっておりますが、国体でのシミュレーションでは60人の宿泊施設となります。

また、国体でのレスリング競技は2種類の競技スタイルがありまして7人から9人となることから、現時点でのシミュレーションでは全ての部屋を利用し、1日当たり50人前後の宿泊になると思われま

す。なお、大会期間中は21全ての客室と大広間等も利用することになると思われま

す。それ以外としまして、国体期間中に日置市では競技がない期間でも近隣市で国体の競技があります。その際にも宿泊施設として利用

されることも考えられております。

以上です。

○ 1 1 番（橋口正人君）

1 1 番。砂丘荘の客室、2 1 部屋に多分 2 人から 3 人、相部屋となるということで理解いたしました。相部屋というのはなかなか歯ぎしりとかいびきのひどい人がいたら大変だなというふうにも思います。

次に、運営方針について、3 0 年度内に行政内部の検討委員会で協議を進める。運営については、砂丘荘、ゆーぷる吹上、体育館施設等、施設単位でなく三位一体で地域全体の構想を一体的に進める必要があるとの答弁を先ほどいただきました。前回 1 2 月一般質問の市長答弁では、観光という部分の宿泊というのは少なく、運動施設を利用した合宿をした宿泊が 8 割を占めていますとのことでした。だから地域全体の構想を一体的に進める必要がある、それも一つの考えだと思います。砂丘荘も今まで吹上町のために貢献し、一時代を築いた施設です。世の中の流れが少し変わってきて、経営状況が悪化しつつある砂丘荘は、吹上町にとって大切な施設だと思います。

まず、砂丘荘の 2 階の大広間は余り稼働していないようですが、去年はどれぐらい大広間として使われたのか伺います。

○ 商工観光課長（脇 博文君）

平成 2 9 年度の大広間の使用状況は、5 2 2 件の利用で稼働率が 3 9 . 8 % となっております。

以上です。

○ 1 1 番（橋口正人君）

1 1 番。私が思っていた以上に使われておりますが、それでも 4 0 % 弱でございます。

大広間を個室に変えるための積算をしたことはないのか伺います。

○ 商工観光課長（脇 博文君）

砂丘荘の大広間を個室に変える計画の積算

を今までしたことはございません。

以上です。

○ 1 1 番（橋口正人君）

積算をしたことはないということでした。昔は、結婚式などがはやり、稼働率もよかったのだと思います。一時代を築いた砂丘荘ですが、ないといけないと施設だと思っております。今、吹上町には体育館のない、風の出ないクーラーを設置いたしました。鹿児島国体ではレスリングが決まり、サッカー場建設も進んでおります。これから体育館利用者もふえることでしょう。サッカー場ができて合宿等もふえていく中、また将来的には伊作トンネルもできるかもわかりません。吹上町にどうしたら人を呼べるのか、工夫したらたくさんのお観光客も、2 0 % ではなく、多くの人を広くほかから呼べるような気がします。そのようなことから次の質問をいたします。

平成 3 2 年度実施予定している温泉給湯事業の敷設かえ工事、財政も厳しい中での砂丘荘までの 4 km に係る 2 億円の工事をやめて砂丘荘の宿泊施設等の改修に充てたらどうかと思います。1 2 月議会、砂丘荘での質問に市長は、基本的にはプライバシーを大事にしてベッドといたしますか、一人部屋といたしますか、そのようなものに改修していかねば、今後は大変難しいと思っておりますとの答弁をいただいております。私も小さな会社を持っていますが、一番先に稼働率を考え経営をしております。例えば、先ほど質問した砂丘荘の大広間を今はやりの民間のホテルのように個室に改修工事をする考えがないのか、市長に伺います。

○ 市長（宮路高光君）

いろいろとこの 1 0 年間でこの国民宿舎を含め、それぞれの地域で宴会をする場所、ざっと言って約 1 0 0 人程度というこの会場がもうあちこち少ない、もう今、言えば砂丘荘と十八番、そういうところで東市来もない、

日吉もない、大変お困りをしている団体もあるのも事実でございます。個室化することもいい部分もあろうかと思っておりますけど、やはり今も仕切りをしておりますので、全体的に100人ちょっと入りますけど、仕切りをする中でこの個室化という部分は十分そういうものは考えていってもいいのかなと思っておりますけど、トータル的に今の状況じゃどうしても人を呼べるような国民宿舎じゃないのも事実でございますので、ある程度の修繕改修費というのは今後必要であろうかというふうには思っております。

○議長（並松安文君）

橋口正人君、議席番号を言ってください。

○11番（橋口正人君）

11番。大広間を部屋を改修する計画はありませんとの答弁でした。今現在では本当難しい選択だと思います。

次の質問に入ります。

在り方検討委員会の中で給湯廃止の意見も出されているということは、沸かし湯でいいのではないかと私は理解をいたしました。沸かし湯、シャワー、ユニットバス等で、温泉が好きな方は近くにすばらしい温泉があるわけですのでそこに入りに行ったり、逆に相乗効果も生まれるのではないかと考えます。砂丘荘を温泉ではなく、沸かし湯にすることで、2億円ではなく、少ない経費で済むのではないかと思いますがいかがでしょうか。伺います。

○市長（宮路高光君）

在り方検討委員会からもそういういろいろ総トータル的な答申をいただいております。内部の中で十分検討しながら、さっき言いましたように、ある程度温泉をすれば大変な経費もかかります。基本的に、さっきも言いましたように、この合宿を中心とした部分になるかというふうには思っておりますので、ここあたりの設備投資といいますか、ここあ

たりも十分考えていかなければ採算ペースにならないということもございますので、若干時間をいただきまして、どういう方法が一番効率的に整備ができるのかどうか、また知恵をいただきながら進めていきたいというふうに思っております。

○11番（橋口正人君）

11番。私もまた専門家ではないので、なかなかそういうことはわかりませんが、ゆーぷる吹上の泉源池を共有するとか、先ほど言いましたように行政内部の検討委員会で再度考えていただきたいと思います。

今の子どもたちや現在宿泊する人たちは、団体部屋も必要とするかもわかりませんが、一般的には個室のほうが好まれると思います。今以上に吹上町に合宿や観光の面でも個室にすることでたくさんの人を呼べると思います。いかがでしょうか。砂丘荘在り方検討委員会においても、施設単位の検討ではなく、国民宿舎吹上砂丘荘、ゆーぷる吹上、体育館施設の三位一体でエリア全体の構想を描くことが重要かつ喫緊の課題とありました。

最後に、提案といたしましては、吹上町にはホテルはないといけないと思います。温泉給湯の事業の新たな配管敷設に係る経費2億円を他の事業費、つまり1番、砂丘荘の今ある部屋を一人部屋の施設に改修し、温泉はやめて沸かし湯にするとか、2番目、壊して民間に募集をかけて民間による新しいホテルを誘致するとか、3番目、在り方検討委員会の答申にありました、3施設を一体的に考え、利用する施設とするのか、再度市長の考え、見解を伺い、私の一般質問を終わらせていただきます。

○市長（宮路高光君）

今それぞれ議員がおっしゃいましたとおり、いろんなパターンの施設のあり方があるというふうに認識しております。基本的にこの砂丘荘とゆーぷるはある程度似た形がございま

す。ここあたりをやはりある程度整理していかなくちゃならない。特にゆーぷるについてもこの温泉プール、これは本当にどうあるべきなのか、利用と当市とまた経営含めた中でここも含めて、このゆーぷると砂丘荘、共通するものについてはもうある程度集約化して、ある程度効率的に、要するにこの残すという形をどうしていくのか、これが一番大きな肝心なことだと思っております。私、基本的にはこの砂丘荘は残していくべきだというふうに考えておりますので、いろんな中の知恵をいただきながら、今言ったように、温泉もやめて沸かし湯にするのか、そこあたりも十分検討する必要がある。地元の皆さん方のご意見も十分拝聴しながら、このことについて内部の集約を早くしていきたいというふうに思っています。

○議長（並松安文君）

次に、1番、桃北勇一君の質問を許可します。

〔1番桃北勇一君登壇〕

○1番（桃北勇一君）

2日目最後の一般質問になります。

幸いにもことは大きな災害に遭うことなく9月を過ぎようとしています。国内を見渡すと、6月の大阪府北部地震に続き、西日本の7月豪雨災害、今月4日には台風21号が徳島県南部に上陸し、2日後には震度7の北海道胆振東部地震が発生しました。きのうは東京で時間雨量100mmの雨が降り、時間は10分程度と比較的短かったわけですけど、今の日本、どこでどういった災害が起こるかわからない状態にあります。それぞれの災害被害についてはご存じだと思います。被害に遭われた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地の早い復興を願っております。

今回の一般質問でも防災・減災の質問が同僚議員により多く出ています。平穏なときに準備はしておくべきだと思いますが、市長の

答弁を拝聴しています。

それでは、通告に従いまして、3項目質問してまいります。

最初に、きょうは市役所職員の教養、技能、技術を上げるためにどのようなことに市が取り組んでいるかお尋ねします。

1問目、その1です。研修制度等を利用し、積極的に取り組んでいる最中と思っておりますが、取り組み状況をお示してください。

その2です。専門性を問われる職種における資格取得状況、例えば建設課等における技術士、建築士、施工管理技士等の取得状況はいかがでしょうか。進んでいますか、伺います。

その3です。市の職員から市長へ政策提案とかあったのでしょうか。具体的に昨年の提案内容と提案件数をお示してください。

2項目め、平成28年度の第2次総合計画10年間の中で、重点作物のブランド化や6次産業化による高付加価値化を積極的に推進すると述べられているわけですが、私が考える6次産業化とは、生産者が農水産物の価値を高め、それにより農林漁業者の所得を向上していくことで、食品加工、流通販売に取り組むことで農林水産業を活性化させ、農村漁村の経済を豊かにしていくことと認識しています。第2次総合計画も2年目が過ぎ、3年目に入っているところで質問します。

2問目、その1です。市長の考える6次産業化への取り組みとは、どのような取り組みを示すのかお示してください。

その2です。日置市が取り組む6次産業化の取り組み実績を昨年度と本年度とお示してください。

その3です。市長が次に取り組む農水産物とは何を思い描いていらっしゃるのか伺います。

市長も米100俵のお話はご存じだと思います。100俵の米も食べばたちまちなくな

るが、教育に充てればあすの1万、100万俵になると政策を押し切った話です。憲法第26条、全て国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。平成26年1月17日、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されました。目的として「第1条、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもたちが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、責任を明確にし、貧困対策の基本となる事項を定めることにより、総合的に推進することを目的とする」と書かれています。家庭環境、特に所得が原因で学習環境に差があってはならないと法律は述べています。1,000の家庭があれば1,000通りの家庭環境があります。その1件1件に応じた手助けは、確かに難しいことだと思います。しかし、調査もせずしてテーブルの上で議論することは粗放ではないでしょうか。日置市の子ども貧困状況調査に早急に取り組むべきと考えますが、そのあたりをお聞きしたいと思います。

3問目、その1です。日置市では、子どもの貧困をどのような家庭の貧困状態と定義づけていますか。お聞きします。

その2です。貧困状態を少しでも改善するために、取り組んでいる支援策はありますか。

その3です。子どもの貧困調査について、現在計画があるかどうかをお聞きします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の職員のスキルアップについて、その1でございます。

毎年度研修計画を策定し、昇格などに伴い任命権者があらかじめ指名して実施する階層別研修や自己啓発や能力開発のためのみずか

ら選択受講をするチャレンジ研修、市町村アカデミーなどへの派遣研修などを受講することにより、職員の資質向上に努めております。

2番目でございます。

現在、土木技師の有資格者は、測量士及び測量士補が20人、1級及び2級土木施工管理技師が9人となっており、そのほかコンクリート診断士、1級舗装施工管理技術などの有資格者がおります。また、建築技師につきましても、1級建築士3人、2級建築士3人の有資格者がおります。

3番目でございます。

職員提案制度につきましては、日置市職員提案制度規程に基づき、市の行政事務に関する改善について、よりよい職場環境の構築や効率的かつ効果的な事務遂行による経費節減等を目的とした提案を広く職員から求めています。

最近では、ペーパーレス会議の推進などが提案されております。

2番目の6次産業化のその1でございます。

1次産業の農林漁業と2次産業の加工・製造業、3次産業の小売業などを総合的かつ一体的に取り組み、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すことで、農村漁村の所得向上や雇用の創出が期待されることであると認識しております。

2番目でございます。

本市では、農家レストランや酪農家によるジェラートなど、農家による完結型の取り組みのほか、集落営農組織と加工グループ、直売所が連携した取り組み、さらにはいちご酒やオリーブのように地元企業などの連携による取り組みも図られてきております。

3番目でございます。

本年度より本格的に収穫されるオリーブはもとより、いちごや茶を活用した新たな商品開発やてん茶栽培からの抹茶などを想定をしております。

3番目の子どもの貧困について、その1で
ございます。

子どもの貧困に関しましては、日置市独自
で定義づけているのではございませんが、一
般的に言われております、最低生活費以下の
収入で暮らす絶対的な貧困、または等価可処
分所得の中央値の半分以下の所得で暮らす相
対的貧困の世帯に属している18歳未満の子
ども、あるいはその子が置かれている生活や
教育、就労など子どもの成長に係る状況であ
ると認識しております。

2番目でございます。

子どもの貧困に対する支援対策といたしま
しては、保育料減額をはじめ、4地域の地域
子育て支援センター等による相談や助言、関
係機関との連携のほか、生活保護世帯の中
学生に対する学習支援を行っております。

また、ひとり親家庭の経済支援として、医
療費の助成や児童扶養手当の支給、福祉資金
の貸し付けに取り組み、就労支援として、高
等技能訓練促進給付金等を給付しております。

3番目でございます。

子どもの貧困対策の推進に関する法律では、
同法に規定する大綱に基づき、都道府県が子
どもの貧困対策計画策定に努めることとして
おり、鹿児島県でもことし3月に策定してお
ります。計画策定の資料として、鹿児島県で
は「かごしま子ども調査」を実施しておりま
す。貧困等の指標は県単位に指定されている
ことから、県の調査や他市との情報共有を図
りながら検討してまいります。

以上で終わります。

○1番（桃北勇一君）

1番。いろいろな情報を分析してスキルア
ップを図っていただきたいところですが、
我々議員には年間15万6,000円の政務
活動費が認められています。そのお金を使っ
て研修や視察を通してそれ以上の効果をこの
市へ戻す努力をしているところですが、職員

の研修視察等に係る金額で1人どの程度のお
金が使われているでしょうか。鹿児島市内で
あるような近場のものを除き、一例お聞きし
たいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

29年度の実績からお話ししますと、
29年度5人ほど自治大学校に派遣しており
ますけれども、約2カ月半の課程の自治大学
校の派遣研修では、旅費と研修負担金としま
して、1人当たり約50万円ほどかかっている
ような状況でございます。

○1番（桃北勇一君）

1番。職員が研さんを積むことで日置市は
未来志向の市になると思います。例えば東京
都内で研修等が、自治大学は東京か千葉かど
こか関東だったと思うんですけど、その道中
で、行ったついでといたら失礼ですけど、
視察とかいろんな物産館、サテライトショッ
プとかあると思うんですけど、そういうところ
に寄って、行ったりしているんでしょうか。
やはりある程度の一定期間には最新の情報を
得るために勉強に行く必要があると思います。
そのあたりちょっとお聞かせ願えますか。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

首都圏などへの県外出張の際には、空き時
間を利用して見聞を広めたり、あるいは
そういった出張の機会を利用して、かねてで
きない別の研修視察などを組み込みたいとい
った相談などもある場合がございます。そう
した機会というのは積極的に活用しまして業
務に役立てたり、あるいは職員個々の資質向
上につなげていってもらいたいと考えている
ところでございます。

○1番（桃北勇一君）

1番。先ほど土木建設関係の資格取得状況
をお聞きしましたが、発注者側にとって必要
はないのかもしれませんが、しかし資格を持っ
て話をするのと資格を持たずに話をするのと
では、内容にも説得力にも違いがあると私は

思っています。モチベーションの上からも違いが出てくると思います。

それでは、部署を変えて、部署を代表して総務企画部ではどうでしょうか。先日、同僚議員も避難所運営について触れていましたが、税の仕組みなどちよくちよく変わっていると思います。全体的な感想でいいので、スキルアップ等の取り組み状況をお聞かせ願えませんか。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

業務にかかわります研修会であったり講習会等には積極的に参加するように努めているところではございます。去年の実績でいいますと、地方公会計事務研修や防災関連の研修、あるいは住民税課税の実務講座などに参加しましてスキルアップを図っているところでございます。

○1番（桃北勇一君）

1番。消防本部ではどうでしょうか。救急救命士を取得するために市はお金を出しています。救急救命士など、住民がぜひ持っているほしい資格だと思いますが、現状、人員の不足はないでしょうか。

○消防本部消防長（川畑優次君）

現在、消防本部では救急救命士の有資格者が職員80名中21人が取得し、そのうち常時15人が救急業務に対応をとっているところではございます。消防力の整備指針では、救急隊員3人のうち1人以上は救急救命士という規定があります。現在1人以上の体制ができておりますので、人員については問題ないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○1番（桃北勇一君）

1番。現在、救急隊として出動できる救命救急士は15名とお聞きしました。3カ所で割ると単純計算で1分遣所に5人です。2交代制なので1分遣所当たり2人から3人が常駐していることとなります。救急車に1人は

必ず乗車しなくてはならないので、2人いれば十分なのかもしれません。1分遣所で賄えない場合は、現在はほかの場所から応援をもらう体制で補っています。

実は先日、たまたま居合わせた方が倒れ、私が119番をしました。約7kmほど離れたところから8分で来ました。いろいろな処置を施し、通報から20分でドクターヘリのランデブーポイントまで向かいました。早いなと感じました。何を言いたいのかというと、隊員は常に緊張状態で待機して、緊張状態の中で冷静に間違いのない対応をしている。このような緊張の連続の中、ぎりぎりの体制では将来どこかにしわ寄せが来るのではないかと私は思います。

昨年は、急病に対する救急出動が1,301回あり、うち心肺蘇生53件、気道確保73件、中でも高度な技術を要する、救命救急士が処置する特定医療行為は37件ありました。ドクターヘリも70回ほど呼んでいます。既にしわ寄せが来ているのかもしれない。そのあたり、職員のモチベーションや救急体制へ影響は出てきていませんか。伺います。

○消防本部消防長（川畑優次君）

各所属勤務体制の中で救急車1台に救急救命士1人を配置できるように勤務体制表を作成しているところでございます。突発的な出張、研修、急病等があった場合については、従来から本署及び両分遣所、総合的に含めて対応をしているところでございます。

平成17年合併当時、日置市消防本部、3台の救急車を救急救命士9名で運用しておりました。現在は21人にふえているところでございます。救急体制等への影響は今のところないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○1番（桃北勇一君）

1番。救命士になるためには、費用と1年

間の時間がかかります。しかし、これからの高齢化社会、出動の頻度もふえてきているとお聞きしています。1分遣所がカバーするエリアは変わりません。そのような高齢化人口減少の時代の中、今後、救命士の体制や消防士の体制、予算に対して、どのように取り組んでいくおつもりなのか、市長にお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に救急救命士、大変これは必要なことであるというのはわかっております。また、今それぞれの緊急体制、ドクターヘリを含め、ドクターカー、そういうふうにした部分の中でやはりこの資格といいますか、そういうものが大事であると。今、受験生の中ではもうそういう専門学校に行き受ける方が、今回もおりますけど、やはり三、四人は入っております。ここに入ってから資格を取りに行くんじゃなく、もう事前に高校終わってそういう救急隊の養成学校に行かれた方が受検をしていただきますので、私どもとしてもやはりそういう方々をなるべく多く採ることで、やはり一つでも速やかに救急体制というのが充実していくと、そういうふうを考えております。予算的なものも十分、この部分については予算を確保していきたいと思っております。

○1番（桃北勇一君）

1番。質問3について市長への提案状況のことをお聞きしましたけれど、さっき回答書の中で行政事務に関する改善についてだけ触れられているんですけど、これ以外についての提案というのはないのでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

現在、政策的な提案となりますと、その課の所管する課の協議等も必要になってきますので、なかなか政策的な提案というのはないところでございます。今、今年度いろいろ提案を募集したところでは、先ほどのペーパーレス会議の徹底というところと、あとはいろ

んな様式等がありますので、様式等をもっと簡素化したほうがいいんじゃないとか、あるいは電子決済とかパワーオフィスとかいった活用について、もうちょっと積極的に活用していくべきではないかといった事務改善的な業務改善的な提案が主流になっているところでございます。

○1番（桃北勇一君）

業務改善的な提案が多いということでしたけど、いつも言われるのがPDCAサイクルをよく回しているかということはよく言われるわけですけど、チェック・アクションが動けば必ず提案、プランは出てくると思います。数が何か少ないような気が少しはしていますが、先ほどから救命救急士の話ばかりやってきましたけど、やはり研修や資格取得で意欲ある職員のやる気を今より高めてあげる必要があると思います。減らされ続けて現在職員476名、個人に求められる能力はふえてきています。今まで以上に職務に励むために、今あるチャレンジ研修等を利用して、積極的に取り組んでいただきたいと思います。そして今まで以上に積極的に取り組めるよう、職員に対する雰囲気づくりを市長に頑張りたいと思います。市長のお気持ちをお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

特に政策的提案というのは、国また県におきましても補助事業の申請がございまして、そのときに基本的にはそれぞれの担当課によっていろいろと練り上げて持ってきていただきます。特に今、県の中におきます地域振興事業、この事業があるわけなんですけど、これにはそれぞれの各市町を含めましてもう毎年提案をしていかなきゃなりませんので、提案をしたほうが予算の獲得も多くなりますので、そういう部分についてもみんな職員みずからいろいろな政策的な提案をし、そのことが市民サービスになっているというふうに認識し

ておりますし、特に農林関係、また土木関係、そういう事業課におきましても国の有利な事業等を持ってきて政策にやっているというふうに認識しております。

○1番（桃北勇一君）

今市長から政策提案は練り上げて上がってきていると伺いました。これについては、私も多少勉強不足であったり認識不足があったのかもしれませんが。

次に移ります。

6次産業化への取り組みはさっき答弁いただいたとおりだと思います。生産者が加工、営業、流通、販売を手がけることは難しいと思います。生産物にそれぞれの段階で付加価値をつけて販売できる仕組みをこの日置市で取り組めたら、それは素晴らしいことだと思います。2年が過ぎて昨年と本年度で取り組み実績が、農家レストラン、ジェラート、いちご酒、オリーブ等、4種類、5種類ほど挙がっていますが、多少少ない気はしますが、この取り組みは大変難しい取り組みであるということは十分理解しています。

せんだって山口県から香川県まで産業建設委員会で視察に行ってきました。途中、道中で6次産業化へつながる商品を見たり、購入したり、視察とともに見聞を広めてきています。今回の視察が将来へつながるように、我々も今後勉強していきますが、また先日は東京ビッグサイトのほうで国産農産物と6次産業化商品の展示商談会にも行ってきました。1ブース当たり借りるのが10万円ちょっとという手軽さから出店している方がいますが、客足をとめるほどの商品に力強さがないのか、苦戦しているようでした。6次産業化というのは本当一筋縄ではいきません。日本全国どこに行っても似た商品が出回っています。日置市にもオリーブがありますが、多くの市町村でも取り組まれています。オリーブに関しては、オイルの質とともに、今後の加工商品

化に期待しているところです。

先ほど、次の6次産業化の品目については、オリーブはもとよりいちごやお茶と伺いました。まずは地域で消費される商品開発に民間と連携して失敗を恐れず取り組んでみてはどうでしょうか。私が考えるには、梅干しとちりめんのふりかけとかどうでしょうか。トコブシの薫製、これがうまくいくようであれば、閉校校舎を利用した陸上でのトコブシの養殖と道が開けます。薫製といえば、北海道のスモークサーモンであったり、秋田県のいぶりがっこであったりと連想すると思いますが、鹿児島においては削りぶしという素晴らしいものもあります。薫製にも活路があるような気がします。日置市には農水産品加工施設もあります。6次産業化商品開発コンテストを開催してみても考えますが、いかがでしょうか。市内企業から協賛を募り、どこかに主催先をアプローチしてみる考えはないでしょうか。伺います。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

6次化産業関係のコンテストということをございますけれども、日置市内の1次産業、いわゆる農林水産業の産品を活用いたしまして新たな加工品、商品化を開発するという視点で考えますと、非常におもしろいことかなというふうには思いますが、今議員もおっしゃりますように、6次産業化となりますと、やはり販売というところが非常に重大なネックになってまいります。1次事業者、2次事業者、3次事業者、全てが採算がとれる売価の設定、そしてその売価で継続して販売いただける顧客の確保、販路開拓というところまで十分に検討しなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○1番（桃北勇一君）

1番。来月は市役所の前庭において市の後援でオリーブを使った催しがあると伺ってい

ます。市が進めるオリーブの6次産業化へ広報という立場で市民が進んで取り組もうとしています。官民一体の取り組みだと思いますが、市長はこの催し等についてどういった感想をお持ちでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に今回、今から収穫に入らせていただきますオリーブをいろいろと今回市民の皆様方にも募りながら収穫の体験もしていただきたいというふうに考えておりました、また、それぞれオリーブを使った部分につきましてのイベント等についても今後特に農林水産課が中心になりましてやっていきたいというふうに考えております。

○1番（桃北勇一君）

1番。3項目めの子どもの貧困について質問してまいります。

国の示す子ども貧困対策の推進に関する法律の中でも、貧困に対する定義が見つかりませんでした。国民生活基礎調査では、17歳以下の子ども全体に対する等価可処分所得が50%に満たない子どもの割合としているようです。先ほどの市長の答弁と同じです。平成28年度国民生活基礎調査における中央値が245万円ほどですから、122万5,000円ほどでしょうか。まずは調査、調査結果を見て日置市独自の貧困家庭の定義を決めてもいいとは思いますが。経済的困窮に起因する生活困窮を網羅的に把握し、適正な子どもの貧困対策に関する計画を策定するべきと考えます。

子どもの貧困対策法の中で第14条、国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し実施するために、子どもの貧困に関する調査及び研究、その他の必要な施策を講ずるものとするがあります。調査せずに適正に策定しているとすれば、まずは調査をしていない理由をお聞かせください。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

先ほど市長が申しあげました、鹿児島県のかごしま子ども調査の結果を一つの指標として位置づけたいと考えていることが理由の1つ目でございます。

また、本市におきましては、生活困窮者等の自立支援に向けたモデル事業に取り組んでおりまして、平成27年7月に生活困窮者等自立支援計画を策定をいたしまして、その基礎資料としてアンケート調査を行っております。このアンケート調査結果等から傾向を読み解こうと考えていた点もでございます。

ただ、子どもの貧困に特化した調査ではありませんが、世帯の自立や社会参加を目指したものであり、対策への指標としたいと考えているところでございます。

以上です。

○1番（桃北勇一君）

1番。2016年国民生活基礎調査をもとにした日本財団の都道府県別課題深刻度によると、子どもの貧困率、子どものいる貧困世帯数を子どものいる総世帯数で割った値ですが、鹿児島県は沖縄県、大阪府に続くワースト3位であります。約2割の子育て世帯が貧困状態のようです。

学校教育課教育総務課で伺った話では、学校から申請のあった687件の準要保護申請に対して451件の認定があり、要保護世帯と合わせて支援は500世帯ほどであると伺いました。小中学校の子どものいる世帯数が2,555世帯、地域感覚差があるでしょうが、先ほどの話でその2割を貧困世帯とすると511世帯が貧困状態と予想できます。そうすると、支援を必要とする多くの世帯へこの日置市は支援が行き届いているのかもしれませんが。しかし調査もせずして、断言してもよいのでしょうか。もしかしたら2割より多いかもしれない。

学校生活、特に部活動等、最初にかかる費用、市長も野球の経験があるわけですが、中

学校で野球部に入った場合、費用は幾ら必要でしょうか。野球部で練習着1万円、帽子1,500円、バッグ5,000円、ユニフォーム1万5,000円、グローブ・バット4万円、ジャンパー1万円、スパイク・トレーニングシューズ合わせて1万5,000円、最初に10万円ほどかかります。これに練習試合があれば遠征費、大会があれば遠征費、合宿費用、道具が壊れれば買い換え、最近はPTA等においても保護者の服装を一部をそろえることもあるようです。恐らくほかの部活動でも人気のある運動部ではそれくらい必要だと思います。貧困家庭、年収122万円前後の家庭において、入学時に必要な費用が10万円ほどかかるとし、この最初の部活動に係る諸費用10万円は、要・準要保護世帯として市から支援を受けているとしても大変ではないでしょうか。大変大きな金額だと思います。私の家の経済力では部活動は無理と諦めている子どもがいるのではないのでしょうか。

一つお聞きします。今月いっぱい退部届を出そうと経済的な理由で退部した子どもがこの日置市の中学校にもいる現実を市長はご存じでしょうか。お伺いします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

1学期に確認したところ、経済的理由で退部をした事案が1件ございました。学校や関係機関も相談に乗るなど対応しておりましたが、退部に至ったところでございます。

○1番（桃北勇一君）

1番。親友と呼べる友人であっても相談しづらい内容だと思います。ほかに、1名じゃなくてもっといるかもしれません。私も昔やめていく同級生、本当の理由はわからずして責めたことがありました。その友人は卒業の半年前に実は実家の家業が倒産していて学費も大変だったということを知りました。今はよき友人となってくれていますが、大変であ

れば大変であるほど知人・友人に家庭のことは口をつぐむのではないのでしょうか。先ほどの話、一人じゃないかもしれない。私はそう思っています。

市の取り組んでいる支援策の対象者が申告されたひとり親世帯、要・準要保護世帯などに限っているとしたら、私は全ての子どもに支援の手が届いていないと思います。保護者が私の家庭に支援は必要ありませんと言われる世帯があるとお聞きしています。そのような世帯へ、市長は子どものためのことを考えた場合、何か支援を届ける手だてをお考えでしょうか。伺います。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

保護者が支援を拒否される理由につきましては、それぞれの世帯によって自立を目指している世帯がございましたり、貧困であるということが外に出ることが恥ずかしいと思っていらっしゃる世帯がございましたり、かかわりを持ちたくないという世帯がございましたり、それぞれ異なるものがあるというふうに考えております。そのような世帯のお子さんを公的に個別に支援をすることは、その支援のあり方や財源の確保などに鑑みて時間を要する課題ではないかと考えておりますので、法や条例に沿った支援の中で世帯の自立を支えながら、地域や学校と連携して子どもの居場所や活躍の場を構築していきたいと考えております。

○1番（桃北勇一君）

1番。生活は苦しくても幸せな家庭はいっぱいあります。しかし、例えば母子世帯で母親が必死に朝から晩まで働いて生活保護世帯から抜け出したい、抜け出たいとそのような家庭で育った子どもが2万円のグローブを買ってくれと言うのでしょうか。

話を変えます。

これは2016年日本財団による調査です

が、生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親世帯を子どもの貧困数と定義づけをし、それが社会的損失を生み出すとしています。子どもの貧困を放置すると将来における賃金水準が低くなり、マクロ全体での所得が減少するとともに、税、社会保険料収入が減少します。逆に、生活保護費などの社会保障給付金が増加し、現在15歳の子どもの19歳から64歳までに得る所得、税、社会保険料収入及び社会保険給付金を算出し、その差額を導くと鹿児島県では3,166億円の損失が出ます。子ども1人当たり1,314万円の損失になるとの調査結果が出ています。19歳から64歳までの45年間で1,314万円だとしたら、1人当たり年間29万2,000円の支出です。現在の要・準要保護世帯が500世帯ほどあります。単純に義務教育期間9年で割ると、1学年55世帯、今の29万2,000円掛ける55世帯で、何も手を打たなかったら年間1,600万円以上の負担が最低でも将来市の財政負担となります。将来の財政の負担を減らすためにも早急に手を打つべきではありませんか。

日本財団による財政面での調査結果を踏まえて、数字云々より考え方について、市はどのような感想を持たれていますか。伺います。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

日本財団の試算につきましては、貧困の連鎖が市の財政に今後長く重くのしかかることを示唆していると考えております。したがって、市といたしましては、現在行っております、困窮者世帯の自立支援の施策を継続して粘り強く展開することが大切だと考えております。

以上でございます。

○1番（桃北勇一君）

1番。小学校から中学校までの子どものいる世帯数が2,555世帯、調査対象者が

5年生と中学校2年生とすれば、重複を外せば単純計算で880名ほどです。小学校3年生を入れたとしても1,280世帯です。予算がないから難しいのでしょうか。この問題は福祉課だけの問題ではありません。学校教育課、健康保険課、将来的には財政に及ぶ影響が出てきます。全ての組織で取り組む施策になるはずですが、市長もよく、課をまたいだ横の連携を口にされているとお聞きしました。取り組むとした場合の横の連携について、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

いろいろとこの調査のあり方というのはあります。また、こういうデリカシーな部分について、どういう聞き方をしていく、プライバシーを含めた中であるというふうに認識しておりますので、大変この調査のあり方が難しいのかなというふうに認識はしております。何かいい機会の中でそういう子どもたちの貧困がどれぐらいの実態になっているのか。学校のほうが、先に出ました準要保護、この中におきます部分で人数的にはある程度把握はしているというふうに思っております。また、今議員がおっしゃいましたとおり、それ以外にもいらっしゃるということも十分認識しておりますけど、この調査のあり方でほかの市町村でもどうしているのか、大変難しい案件でございますので、一応ほかのところにも聞いて実施をするなり、するときにはいろいろと個人的なプライバシーに気をつけながら調査していかなくやならんと思っております。

○1番（桃北勇一君）

1番。今市長は答弁の中で、いるという認識はありますと言われましたけど、いるかいないかはわかりません。恐らくカバーしているのかもしれない。みんなに手が届いているのかもしれない。しかし、わからないから調査をやっぱりするべきじゃないかというのが私の意見です。

義務教育における部活動で多額の費用を要することに對し、本当に健全な部活動と言えるのか私は疑問を持っています。家庭教育支援法の国会への提出も問いただされている中、貧困調査は保護者の節度ある対応などへも活用できるのではないのでしょうか。

子どもの貧困対策は、子どもたちを救うための調査であると同時に、大きな経済効果を生み出します。その調査内容については、多くの市町村で既に取り組み、結果も公表されています。東京大田区では、収入はもちろん、保護者の学歴や生い立ち、ひとり親になった理由まで聞き取っています。そこまで必要かどうか、先ほど市長も言いましたけど、そこまで踏み込んでいいものなのかどうか、そこは私も疑問に思っています。今後、取り組む場合等は回答用紙の回収方法だけは、学校に頼むのではなく、郵送で回収するなどの配慮を求めています。

先ほどの答弁で、県は実施していると述べられました。昨年は鹿児島市でも実施調査が行われ、その結果もホームページ上で公開されています。生まれ育った経済的な環境でその子の将来が決まる時代に対し、日置市はしっかり終止符を打つべきです。アンケートをやったからといって、皆さんが答えてくれるという確証はありません。確かに日置市は多くの支援策をしています。しかし、義務教育における全ての子どもに対する健康保険への援助や母子・父子家庭への生活保護加算は何より優先され、できたらしっかり届ける制度です。アンケートを通してしっかり声を上げてもらい、最後の一人まで支援を届けませんか。差し伸べた支援の手は、支援を求める人の手に届かないと意味がありません。実態調査は取り組むべき施策の正しい具体化への方向へつながるはずで、将来引き継ぐ子どもたちに貧困調査を行い、支援を必要とする子どものもとへしっかり届ける。答弁書で他の

情報共有を図りながら検討すると述べられています。貧困調査でやる方向で検討されるのか、やらない方向で検討されるのか、市長のお気持ちというか、ご決意をお聞きし、質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

さっき答弁したとおり、ちょっとほかの市町村の実態も調べさせていただき、そういうことがそれぞれしてうまくいっているようだったら、うちのほうも実施をしていきたいというふうに思っています。

○議長（並松安文君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

明日20日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後2時01分散会

第 4 号 (9 月 2 0 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（17番、2番、12番、21番）
-------	----------------------

本会議（9月20日）（木曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田昭浩君
吹上支所長	秋葉久治君	財政管財課長	上秀人君
企画課長	内山良弘君	地域づくり課長	橋口健一郎君
税務課長	松元基浩君	商工観光課長	脇博文君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	長倉浩二君
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君
農地整備課長	東広幸君	建設課長	宮下章一君

上下水道課長 宇 都 健 一 君
社会教育課長 梅 北 浩 一 君
監査委員事務局長 丸 山 太 美 雄 君

学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者兼会計課長 地頭所 浩 君
農業委員会事務局長 恒 吉 和 正 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、17番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

おはようございます。一般質問3日目、本日最初の登壇になります。私は、社民党の自治体議員として、市民の命と暮らし、平和と雇用を守る視点で54回目となります一般質問をいたします。

初めに、今回発生した各災害で亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

まず、1点目であります。台風・集中豪雨等の防災対策について6項目について質問いたします。

1つ目です。7月の西日本豪雨において、広島県、岡山県、愛媛県を中心に各地で甚大な被害が発生しました。今回の災害で、避難指示、避難伝達、避難する方の多くが危険性が高まらないと避難しない、災害後の飲料水確保、土砂災害等による道路・鉄道の被害等、さまざまな課題が指摘されていましたが、今回の教訓と課題は何かお伺いいたします。

2つ目です。特別警報・土地災害警戒情報・注意報や避難に関する（避難指示・避難勧告、高齢者避難開始等）防災用語が理解しにくいという市民の声があります。今後の周知について、本市としてはどのように考えているのか伺います。

今回の西日本豪雨では、要援護者、高齢者、障がい等の災害のあり方、避難所設置につい

て課題が指摘されましたが、今回の課題の認識と改善策について、どう考えるのかお伺いいたします。

4つ目です。災害メールや防災ツイッターの運用を図り、災害情報の充実を図るべきではないか伺います。

5つ目です。防災リーダーの育成、防災資格者取得者への補助金制度等を本市でも実施できないか伺います。

6つ目です。本市における土砂災害特別警戒区域の状況と安全対策について、どのように取り組まれたのかお伺いいたします。

2点目です。戦後73年、本市の平和行政の取り組みと未来への継承について3項目について伺います。

1つ目です。29年度における本市の平和行政の取り組みと戦争を知らない世代が多くなり風化されつつあります。継承への課題は何か市長、教育長に伺います。

2つ目です。本市において、軍人・民間人等、先の大戦で何名程度亡くなったのか、また、その記録はあるのか。空襲等の本市の被害の状況、戦争遺跡等はないのか伺います。

3つ目です。戦後73年が経過し、戦争を知らない世代が多く、戦争に行った方も少なくなっております。今、戦争の記録、記憶の継承と具体的な取り組みが必要ではないかと考えますが、市長の考えを伺います。

3つ目です。若い世代の政治意識の向上について、3項目について伺います。

1つ目です。日置市が主催する高校生・大学生・専門学校等が参加する若者・青少年議会等夏休みなどに実施できないのか市長に伺います。

2つ目です。ことし1月に日置警察署と教育委員会が実施しました第1回子ども議会の状況はどうであったのか、市長、教育長に伺います。

3つ目です。昨年9月議会で、成人式の実

行委員会とまちづくりについて意見交換会の開催について質問しました。その後の状況はどうだったのか市長に伺います。

以上、3点質問し、1回目を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の台風・集中豪雨の防災対策について、その1でございます。4月の西日本豪雨については、広域かつ、また、集中的に雨が降ったことによって、河川の氾濫や土砂災害が発生しております。自分の地域は大丈夫だとの判断で逃げおくれるケースも多いことから、早目の避難が大切であると考えております。

2番目でございます。平成28年の台風10号による水害をきっかけに、平成29年1月31日に避難勧告等に関するガイドラインが改正され、避難準備情報の名称も、避難準備・高齢者等避難開始に変更されました。

防災用語については、本年6月の広報ひおきで特集するとともに、広報紙やホームページ、出前講座を通じて、市民の皆様にお知らせしておりますが、今後もより一層の周知に努めてまいります。

3番目です。事前に了承していただいている災害時要支援者につきましては、自治会長にも名簿を渡しており、地域での支援を依頼しております。市といたしましても、防災行政無線やファックス、メール等で早期の防災情報の伝達や避難所開設に努めていきたいと考えております。

4番目でございます。現在、フェイスブックでの運用を行っており、今後、防災メールの運用について検討していきたいと考えております。

5番目でございます。防災リーダーの育成は重要であり、地域に住む防災士の方々の協力により地域の防災力を向上する取り組みを継続していく必要がありますので、防災士資

格者育成に対します補助金についても、今後検討をしていきたいと思っております。

6番目でございます。日置市内に土砂災害特別警戒区域の指定は現時点ではなく、警戒区域は480カ所となっております。安全対策も重要で、自分の住んでいる土地が土砂災害区域内なのか、大雨等の場合はどこに避難すべきなのかを把握していただけるように取り組んでいきたいと考えております。また、施設面の整備についても、建設課と協議していきたいと考えております。

2番目の戦後73年、日本の平和行政の取り組みと未来の継承についてということでございます。

その1でございます。平成29年度におきます本市の平和行政の取り組みとして、広島、長崎の原爆投下日の時刻及び終戦記念日の正午に合わせて黙禱の呼びかけを行い、恒久平和へ向けた啓発を行いました。また、7月21日から8月2日にかけて、中央公民館で平和のための写真展・資料展を行い、戦争の悲惨さを後世に伝えるとともに、平和の尊さについて啓発を行いました。戦争の悲惨さを継承することへの課題についてでございますが、戦争を知っている方々も高齢になり、戦争を知らない世代へ今後どう伝えていくかが課題であると考えております。

2番目でございます。郷土史によりますと、主に、軍人・軍属で、東市来町で946人、伊集院町で771人、日吉町で701人、吹上町で1,087人、合計3,505人の方々が、日中戦争、太平洋戦争で亡くなっております。また、空襲等による本市の被害の状況については、各地の郷土史や体験談によると少なくとも11件の被災があり、7人の方が亡くなられております。

戦争遺跡跡についても、伊集院の対空陣地等があったことも知られておりますが、その遺構の多くは残っておりません。そのほか、

戦時資料は吹上歴史民俗資料館に保管をされております。

3番目でございます。戦後世代が人口の大半を占める現在、戦争が風化され、平和に対する認識が薄れていくことが懸念されております。今後も、戦争を知らない世代に戦争平和の問題を直視できるように、平和のための写真・資料展の事業を継続していきたいと考えております。

3番目の若い世代への政治意識の向上について、その1でございます。若者・青少年議会などについては、議会及び政治への関心を高めるよい機会であります。今後も、市のさまざまな政策について、若い世代、多くの市民の方々に政治への関心を持ってもらえるように、さまざまな分野で出前講座開催や勉強会等を検討していきたいと思っております。

2番目については、教育長のほうに答弁させます。

3番目でございます。昨年度は成人式の実行委員会とのまちづくりについて意見交換会は実現できませんでしたが、ことし1月に日置警察署、日置市教育委員会が連携して、日置市子ども議会を開催し、安心安全なまちづくりについて活発な意見が出されました。今後、教育委員会とも連携しながら、どのような意見交換会を行うか検討してまいりたいと考えております。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、2番目の本市の平和行政の取り組みと未来への継承についての1番目でございます。

各学校では、教科・道徳等を通して平和について考える学習をしておりますが、課題としては、戦争体験者の高齢化に伴い、戦争当時の状況等について直接話を聞くことが年々厳しくなっていく等が挙げられます。

続きまして、子ども議会についてでございます。

1月に開催をした子ども議会では、小中学校から17人の児童生徒が参加し、学校づくり、安全な通学路、まちづくりなど、4つの分野について質問をし、それに対して市長、日置警察署、市教育委員会が答弁をしました。子どもたちにとっては、議会を体験するよい機会となり、答弁側としましては、子どもの目線からの意見を直接聞く大変貴重な場となりました。

以上でございます。

○17番（坂口洋之君）

先ほど市長、教育長にご答弁をいただきました。再度質問をさせていただきたいと思っております。

今回、防災につきまして4名の議員が質問しました。私たち議会の側も、防災について非常に関心があります。また、地域を回りますと、6月からこの9月にかけて、テレビを見ていますと、毎日のように防災に関する報道等がされまして、非常に関心があるところでございます。

この防災につきましては、行政だけでは解決できないと私も思っております。住民の意識をどう向上させるか、避難勧告、避難指示を出しても、3%近くしか避難していないという、そういった実態があります。住民の方も、本当に危険を察知しなければ避難しないという、そういった状態がありますので、いかに住民の危機意識をあおりながら、なおかつ防災力を高める観点で再度質問させていただきたいと思っております。

私も、この夏地域を回しまして、住民の方から、この防災についていろんな意見をいただきました。少し紹介してまいります。

山間部では、夜間の避難の一時避難所への移動が心配だとか、災害が発生したときに、いざ自分たちはどこに避難していいのかわか

らないという、そういった方もいました。また、高齢者を抱える家族の方は、寝たきりの家族を抱えて、いざというとき、誰か助けにきてくれるのかという不安、また、危険が伴っても、家で牛や豚など家畜を飼っていますので、いざというときには、なかなか家をあけて離れられないという、そういった声もありました。また、住民の方から、より実践的な避難訓練を充実してほしいという、そういった意見がありました。また、そういう状況の中で、まず、今回の各災害を見られまして、住民の方からどういった意見が出されたのか、また、自治会長、消防団、そういった防災にかかわる方々から、行政のほうにどういったご意見が出されたのか、まずお尋ねをいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

今回の豪雨災害を受けまして意見が出ましたのは、今お話がありましたように、いかに情報を的確に伝えていくかというのと、後は、その情報を、先ほどからありますように、いかに行動に結びつけていくかというのをかね日ごろから徹底していくことが一番だという意見が多かったと記憶しております。

○17番（坂口洋之君）

今回は、特に、地震、集中豪雨、台風ということで、この夏、本当に自然災害が、昔であれば、災害というのは忘れたころにやってくるというイメージがあったんですけども、いつでもどこでも発生が予測されますので、そういった意見が出たと思います。

本市の防災力向上につきましても、さまざまな取り組みがなされておまして、自主防災組織の向上など評価しております。今回、西日本災害が起きましたけれども、本市は、いち早く岡山県総社市に給水支援にも職員が参加されております。今回、西日本豪雨を目に当たりにしまして、本市におきまして、どのような点がまず不足しているのか、避難指

示、避難勧告が出されていても、自分は大丈夫という危機感の欠如が指摘されておりますけれども、市民に対しての防災意識、危機意識を高めるために、市としてどのような施策が必要であると市長は考えておられるのかお尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、今回のそれぞれの災害をケース・バイ・ケースでございますけど、本市におきましても、中山間地域が多いと。やはり山間部の危険区域を含めた場所にいらっしゃる方、そういう方々が早く避難していただける。集中豪雨で河川が決壊する、ここまですぐ行くのか、この20年の間ありませんでしたので、ここあたりの点検というのも十分していく必要があるというふうに思っております。

○17番（坂口洋之君）

17番。日置市も誕生いたしまして、大きな災害といたしますと、平成27年でしたか、台風15号が発生しまして、吹上地域、特に南薩の地区を中心に長時間停電になったという、そういった問題がありましたので、それが本市のまず一つの教訓ではなかったかと思えます。あわせて、やはり住民の意識も変えていかなければならないという観点で再度質問をいたします。

台風・集中豪雨は、雨雲レーダーとかありまして、ある程度、災害が予測されます。しかし、地震はいつ起きるかわからないという、そういった状況の中で、昨日は、食料品の備蓄の質問もされていたと思えますけれども、やはり、台風・集中豪雨と比べて、地震が起きた場合は、多くの方がまず避難所に殺到すると。あわせて、場合によっては、食料が十分確保できないという、そういった問題があります。しかし、地震が起きた場合は、絶対的に、人口が4万8,000人という人口を見た形でみると、市が食料を十分市民に対して簡単に提供できるとは思えません。やは

り、住民も家庭でできる防災意識を高める取り組みとしまして、例えば、食料品につきましては、国は1日水でいいですと3日はやはり備蓄してほしいという、そういったことも盛り込まれてきておりますけれども、家庭で防災意識を高める取り組みとしましては、食料の確保なども必要だと感じておりますけれども、そこら辺の家庭でできる防災意識の向上について、市としてどのように取り組まれているのか、また、せめて食料は3日分ぐらいは家庭で十分確保していただきたいと私は感じておりますけれども、そこら辺についての市の考え方を伺います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、集中豪雨とか台風、これは、ある程度のデータ、また、それぞれの天気予報によってある程度周知できます。ですけど、地震だけはどうしてもこれが予知できない。そういう中におきまして、この備蓄の問題も大変いろいろと課題も残っております。それぞれ家庭の中におきまして、やはりそれぞれの備蓄といいますか、非常食、そういうものは常日ごろから、やはりいざというときにどうするのか、やはりこのことも考えていただく。このためには、基本的にはやはり地域の自主防災組織、この組織をお願いしてする以外しかないのかなど。個々にしていくことも大変難しい部分がございますので、特に今後とも、やはり私どもは自主防災組織を自治会長さんと一緒に取り組んでいこうというふうに考えております。

○17番（坂口洋之君）

南海トラフの地震がいつ来るかわからないとか、首都直下型地震がいつ来るかわからないということで、やはり大規模な災害を想定して、今回みたいに、水が出ない、電気もつながらない、そういうことで、情報の問題点も指摘されておりますので、家庭でできる防災意識の向上についても啓発等に取り組んで

いただきたいと思っております。

次に、西日本豪雨の課題について、再度質問いたします。

台風は、災害に時間的な余裕があります。大雨災害も雨雲レーダー等で予測が可能であり、いかに避難を高めるか、限られた中での情報収集、体制づくり、情報伝達、市民への周知と避難へどうつなげるかが課題であると私も感じております。本市において、防災力向上は行政だけでできるものではありません。

西日本豪雨で死者が出た14府県、40の市の市長に対して、朝日新聞がアンケートをとりました。災害による犠牲者を減らすことについて質問しましたら、住民への意識を変えてもらう必要があるが9割、行政が避難を託すケースやタイミングの基準の見直しの必要性を指摘する市長も多く、21の自治体の市長が、今回の災害を受け、発表基準マニュアルの検討見直しを考えていると言われております。これまでの日置市地域防災計画の中で、西日本豪雨の検証等を踏まえ、気象庁との連絡体制、避難の周知、避難のタイミング、本市の地域防災計画の補足、見直し等必要なのか、市長の考えをお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に防災計画の見直し、このことは、やはり随時私はしていくべきであるというふうに思っています。特に気象庁におきます防災に対します用語、この用語の言葉が大分変わってまいりますので、こういうものにつきましても、見直しをしながら、防災計画の見直しを今後ともしていきたいと思っております。

○17番（坂口洋之君）

17番。気象庁が2013年から2017年に計7回発表しました特別警報、ことしも、西九州、福岡、長崎、佐賀、西日本豪雨、台風21号等が出されました。

そこで質問をいたします。広島県では、夜

間に避難指示が出され、周囲の状況が把握できないまま避難を余儀なくされる人もおりました。愛媛県では、特別警報が発令される前に大きな被害が発生しました。平島の事例では、夜間の特別警報、土砂災害警報が夜間に出された場合の体制づくりが課題と私は感じております。

日置市地域防災計画、本市における避難指示、避難勧告、誘導については、避難指示は、原則昼間、特別な場合は夜間等とうたわれております。しかし、災害は夜間にも起こりかねません。北海道での地震は、夜間未明、岩手県岩泉町での災害は、夜間は危険ということで、町民の避難のタイミングがおくれ大きな被害となっております。避難準備情報、避難勧告、避難指示、特別警報、土砂災害警報、警報発令の本市の考え方、また、夜間がやはり課題だと感じておりますけれども、夜間、こういった発令が出た場合の体制づくりの本市の体制づくりはどのようになっているのかお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、昼間は、その警報が出て即時いろいろと対応できるんですけど、夜間、特に10時以降にそういう発令が出たときに、本当に発令して、市民の皆様方が同意をするのか、そこあたりもちょっと疑問な部分がいっぱいございます。その辺躊躇するということもございます。事前に集中豪雨を含めた中においては、夜間に出る豪雨の前に、私どももやはり、今はデータである程度何時間後に、どこあたりに集中するのはわかりますので、やはりそういう情報収集を早く努めていく、これが一番の努力であるというふうに私は思っております。

○17番（坂口洋之君）

17番。例えば、大雨とか台風の場合については、ある程度予測がありますので、市も当然体制を組まれていると思いますけれども、

例えば、北海道地震のように、夜間3時に地震があった場合、そういった場合の対応というのは、具体的に体制はどういうふうになっているのか、その辺の市の考え方をお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的に夜間の地震、特に職員自体が出てこられるのかわからない。ここあたりの中におきまして、これはもう起こった時点でどう即応していくのか、そういうタイミングでないと、マニュアルがあっても恐らくマニュアルどおりにいかないというふうに私は思っておりますので、常日ごろ、やはり災害が、地震があったときはどう行動すべきなのか。やはり、さっきもお話ございましたとおり、職員の意識もですけど、市民の皆様方の意識もやはりそういうことを絶えず考えていかなければ、ただ行政だけがどうして動いて、どうしていくということは、特に、地震の夜間の場合は大変難しい部分があるのかなと思っております。

○17番（坂口洋之君）

17番。当然地震の場合は、本当いつ来るかわかりませんので、そういった体制につきましては、私も行政だけに全てをとすることは決して申しません。住民も常日ごろから意識を高める。例えば、懐中電灯をもう事前に準備をしているとか、場合によっては、食料も含めた形で、常日ごろから、いざ災害が起きたときに、どこにどういった形で避難するかということも、地域で話し合う必要があると同時に、家庭で防災についてのやっぱり話をするというのも、非常に重要ではないかということも十分認識しておりますので、そういった啓発についても、行政はもちろん、私たち議会もしっかり啓発する必要があるんじゃないかということを感じております。

そういった中で、本市につきましては、自主防災組織が4月1日現在で、178の自治

会のうち148の自主防災組織が結成されております。9月になっていきますので、もっと上がっているかもしれません。各地域で防災講演会、訓練、危険箇所の点検等について実施をされているということで、そのことについても評価をしております。

しかし、自主防災組織についても、より実践的な訓練についても、今後充実させていく必要があるのではないかと考えております。特に、防災訓練については、これまで本市におきましては、比較的天候がよい昼間に避難訓練を実施をされてきていると思っておりますけれども、今やっぱり災害というのは昼夜問わず起きる可能性がありますので、例えば、静岡県焼津市では、夜間8時から夜間の防災訓練を実施をしております。そういう状況も含めて、本市におきましては、今後は、大雨時の避難訓練、また、夜間の避難訓練、全ての地域でできるとは思っておりませんが、そういった時間帯や気候に合わせた避難訓練をしながら、そのときにどういった問題が起きるのかという検証も含めた形で、今後こういった時間帯や夜間の、雨が降るようなそういった、雨というのはすぐに予測はできませんけれども、梅雨時期の雨を予測した、そういった訓練等を地域で、全てとは言いませんけれども、協力できるようなそういった地域で訓練をする必要があるのではないかとこのことを市長にお尋ねいたしますけれども、そこら辺についての考え方を伺います。

○市長（宮路高光君）

今おっしゃいますのは大事なことだと思っております。ただ、今昼間、条件のいいときに訓練してみても、本当にそれが即応するとは思っておりません。今おっしゃいましたとおり、雨の時期とか夜間とか、そういう大変環境の厳しいときにも訓練というのは必要であるというふうには思っております。そこには、やはり、自治会、また市民の皆様方の協

力がなければなりませんので、今後、やはり自治会長と、また消防団、こういう方々とそういう訓練をこういうふうにしたいんですけどどうかということも、全域はいきませんが、できるところがございましたら、私としたり、そういうことにやっていくことが、やはり実践的な訓練になるというふうに認識しております。

○17番（坂口洋之君）

17番。先ほど市長からご答弁をいただきました。住民の方も、明るいうちの避難訓練とか、天気のいいときの避難訓練というのは、ある程度そこまで課題というのは見えづらいんですけども、やはり、住民の今までの西日本豪雨を見ましても、避難指示を出してもなかなか避難しないと。大雨が降ったりとか、夜間で、極めて危険性を感じながら最終的な避難をするという、そういったケースがありますので、いろんな立場のやっぱり避難の訓練のあり方を今後検討していただきたいと思っております。

次に、この課題の中で、災害情報をどう市民に届けるかということで、1回目の質問で防災メール、ツイッターなどの活用などを私は提言したと思っておりますけれども、特に今回の西日本豪雨の課題の中で、情報弱者という言葉をよく聞かれたと思っております。若い方は、携帯とかインターネットがありますので、いろんな災害情報について知る機会がありますけれども、特に高齢者の方で携帯も持っていない、インターネットをされない方もかなりいらっしゃると思いますので、そういった災害弱者の方をどう支援するかということで、再度質問をいたします。

本市は、これまで市民への周知については、防災無線、各家庭の戸別の防災受信機が設置をされております。防災戸別受信機については、各4地域に整備がなされてきておりますけれども、受信機を設置されていない家庭も

多いと思われます。今回の中で、やはり戸別防災受信機の必要性を私自身も再度認識したと思います。各4地域ごとの戸別受信機の設置状況を見ますと、伊集院地域が76.3%、東市来が90.9%、日吉が87.4%、吹上が82.8%です。伊集院が低いのは、若い世代が多く、集合住宅が多いのではないかと思う反面、中山間地域が多い、高齢者の割合の高い吹上地域が82.8%ということで意外と低く感じました。場合によっては、施設等に入っていますので、その分低くなっているのかもしれませんが、今回の戸別の防災受信機の設置状況について、どのような認識を持たれているのかお尋ねいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

戸別受信機については、大方の市民が設置するということは、もう認識しているところではあると思います。やはり、伊集院が低いということで、マンションや集合住宅が多いということが一番の低いということの理由になっていると思っておりますので、6月議会でも答弁したかと思っておりますけれども、マンション等への普及に向けて、オーナー等への交渉も積極的に継続して行っていく必要があるかと思っております。

また、戸別受信機の設置に向けましては、転入者等への対応には細かく説明して、転入手続の際にもう直接受信機を貸与するというような対応で進めているところではございません。

○17番（坂口洋之君）

17番。5月の行政の広報紙におきましても、この戸別防災受信機についての啓発についての特集が組まれてきておりますので、今回の災害を見て、いかにこの防災戸別受信機の必要性が高いのかということを確認しておりますので、受信機の設置を少しでもふやすような施策を取り組んでいただきたいと思っております。

また、今回の災害におきまして、災害弱者、要援護者、高齢者、障がい者の避難のあり方についても指摘がされてきております。要配慮者の支援について、本市の考えを再度伺います。

今、要配慮者名簿の作成が義務づけられております。対象者は要介護3以上、身体障がい者が1、2級、療育手帳Aの知的障がい者、精神障がい者1、2級の単身世帯、自治会の支援が必要な方であります。本市においてのまず要配慮者名簿の対象者はどの程度いるのか。昨年9月議会におきまして、1番議員の質問で、確認を行った上で、関係機関を配布しているとのことでございますけれども、進捗状況はどうであったのか、また、要配慮者の個人情報と災害時の要配慮者の安全対策について、本市としてどのように考えているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に要配慮者は今現在では、6,494人というふうになっております。このことについて、個人情報の問題がございますので、そういう了解を得ながら、自治会長さんのほうには了解を得た方々については名簿を配布していきたいと、そのように考えております。

○17番（坂口洋之君）

17番。6,494人が対象になっているとのご答弁でございました。

なかなか個人情報もありまして、その周知等、また、情報提供というのは大きな課題が寄せられてきておりますけれども、今回の災害を見ましても、特に高齢者の方、岡山などでは河川が氾濫して、2階建ての2階に上がれないで亡くなった方もかなりいらっしゃいますので、そういった把握についても、今後とも自治会と連携しながら努めていただきたいと思っております。

次に質問いたします。

今回、西日本災害におきましては、福祉避

難所の設置が大きな課題でありました。昨日の南日本新聞におきまして、今回の北海道地震で、福祉避難所の問題等も指摘をされてきておりました。7月15日から19日まで46カ所、253人の方が避難所に避難されました。広島県では、福祉避難所の設置が3市3町にとどまりました。避難者数が想定を上回り、スペースを確保できなかった、利用してもらう人を見きわめる人手が不足したという、そういった指摘があります。

まず、本市におきまして、福祉避難所は、各施設と連携して協定を結ばれてきておりますけれども、本市の福祉避難所は現在何カ所なのか、また、協議の状況等をお示し願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的には、日置市内には、8法人11施設とも協定を結んでおりますので、いつでも、もし避難所に行かれる方については、受け入れをするということにもう全体的になっておりますので、このことの連携をうまくやっていきたいというふうに思っております。

○17番（坂口洋之君）

17番。先ほど市長は8カ所というご答弁いただきましたけれども、私はホームページ上で、福祉避難所日置市と打ち込みますと、一覧も出てこないんです。一時避難所につきましては、きめ細かくホームページ上に見られるんですけども、本市につきましては、いつでもというご答弁だったんですけども、実際は、ホームページ上でどこが福祉避難所というのが載っておりません。この福祉避難所の公開のあり方によっては、自治体によっても異なります。県内では、鹿児島市と鹿屋市は、福祉避難所を打ち込みますと一覧が出てきますけれども、それ以外については公開なされておられません。そこら辺の本市の福祉避難所の公開についての考え方を伺います。

○市長（宮路高光君）

さっき言ったように、8法人11施設と協定は結んでおります。これを公開してどうこうという部分でもいいのかどうか、まず、ここまでまだ施設とも合意をしておりませんので、まだホームページには載せていないというのが実情でございます。

○17番（坂口洋之君）

17番。では、要配慮者名簿に必要な方が6,400人ぐらいということではいらっしゃるけれども、実際、福祉避難所がどこにあるかということについては、何人かの方に話を聞いたんですけども、よくわからないというご答弁だったんですけども、皆さん、その福祉避難所のことについて認識されているのか伺います。

○市長（宮路高光君）

基本的には、ところとか、そういう福祉施設関係でございますので、そこあたりが、みんながどこまで認識しているかちょっとわからない部分もございますので、今後、このところについては、施設とも十分協議をしながら進めていきたいと思っております。

○17番（坂口洋之君）

17番。福祉避難所につきましては、やっぱり全国的に公開する自治体、公開しない自治体がもうはっきり分かれてきておりますけれども、今後、福祉避難所の、福祉避難所がすぐに受け入れるということではありません。鹿児島市も実際、福祉避難所の内容を見ますと、これはすぐに開設するものではありませんと具体的に明記しております。ですから、この避難所にすぐ避難しろということではありませんけれども、避難所の明記について、今後市として明記される考えがあるのかないのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

先ほども言いますように、これは相手もあることですので、市がしても、相手が受け入れないと、してもいいというもう一回こうい

う了解はとらせていただきたいと思います。と思っています。

○17番（坂口洋之君）

17番。当然、福祉避難所についても、より実効性のある訓練が必要ではないかと思っています。実は、始良市は、2016年2月18日、福祉避難所運営訓練が、大地震を想定して実施されました。市、社会福祉協議会、包括支援センター、自治会、民生委員、福祉団体、民間のガス会社等があります。その目的は、機能する福祉事務所をつくるため、福祉事務所職員、施設職員、利用者、家族が参加した福祉避難所の役割の検証、福祉避難所の仕組みであります。多くの方がまず福祉避難所をわかりません。また、実際受け入れる福祉施設の職員の方も、実際大きな災害が起きればそこに来れるかもわかりませんが、やはり、こういったより実効性の高い福祉避難所運営訓練等を、本市でも今後検討できないのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

できないことはないと思っています。さっきも言ったように、それぞれの事業者の皆様方ときちんと話をし、できることから、一つの例として、福祉避難所の訓練というものもすべきであるというふうには思っています。

○17番（坂口洋之君）

17番。ちょっとこのところで時間とりましたので、次の質問にさせていただきたいと思えます。

次の戦後73年、本市の平和行政の取り組みについて、再度お尋ねいたします。

戦後73年を迎えました。戦争を知らない世代がふえてきております。太平洋戦争に軍人として参加された方も少なくなります。軍人恩給受給者が5年前の4分の1、軍人恩給受給者の平均年齢が97.3歳、1970年125万人の受給者が来年には1万人を切る

可能性です。戦争に行った方々が年々かなり減ってきております。

そういった実情の中で再度質問をいたします。まず、平和について、市長に考え方を聞きましてまいります。今を生きる一人一人が、自分の言葉で平和とはを語る事が大切であると指摘されております。市長にとって、平和とはどのような考えをお持ちなのか。また、市長も、日置市内の慰霊祭に行かれて挨拶等されておりますけれども、本年はどのようなことを述べられたのかお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

特に慰霊祭等も各地で開催されておまして、平和といいますか、みんなが安心安全で暮らせるまちを願望しているのが実情だと思っています。慰霊祭に行った場合は、やはり、今まで戦死された皆様方に、大変慰霊の言葉を述べさせていただき、今後、私どもは、やはり安心安全、平和を守っていく、そういう誓いといいますか、そういうことを慰霊祭の中では述べさせていただいております。

○17番（坂口洋之君）

17番。参加者の方も高齢化されてきておりますけれども、日置市の慰霊祭の方々も、やはり年々参加が少なくなり、また、高齢化をしているなということ、市長自身実感をされているのか伺います。

○市長（宮路高光君）

それぞれの地域で行われておりますけど、大変遺族の方々も高齢化しております。今後、こういう形でどういうふうにしてまた継続していくのか、大変大きな課題でございますので、遺族会の皆様方とも十分話をしていきたいと思えます。

○17番（坂口洋之君）

17番。この慰霊祭についても、やっぱり全国的な大きな課題であり、次の世代への継承もどうするかということも指摘をされてきております。

日置市は、平成18年日置市非核平和都市宣言をされました。ことしで12年目を迎えます。まず、非核平和都市宣言都市としての本市の考えを伺います。また、看板や垂れ幕等をされておりますけれども、宣言都市として、再度市民にアピールする必要があるのではないかとこのことを伝えますけれども、市長の考え方を伺います。

○市長（宮路高光君）

平和行政の取り組みの中におきまして、ことしも中央公民館のほうに、平和のための写真展、資料展を7月27日から2日までさせていただきます。このような地味な、いえば取り組みというの、今後とも継続的にやっていきたいというふうに思っております。

○17番（坂口洋之君）

17番。先ほど、本市におきまして、軍人、民間人が何名ほど亡くなったかということで、東市来で946人、伊集院町で771人、日吉町で701人、吹上町で1,087人、計3,505人の方が亡くなっております。こういった数字も、私初めて知りました。多分多くの方も初めて知りましたけれども、こういった亡くなった方の人数等も、今後も市民に対してやっぱり周知させる必要があるのではないかと思いますけれども、そこら辺の考えを伺います。

○市長（宮路高光君）

この周知する、いいのかどうか、ちょっと私も1人じゃ判断つきません。それぞれ慰霊祭があったときは、それぞれの場所で何人の方々のみたまに拝礼するというのでございまして、これを全体的に周知してどうなのかちょっと疑問に残る部分がございますので、十分ここあたり配慮した中で進めていかなきゃならないと思っております。

○17番（坂口洋之君）

17番。私、非核平和都市宣言をもっとアピールするということを伝えたいと思っております。

ど、もう少し詳しい答弁を願います。

○市長（宮路高光君）

詳しいことと言うわけじゃなくて、非核平和都市宣言しておりますので、それぞれの行事の中におきまして、そういう垂れ幕をしたりやっておりますので、平準化といいますか、特別なことは考えておりません。

○17番（坂口洋之君）

17番。先ほどの答弁で本市は、平和の写真展や資料展等をされてきていると思っておりますけれども、特に、来年は戦後74年を迎えます。戦争を行かれた方も非常に少なくなってきました。これまで同僚議員からも、記録集、DVD等の記録、各市の状況等について、幅広く意見を聞く取り組みをする必要があるのではないかとこの質問もありましたけれども、本市としましても、75年目の節目に向けて、今後2カ年でそういった取り組みができないのか、再度お尋ねいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

この戦争の記録につきましては、これまで広報紙のほうでも特集をしたりしてきております。また、新聞の掲載された本市の状況などの報道もございます。こういった資料をきちんと整理して、市民の皆様にも紹介していく機会というのを多くつくることで、そういったこともカバーできるのではないかと考えております。

聞き取りにつきましては、非常に高齢になった方々ですので、もし今後可能なら、そういった取り組みもしていきたいとは考えているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

17番。最後の質問をいたします。若者の政治参加について再度質問をいたします。

ことしの夏も、鹿屋市の高校生議会、始良市の若者議会、霧島市の青少年議会等が実施されております。新聞等にも掲載されておりますけれども、市長も読まれたと思っております。

れども、そこら辺の各地域の取り組みについてのご感想等をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

各市で子ども議会といますか、高校生、中学生、小学生ございますので、こういうことを実施していることは大変いいことで、子どもたちにも、そういう政治に対します関心が少しでも波及していけばいいのかなというふうには思っております。

○17番（坂口洋之君）

17番。政治の社会参加はもちろん、特に、2022年から成人式も18歳からになります。投票権も現在18歳投票権ということで、18歳からが大人の仲間入りになっているのではないかということで、若いうちからそういったことについても関心を持っていただきたいと思います。

そういった中で教育長にお尋ねをいたします。今回、子ども議会につきましては、4つのテーマで安全な携帯電話、インターネットの使用方法など説明ありましたけれども、こういった特にインターネットの活用法などのトラブル等がかなり多いということを、私も実感しましたけれども、その質問のことについての率直な感想をもう少し詳しくお尋ねいたします。

○教育長（奥善一君）

さきの子ども議会で、このインターネットに伴うトラブル等についての子どもたちの意見、5人の子どもが意見を出しておりましたけれども、これは大変大きな課題であると感じております。子どもたちを取り巻くこういう課題から子どもたちを守るために、やはり関係のところと連携をしながら、しっかり取り組んでいきたいというふうには思っております。

○議長（並松安文君）

坂口議員、もう時間がありませんから。

○17番（坂口洋之君）

最後の質問にします。今、文部科学省も、選挙権、民主政治と、生活のかかわり、納税や社会への意識を高める主権者教育に努めております。今回の子ども議会、主権者教育の一環と思います。今後、日置市として政治参加を含めた、18歳成人、18歳投票権を踏まえた主権者教育を市としてどう考えているのか、教育長にお尋ねいたしまして、私の質問を終わります。

○教育長（奥善一君）

申すまでもなく、平和で民主的な国家及び社会の形成者を育成するというのが教育の大きな目標でございます。子ども議会を含めまして、子どもたちが主体的に社会の事象に関心を持って、みずから課題を解決していくような、そういう取り組みを今後も続けていきたいと思っております。

○議長（並松安文君）

次に、2番、佐多申至君の質問を許可します。

〔2番佐多申至君登壇〕

○2番（佐多申至君）

けさの交通安全の立哨で大雨に打たれ、邪念を落としてここに参りました。今回の質問項目の1つは、平成30年3月に策定されました第3期日置市地域福祉計画についてです。この計画は、第1期、第2期のこれまでの取り組みをさらに推進するとともに、福祉サービスに関し、あらゆる市民の皆様が地域において役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みをつくることを目的としています。

もう一つの質問項目は、同じく平成30年3月に策定されました第5期日置市障がい福祉計画及び第1期日置市障がい児福祉計画についてです。この計画は、障がい福祉施策の一連の制度改正に対応し、一体的に策定し、

障がいのある方が自分らしく地域で安心して暮らしていける体制づくりを推進することを目的としています。

つけ加えて申し上げますが、3年前、平成27年4月から施行されている子ども・子育て支援新制度、いわゆる子ども・子育て関連3法も、今回の質問に関連いたします。この制度は、子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、上記2つの法律施行に伴う整備等の法律ですが、これら国の政策に社会全体で費用負担を行いながら、自治体が実施主体となり、それぞれの地域の特性やニーズに即してより柔軟な制度運用、サービス提供を行うことで、質の高い乳幼児の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保、そして、教育、保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実をも総合的かつ計画的に取り組んでいかなければなりません。

今回は、福祉課所管の保育事業、建設課所管の施設整備事業について質問していきます。それでは、通告に従って質問いたします。

1つ、生活環境や保護者に就労形態など多様なニーズがある中、保育士の問題を含め、本市のサービスの現状はどうか。

2、本市の生活困窮の現状をどう捉えているのか。

3、車椅子や乳母車、障がいのある方等、誰でも安心して通行できる歩行空間の整備の進捗状況はどうか。

4、高齢者、障がいのある方などのための都市公園等のトイレバリアフリー化の施設整備の進捗状況はどうか。

2項目め、第5期障がい福祉計画の対象となる障がい者が増加傾向にある中、本市の福祉サービスはどのような体制、もしくは環境整備に努めていくのか。

2、対象者がふえる中、本市の就労支援や障がい児通所支援の今後の動向をどう捉えているのか。

3、本市の障がい者雇用の現状はどうか。

以上、1項目4点、2項目3点、1回目の質問といたします。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時57分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の第3期日置市地域福祉計画に基づき、安全で安心して誰もが快適に暮らせるまちづくりについて。

まず、その1でございます。

国の一億総活躍社会の実現に向け、働き方改革や子育て環境整備が進められ、働く女性が増加し、それに伴って保育率も高まり、保育ニーズも多様化しています。弾力的な範囲内での入所が可能であり、また保育所内特性を生かした保育事業が展開されています。保育士等、人材につきましては、処遇改善加算措置等により、おおむね確保できていると認識しております。

2番目でございます。

生活困窮者自立支援事業における相談件数で人口10万人当たりで比較した場合、全国平均で1月14.9件に対し、日置市では8.6件となっており、潜在的な困窮者の存在が推察されます。

相談内容では、生活費に関することが23件、仕事探しや就労に関することが17県、全体の8割を占め、経済的な困りごとへの支援が急務な現状であると考えております。

3番目でございます。

本市、市道の歩道設置に当たりましては、

駅や学校、商店街を含む一体的なまとまりのある地域を対象として、各道路の沿道状況に応じて整備を進めているところでございます。

平成29年4月1日現在の歩道の設置延長については、市道で約26.4km、県道で41.6km、国道で29.9kmとなっております。

今後も関係機関と連携し、誰もが安心して通行できる歩行空間の確保に努めてまいりたいと考えております。

4番目でございます。

都市公園については、平成25年度から交付金事業によりトイレのバリアフリー化が進められております。進捗状況は、都市公園59公園のうち29公園にトイレがありますが、バリアフリー化の進みが11公園で整備率が37.9%となっております。

今後も、国の助成等を活用しながらバリアフリー化を進めていきたいと考えております。

2番目の第5期障がい者福祉計画に基づく、地域で安心して暮らすための環境整備について。

まず、その1でございます。

本市におきまして、身体障がい者の方は減少傾向にある反面、知的障がい者や精神的障がい者が微増の傾向にあります。障がいのある方が住みなれた地域で安心して暮らすための支援として、日置市障がい者等基幹相談支援センターを初め、各相談支援事業者やサービス事業者との連携により障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス給付等の提供や体制の整備に努めております。

2番目でございます。

障がいのある方の個々の特性に配慮した就労支援や経済的自立に向けて、その能力に応じた職につけるよう、多種多様な就業機会をハローワークや就業支援センターと連携して提供する必要があると考えております。

障がいのある児童は発達障がい児の早期発

見に努めつつ、通所支援事業所等との情報共有を一層深めながら、良質な療育に取り組まなければならないと考えております。

3番目でございます。

日置市内の民間事業者のデータではありませんが、鹿児島県労働局の調査によりますと県内事業所等の障がい者の雇用率は平成29年度調査で2.22%となっており、全国平均の1.97%を上回っている状況にあります。

以上で終わります。

○2番（佐多申至君）

現在の保育所の園児数の定員数の根拠は何でしょうか、お尋ねします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

日置市内の保育所の定数でございますけれども、18園で930人、認定こども園の定数は5園で420人、幼稚園の定数は5園で470人で、合計1,820人というふうになっております。

一方、平成27年3月に策定をいたしました日置市子ども・子育て支援事業計画では、今年度の必要量を合計1,575人と見込みましたが、昨年、子ども・子育て支援会議に諮り、中間見直しを行いまして、その必要量を1,623人というふうに変更しております。

以上でございます。

○2番（佐多申至君）

それでは、本市の2号、3号保育の現状をどう捉えていらっしゃるでしょうか、お尋ねします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

平成29年度末までに日置市内4地域にそれぞれ認定こども園が設置をされまして、より弾力的な受け入れ体制が整ってきていると考えております。

ただし、社会的要因に伴いまして、若年世帯の増減によって地域における保育ニーズやその必要量によっては差異が生じてきているという現状でございます。

働く女性が増加をいたしまして、未満児の保育率が微増しております。その中で保育士の確保が懸念されますけれども、現在のところ平成28年度をピークに出生数は減少に転じているということになっておりますので、子ども・子育て支援計画では1号、2号、3号についていずれも横ばいの必要量を見込んでいるところでございます。

○2番（佐多申至君）

認定こども園については、今のまま無償化になっても2号から1号への移行は諸負担、いわゆるバス代、給食代、教材費等があるためになかなか厳しいという見方があります。結果、2号、3号の園児数に空きがなくなり、ますます保育所に入れない児童がふえるのではと懸念されますが、どうお考えでしょうか。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

認定こども園におきましては、離職等によりまして保育にかける要件がなくなった場合で引き続き同じ保育所等に在籍する場合は、お見込みのような状況になると認識しております。

しかしながら、今後、保育料の無償化ということが実現をしてくれば、負担軽減にはつながるのではないかと考えております。

それから、2問目のところで3号の、とりわけゼロ歳児の入所につきましては、保育士確保等の観点もございまして、各保育所等の状況にもよって異なりますけれども、全体的に入所の調整が可能ではないかと考えているところでございます。

○2番（佐多申至君）

政府が幼児教育・保育の無償化について本格実施を2019年10月からとする方針を

固めています。改めて、今後の保育サービスの動向をどう捉えていらっしゃるでしょうか、お尋ねします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

国の人生100年時代構想会議における人づくり革命に基づく幼児教育・保育の無償化は、消費税導入と同時に行われるという方向が示されているところでございます。教育費等の負担が少子化の要因という調査結果もございまして、無償化に伴って預けたいくなる保護者がふえていくことが想定されます。しかしながら、保育の場合、保育にかけるという要件が緩和されるわけではなく、また、対象年齢が3歳から5歳の1号及び2号認定であり、新たに就労希望される3号認定の世帯については、今回は非課税以外は対象ではございませんので、急激に保育ニーズが高まるということは想定しにくいというふうに考えております。

○2番（佐多申至君）

それでは、内情的な質問に入りますが、保育士等については処遇改善加算措置等でおおむね確保できていると回答いただきましたが、保育士の報酬については、事業所間のいろいろな意識も必要と思われそうですが、保護者のニーズにできるだけ対応をしようとする事業所の職員体制、事業所の懸命な努力はもちろん、保育士間の負担は大きくなるばかりであります。このような現状はどのようにお考えですか。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

保育士さんの奮闘ぶりは、我々も現場の確認、それから保育所の園長先生方、そして保護者の方々からの情報等も見聞をいたしております。保育所等には、先ほど議員のほうからもございましたけれども、基本的に公定価格により算定された給付が行われておまして、公金による保育の質の充実確保がまず求

められるところでございます。

保育士の人材確保やそのキャリアアップのために平成27年から処遇改善加算が設けられ、経験年数や業務負担に応じた基本賃金体系の構築が求められているところでございます。

なお、保育士の処遇内容につきましては、施設監査という監査の中で鹿児島県が監査をすることになっておりますので、その窮状等につきましては、県を通して市のほうに入って来る仕組みとなっております。

以上でございます。

○2番（佐多申至君）

せんだって、私は子育て世帯のママ友会にお呼ばれいたしまして、そこに貝のように座っておりましたが、そこに保育所に入所を希望する際、行政窓口に行くと言われているのか、そして、就職面談に行くと言われているのか。保育所に相談すると現在定員オーバーです。今から張り切って仕事をしようと思っているのに、この後どのようにおっしゃったかはお想像にお任せします。

さきの回答でも、一億総活躍社会の実現に向けて、働く女性が増加しているとおっしゃいました。本題は、保育所に入所する際の保育施設利用申込書についてですが、保育を必要とする理由欄の傾向とその対応はどのようにされていますか。また、その傾向は今後の対策に活かされるのでしょうか、お尋ねします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えをいたします。

今年度当初の入所児童、1,144人について、その傾向を見てみますと、一番の理由といたしましては就労でございます。2番目が妊娠・出産、3番目が疾病・障害というのが主な理由となっておりますけれども、一番目の就労が95%程度を占めておりますの

で、ほぼ就労の方が理由となって入所をしている状況でございます。

また、保育にかけるということでの優先順位につきましては、市でもその優先順位について内規を定めておりますが、内規で優先度の高い順から申し上げますと、1番が就労、2番が妊娠・出産、3番が保護者の疾病・障害というように取り扱いをすることとしておりますので、先ほどありました求職ということになりますと優先順位がやや低くなってきますので、もし同じ時期に同じ所に入所になった場合の順位はそのようなご理解をいただいているところでございます。

なお、傾向につきましては31年度に策定をいたします第2期子ども・子育て支援計画の指標として活用してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○2番（佐多申至君）

子ども・子育て支援は、国の政策であり多額な税金が使われています。さらには、消費税を上げ、無償化にしようとしています。今の日本にやる気を起こさせる、日本の将来を左右する政策といっても過言ではございません。自治体、事業者、そして保護者も、そして我々議員もそれぞれの立場、役割、責務をしっかりと皆で相互理解して、制度を100%生かしていきましょう。1人の子どもをも、置き去りにしないよう子どもたちをしっかりと育ていきたいと、私はそう思います。

2番の質問に入りたいと思います。

生活困窮については、急務な現状と回答いただきました。生活保護受給者は人員数及び世帯数ともに減少傾向であるようですが、平成28年度で375世帯、556人、平成21年4月から生活困窮者自立支援制度が始まった以後、自立相談支援事業住居確保給付金の支給は、自治体の必須事業であります。

地域の実情に応じて自治体に任されている任意事業として、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業などがありますが、包括的な自立の促進を図るべく、本市の必須事業と任意事業の取り組み状況をお尋ねします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

必須事業につきましては、日置市生活再建支援員2人を中心に相談事業を実施いたしておりまして、生活困窮者の抱える課題を分析しながら実態を把握し、そのニーズに応じて策定した支援プランに基づいて自立を支援しております。

任意事業では、労働意欲を高めるための生活習慣づくりなどの訓練や就労体験の場である就労準備支援事業に取り組み、また、いわゆる貧困の連鎖を防ぐために対象世帯の中学生に対する学習の場を提供する学習支援事業を実施しています。

以上です。

○2番（佐多申至君）

相談窓口に来てもらえれば、支援への手がかかりはつかめます。生活困窮者の就労支援は生産人口が減り、人手不足に悩む日本経済にとってはプラスになります。相談窓口に来てもらうまでのハードルを緩和することも大事だと考えますがどうでしょうか。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

何らかのつまずきにより、地域や社会から距離を置いている方にとって窓口に来訪するという事は相当な精神的負担が伴うと考えております。地域からの情報に基づき訪問支援等も行っておりますので、関係機関との連携を図りながら相談しやすい環境づくりに努めております。

以上です。

○2番（佐多申至君）

専門職員、民生委員等、滞納者情報等も含め、個人情報の提供のさまざまな社会問題がありますが、支援という取り組みの枠の中で連携はとれていますか、お尋ねします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

自立支援に必要な情報につきましては、関係課や地域などからの連絡や通報等をもとに、本人の同意に基づいて守秘義務を遵守しながら社会保障に関することや家族関係などの情報収集を行い、ケースに応じて民生委員さんを初めとするコミュニティーや関係機関との連携を密にとって支援を行っているところでございます。

以上です。

○2番（佐多申至君）

本市のこの計画書の生活困窮者対策のところにも、本市においても社会福祉協議会や民生委員、児童委員の把握状況や地域民からの声などを方法に生活困窮に陥っている可能性のある人を見出していくことが重要だろうと捉え、実態の把握に努めていますということと、計画書にも載っております。ぜひ遂行して頑張って進めていただきたいと思います。

本市の学習支援事業として、福祉課とボランティアの大学生等の協力を得て、生活保護受給世帯の中学生に対する学習支援を実施していると思いますが、今年度の状況はどうでしょうか、お尋ねします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

学習支援事業につきましては、今年度からその対象を中学校の全学年といたしました。現在、対象生徒23人のうち4人が参加をしております。その内訳は2年生、3年生、それぞれ2人です。学習活動を支援していただく支援員は退職校長会が3人、大学生が2人、日置市の若手職員が15人の合計20人となっております。

第1、第4土曜日の10時から2時間開いておりまして、夏休み以降、15回開講する計画となっております。

以上です。

○2番（佐多申至君）

生活困窮の中でも子どもの貧困は子ども育成や子ども間の感情を考えるとデリケートな問題であります。ただ教えるだけでなく、経済的に厳しい状況であることを自覚した上で、自発的に行動し積極的にみずからの成長を確認していく習慣づけができるように支援しなければなりません。

近年、そのような問題を工夫と時間を費やし支援しようと全国で無料塾が広がっております。自治体はもちろん、団体や地域の協力を得ながらイベントや講座等を利用した平成版寺子屋のような事業を取り組んではどうでしょうか、お尋ねします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

学習支援事業におきましては、支援員が単に教科の指導にとどまらず、人生の先輩として進路や興味について話に乗ったりアドバイスを行ったりしております。

また、地域におきましては、美山地区公民館がNPO法人等と協働で夏休みに美山塾を開講し、学習や体験に取り組んでいる事例もあるようでございます。

地域で育てるという機運が高まり、継続性のある身近な子どもの居場所づくりの一つとなるようであれば、事業との連動が検討できるのではないかと考えております。

以上です。

○2番（佐多申至君）

次の質問に行きたいと思います。

3番の車椅子、乳母車の件で質問では進捗状況をお尋ねしましたが、地域の意見や現場の独自調査はもちろん、平成30年3月に作成された地域福祉計画としての計画はできて

いますか、お尋ねします。

○建設課長（宮下章一君）

道路のバリアフリー整備につきましては、現在、具体的な年次計画は立てておりません。

地域の要望や現地調査によりまして必要な対策を実施しているところでございます。

今後、総合計画に係る実施計画に掲げ、計画的な整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（佐多申至君）

ぜひ、ことし3月に策定されたばかりということではないですけれども、ぜひ、市長を先頭にこの福祉計画、歩行空間の整備を着実に進めていっていただきたいと思います。

それでは、今現在、安心できる歩行空間ということで質問をしましたが、行政では安心できる歩行空間というのはどのように捉えていらっしゃいますか。まずはその質問をさせていただきます。

○建設課長（宮下章一君）

歩行空間につきましては、視覚障がい者の方が安心して移動できる点字ブロック、それから段差の少ない歩道への乗り入れ等が安心・安全な歩行空間というふうに捉えております。

以上です。

○2番（佐多申至君）

県道を含め、県とも連携をして進める計画はありますか、お尋ねします。

○建設課長（宮下章一君）

県道につきましても誘導ブロックなど一体的な整備が必要な対策につきましては、県と連携して整備を進めるように調整しております。

また、地域から県道に対する要望等があった場合は県に対して要望を行うなど連携をしているところでございます。

以上です。

○2番（佐多申至君）

これは個人の相談からのご意見ですが、歩道面、いわゆる広い歩道によっては途中、途中でグレーチングの側溝ぶたがかぶさっているとありますが、そこに高齢者のある方が車椅子で歩行中、車椅子の前輪がそのグレーチングにはまってしまって往生したということをおっしゃっていました。いわゆる、私が何を言いたいかということは、要はそういった細かい、障がい者の立場になったときにいろんなそういう車椅子の状況も配慮した上での整備だということをお願いなのですが、その辺については配慮して今後もいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○建設課長（宮下章一君）

今、お話しがありましたグレーチングでございますが、グレーチングの箇所が横断歩道の付近、それから歩道等にあった場合は細目の網目のグレーチングを使うようにはしております。また、今後もそのような危険箇所がございましたら改善していきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（佐多申至君）

高齢者・障がい者の都市公園等のバリアフリー化の整備についてお話ししますが、これも同じように地域の意見や現場の独自調査はもちろん、平成30年3月に策定されたばかりですが、計画はできていますか、お尋ねします。

○建設課長（宮下章一君）

公園のバリアフリー整備につきましては、地域の意見や現場調査によりまして総合計画に係る実施計画に掲げ、整備を進めているところでございます。

今後も老朽化や利用状況を考慮した優先順位によりまして、計画的な整備を進めていきたいというふうに考えております。

○2番（佐多申至君）

この件に関しても確実に進めていただきたいと思います。

市長にお尋ねしますが、地域住民、事業者、福祉関係団体、民生・児童委員、それぞれの役割を行政が責務を果たすことで質の高い福祉サービスが提供できると私は思います。行政の責務として地域福祉計画の方策にユニバーサルデザインの推進とあります。1項目めに表記されております。市長は、ユニバーサルデザインとってどのようにお考えですが、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

いろいろな人が支えていく、そういう社会づくりだというふうに認識しております。

○2番（佐多申至君）

市長のこれから支え合うという言葉で、皆さんと今後も行政、自治体、地域民、皆さんが支え合いながらやっていくことがユニバーサルデザインの根本的なものだということと理解いたしました。

それでは、第5期障がい福祉計画に基づく質問に入らせていただきます。

本計画の対象となる障がい者の、第1項目の質問でございますが、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者数が増加傾向にあると理解してよろしいでしょうか。

○福祉課長（有村弘貴君）

増加傾向についてはお見込みのとおりでございます。

○2番（佐多申至君）

本市は、さきの傾向を踏まえ、今後どのような対策、施策を行っていかれますか、お尋ねします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

障害者総合支援法に基づきまして、介護や訓練、補装具、地域移行支援等のサービスを給付する自立支援給付と、相談支援員や日常生活用具、移動支援等のサービスを給付する

地域生活支援事業に取り組んでまいりたいと思っております。

○2番（佐多申至君）

2項目めの質問に入りたいと思います。

就労支援、また障がい児通所支援の今後の動向についての質問ですが、相談窓口として日置市機関支援相談センターがありますが、窓口ではどのような対応をしているのでしょうか、お尋ねします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

日置市障がい者等基幹相談支援センターには、主に2つの業務がございます。

1つ目といたしましては、障がいのある方などの相談支援の拠点となる総合的相談業務、2つ目は、障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成を行う指定特定相談支援事業所、この2つが主な業務となっております。窓口では、それぞれ個々のケースに応じて相談員が対応しております。

以上です。

○2番（佐多申至君）

それでは、本市の相談を受け入れる人員体制はどうでしょうか、お尋ねします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

基幹相談支援センターには、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有した相談支援専門員を6人配置しているほか、区分認定調査員2人や巡回支援専門員2人も置いた体制となっております。

以上でございます。

○2番（佐多申至君）

通所支援事業所等の情報共有を一層に深めながら、良質な療育に取り組まなければならないと先ほど回答をいただきました。本計画の対象者がふえる中、申請主義で行き場のない、相談できない方々はいませんか、お尋ねします。

○福祉課長（有村弘貴君）

答えいたします。

障がい者等に対する相談への支援といたしまして、日置市や近隣の市にある13カ所の指定一般相談支援所において、ご本人やその家族等からの障がい者福祉サービスや就労、健康、人間関係などさまざまな相談に対応し、必要な情報の提供や助言ができるよう啓発を図りながら関係機関との連携に努めているところでございます。

○2番（佐多申至君）

本市の障がい者雇用について質問をさせていただきます。

今回、問題となっている障がい者雇用の対象になる職種は何でしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

常勤職員とあと1週間の所定労働時間が20時間以上、30時間未満で1年を超えて引き続き雇用されることが見込まれる短時間勤務職員が対象となっているところでございます。

なお、消防吏員につきましては、障がい者の雇用の推進に関する法律により除外職員となっているところでございます。

○2番（佐多申至君）

どうして総活躍時代のこの時代に消防署だけが外されるのでしょうか。消防署内でも事務職等いろいろ障がいの方でもお仕事ができる場というのはあると思いますが、なぜ対象外なのでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

一般的に除外される職員につきましては、障がい者が就業することが困難とされる職種、職員とされているところでございます。除外職員とされるのは、あくまでも消防吏員として任用された職員でございます。事務職員が消防本部に配置された場合は、その事務職員は除外されないということになります。

○2番（佐多申至君）

それでは、消防署内での障がいの方でも意思があれば勤められるということで理解してよろしいでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

事務職員としての採用であれば、そういうことになるかと思えます。

○2番（佐多申至君）

それでは、そういう方向でぜひ1人でも2人でもそういう意思のある方がいらっしゃれば、ぜひ雇用していただきたいと思えます。

また、この雇用率については、先日NHKでも散々行っておりましたが、その中で国と県、市が障がい者の雇用状況を確実に把握できてはいません。この法定雇用率も分母と分子、いわゆる健常で働いている方々が分母で分子が障がい者で働いている人と働いていない人の分が分子に当たって、その法定雇用率が計算されているようですが、ここでこれを大きくとり上げるつもりはございませんけれども、いわゆる国が定めている法定雇用率も曖昧でございます。国でそういった状況でありますので、ぜひともこの障がい者の雇用については、どんどん雇用率にこだわらず、本人の意思のもとで働きたいということであれば、1人でも採用していただきたいところです。

納付金制度、いわゆる法定雇用率を達成できていない事業者には国の指定機関に納付する制度ですということがNHKでもいわれていました。罰金制度ではございませんということでおっしゃっていましたが、この納付金制度は国、公的機関には課せられておりません。民間企業だけです。この事態も全く理解できませんが、国策なので今回は触れません。

私が言いたいのは、働きたいと思っていられる障がい者の方が1人でも働く環境をつくってほしいだけです。

今回は、これで終わりたいと思えます。

障がい福祉に関する総合的な質問になりま

すが、発達障がいの早期発見と切れ目のない支援を図る発達障害者支援法の改正や障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の向上に向けた環境整備を図る障害者総合支援法及び児童福祉法の改正が近年行われたところでございます。

これまで4期、本市も段階的に取り組んできたと考えております。これまでの成果と、またあれば課題も踏まえて、平成30年から32年度の5期に向けての指針をお答えください。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

障害者総合支援法の目的に沿って、障がいのある方がみずから望んで地域で自立して暮らすことができるように生活への支援と就労への支援が図られてきたと考えております。

また、日置市自立支援協議会を初め、基幹相談支援センターや障害福祉サービス事業所との福祉サービスに関する情報交換や連携によりサービス提供体制も整い、さらには障がい者福祉大会の開催で啓発も促進されつつあるというふうに考えております。

今後も当事者の自己決定を尊重し、地域生活への移行やその継続、就労などに細やかに対応していくことが求められると考えております。

以上です。

○2番（佐多申至君）

最後の質問になります。

さまざまな制度を生かして、さまざまな人を生かしたいです。本市の福祉サービスについて、市長、今後の方針と考えをお聞かせください。

これで、私の質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

基本的に地域福祉計画に基づきまして、支援をする皆様方に対しまして地域での自立を

支える地域共生社会づくりを積極的に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（並松安文君）

次に、12番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔12番黒田澄子さん登壇〕

○12番（黒田澄子さん）

皆様、こんにちは。公明党の黒田澄子です。

まずは、大型台風災害や北海道の地震災害の発生によりお亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、そんな中、若きテニスプレーヤーの大坂なおみ選手が日本人初となる4大会優勝の快挙を成し遂げ、日本人に元気を送ってくれました。本市においても、若者が夢を描き、かなえられるまちづくりを目指して、力を合わせてまいりたいと思います。

それでは、さきの通告に従い一般質問させていただきます。

初めに、市民の命を守る政策及び熱中症対策について、5項目お尋ねします。

1点目にAEDについて、これまで全ての地区公民館に配置されていなかった理由と、そのことでこれまでに命に係る事案はなかったのかお尋ねします。

次に、AEDがどこにあるかわからないといった市民の声があります。今回、私はAEDの質問をしておりますのは、そもそも市民のこういった声から今回質問に立っているわけですが、せっかく市内各所に配置してあっても、市民が認知していなければ宝の持ち腐れとなるAEDに対して、マップをつくれないのでしょうか。

また、平成25年12月議会でも提案しましたが、土日・祝日や夜間は屋内設置では利用できません。使われてこそそのAEDであるはずが、平日の日中にしか使えないのでは困るとの市民の強い声もあり、再度提案します

が、AEDの建物の屋外設置、いわゆる郵便ポストのような外付けに少しずつ計画的にできないのでしょうか。また、6月議会の同僚議員への答弁で、救急車が本署、各分遣所からの到着が遅いところが本署からが上神殿上で8kmの11分、南分遣所が日添で17.4kmの24分、北文献所が尾木場で14.6kmの20分とのことであると答弁がありました。心肺停止後に3分を過ぎると救命率が50%となることから、救われた命のための緊急な時間を考えて、始良市では既に住民の近くにある消防分団の消防車にAEDが配置されています。いざというとき救急車が20分以上もかかるとは、心肺停止の場合、救えるはずの命が厳しくなるということを懸念しての始良市の政策でございます。市内、どこに住んでいても安心なまちづくりのために、本市も同様にできないものかお尋ねします。

2点目に、高齢者肺炎球菌ワクチンについてお尋ねします。

ことしで、定期接種化5年目の最終年度を迎えますこのワクチンですが、これまで平成26年度から65歳、70歳、75歳とこのように5歳刻みで行われてきました。今年度が最終ということで、今年度の未接種者へはどのように勧奨をされますか。リコールはどうかお考えになりませんか。また、これまでの対象者で未接種者の方へ市はどのような啓発や対応を行ってこられたのか、お尋ねをいたします。

さらに、そもそも国は肺炎による医療費の推計を年間5,259億円とし、ワクチン導入コスト144億円で差し引いて5,115億円の医療費削減を推計しています。死亡原因第3位の国民病となった肺炎から国民の命を守る政策として、この定期接種化に取り組んできたわけです。

しかし、高齢の市民には余り認知されてお

らず、知らないために5年後にはまた助成があるとか、若いからまだいいとか、なぜ打つのかよくわからなかったなどの理由で未接種になった市民も多くいるのではないのでしょうか。

そこで、予防医学の点、また健康寿命延伸の点で、未接種者に対する救済措置をお考えにならないものかお尋ねします。

3点目に、市長は私の3月議会での学校等へのエアコン設置の提案に計画的にやらなければならないと答弁されました。今後の計画の詳細をお尋ねする通告を出しておりますが、既に初日に答弁されておりますが、一応お尋ねをしておきます。

4点目の生活保護世帯へのエアコン設置に係る国の通知内容と本市の対応についてお尋ねします。

次に、公営住宅の連帯保証人制度についてお尋ねします。

初めに、連帯保証人要件を満たせず入居に至らなかったケースはありませんか。また、その主な内容についてお尋ねします。

次に、民法改正を踏まえた公営住宅の入居に際しての取り扱いについて、平成30年3月30日付、国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知の内容と本市の対応についてお尋ねします。

また、入居時の連帯保証人の要件を廃止の場合の課題と本市の対応について、お尋ねします。

最後に、本市の環境政策の今後について。

初めに、市民の協力により随分進んできている生ごみ回収事業の現状と今後の取り組み及び課題についてお尋ねします。

次に、これまで数回質問しています、法律に基づく事業系ごみの分別の状況と課題について、お尋ねしまして1回目の質問といたします。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。

次の会議を午後1時とします。

午前11時57分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

黒田澄子さんから、先ほどの一般質問の通告について申し出がありましたので、発言を許可します。

○12番（黒田澄子さん）

先ほど、通告をしていた部分の質問漏れがございましたので、質問をさせていただきます。

市民の命を守る政策及び熱中症対策について、5点目に、学校における熱中症対策を伺います。

初めに、校外指導、水泳指導、体育館での授業等を取りやめる基準と、いつ誰の判断で決断をするのか伺います。

次に、部活動での熱中症対策の現状と課題についてお尋ねをいたしまして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の市民の命を守る政策及び熱中症対策について、その1番のAでございます。平成22年に公共施設、公立小中学校近くにある地区公民館を除き整備した経緯があります。

命にかかわる事案については、因果関係は定かではありませんが、本年6月に飯牟礼地区でAEDによる処置を行いました。結局、病院で死亡が確認された事案があったと伺っております。

なお、本年度中に未設置の地区公民館においても整備をする予定でございます。

イでございます。AED設置箇所マップ作成については、日置市ホームページで市内171カ所の説明と地図が表示できるように

なっております。他市の状況も参考にして、広報紙等の活用も含め検討いたします。

AEDの屋外設置については、管理上の注意事項として水のかからない場所、直射日光の当たらない場所等が示され、屋外専用ボックスでの管理が必要であり、また、盗難等も懸念されるため、導入されている自治体の意見等も踏まえ検討してまいります。

消防団消防車への配置については、配備することを含め検討いたします。

2番目でございます。平成30年度末に経過措置として、65歳以上の5歳刻みの人に接種を実施してきましたが、B類疾病の定期接種については、法の趣旨を踏まえ、積極的な接種勧奨にならないよう特に留意する必要があります。そのような中、本市におきましては、3月末に接種対象者への個別の通知を郵送し、年1回の自治会の班回覧で接種勧奨を実施している状況でございます。

現在、国の動向として再接種を検討しているところではありますので、国の方針が決まった段階で日置市での結論を出していきたいと考えております。

3番目でございます。このことについては、もう先の議員の質問にもお答えいたしましたとおり、2年間で小中学校にエアコンを設置する方向で計画をしております。

4番目でございますけど、本年7月1日付で課長通知が改正され、生活保護の開始時や転居等において一時扶助の一環として、家具什器費に冷房器具購入に必要な費用の支給が認められることとなりました。

本市におきましても、通知に基づき熱中症予防が特に必要とされる方がいる世帯については、総合的に勘案しながら支給について対応してまいりたいと考えております。

2番目の市営住宅の連帯保証人制度について。

その1でございます。平成29年度は、連

帯保証人2名を確保できずに申し込みを取り下げたケースが2件ありました。

2番目でございます。国からの通知は、公営住宅への入居に際しての保証人の取り扱いについて、居住に困窮する低所得者に対して的確に公営住宅が供給されるよう「保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきである」などの助言がなされたものでございます。

このことは、事業主体の判断に委ねられていることから、本市といたしましても県内の動向を見ながら、平成30年4月の改正民法の施行までに十分に検証し、判断しなければならないと考えております。

3番目でございます。家賃を滞納した場合、保証人からも納付指導をしてもらい、滞納額の減少に努めてまいりますが、保証人を廃止した場合は、滞納の増加や徴収業務にこれまで以上、時間を要することが予想されることから、廃止する場合には、保証人にかわるものとして家賃債務保証制度等の導入も検討する必要がありますと考えております。

3番目の日置市の環境政策の今後について、その1でございます。事業開始後4年を迎え、約9,800世帯の参加を得て、市全体の4割を超える状況になっております。

今後ごみの量を減らし、CO₂排出抑制など、地球環境対策に市民総ぐるみで貢献していけるよう、市民に協力を依頼していきたいと考えております。

課題といたしましては、事業の処理費用はリサイクルセンターの処理費用減少分とほぼ同程度の額になっていることから、収集運搬費用を含めた費用対効果の検証も必要であると考えております。

2番目でございます。事業系ごみについては、収集業者についても分別による説明会を行っています。当事者の事業所へはホームページ等でお知らせとなっております。

搬入先のリサイクルセンターでも随時指導を行っており、現在、良好な状況でございます。また、コンビニ店舗等がふえてきている状況もあり、事業所に対して分別の徹底について確実な周知を図る必要があると考えております。

以上でございます。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、ご質問の1の(1) A E Dについてお答えをいたします。

教育委員会のA E Dの屋外設置について考えをお答えいたします。小中学校や社会教育、社会体育施設におけるA E Dの屋外設置につきましては、管理の面からも課題があることから、今のところ屋外への設置は計画しておりません。

続きまして、学校における熱中症対策でございます。

そのアでございます。ご質問の校外学習等の実施の可否については、当日の天候や気温、学習場所の状況等の情報から、学校長が判断をしております。なお、教育委員会においても、高温等により授業等を取りやめる目安として、環境省が定める暑さ指数をもとにした基準を、今、検討しているところでございます。

それから、イでございます。部活動においては、気温や室温、風等の気象状況や参加する児童生徒の健康状況を入念に把握をし、当日の活動内容等を照らし合わせながら、活動時間の短縮、小まめな休息や水分補給等を行っております。

今後の課題としては、暑さ指数に基づく部活動の中止決定の判断基準の検討が必要だと考えております。

以上でございます。

○12番（黒田澄子さん）

1回目の答弁をいただきましたので、続け

て質問させていただきます。

答弁の中で、公立小中学校の近くにある地区公民館を除き、平成22年度に整備したとあります。これは本当でしょうか、伊集院地区公民館は、伊集院小学校の隣に設置してありますが、A E Dは配備されています。どのようになっているかお尋ねします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

お答えをさせていただきます。

26地区公民館のうちに、現在、A E Dが19地区公民館設置がされております。平成20年度に高山地区公民館がまず最初に寄附を受けて設置がされ、その後22年度に13施設、こちらが鹿児島県教育安全振興会の助成を受けて設置がなされております。その後24年度に、今、ご指摘のありました、伊集院地区公民館がソフト事業を活用してこのA E Dを独自で購入をされているということ、それから、扇尾、住吉、日新、吉利につきましては、小学校の閉校後移管により設置をされているということでの19施設の設置となっております。

○12番（黒田澄子さん）

それでは、市がそもそもは公立小中学校近くの地区公民館は除いて設置をしていた、それに飯牟礼が入っていたということになるわけですね。それでよろしいですか。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

はい、そのとおりです。

○12番（黒田澄子さん）

今回、飯牟礼地域では地区公民館にあると思って住民が駆けつけたがA E Dがなかったと、それで慌てて、どこにあるのか、どこに置いてあるのかということで、学校にはあるだろうということで再度学校に走られたというふうなことで、A E Dは何とか使えたんですけども、やはり時間もたっておりまして、これはそのせいだということではありませんけれども、地区館にはあると思っている

のが通常の市民の感覚かなと思います。

それで、住民からもどこにあるのかわからないのでは困る。だからマップもつくっていただけないのか、そういうこともございました。

今回、広報紙等での活用も含め検討しますとありますが、ぜひこれは広報紙に掲載をすべきことではないでしょうか。掲載していただければ、そこだけでもできれば「永久保存」とか「保存」とかいうふうに書いていただいて、どっかに張っておいていただいて時々は目にする、そういうマップがあるほうがこんだけたくさん事業所も含めて171カ所にあります。パチンコ屋さんにあったり、病院にあったり、たくさん民間でも頑張っておられますので、検討ではなくて、ここ頑張っただけいけないものかお尋ねをいたします。

○消防本部消防長（川畑優次君）

インターネット環境のない市民の方々もいらっしゃると思いますので、広報ひおき等を活用し周知を図っていきたいというふうに考えております。

あわせて市民の方々が救急講習会等を受講されておりますので、そういった機会を捉えて、自宅もしくは職場周辺のAEDの設置場所、そしてまた119番入電時に災害発生場所とAEDの設置場所が地図上に通信指令室のほうでは表示がなされますので、通報されている方以外にAEDをとりにかれる方がいらっしゃるのであれば、そういったこともアドバイスをしながら救命を高めたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

では、しっかりそのようにやっていただきたいと思います。

また、「盗難等が懸念されるために」、屋外設置のことでそのように当局は答えておら

れます。また、教育委員会は「管理の面から課題がある」だから計画はしていませんとあります。

この盗難については、今、鹿児島市内は設置になっておりますけれども、一度もとられたものはない。1個もない。それと、まず盗んだものをリサイクルショップやネットオークションなどではもう出せないように整備がされているというふうに聞いていますので、その辺は懸念されることはないのではないのでしょうか。

あと、教育委員会におきましては、平成25年の12議会で私はこのAEDの屋外設置を提案をしています。それは、学校というところは体育館や運動場でたくさん市民やその他の人たちも運動したりする、使われる場所でございます。土日祝日、それと学校が空いていない夜間、そういったときに多くの人が集まって運動をしたりする場所ですので、鹿児島マラソンでも心肺停止の人がいてAEDで助かった事例もございますので、何とぞそこは、「計画はない」と書いてありますけれども、25年の質疑の私の質問の中では、当時の教育長が「近隣のこともよく調べて検討する」とおっしゃっております。

あれからもう5年がたつわけでございますが、再度この点についてお尋ねをいたします。

○教育長（奥善一君）

学校に設置をしてあるAEDというのは、一義的に子どもたちが学習活動中に事故があった場合に備えて設置をしてございます。したがって、先ほども申し上げましたけれども、屋外への設置というのがさまざまな課題もあるというふうに認識をしております、これはやはり慎重に検討をした上で判断をすべきことだろうと思います。そういう意味で、現時点では考えていないと、こういうことでございます。

なお、社会体育関係で夜間開放等について

の活用については、基本的に学校が開く状態であれば活用できるというふうには思っております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

管理の面からの課題があると、また再度言われました。課題は一体何のことでしょうかお尋ねをします。

○教育長（奥 善一君）

具体的に申し上げますと、このAEDというのは非常に一つは温度に敏感であるということです。もうご承知かもしれませんが、0℃から50℃という温度の中で管理すべきであるということが1点でございます。それから、雨それから落雷、こういったことについて電極パッドのバッテリーが使用できなくなるというようなことも指摘をされております。

このようなことから、屋外でケースをつくって保管をするというようなこともあるわけですが、こちらはやっぱり相当のものでないとしっかりした管理はできないというふうに思いますから、やはり慎重な検討が必要であるというふうに思っております。

一義的に、いざというときに子どもたちのために使えないということがないようにすることが大切だというふうに思っております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

議長の許可を得まして鹿児島市に設置してあるAEDのパネルをつくりました。鹿児島市は特に降灰があるということで、この黄色いところに、今、ひもがついてございますけれども、テントの生地を使ってきちっと覆い隠して降灰の灰が入らないようにということで設置をされています。これを見ると屋外と言っても壁とかに本当に郵便ポストのようにつけてございます。これは盗難に遭ってないということでございます。

教育長が温度のことも言われましたけれども、学校の門の本当にその入口のところの塀とか壁とかそういうところの設置を鹿児島市はしているようでございます。

鹿児島市の担当課にお尋ねをしましたところ、これ幾らぐらいかかるんですかということで聞きました。この箱のようなものが4,000円、そしてこれをここにもAEDありますよというのがありますので、こういった設置費用が4,000円ぐらい、大体1つのものに対しては8,000円ぐらいでできるということで、10万円あれば10個ぐらいはできるのかなと思っています。

今回、私はやはり救急車がなかなか届くのに時間がかかる、そういったところを中心に先ほど消防団の消防車にもということで今後検討するという答弁をいただいておりますけれども、町なかで171カ所AEDがあって結構使える場所はそれでもいいのかなと思っていますけれども、例えば吹上地域のもう山間地域だったり、伊集院も山間地域でございますけれども、そういったところで救急車が届くのに時間がかかるところからでも計画的にこういった外型設置のAED設置をお考えにならないのか、そういう意味でもう一度、再度、市長へご答弁願いたいと思います。

○消防本部消防長（川畑優次君）

教育長のほうからも注意事項ということで0℃から50℃の範囲内、それと警告事項として日光の強いところ、それと高温になるところについてはバッテリーパックの劣化、寿命の低下につながるというような注意書き等も記載があつての教育長からの答弁だったかというふうに解釈をしているところであります。

消防団車庫につきましても18分団、周囲に数多く設置されているところ、されていないところがございます。そういったことも踏まえまして消防団の幹部会等の意見も踏まえて

前向きに検討していきたいというふうを考えているところでございます。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

それでは次の質問に移ります。

高齢者肺炎球菌ワクチンについてでございます。まず当局を見渡したところ、市長とか副市長が接種対象者であったかなと思いますけれども、接種をされたか、またされる予定なのかについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今のところする予定はありません。

○12番（黒田澄子さん）

多分、市長のところにも接種対象者なのでお手紙が届いていったと思うんですけども、されなかった、市長、されなかった理由があればお尋ねをしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

何もありません。

○12番（黒田澄子さん）

多分、それが市民でも接種されなかった方の、理由は特別なけれども何でしないといけないのかというのがよくわからなかった人とか、市長はわからなかったわけではないと思いますけれども、市長が半額助成を今回は26年度からはしていただいたわけです。この平成26年度から29年度の接種対象者の接種状況をお尋ねをいたします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

平成26年度から始まりまして、最初は初めてということで45%ございましたが、その後27、28、29年度39%というふうになっています。

○12番（黒田澄子さん）

国が定期接種化に取り組んだこの事業の目的を、日置市ではどのように捉えておられるのかお尋ねします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

市ではもう3点ほどにまとめてみました。

日本人の死因が、がん、心疾患に次いで肺炎が第3位というふうに高いということ、それとその肺炎による死亡者の95%が65歳以上であるということ、さらに肺炎にかかる原因菌の第1位がこの肺炎球菌であること、これらのことから個人予防の目的で定期接種化に取り組んだものと理解しております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

肺炎が死亡原因の3位ということで、もう国はこれは尋常ならないということでここまで手を打ってきているわけでございます。

市長は、先ほど特別理由はなかったが受けていないということでした。未接種になったその他多くの市民、受けなかった理由はどのようなものでしょうか。また市の勧奨は十分であったとお考えなのかお尋ねをいたします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

受けなかった理由、これはもう推測の域を出ませんけれども、3つほど、これも3つほどまとめてみました。

この予防接種自体が本人の希望によるものであることから、本人がまず希望しない。2番目に、定期接種化される前に接種したため定期接種の対象にならなかったということ。3番目に、接種するのを忘れて接種期間を逃したということが考えられるところでございます。

それと、その市の勧奨でございますが、先ほど市長の答弁にもありましたとおり、積極的な勧奨は控えているというような状況でございます。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

この高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種通知書を見ますと、その中に「全ての方が接種を受ける義務はなく、本人が希望する場合に限り接種を行うものです」この文言は、入れ

なければならないというふうに国のほうから来ていたんでしょうか。文字自体も非常に小さいですけども、今度受けなかったら5年後になんては来ないんですよと、今回があなたにとってはワンチャンスですよということもわからないでしょうし、この文言では。

そもそも、「全ての方が接種を受ける義務はなく」という文言を見ると、受けなくていいのかなど、これが市独自でつくられたものなのか、こういうふうには書きなさいという通知文しなければならなかったのかの点についてお尋ねをいたします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

先ほども申しましたとおり、この定期接種のB類疾病というのはそういう性格のものであるということで、こういう文言を入れております。

また、チラシのほうには「5年後には対象になりませんので、希望される方はこの機会にご利用ください」というような文言を入れているところがございます。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

国の動向を見ながら、国もなかなかこの定期接種というのが高齢者に対して行っていますので、わからなかった人たち、そういった人たちもいただろうということで、今、検討に入っているということで、そうなったときにはぜひ救済措置をとっていただきたいというふうに申し添えておきます。

あと、エアコン設置についてはもう市長が前向きに答弁をされています。その中で、暖房を今使っている学校があるようです。先日の同僚議員の答弁で、17℃から27℃が国の示す適正温度と答弁されました。暖房についても使えることにはなっていますよという答弁でしたけれども、この暖房を使用している学校について把握をされているのか、大体何度になったら暖房を使っていことになる

のか、その点についてお尋ねをします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）

お答えいたします。小規模校の人数の少ない学級等で特に使われておりますけれども、教育委員会のほうから何度になったらという指示はいたしておりません。学校長の判断でつけているものと思われまます。

○12番（黒田澄子さん）

市民の方がエアコンが入るんだったら暖房も入りますよねと、じゃあ私たちはそのためにせつせと持っていつていたんですけどいろいろ、それはいいんですねというようなことを言われたので、ちょっと聞いてみたところでは。

暖房も学校長の判断でつけられるということで認識をしっかりといたしましたところでは。今回、生活保護世帯、新規で今回開始を始められる方や転居等いろんな場合のときには上限5万円で支給ができるというふうな制度がつけられました。その中で、この従来そもそも生活保護を受けている人に対する救済措置ではなかったわけですが、その人たちへの対応はどうなるのか、お尋ねをします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えをいたします。既に生活保護を受けておられる世帯につきましては、基本的には経常的なやりくりの中で賄うことというふうにされております。

エアコン等の機器につきましては預貯金でも対応できない場合に限り、社会福祉協議会が運営をしております生活福祉資金の中のその他の一時的経費という分類がございますので、その対象として貸し付けが認められておりますので、この資金の借り入れでご対応をいただくことは可能でございます。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

そもそも、生活保護の人は借金ができないということになっているので、例えばそうい

うエアコンなどを買いたいと思ったときに、その他の一部経費ということで、社協がそういうことをやってくれているものは使っていないんだということは、市としてはちゃんと伝えてあるものなのか、お尋ねをいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えをいたします。ただいまのご質問につきましても、ケースワーカーのほうが世帯を訪問した際に、まず必要性、その他につきましても含めてお話は聞いているということになっております。

○12番（黒田澄子さん）

ケースワーカーさん本当に一生懸命頑張っていたので、もう本当に安心できました。

保護費としては、支給がない保護世帯もあります。医療扶助を受けているけれども、その他保護費としては支給を受けていない。そういったところへの対応はどうなるのでしょうかお尋ねします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えをいたします。社会福祉協議会の生活福祉資金の貸し付けは、保護費からの返済というものが前提となっておりますので、保護費として支給がない世帯につきましても、その返済方法について福祉課の福祉事務所の生活保護の担当とちょっと事前に協議をしていただくということになるということでございます。

○12番（黒田澄子さん）

それは社協のそれも福祉事務所と相談をすれば、そこからのお金を借りるというんですか何でしょうか、貸し付けをいただいでできる場合があるということでしょうか。

○福祉課長（有村弘貴君）

お見込みのとおりで、ご理解いただければと思います。

○12番（黒田澄子さん）

了解をいたしました。

それでは次に、学校における熱中症対策についてお尋ねをします。

本日の答弁では学校長が判断する、また、環境省が示す指数で今後検討をするというふうなこともあります。

そもそもまだ日置市というか、そもそもこの学校もこういう基準は設けていなかったのか、その点についてお尋ねします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

この基準については、各学校での判断でこれまで行っておりましたので、教育委員会としての基準は設けておりませんでした。

○12番（黒田澄子さん）

では、国の示すWBGTの指数とは一体どういうものなのか、お尋ねをいたします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

WBGTは、熱中症を予防する目的で1954年にアメリカで提案された指標です。湿度、日射、気温の3つを取り入れた指標で、日本体育協会がWBGTをもとに策定した熱中症予防運動指針では、WBGT28℃を超えると熱中症が著しく増加すると考えられております。

○12番（黒田澄子さん）

この夏、校外学習から帰った小学校1年生が自宅に帰ってから熱中症で亡くなる事案が発生し、大変大きな悲しみのニュースが飛び交いました。私は今回、担任の先生が全部判断するのかとか、学校長が判断するのか、もうそれはちょっと余りに悲しすぎるのかなど。亡くなった子どもさんは本当にかわいそうであります。

だから子どもたちの命を守るためには、やはりもうちょっと大意に立ったところが基準をしっかりと示していかないと、先生たちは毎日、右往左往するんじゃないか。その後、学校をもう休止します、昼からは休学しますというところも全国では出てきました。それほどどの災害レベルのもう暑い日本になっている

ということで、これも今から基準をつくっていかれるのか、何らかの基準があるのか、校外指導に対してとか、そういったところをちょっと基準があるのであれば、ああいう死に方はしなかったのかなというのも思ったりするものですから、お尋ねをいたします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

暑さによる校外学習の中止や休校等の基準は教育委員会としては設けてはおりませんが、各学校では、気温、湿度、WBGT、児童生徒の健康状況等を踏まえ、校外学習の実施の可否について判断しております。

来年以降も厳しい暑さが考えられますので、教育委員会としても一定の判断基準を検討してまいりたいと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

ぜひそのようにしていただいていたほしいと思っております。

次に、学校へ水筒を持っていく子どもたちもいるようですが、中身について熱中症対策の飲料を持ち込む許可をしない学校があるというふうにも聞いています。中身についてまで詳細に基準を設けておられるのかお尋ねをします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

熱中症対策として、全ての学校で水分補給のために水筒を持参させております。水筒の中身については、水やお茶がほとんどですが、一部スポーツドリンクを許可している学校もあります。

いずれにせよ、児童生徒の健康状況に合わせて各家庭で判断することが肝要だと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

学校が許可をしなければ、子どもは持ってこれないというもおかしいと思います。家庭の判断、子どもの健康状態の判断で、今はスポーツドリンクを飲むことは勧められているわけですので、その点しっかり指導をされ

たいと申し添えておきます。

これまで、熱中症による欠席や早退など、本市ではなかったのでしょうか、お尋ねします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

教育委員会に熱中症として報告のあった事案は3件あり、幸い大事には至っておりません。その都度、各学校には小まめな水分補給など熱中症対策を講じるように指導してきております。

○12番（黒田澄子さん）

それでは、部活動で熱中症対策は、この指導に当たる顧問の方々に研修や指導が行なわれているのか、また、中体連の大会などでの配慮はどのようにされているのか、また今後どういうふうにしていくべきだとお考えなのかお尋ねをします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

部活動における熱中症対策については、県の保健体育課が8月に各学校の顧問代表を集めて研修会を開催しております。市教委としても管理職研修会を通して指導しております。

なお、中体連の大会を開催するに当たりましては、申し合わせの事項がございますので、その際に熱中症対策については共通理解をして実施しているものと思っております。

○12番（黒田澄子さん）

災害レベルで死者を出すような熱中症になっておりますので、今後改善すべき点はしっかりと洗い出して、基準をしっかりとつけて安心して子どもも通える、先生たちも授業に向えるそういう環境をやはり教育委員会は頑張っていたきたいと申し添えておきます。

次に、市営住宅の連帯保証人制度についてお尋ねをします。

本市の連帯保証人の条件はどのようなものですか。年齢や収入の基準があるのかについてお尋ねをします。

○建設課長（宮下章一君）

連帯保証人の条件でございますが、年齢の

基準はございません。収入につきましては、入居決定者と同程度以上の収入を有する者となっております。

保証人が高齢者の場合、年金収入のみの方が多く、同程度以上の収入に当てはまらない場合があるため、労働収入のある方を勧めている状況でございます。

○12番（黒田澄子さん）

家賃の滞納額はどうなっていますか。また、滞納があった際、連帯保証人への対応はどうされておられるのでしょうか。また、滞納額を連帯保証人が支払った経緯があればお示しいただきたいと思っております。

○建設課長（宮下章一君）

家賃の滞納額でございますが、平成29年度分の現在の時点で390万円の滞納額となっております。

連帯保証人への対応でございます。滞納者の状況により一概に申し上げられませんが、連帯保証人へは3カ月の滞納を目安に納付指導をしていただくようお願いしております。それでも納付が見込めないと判断される場合は、連帯保証人に滞納額を請求させていただくことになります。

滞納額を連帯保証人が支払ったケースでございます。平成29年度における連帯保証人が入居者にかわって払っていただいたケースは2件ございます。金額で16万6,200円でございます。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

それでは、連帯保証人が変更する場合がございます。これまで厳格に、その補充について求めているのでしょうか。また、保証人変更の申し入れは、借りておられる全市民が行っていただける状況なのか、その点についてお尋ねをします。

○建設課長（宮下章一君）

連帯保証人の変更があった場合は、速やか

に届け出を出していただくようお願いをしておりますが、変更の届け出がない場合も多く、担当者が気づいた時点で連絡して変更届を出していただいている状況でございます。

○12番（黒田澄子さん）

民法が改正された経緯は、高齢化社会のゆがみで親族であっても保証人になってもらえない、そういう現実があります。

そもそも低所得者の方へ住宅供給がされるはず、そういった人が連帯保証人がつけられずに、先ほど2件はお断りをしたと言われていました。こういった現状を国も重く受けとめていると思っています。

32年4月からこの民法も改正されていくわけですが、先ほども答弁が若干、今後検討されることだと思っておりますが、最後にこのきめ細やかな対応を市はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○建設課長（宮下章一君）

公営住宅の目的や民法改正の背景を考慮いたしまして、今後、課題の精査をさらに進めるとともに、県内の状況の把握に努めまして適切に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

しっかり頑張っていたきたいと思っております。滞納があるのも大変です。でも、入居ができないのはもっと大変かなと思っております。

それでは、最後の環境政策について伺います。

本市の生ごみ回収は若干ちょっと有名になってきているんですけども、現状で視察等はどれくらいあるのか、おわかりであればお尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

平成30年度これまでの視察件数につきましては、市議会議員の皆様方が6件、それから市役所の関係の皆様方が4件、合計、今、

半年で10件視察を受け入れております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

では、4地域ごとのこの生ごみ回収の参加率についてお尋ねをいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

参加率でございますが、東市来地域と伊集院地域が同率で79%、それから日吉地域が89%、吹上地域が39%となっております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

先だって決算の中でも目標値としては80%を目指しているというふうなことでした。吹上地域がちょっと低いわけですがけれども、どのような理由からなのか、また今後、参加率を上げる手立てをどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

高齢者世帯のごみ出しに当たりまして、ステーションまでの距離が遠かったり等の環境にありまして、うまく条件が整わず自治会が事業への参加に至っていないなどを考えているところでございます。

今後につきましては、さらに周知徹底を図っていきまして、自治会の参加をお願いしたいというふうにご考えております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

この事業は本市の目玉政策でもありますし、平成36年度からは4市で広域な処理を行っていくことも予定されております。

ごみが軽くなることは即運搬費用に反映されます。その担当課だけではなく各課連携、支所も含めて参加自治会を上げる努力を考えられないのか、市長にご答弁をいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

俗に言う吹上地域がひとり世帯も多いせいもあって、1軒の出す場所が遠かったりし

て低いわけでございます。そういう状況もございませぬけども、特に関係する課、全体的にこれは市民課だけじゃなく支所を含めて全体で取り組んで、少しでも世帯加入者が多くなるよう努力していきたいと思っております。

○12番（黒田澄子さん）

市長のほうから連携をしてちゃんと頑張っていきたいということです。私も期待をしたいと思っております。

中には、私のところも最初はそうだったんです。生ごみ回収のバケツを自治会長が提案してくれていない。「えー」ということで、もうせつについて「これやってくださいよ」と「家の中大変なんですよ」と「とっても簡単だからやってください」といったら、うちの自治会では幾つか収集場所がありますが、私たちが使っているところが一番安全だろうということで、そこに1個置かれたんです。そしたら、結局ほかのところに住んでいる自治会の方々が「いやいやうちも置いてくれ」とここまで持って来るのは大変だということで、実際のところ、今、全てのごみステーションに設置してあると思っております。生ごみ回収事業に取り組んでほしいと望む女性たちがたくさんいても、自治会長が必要と感じなければなかなか申請が出されていないケースはないのでしょうか。

また、今後このことしから始めるところは、コツコツマイレージの自治会への5万円の補助というのはもう今度で終わりなのでしょうか、市民からは頑張って私たちもやっているのもうちょっと長引かせてコツコツマイレージやってほしいという声もございませぬ。

この2点いかがでしょうか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

ご質問の事例につきましては現在のところは把握しておりませんが、事業の取り組み、参加につきましては、やはり自治会の自主性を尊重しなければならないというふうにご思っ

ているところでございます。

それからコツコツマイレージの報奨金につきましてでございますが、平成29年度決算で116自治会に約422万円支出しているところでございます。当事業に係ります報奨金は5年間の予定でありますので、平成31年度で終了の予定となっております。31年度にその報奨金の効果等を検証しまして、継続か終了かの協議を行うこととしているところでございます。

今後につきましても、先ほど市長からありましたように市民総ぐるみの取り組みを最終目的にしておりますので、全自治会に組み込みをしていただきますように、今後も協力をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

真面目に市の政策に協力をしている市民からの声でございます。もう少し、もう少し、この金額はいろいろだと思いますが、自治会へのそういった報奨金を望んでおられるようでございますので、ぜひ善処に対処をしていただければと思います。

次に、事業系ごみの分別について、過去に委員会や平成27年9月に、私、一般質問でもお尋ねをいたしております。また、これまで決算等でも指摘を受けている展開検査、中を開けて検査をする、そういった実施、分別指導の徹底についての現状をお尋ねしたいと思っております。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

クリーンセンターにおきます展開検査につきましては、指定収集事業者10者に対しまして年1回実施しているところでございます。結果としまして、現状としまして、良好な状況で推移しているところでございます。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

その展開検査は、何月何日展開検査しますよとってされるのでしょうか、抜き打ちなのでしょうか、お尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

結果としまして、抜き打ちということになります。

○12番（黒田澄子さん）

抜き打ちで結構良好な結果が出ているということですね。以前は、その中に卵のパックとか、またいろんな発砲スチロールとか段ボールとかもう混ぜこぜで入れてあると、市民は一生懸命努力をしているのに事業所系のごみだけはこれでいいのかというのが大概指摘をされていたところであったので、お尋ねをしているところでございます。

それでは、この事業所系のごみの削減量はどうなっているのかお尋ねをします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

事業所のごみの量でございますが、現在、クリーンセンターにおきまして個人用のごみと一緒に入ってきておる関係で、事業所系ごみの量だけというのは把握していないところでございます。

○12番（黒田澄子さん）

コンビニ等がふえたということで前のときにもその辺が課題であるという答弁もいただいておりますが、この事業者に対して調査をこれまで行っておられるのか、分別に対する出す側のほうです、行っておられるのかをお尋ねをいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

お願いにつきましてはホームページでお願いをしております、調査自体は実施しておりません。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

やはり、この調査を行うことはできないものなのか、大事なことだと思います。今後、日置市が発展する、便利になるにつながって

いろいろな事業者さんが入ってくることも考えられます。その点でごみ出す部分については、今後、36年度から多分、南薩衛生処理組合のほうにごみ処理も行くわけですので、そこを考えると調査できないのかなという点、再度お尋ねをし、また、この事業系一般廃棄物のこのごみは南薩衛生処理に直行で行くことになるわけなのか、その点についてお尋ねをします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

現在、事業所につきましては指定収集事業者が私どもの指導を受けまして、指導して確実な分別を行っていただいているような状況でございます。

調査につきましては、衛生自治団体と協議しまして検討していきたいというふうに考えております。

それから、事業系ごみの南薩地区衛生組合に今度新たにできる予定のクリーンセンターのほうにつきましては、直接搬入ということになっております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

今回は、まだ南薩衛生処理組合もなかなか決定とまでは至っておりませんで、南さつま市長の采配を非常に心配をしながら見守っている状態ではございますが、何とか広域でのごみ処理場の建設がうまくいきますように思っているところで、いろんなごみに対してももっと減らせるもの、分別できるものはしっかりとやっていくべきでありますし、市民は一生懸命やっていてちょっと違っていただけでも、これはできていませんシールを張られて、自治会ではまたそれを仕分けをするようなことをやっていますが、これまでの中ではなかなか事業系のごみがしっかり分別されていないということが多々出ていましたので、今回最後に聞かせていただきました。

現在、良好な状態であるとは言っても、

1年に1回だけの展開検査で本当に足り得るのか、それ以外のおきにどこかに入れてあると余り意味がないのかなというものも感じます。

また今、本市では生ごみ回収を市民向けにしておりますけれども、今後、事業所に対しても生ごみ回収が行われていくような計画とございますか、そのような背景があるのかをお尋ねいたしまして、最後の質問といたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

現在のところ家庭ごみの収集でたくさん参加していただくように努めているところでございまして、まだ事業系までの検討は至っておりません。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、21番、池満渉君の質問を許可します。

〔21番池満 渉君登壇〕

○21番（池満 渉君）

あとしばらくお付き合いをいただきたいと思っております。

私たちは普段の生活の中で当たり前のように利用しているサービス、全国どこの自治体に引っ越してもおおむね同様のサービスを受けられることなどについて、これまで余り真剣に考えてこなかったと思っております。

しかし、国全体の人口が減少し、財政面での自治体間の格差も鮮明になりつつある現代において、今の仕組みをそのまま維持することは難しくなっております。

本市の人口もついに4万9,000人を割り込みました。この流れを少しでも食い止めるために定住促進のためのあらゆる施策を講じておられることは承知をしておりますし、敬意を表します。ただ、それでも確実に人口減少は進みます。

先のごことは議論できない、想定事項は質問になじまないというわけにはいきません。人

が減ることは全てのことに影響をいたします。そこで今回は、人口減少の視点から本市の現状をどう捉え、未来に向けて行政と市民はどう対応し準備をしていくのかについて質問をいたします。

初めに、30年後の本市人口予測と、その人口動態をおおむね10年スパンで市全体と4地域ごとにお示しをいただきたい。

次に、財政面での見通し、方向性についてはどのように予測されているのか、そのためにこれからの財政状況をどう推移させていくのか伺います。

国では、公務員の定年を65歳にするとの動きもあります。さつま町は非常勤業務の一部を民間企業に包括委託するとの方針であると新聞報道がありました。人材不足も言われる中、職員数を初め行政組織、役所の機能はこのままでよいのか、どのようにお考えでしょうか。

同時に、何よりも市民の理解、協力を仰がなければ政は進められません。幸いに、昨年実施した都市計画マスタープラン作成のためのまちづくりアンケートでは、回答者の6割以上が将来の人口減少や税収減を意識していることがわかります。

このことをさらに多くの市民にわかってもらう努力をし、さまざまな協力を仰ぐためにどのような手を打っていかれますか。

最後に、人が減るという確実な未来に向けて、現時点で本市独自の取り組みがあればお示しください。

平成最後の今、事の重大さを改めて認識し、よりよい解決策を探るきっかけになればと質問をし、誠意ある答弁を期待をいたします。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後1時56分休憩

午後2時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。
市長。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、時流をつかみ、「どのような日置市にしていくのか」、今回のまちづくり市民アンケートの結果を踏まえて市長の考えを問うということでございます。その1でございます。

今年度公表された国立社会保障人口問題研究所の推測によりますと、本市の人口は、2030年度が4万2,846人、2040年度が3万8,002人、2050年には推測はされてないことから、2045年の人口で申し上げますと3万5,433人となっております。

地域別でございますけど、伊集院地域が、2030年度が2万2,746、2040年度が2万759、2045年が1万9,610、東市来地域が、2030年度が9,729、2040年度が8,426、2045年が7,785人、日吉地域が、2030年度が4,029人、2040年度が3,449人、2045年が3,150人、吹上地域が、2030年度が6,345人、2040年度が5,370人、2045年が4,887人となっております。

以上でございます。

次、2番目でございます。歳出については、人口減少、少子高齢化の進行等による社会保障関係費の増加や公共施設の老朽化による維持補修費の増加が見込まれ、歳入については、段階的縮減に伴う普通交付税の減少に加え、人口減少に伴う地方税の減少も想定されます。今後の財政運営につきましては、歳入に見合った歳出となるよう、現在計画している大規模事業終了後は、普通建設事業を抑制するこ

とを基本に、地方債の発行額も抑制していかなければならないと考えております。

3番目でございます。少子高齢化や社会情勢の変化等が進む中で、市民のニーズを的確に捉え、市民の視点に立った利用しやすい行政サービスの供給が必要となってまいります。そのためには限られた財源等の経営資源の中で、効果的かつ効率的な組織再編、職員配置に努めてまいります。

4番目でございます。本市では、本年度、県と連携した取り組みとして、地域協働ワークショップを実施しております。地域が抱えるさまざまな課題につきまして、市民の理解、参画、協力の必要性を学ぶ場を提供しながら、意見交換や合意形成を踏まえ、住民参加型の意向を推進してまいります。

5番目でございます。人口減少対策については、出生率にかかわる子ども・子育て支援策として、多子世帯子育て支援給付金、子ども医療費助成、保育料負担軽減等を実施し、本市への移住促進及び若い世代の定住促進を図るため、移住定住促進対策事業、空き家バンク制度等を実施しているところでございます。

以上で終わります。

○21番（池満 渉君）

この問題は、もちろん日置市だけで解決できる問題ではありません。大変な難問であります。これまで多くの同僚議員からも、この人口減少の問題については質問がありました。

例えば、日置市が大きな大型バスを買って、今4万9,000人という人を乗せて走っているけれども、次々と人が降りている、がらがらになっていく状態であります。だったら、10年後には中型バスにするとか、あるいはワゴン車にするとかという準備も考えておかなければならない。もちろん、今やっているいわゆる定住・移住、さまざまな子育ての世代への支援とかいろんなことの事業を否定す

るわけではありません。そのバスに再び乗る人を連れてくる事業もやらなければいけないけれども、確実に人口は減るわけであります。

今市長から答弁がありましたように、20年後には3万8,000ぐらいだろうと。もちろん少し緩やかかもしれません。現実にはですね。伊集院でさえも減っていくわけがありますので、この現実を考えると、やっぱり今の努力はしながらも、将来の人が減っていくというわかっていることへの努力、できる範囲での努力も取り組みもやらなければならないという、その観点から質問をいたします。

まさに、悲観的でなくて戦略的に縮むというふうには言いかえればいいんでしょうか、そういったことでは本市の日吉地域、人口が減りました。児童生徒が減りました。そのために学校統合をやりました。学校統合は大変寂しい気がして、地域が疲弊するという声がありましたけれども、逆にそのことを戦略的に逆手にとれば、義務教育学校にしてこの地域を盛り上げようということで、私はこれは見本だろうと思います。ぜひすばらしい内容ができていくことを期待をしたいと思います。

まず、改めて市長にお伺いをいたしますが、この人口減少が及ぼすデメリット、あるいはメリットもあるかもしれませんけれども、お感じになる影響を幾つかお示しをいただきたい。そして、これから、これに対する本市の取り組み、現在の取り組みのスピードはどうなんだろうかと思います。もう少ししてからスピードを上げればいいのか、あるいはこのままでいいとか、いやもっとスピードを上げようとかというような市長自身の危機感の度合いと申しますか、そこら辺についての思いをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

合併当時、5万3,000ぐらいがおられました。そのときを考えますと、人口減少が

やっぱり年350人程度、今は約500人程度、これだけこの十数年間で減少の幅が広がってきております。これがもう少しきますと、まだこの減少をする1年間の幅というのが多くなる。

おっしゃいますとおり、やはり私どもは歳入歳出という中で行政運営をしておりますけど、どうしても入ってくる歳入というのが、人口が減っていけばいくほど少なくなるというのは、もう否めません。だけど、歳出はそのまま現状でそれでいいのかどうか。ここあたりが、今後、もう今から早く、公共施設のあり方、このことに着手していかなければならない。もうあと10年後にこのことに着手していけば、大変大きなリスクを負ってしまうというふうに思っております。

今は市民の皆様方は、やはり行政からサービスを受けたい、いろんな地域が同じようになければならない、同じようなサービスを全部地域は平等に受けたい、そういう気持ちは十分わかりますけど、このことをずっとしておったら、今おっしゃったように財政破綻ということは、もう来ることは間違いございません。だから、そういうことを含めて、社会保障の、さっきおっしゃいましたように、定住促進とかいろんな政策をしながら人口を少しでも維持しようとしておりますけど、こういうことも含めて、やはり見直しをしていく時期が、もう早くしていかなきゃならないというふうには思っております。

○21番（池満 渉君）

21番。安心をいたしました。市長がやっぱり危機感をしっかり持つてということをお聞きをいたしました。市長とあわせて政をつかさどる、いわゆる現場の職員の危機意識でございます。市長と一緒に危機感を共有できているのかということについてであります。

今議会は、決算認定の審査中でありまして

れども、その成果説明書の事業ごとの課題の中でも、「人口減少」、あるいは「施設の老朽化」という文言はたびたび出てまいります。多くの職員、人が減るとということは認識をしていると思いますが、では文言としてはあるけれども、実際の職員の危機意識はどの程度なのかということでもあります。市長はどのように感じになっておられますか。また、その危機感を共有するために、職員へ日常の意識づけというのは、どのような形でなさっているのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に職員の意識改革、基本的にこの職員定数、このことすら今の現状は難しいと。やはり今でも働き方改革で残業残業とか、いろいろと私どものほうに言ってきているのも事実でございますけど、やはりこのやり方、方法というのを変えていかなければ、同じようなスタイルで物事を対処しようと思ったら、それだけ人の確保ということをしていかなきゃならないということでございます。

今後、今決算等もございますけど、やはり今の職員自体が、まだ今の現時点でそういう危機感というのは、私はまだ希薄であるというふうに認識しております。早い時期に職員もそういう危機感をしていかなければ、自分たちの自治体はもう倒産するんだと、そういう危機感を持ちながら、この行政に携わっていく必要があるというふうに思っておりますので、またそういう教訓を、いろんなあらゆる中において、職員間の中でも示していく必要があるというふうに思っております。

○21番（池満 渉君）

21番。その職員の方々も危機感が少しでも行動にあらわれるということを望みたいと思います。人が減って自治体が消滅するということは、制度的にはありません。その自治体を構成する、いわゆる自治会、地区、地域というのが、どんどん疲弊、消滅していくわ

けであります。今、その基礎となる自治会についてであります。懸念されるのは、自治会の活動が、今の活動が懸念されるのは、人が減ってきて、まさに自治活動が限界を迎える、それからよく言われる郷土芸能の伝承の関係、あるいは防災、さまざまなことが言われます。数え上げればきりがありませんけれども、その上、行政からのいわゆるお願い事もあります。自治会としてこんな調査をお願いしたいとかというの。小さいところによっては、5役も6役も一人で役をからっている人もあります。

そこで質問をいたします。これまで行政改革大綱、いわゆる行革大綱に沿って維持困難自治会については統合を進めてきました。それでも人口減少がさらに進んでいる地域があります。いよいよ第2段階に入ってきているような気がいたしますが、今後はどのような支援、手立て、自治会に対してはできるのでしょうか。もちろん自治組織でありますので、どのような支援がいいのかということについては100%できないということもわかっておりますが、これからどのように支援をしていかれるのか。先般、鹿児島市の町内会連合会が解散をしたというような報道もありました。これからの自治会の役割、存在意義については、どのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今百七十幾らの自治会がございます。その中で、特に50世帯以下というのが約五、六十以上あるというふうに認識しております。そういう自治会の中におきまして、統合、これ今自主的な統合という部分の中で、先般、合併当時については、私ども行政的な、指導的な統合というのをさせていただきましたけど、今回は自主的な統合という中において、またそれぞれの合併におきます特典というものも考えております。

今おっしゃいますとおり、今後、一番この

自治組織の維持機能、特に今おっしゃいました伝統行事、また環境整備、こういうものがもうできなくなってしまう。こういう部分について、十分今後ともこの行政連絡員の皆様方とも話をし、今でもやはり自治会におきます交付金制度、この交付金制度がありますから、まだそれぞれ自治会運営というのをやっております。鹿児島市については、この自治会交付金というのはございません。町内会費だけでやっている部分がございますので、行政として私どものこの170ぐらいの自治会、私はこの交付金制度というのは大事なものであるというふうに認識しておりますので、ここあたりの分についても、自治会長とも十分協議しながら、今後、継続的に、また持続可能な維持ができるのかどうか、ここあたりも十分、また早い時期に論議をしていく必要があるというふうに思っております。

○21番（池満 渉君）

21番。この自治会の集合体が、いわゆる地区であります。当然、地区公民館の活動さえも徐々に徐々に厳しくなっていくわけですが、もうひとつ現状を、私は東市来の地域の7つの地区について、ちょうど10年前、平成19年と今、この10年後の人口について調べてみました。その推移であります。概数でありますけれども、高山地区が270人が170人に、およそ10年で100人減っているんです。上市来が1,580が1,200人、380が減っております。皆田地区、640が500に140人減っている。伊作田2,120人が1,700人に、およそ420人が減っております。その他の地区は減少幅も小さいです。なので省略をいたしますが、改めて人が減っているという現状がよくわかります。この中の高山地区は、市長もご承知のように1自治会統合しましたので1地区館ということですが、自治会の統合はしたけれども、さら

に減少をしております。答弁がありましたように、組織、あるいは役割というのも輻輳している事実もあります。

このように人口減少が著しい地区、ほかの地域でもあります。五、六十、50世帯以下はあるという話でしたけれども、そんなところは地区公民館が自治会の役割を担うような、やっぱりそんな形態もそろそろ考える時期に来ていると思います。先日の同僚議員の質問の中でも似たような指摘がありました。自治会のあり方、あるいは地区公民館の今後のあり方、方向性などについては、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今まで26地区館、ある程度平等に、それぞれ財政的な運営もしてまいりました。ですけども、今後はそういうことは恐らく難しくなっていく。やはり特に過疎地域にあるところにおきましては、地区館機能が自治会機能を兼ねていくような、そういう役割も果たさなければならない時期に来る。私ども日置市も、やっぱり二層といいますか、中山間地域と中心地域、この差というものがものすごく差異が出てきている。今おっしゃいましたとおり、東市来をとりましても、周辺地域におきましては、ものすごい人口減少が起こっている。ほかの伊集院地域であっても一緒、吹上地域も日吉地域もそういう現象なんです。ですので、特にこの周辺地域におきます今後のあり方ということをも十分先に考えていく必要があるというふうに思っております。

○21番（池満 渉君）

まさにそのとおりで、アンケートの中でも、幾らかコンパクト化というのは仕方ないというふうに市民の中でも認識があるような気がします。

この問題の解決に向けて、行政としての取り組みの中心となるのが、いわゆる行革大綱であります。そこで、この行革大綱のアクシ

ョンプラン全体の進捗、そして評価について質問をいたします。

まず、それぞれの項目を設けてありますけれども、目標値の設定は将来に向けた準備として適正なのかどうかということでもあります。全体的に評価としてはAが多いようですが、結果に満足しているようなことはないのか、どのような感想をお持ちか伺います。

○企画課長（内山良弘君）

第3次行政改革大綱につきましては、平成28年度から平成32年度までの5年間を推進期間といたしまして、アクションプランに33項目の行動計画を掲げているところでございます。

目標値の設定につきましては、可能な限り目標等の数値化を図ることとしておりまして、何をいつまでにどうするといった取り組み目標を設定しております。

平成29年度におきますアクションプランの取り組み実績評価につきましては、33項目中27項目がAA、あるいはA評価以上ということになっております。6項目がB評価となったところでございます。おおむね計画どおり進んでいるとの評価が多くなっておりますが、おっしゃいますように、今後も厳しい行財政環境が続くことが予想されております。今後、多様化した行政課題や行政需要に適切にこたえるためにも、引き続き行政改革に取り組んでいく必要を感じているところでございます。

以上です。

○21番（池満 渉君）

21番。今、市長から、いわゆる危機感についての思いを聞かせていただきましたけれども、この行革大綱の結果、評価などについての話とすると、どうも市長の危機感とは少しかけ離れているような気がします。もう少し市長の思いを酌んだものであれば、もう少し目標値が厳しくてもいいんじゃないかとい

う気がいたしますが、今後また、それぞれに見直しもあるでしょうし、この期間の中でのこともありますから、期待をしたいと思いません。

その行革大綱の財政の問題を、二、三、伺いたいと思います。

まずは、厳しくなるこの状況を将来世代に負担をかけないためには、とにかく借金だけは極力減らしておきたい。本市の起債残高の現状についてお尋ねをいたします。もちろん、最近、庁舎、それから学校の整備など大型の事業が続きましたので、このことは了解しております。築50年以上の公共施設の替え方、必要なものの建てかえでございまして、およそ現在300億円ぐらいの起債がありますけれども、この起債のいわゆる総本数ですね、事業ごとの本数になるでしょうか、総本数は何本ぐらいになるのでしょうか。

また、そのうちで、合併前の起債がまだ残っているのでしょうか。合併前の起債があれば、それは何本で、金額にしたらあとどれぐらい合併前のものが残っておりますか。内容としては、どんなものの事業に充てた分が残っているのでしょうか。主なものについてお示しいただきたい。

そしてもう一つは、合併前のその起債が償還を終了するのは、いわゆる新しい日置市になってからの借金だけですよという純然たる時期はいつごろだというふうに想定をされていますか。

○財政管財課長（上 秀人君）

平成29年度末時点でございますけれども、一般会計の地方債の総本数、841本ございます。そのうち合併前の地方債は310本と、36.9%を占めるところですが、残高は43億8,000万円というような状況でございます。主なものにつきましては、公営住宅の建設事業債、あるいは吹上図書館の建設事業とか臨時財政対策債などでございます。

合併前の町債の償還の終了の時期でございますけれども、上市来中学校の屋内運動場の建設事業で平成44年度、あと14年後の3月の予定というふうになっているところでございます。

○21番（池満 渉君）

21番。わかりました。さまざまな事業を、いわゆる国県の補助制度、負担金、いろんな制度をもらいながら、いわゆる日置市の自主財源というものは、大方のものについて起債を、裏負担をかけていかないとそれだけ金がないという、この構図がいつまで続くのかわかりませんが、お尋ねをいたします。

多くの市民要望、そして各種の事業について、それを、この事業をやろうとか、この要望はぜひ事業化をしてやろうとかいったような判断、選別というんでしょうか、見極めというんでしょうか、そこ辺の基準について、お尋ねいたします。これ市長にお尋ねいたしますが、財源も厳しくなる中で、この要望は、この事業は、計画しているものは過剰なサービスじゃないかとか、行政としてやらなければならない部分なのか、あるいは財源はどうかといったいわゆる事業決定の市長なりの判断の基準をお示しいただけませんか。二、三で結構でございます。

○市長（宮路高光君）

一番それぞれの地域からの要望、それぞれ大事な要望だというのは思っておりますけど、一番私は、この財源的な裏づけ、国庫補助金に乗れるものなのか、単独でしていかなくやらないものなのか、ここあたりを一番大きな基準とさせていただきたいというふうに思っております。

○21番（池満 渉君）

21番。随分昔は事業については、「だいが言うた事業やっで」というような夢物語のようなこともありましたけれども、この厳しい中では、本当に財源がまず一番だろうとい

うふうに思います。

次に、これからの歳入の確保についてお伺いをいたします。

頼りの地方交付税、ご承知のように激変緩和措置が終わり、いよいよ正念場を迎えます。また、先ほど言いました国県の補助制度について、自治体によっては、国の制度などは四、五年は続くけれども、あとが保証されないという利用できるものだけを財源化する。あるいは裏負担の起債抑制のために、補助の申請を選別、制限しているところもあります。

そして、今度は自主財源であります。市税。合併からおおよそ8億円ほど伸びております。税源移譲や固定資産税の伸びもありますが、これから人口が減ることで、市長が心配をされていた人口が減って税収も減るだろうということ、このこと、自主財源はどのような推移をしていくのか、非常に不透明な部分もあります。本市にとって有効な事業、そして補助金、補助制度、国県のそのようなものをどのように見極めて、そしてこれからの本市の自主財源の確保について、どのようにお考えかお聞かせいただきたい。

○財政管財課長（上 秀人君）

まず、国県の補助制度についてでございますけれども、本市が必要とする事業に活用させていただいているところでございますけれども、制度が廃止された場合につきましては、原則、当該事業を廃止ということの基本としているところでございます。また、地方債につきましても、残高等を考慮いたしまして、有利な地方債のほうに活用を努めているところ です。

あと次に、市税につきましてもでございます。人口減少に伴いまして、生産年齢人口が減少していくということで、納税者数の減少というふうになっていくことから、特に市民税を中心に減少傾向で推移していくものというふうに予想されます。その中で、やっぱり有効

な補助金、交付金制度を国県の動向を注視しながら獲得していく必要があるというふうに感じております。

さらに、自主財源につきましても、行政改革大綱に基づきまして、市税等の歳入の確保、あと未利用財産処分、それと公共施設の使用料等の見直し、財源確保のほうに努めてまいりたいというふうに考えております。

○21番（池満 渉君）

21番。もちろん自主財源の確保を努めるという答弁をいただきましたけど、しっかり努めていくという答弁ですけれども、どんな手でそれを確保していくんですかということについては、私も妙案がありません。今すぐ、これが一番いいとかいうのはありませんけれども、模索をしながら、いろんなアイデアも盗みながら、これから少しでも自主財源を上げる努力をしていただきたいと思います。

さて、人口減少による、いわゆる心配されることで、市長も公共施設の維持管理、非常に大変になるということを心配をされておりました。市役所の庁舎はもちろん、学校の校庭の便所から、市営住宅、道路、橋、上下水道の施設など、本市のいわゆる建物系に限れば、1,000点を超える公共施設があります。もちろん、合併前からの施設が大半でありますけれども、今後は維持管理が大変だというよりも、人口が減ることによって施設を使う人がいなくなる、このことが問題であります。次世代にしっかりと整理をして、やっぱりすっきりした形で渡していかないといけないと思います。

まずは、現状をお示しいただきたいと思います。この建物系で設置後45年を経過した施設は幾つありますか。その中で最も古い物はどのような施設なんでしょうか。また、現在、利用されていない施設、休止をしている施設があれば、お示しをいただきたい。そして、それはどのような施設なんでしょうか。

○財政管財課長（上 秀人君）

築45年以上の経過の施設でございますが、23施設63棟というような状況で、上市来小学校などの小中学校の校舎、あるいは倉庫とか、あと公営住宅、消防団の車庫等でございます。それと、最も古い施設はということでございますが、昭和27年建築の吹上地域でございます南湯東住宅でございます。

それと、老朽化の未利用の関係でございますけれども、施設の老朽化に伴います利用停止ということで37戸ございます。これは公営住宅、一般住宅、教職員住宅でございます。

次に、用途廃止に伴う利用停止10棟ということで、吹上の公衆浴場、福祉センター、それと日吉地域の小学校校長住宅というような状況でございます。

○21番（池満 渉君）

21番。最も古いものは私が生まれる前からあったという施設でございますが、これからそれらについては、また地域の事情もあるでしょうし、あるいは財源の問題、施設ごとに耐用年数が違うというようなこともあるでしょうから、それぞれ検討をされていくだろうと思います。

さて、その公共施設をいかに有効に利活用していけばいいのかということで、公共施設等総合管理計画がつくられております。その中で、本市の全ての公共施設、全ての公共施設に係る維持管理費が、人件費を含めて年間でおよそ30億円と試算が出ております。計画の基本方針として、「減らす・ふやさない」が1つ、「長く使う」が1つ、「維持管理の無駄を省く」が1つ、この3つを設けておりますが、この方針の「減らす」という考え方の中で、減らすという、いわゆる基準といますか、そこに利用頻度、施設の利用頻度、あるいは人口の動向、その施設がものすごく人口の少ないところであって、人口はどんどん減っているといったようなことも、こ

の減らすという考え方には加味されているのでしょうか。

例えば、これまで100人、あるいは200人でもいいでしょうが、使っていた。たくさん使えれば、維持管理費は上がるけれども、もちろん行政効果として上がります。だけれども、それが100人使っていた施設が10人、あるいは年間に5人しか使わなくなった。けれども大方の維持管理費はそう変わらないと思いますが、利用頻度の推移も、この休止を考える、あるいは減らすというような対象とどこかではっきりと線引きをすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○財政管財課長（上 秀人君）

公共施設等の管理計画につきましては、公共施設の、まずは全体状況を把握しないといけないということ、それと今後10年間、平成37年までの更新費用を補うための保有面積の削減目標ということを1番目に持ってきております。

この計画の中では、施設の利用頻度を今ご指摘ございました部分については、削減目標として設定はしていない状況でございます。

ただ、施設ごとの利用状況につきましては、今後、平成32年までの間に、施設の更新、あるいは長寿命化、統廃合、廃止といった、そういった部分を施設ごとに個別の施設計画というのを策定する予定でございます。その中で、利用人数と施設の稼働率、あるいは施設の劣化の状況、それと維持管理経費等について考慮した計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

○21番（池満 渉君）

21番。人口は、人は減っていく、もちろん地域によって違いますけれども、しかし、物は余るというような今後の状態が出てくるように思います。全てのサービスを潤沢に受けられる時代は終わりつつあると私は感じております。

人口減少による影響は計り知れないけれども、どんなお手本があるのかというのか、計り知れないけれども、私たちが将来に向けて手本とすべきは、北海道の夕張市、そして福岡県の旧赤池町であります。行革大綱の中で、公共施設の利用料の見直し、これはアクションプラン評価ではBとなっております。いわゆる公共施設の、これまで無料に近い状態で使っていたけれども、少しは受益者負担をくださいませんかというような行動計画についてはBがついている。なかなかまだ進まないよねというところでしょうけれども、当然、市民や利用者を巻き込んで理解と賛同がないとやれない項目であります。幸いに、市民アンケートでは6割が厳しくなるだろうことを予測はしておりますけれども、実際に個々のことになったらどう動いていくのかわかりません。

そのために、一人でも多くの市民の方々に市の現状、そして将来の見通しというのを、やっぱり十分説明をして理解をしてもらい、私たちと同じ気持ちになってもらうということが大事だろうと思います。市長は、先ほど、地域協働ワークショップの実施などで、やっぱり住民参画の意識もつくっていききたいと、機運を高めていききたいというふうに答弁をしてくださいましたが、できれば、なるべく多くの方々、例えば自治会長、地区公民館長、女性団体でもいろんなところに行って、はっきりと今の現状はこうです、もちろん言うてはならないこともあるでしょうけれども、大方のところ、説明をする、わかってもらうという努力は必要だと思いますが、どうでしょうか。そんなことをおやりになりませんか。これから市長が自分だけが心配をしているということじゃなくて、少しでも市民の方々にも市長の思いを、心配を分けて、思っていただければと思います。

そして同時に、市民アンケートで、まちづ

くりへの市民の参加意識は結果として余り高くありませんでした。そんな結果がアンケートの中に出ておりました。しかし、実際に私のところにも近所のごみを拾っている、自主的にですよ、ボランティアとして。ところが曜日が決められているので、ごみ収集所に出せない。自分でボランティアで拾った、海に、海岸に魚釣りに行った、あるいは公園に行った、どこに行ったといったときに、時間があるときに拾うと、そのごみを、ごみ袋は自分のを使うからいいけれども、いつまでも家に置いておくわけにはいかないから、どこか置くところはないかという相談が来まして、役所でもいいでしょうということで話をし、とりあえず役所の駐車場でも、まずは置いておけばということ話をしました。

それから、雑草が生い茂る、いわゆる市営住宅、市営住宅の庭の部分、駐車場の横のあたり、かなり萱が生えております。雑草が生えております。そこを自分が住んでいる部屋の周りだけはいつもきれにしている人がいらっしやいます。住民が。自主的にですね。ですから、このような何とかしようといったような方々の機運をくみ上げて引っ張って行って、それを大事にして住民参画を狙うようなまちづくりがこれから必要だと思います。

市民の方々にぜひ力を貸してくださいという市民参画の機運を高める取り組みも、ますます必要だと思いますが、市長、市民への広報と、そして市民に協力をいただくという、こういった市長の思いをどのような形で今後伝えていかれますか。

○市長（宮路高光君）

いろいろ、あらゆる会合等がございますので、そういう実情といたしますか、日置市におきます財政的な実情も含めて、そのときにご説明申し上げたいというふうに考えております。

今ご指摘ございましたとおり、市民参画、

特に公共施設、さっきいった市営住宅等におきましても、自分たちでできるところなんですよ。それを市のほうにいろいろと来たり、依頼心が強い部分がたくさんございますけど、やはり自分たちのできる、周りのことは自分たちでしていただけるよう、そういうこともお願いも今後していかなきゃならない。

一番大きな課題というのは、私は今後、この道路清掃だと思ってます。このことは、もう本当、今までももうあちこちでいろんな課題でやっているのは事実でございます。この道路清掃というのは、今後どういう形の中で、早く整備をしながら、共生協働という部分で、今もあちこちの自治会で年2回しているところもございますし、これが一番身近な市民参画の中でどういう方向をしていけばいいのか、これを早い形で結論づけをしていかなきゃならないのかなというふうには認識しております。

○21番（池満 渉君）

21番。よか雨が降りましたけれども、野菜もよかったどん草にはもっとよかったような気がします。どんどんどんどん伸びております。いろんなことが大変になってくるというふうには実感をしております。

夕張市の鈴木市長、この鈴木市長は、今市長になっている現職の方ですけれども、夕張市再建の第一のポイントは、行政の危機・現状を市民と共有することだと、このことが始まりだったというふうに言っておられます。何も知らなかった、もっと早く現状を教えてくださいよよかったのにと市民から後から言われないようにというか、同じ気持ちを、危機感を共有することが一番大事だったというふうにおっしゃっております。

そこで一つ提案であります。市民参画の手始めに、もっとも市民に身近な公共施設であります。もちろん条例公民館でありますけれども、地区公民館の光熱費などの支払いを含

めた維持管理、そのものを地区館、あるいは地区の住民の方々に任せてみるというのはいかがなものでしょうか。いわゆる地区を地区館を運営していくには、これだけの電気代が要って、これだけの経費が要るんだなということの情報の共有と、市民がそのいわゆる運営する一端を担うという参加意識を高揚することにもつながると思います。例えば、これが地区公民館以外のものがかわっても、それでもいいと思いますが、何かこのような一つの施設を住民に任すといったようなことはいかがでしょうか。一考の余地ありますけれども、お考えになりませんか。

○市長（宮路高光君）

公共施設、まあ市民から言えば、もう公共施設はただで使えるものと、これは基本なのかなというふうには私は思っております。おっしゃいましたとおり、公共施設でも、その維持管理費は自分たちで使うんだから自分たちで賄うんだと、そういう意識を、やはり早くしていただければ、一番ありがたいことだというふうに思っております。

今おっしゃいましたとおり、この地区館の、自治会におきましては自治会のいろんな経費、水道にしても、それは自治会のそれぞれの持ち分でやっております。基本的に地区館は、これは行政の所有だから行政で維持も修繕もしなきゃいけないという部分の中で、一番身近な、地区館であっても地区の皆様方が皆お使いになることなんです。ここあたりの意識をどう今後構築していくのか、ひとつご提案ございましたので、その問題を、また地区の会議でも話をして出していきたいというふうには考えておりますけど、最初から持っているきゃ、恐らく猛反対されることは、もう間違いございません、これは。いかにして何をどういう工夫をしながら、このことを持っているのか。ただ一概に、もうしなさい、自分たちで出して運営してない人たちは、「もう、

よかんで」という部分が出てくる可能性も
かりですので、このあたりはちょうどまく、
よう考えながら進めていく必要があろうかな
とっております。

○21番（池満 渉君）

21番。もう終わりの質問にいたしますけ
れども、市長が今答弁をしてくださしまし
たが、何か住民の皆さんに気持ちを共有して
いただける方法があれば、ぜひやっていただ
きたい、研究をしてやっていただきたい。は
なから出すと、やっぱり鼻をはじかれるとい
うこともあるでしょうから、住民の要望を全
てかなえる、あるいは住民に危機を感じさせ
ないのが行政手腕だ、役所議員の務めだと思
っているならば、私たちは謙虚に反省をしな
ければならないかもしれません。過剰なサー
ビスは戒め、真に必要な事業の選択が何よ
りあります。人口減少は待ったなしです。次
の世代に、次の世代の彼らが自分たちの夢
を描けるように、キャンパスを少しでも広く
残して渡さなければなりません。

最後に、人口減少にあわせて、今私たちが
できる取り組みをどのようにリードしていく
のか、市長の決意をお伺いをして質問を結
束したいと思います。

○市長（宮路高光君）

先ほど来、ずっと話をしているとおりで
ございます。人口減少していく中において、
やはりこのサービスと義務ですか、ここあ
たりの問題を市民がどう意識をしていくの
か、計り知れない部分もございますけど、
やはりこういうパイが小さくなっていく時
代でございます。今みたいに高度成長して
きた時代と違う。やはり物が少なくなり、
そういう縮小する市場原理の中で、どう
私ども自治体もあるべきなのか、大変頭
の痛いことでございますけど、直視しな
がらこのことに直面しながら進めてい
きたいというふうに考えております。

△散 会

○議長（並松安文君）

本日の一般質問はこれで終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

10月3日は、午前10時から本会議を開
きます。

本日は、これで散会します。

午後2時56分散会

第 5 号 (1 0 月 3 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 5 2 号 市道の路線の認定について（産業建設常任委員長報告）
日程第 2	議案第 5 5 号 日置市都市公園条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）
日程第 3	議案第 5 6 号 平成 3 0 年度日置市一般会計補正予算（第 4 号）（各常任委員長報告）
日程第 4	議案第 5 7 号 平成 3 0 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 5	議案第 6 2 号 平成 3 0 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 1 号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 6	議案第 6 3 号 平成 3 0 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 7	議案第 6 4 号 平成 3 0 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 8	議案第 5 8 号 平成 3 0 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 9	議案第 5 9 号 平成 3 0 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 1 0	議案第 6 5 号 平成 3 0 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 1 1	議案第 6 0 号 平成 3 0 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）（総務企画常任委員長報告）
日程第 1 2	議案第 6 1 号 平成 3 0 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 1 号）（総務企画常任委員長報告）
日程第 1 3	認定第 1 号 平成 2 9 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について（各常任委員長報告）
日程第 1 4	認定第 2 号 平成 2 9 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 1 5	認定第 7 号 平成 2 9 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 1 6	認定第 8 号 平成 2 9 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 1 7	認定第 9 号 平成 2 9 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（文教厚生常任委員長報告）

- 日程第 18 認定第 3 号 平成 29 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（産業建設常任委員長報告）
- 日程第 19 認定第 4 号 平成 29 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について（産業建設常任委員長報告）
- 日程第 20 認定第 10 号 平成 29 年度日置市水道事業会計決算認定について（産業建設常任委員長報告）
- 日程第 21 認定第 5 号 平成 29 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について（総務企画常任委員長報告）
- 日程第 22 認定第 6 号 平成 29 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について（総務企画常任委員長報告）
- 日程第 23 発議第 1 号 日置市議会議員定数条例の一部改正について（議員定数特別委員長報告）
- 日程第 24 請願第 2 号 国家プロジェクトとして薩摩半島広域道路ネットワークを充実し、半島の経済活性をはかる伊作峠トンネル建設を推進する要請について（産業建設常任委員長報告）
- 日程第 25 陳情第 6 号 日置市立日吉小学校附属幼稚園の「休園措置の廃止」及び同園の「園児を増加させ、園継続につなげる為の三年保育の特別実施」を求める陳情
- 日程第 26 閉会中の継続審査申し出について
- 日程第 27 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第 28 議員派遣の件について
- 日程第 29 所管事務調査結果報告について
- 日程第 30 行政視察結果報告について

本会議（10月3日）（水曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田昭浩君
吹上支所長	秋葉久治君	財政管財課長	上秀人君
企画課長	内山良弘君	地域づくり課長	橋口健一郎君
税務課長	松元基浩君	商工観光課長	脇博文君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	長倉浩二君
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君
農地整備課長	東広幸君	建設課長	宮下章一君

上下水道課長 宇 都 健 一 君
社会教育課長 梅 北 浩 一 君
監査委員事務局長 丸 山 太 美 雄 君

学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者兼会計課長 地頭所 浩 君
農業委員会事務局長 恒 吉 和 正 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第52号市道の路線の
認定について

△日程第2 議案第55号日置市都市公
園条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第1、議案第52号市道の路線の認定
について及び日程第2、議案第55号日置市
都市公園条例の一部改正についてを議題とし
ます。

本案について、産業建設常任委員長の報告
を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま議題となっております
議案第52号市道の路線の認定について及び
議案第55号日置市都市公園条例の一部改正
についての産業建設常任委員会における審査
の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月3日の本会議におきまし
て当委員会に付託され、9月5日に委員全員
出席のもと委員会を開催し、各担当課長等
の説明を求め、現地調査の後、質疑、討論、採
決を行いました。

まず、議案第52号市道の路線の認定につ
いてご報告申し上げます。

今回の市道の認定路線は、伊集院地域猪鹿
倉地区のサザンヒルズ猪鹿倉団地内の1路線、
全長190.1mと、徳重地区の妙円寺みな
み台団地内の4路線、全長492.4mの計
5路線であり、幅員は6mであります。いず
れも民間の住宅団地開発造成工事に伴い、市
に寄附採納され、市道として管理するため提
案されたものです。

当局の説明の後、質疑、討論を行いました
が、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第
52号市道の路線の認定については、全会一
致で原案のとおり可決すべきものと決定いた
しました。

続きまして、議案第55号日置市都市公園
条例の一部改正についてご報告申し上げます。

今回の条例の一部改正は、同じく住宅団地
開発造成工事に伴い、市に寄附採納されたも
ので、都市公園として管理するため提案され
たものです。

質疑の主なものを申し上げます。

猪鹿倉地区の団地は、ハザードマップに記
載されている浸水想定区域だが、開発が許可
され、宅地造成された。都市計画法により市
が引き取り、万が一の災害による損害などを
考慮し、今後、宅地造成の開発許可の際には、
市として意見をつけて許可をするなり、何か
しら規制はできないのかとの問いに、土地利
用開発については、浸水想定区域だからとい
って開発ができないという規制はないが、土
地を購入した方が不利益をこうむらないよう
に開発の段階で協議を行っていききたいとの答
弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の
説明で了承し、質疑を終了。討論に付しまし
たが、討論はなく、採決の結果、議案第
55号日置市都市公園条例の一部改正につ
いては、全会一致で原案のとおり可決すべき
ものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑
を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第52号について討論を行
います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第52号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号市道の路線の認定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第55号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第55号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号日置市都市公園条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第56号平成30年度
日置市一般会計補正予算
(第4号)

○議長（並松安文君）

日程第3、議案第56号平成30年度日置市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長下御領昭博君登壇〕

○総務企画常任委員長（下御領昭博君）

ただいま議題となっております議案56号

平成30年度日置市一般会計補正予算（第4号）につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、9月3日の本会議におきまして当委員会に係る部分を分割付託されました。9月4日に委員全員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長兼総務課長、各担当課長、消防本部消防長、議会事務局局長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,666万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ281億6,315万2,000円とするものであります。

今回の予算の歳入の主なものの概要を申し上げます。

10款地方交付税は、5億1,280万5,000円を追加し、総額83億1,280万5,000円となっております。

14款国庫支出金は、4,052万7,000円を追加し、総額42億7,216万1,000円となっております。社会保障・税番号制度システム整備費補助金437万4,000円、地方創生推進交付金の増額8万1,000円であります。

17款寄附金は、518万3,000円を追加し、総額5億6,038万3,000円となっております。地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）であります。

18款繰入金は、7億7,178万円を減額し、総額17億8,270万円となっております。財政調整基金繰入金の減額であります。

19款繰越金は、2億1,150万5,000円を追加し、総額3億6,150万5,000円となっております。

21款市債は、1億8,840万円を追加し、総額40億430万円となっております。

総務債の地区公民館整備事業債1億160万円の追加と消防債の消防施設整備事業債330万円の減額、臨時財政対策債7,380万円の追加であります。

次に、補正予算の歳出の主なものの概要を申し上げます。

01款議会費では、93万6,000円を減額し、総額2億2,639万3,000円となっております。政務活動費交付申請減に伴う減額補正であります。

02款総務費では、1億2,536万3,000円を追加し、総額44億2,889万7,000円となっております。

総務課関係では、11節需用費で、市管理集落間防犯灯修繕基数増に伴う補正11万7,000円の増額補正となっております。

財政管財課関係では、15節工事請負費で、伊集院駅西側駐車場灯具の更新工事に伴う補正、257万円の増額補正となっております。

企画課関係では、19節負担金補助及び交付金で、企業安定雇用創出事業に伴う補正1,020万円の増額補正であります。

地域づくり課関係では、15節工事請負費の1億137万5,000円で、閉校4小学校の地区公民館改修に伴う増額補正であります。

07款商工費では、640万3,000円を追加し、総額2億14万7,000円となっております。主なものは、13節委託料で、2019島津義弘公没後400年記念事業PR用品製作に伴う補正136万1,000円、18節備品購入費で、観光PR用（仮称「観光PR武将隊」）甲冑10領購入に伴う補正382万2,000円となっております。

09款消防費では、228万2,000円を減額し、総額10億3,145万9,000円となっております。主なものは、11節需用費で、修繕料執行見込み増額に伴う補正49万6,000円、18節備品購入費で、高規格

救急車・資器材の執行額決定に伴う減額補正369万4,000円となっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

総務課所管では、当局の説明で了承し、特に主な質疑はありませんでした。

財政管財課所管では、委員より、伊集院駅西側駐車場の照明はできたばかりだと思うが、設置業者に問題はなかったのかとの質疑に、建設課で7基を25年度に施工し、3基は27年度にLEDで施工した。水銀灯は、夜の7時から夜中の1時までの列車が通る間は全灯し、1時以降は半時点灯する。25年度に設置した安定器の交換部品がないため、今回全てLEDに交換すると答弁。

企画課所管では、委員より、企業安定雇用創出事業補助金として2社分要求しているが、内容についてはとの質疑に、いずれも伊集院地域で、1社は増設で、25人以上の雇用になる。もう1社は新設で、9人の雇用になると答弁。

地域づくり課所管では、委員より、閉校4小学校跡の地区公民館改修に伴う工事内容についてはとの質疑に、地区公民館からは、当初計画した額をはるかに超える要望が来たが、全て要求どおり改修することは難しいため、1地区公民館2,000万円を基本に、スロープの設置、トイレの洋式化、教室の床を畳やカーペットに改修していく。ただし、建築基準法上の用途変更の部分、誘導灯や排煙窓、換気扇は別途ということで今回の補正額となったと答弁。

商工観光課所管では、委員より、備品購入費で観光PR武将隊の甲冑を10領計上しているが、武将隊は、いつ、どこで、どのような活動をし、その効果をどのように見込んでいるのかとの質疑に、妙円寺詣りに特化したPR武将隊を結成し、甲冑を着てPRすると効果が得られるのではということで計上した。また、着つけ体験用としても活用する計画で

ある。軽くて動きやすいものをつくり、県内外を問わず、各イベント時は甲冑を着たPR 武将隊で物販等を行っていきたくいと答弁。

消防本部所管では、委員より、修繕料の増額補正が計上されているが、具体的にどういった修繕があるのかとの質疑に、当初予算では、消防車両の車検代、法定点検代、オイル交換、タイヤ交換等を積算して計上していた。しかし、それ以外にも救助工作車のホイールシリンダーオーバーホール、救急車エアコン修理、消防車ドレン用電動バルブ修理、消防車冷却バルブ修理など高額の修理が発生し、増額補正になったと答弁。

議会事務局所管では、当局の説明で了承し、特に主な質疑はありませんでした。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、議案第56号平成30年度日置市一般会計補正予算（第4号）の総務企画常任委員会に係る部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第56号平成30年度日置市一般会計補正予算（第4号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、9月3日の本会議におきまして当委員会に係る部分を分割付託され、9月4日に委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、教育委員会事務局長、各担当課長など当局の説明を求め、その後9月5日に討

論、採決を行いました。

これから、本案について、委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算の当委員会所管に係る主なものについて、ご説明申し上げます。

総務費の戸籍住民基本台帳費で80万1,000円増額し、1億6,320万9,000円に、民生費で236万4,000円を増額し、75億4,229万6,000円に、衛生費で5,925万円を減額し、34億7,349万7,000円としました。また、教育費では849万5,000円を増額し、34億125万6,000円とするものであります。

市民福祉部市民生活課所管におきましては、歳入では、総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金437万4,000円で、住民票等の旧氏対応システム整備費の財源で国庫補助金100%であります。

次に、歳出の主なものは、塵芥処理費の116万7,000円で、生ごみモニター事業約700世帯追加による家庭用水きり器、保管バケツ、回収用たるの購入費で、さらに収集処理委託料173万4,000円が増額補正となっております。このことにより、合計で1万445世帯となり、市全体で約46.1%が参加していることとなります。

次に、福祉課所管におきましては、歳入の主なもので、民生費国庫補助金並びに民生費県補助で、子ども子育て支援交付金が、それぞれ33万7,000円で、地域子育て支援センターの運営基準の改定や実施型の変更によるもので、補助率はそれぞれ3分の1であります。

次に、歳出の主なものは、健康交流館施設費で、健康づくり複合施設ゆすいんの施設維持修繕料でレジオネラ対策に係るろ過器等の修繕に150万円の増額であります。これは、

6月15日に発生したレジオネラ菌対策として、ろ過器のろ過剤交換、源泉槽から配管の洗浄が主なものとなります。

次に、健康保険課所管におきましては、歳入の主なもので、保険基盤安定拠出金48万4,000円の減額は、後期高齢者医療保険の低所得者保険料軽減分に係る一般会計からの繰出金の見込み額変更に伴い、県の負担金の減額によるものであります。

次に、歳出の主なものは、本年10月スタートの新規事業で、保健指導費の若年末期がん患者療養支援事業費47万7,000円は、20代、30代の市民で自宅療養している余命6カ月の末期がん患者が利用する居宅サービスや福祉用具購入費用に対する助成であります。サービスの利用限度額は月8万円で、福祉用具購入費は、1人1回を限度として5万円までとなっております。本人負担は1割で、残りは半分を県と市で負担します。

次に、介護保険課所管におきましては、歳入の主なもので、介護保険特別会計繰入金、2,956万5,000円の増額であります。前年度特別会計精算により一般会計への繰り入れであります。

歳出の主なものでは、繰出金で、地域支援事業に伴う派遣職員の転居費用の増額となります。

次に、教育委員会教育総務課、学校教育課の所管におきましては、歳出の主なものでは、学校管理費、工事請負費で、ブロック塀撤去及び代替フェンス設置工事費が、小学校で9校11カ所、90万6,000円、中学校で4校4カ所、396万8,000円、給食センター費で東市来学校給食センター1カ所、146万7,000円であります。これは、6月に発生した大阪北部地震により高槻市の小学校の塀が倒壊し、4年生の女子児童が死亡したことを受けての緊急な予算であります。

続きまして、社会教育課所管におきまして

は、歳入の主なもので、教育費県補助金、家庭教育支援推進事業費補助金50万円で、国県の事業採択に伴うものです。補助率3分の2で、上限額が50万円となります。

歳出の主なものでは、社会教育総務費非常勤職報酬で、マイクロバス運転報酬14万7,000円であります。これは、これまでタクシー会社に委託していましたが、委託での仕事が今後できない旨の報告を受けて契約の解除となり、市が直接執行することとなるためであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、市民福祉部市民生活課関係では、委員から、生ごみモニター事業で追加されるのは、どの地域の自治会か。また、現在46.1%の参加率だが、目標に到達す見込みなのか。理解の得られない自治会があるが、これまでの可燃ゴミでの回収と生ごみ回収の双方での回収となるのかとの問いに、今回9自治会ふえて129自治会の参加となる。今まで参加のなかった大田地域がふえている。あと1年半を残して市民の意識も高まっているので、最終的に80%の目標に到達する感触を受けている。理解の得られない自治会への回収は今までどおりのやり方でいいと考えているとの答弁。

次に、福祉課関係では、委員から、ゆすいんの泉源の温度は何度か。また、レジオネラ菌類はろ過器のところの発生の可能性が一番高いと考えるが、配管700mも洗浄しないとならないのかとの問いに、ゆすいんの泉源温度は約40℃である。レジオネラ菌類が発生した際に保健所に届け出て対策をとり、再検査の結果、菌が基準値内になり、1週間後に再開した。保健所の指導の中に配管の洗浄もしたほうがいいとのアドバイスがあったために予算計上した。今後の対策として、保健所とゆすいんの清掃業者と検討した結果、ろ過器内の炉材を全部変え、貯湯槽や配管内の

洗浄で防げるのではということであるとの答弁。

次に、健康保険課では、委員より、今回新規事業で若年末期がん患者療養支援事業が計上されたが、若年性のがんの現状はどうか。終末医療はどういったところで行われているのか。また、余命6カ月との医師の判断が必要とあるが、6カ月以上存命した場合は、どうなるのかとの問いに、若年性のがんとしては、20代では胚細胞腫瘍や性腺腫瘍、甲状腺がんが多く、30代は乳がん、子宮がんが多いというデータが上がっている。この補助事業は、病院や施設等ではなく家庭で治療を目的としない療養をされている方への助成となっている。原則は6カ月だが、それ以上存命した場合も事業継続すると県は言っている。12カ月以上経過した場合は、再度医師の意見書の再提出を市から求めてもよいとなっているとの答弁。

次に、介護保険課では、質疑はありませんでした。

次に、教育総務課、学校教育課では、委員より、学校敷地内のブロック塀の撤去費用が計上されているが、スクールゾーン委員会の中で、危険性の高いブロック塀の調査をしないのかとの問いに、通学路は8月に安全点検を4地域で行っている。今回は、大阪府高槻市の事案を受けて、通学路におけるブロック塀について関係の方々も意識して調査してもらった。公道や個人の所有地などあるので、案件のところと協議して対応を考えていきたいとの答弁。

次に、社会教育課では、委員より、家庭支援事業の具体的な内容はどうなっているのかとの問いに、昨年度からの3年継続の事業である。30年度は市家庭教育学級の講演会、子育て支援講演会、読み聞かせ実技講習会、また、各学校での家庭教育学級やPTA講演会の講師謝金や旅費の補助、親子参加型行事

の親子ふれあい講座は各地域中央公民館で年2回の実施予定であるとの答弁。

そのほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第56号平成30年度日置市一般会計補正予算（第4号）の文教厚生常任委員会に係る部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

ただいま議題となっております議案56号平成30年度日置市一般会計補正予算（第4号）につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、9月3日の本会議において当委員会に係る部分が分割付託され、9月5日に委員全員出席のもと委員会を開催し、各担当課長、農業委員会事務局長など当局の説明を求め、現地調査の後、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正予算の概要ですが、6款農林水産業費は4,695万6,000円の増額で、総額15億4,923万9,000円となっております。

歳出の主なものは、農林水産課関係の農業振興費で、情報通信技術利活用事業費として、農業技術継承プラットフォーム構築業務委託料に1,498万6,000円、農業振興事業育成事業費として、焼酎こうじ用米助成金確定に伴い1,500万2,000円の増額補正であります。林業振興費では、委託料として、林道大谷線分筆登記事務に係る筆数追加に伴

い89万9,000円の増額。水産業施設管理費では、江口蓬莱館の平型ショーケース修理不能に伴う備品購入費66万円の増額補正であります。農地整備課関係の農地費では、東市来地域尾木場地区の2号、3号ため池の漏水防止工事に470万円の増額補正であります。

次に、8款土木費は988万5,000円の減額計上で、総額を30億9,939万3,000円とするものであります。

歳出の主なものは、建設課関係の河川総務費で、東市来地域山仁田川排水対策工事に伴う工事請負費として270万の増額補正。街路事業費の施設維持修繕料で、都市里道整備事業の維持修繕及び地方道路整備事業の排水修繕等に伴い、110万円の増額補正。住宅管理費で、伊集院地域市営住宅ブロック塀撤去及び吹上地域一般住宅ブロック塀補強工事に伴う工事請負費500万円の増額補正であります。

次に、11款災害復旧費で、6月、7月の豪雨災害に係る農地農業用施設災害復旧費に1,500万円。これは、農地1件、農業用施設4件に係る増額補正であります。

一方、歳入につきましては、国庫補助金や県補助金などで、歳入の主なものは、農地災害復旧に係る受益者分担金16万円、市道大田川口線災害復旧に係る災害復旧国庫負担金2,075万円を増額計上。また、情報通信技術利活用事業に係る農林水産費国庫補助金として1,498万5,000円を増額計上。これは、国からの業務委託料として100%助成となっております。

次に、農林水産施設災害復旧に係る現年度、過年度分の県補助金として1,645万円、災害復旧債として、充当率90%により、540万円を増額計上しております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。
初めに、農業委員会の関係では、現在の農

業者年金受給者数は何人か。また、増額になった理由は何かとの問いに、現在、農業者年金受給者数は195人である。当初予算の算定時には、新規加入者分が確定していないので、その分の増が主な要因であるとの答弁。

農林水産課の関係では、農業振興費の情報通信技術利活用事業費で、農業技術継承プラットフォームの取り組みとは、どのような内容かとの問いに、総務省の補助事業であり、イチゴ栽培においてビニールハウス内のさまざまな環境データと生産者の栽培管理データの両方を収集し解析を行い、栽培技術の継承、構築を確立するためのものであるとの答弁。また、農業技術継承プラットフォームの取り組みは、非常によい取り組みと考えるが、業務委託料の100%補助は1年限りかとの問いに、100%補助は初年度のみだが、データの収集等は3年間程度は続けたいと考えているとの答弁。

農地整備課の関係では、農用水資源開発調査において、渇水対策として、水不足を解消するためのボーリング掘削や地質調査であるのか。また、対象面積はどれくらいかとの問いに、渇水対策としての調査であり、前年度調査を実施した田代地区のボーリングと伊作田地区の地下水調査に伴う負担金である。対象面積は5ha以上であり、田代地区5.9ha、伊作田地区5.1haである。今後の計画として、永吉地区で1カ所予定しているとの答弁。

建設課の関係では、地方道路整備事業費の修繕内容はどのようなものかとの問いに、朝日ヶ丘団地入り口の長松川の取水溝から郵便局前の清流溝につながる水路に藻が発生し、水路の断面が閉塞して水が届かなくなるため、藻の除去を行うものであるとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第56号平成30年度日置市一般会計補正予算

(第4号)の産業建設常任委員会に係る部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第56号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号平成30年度日置市一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第57号平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

△日程第5 議案第62号平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第1号)

△日程第6 議案第63号平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)

△日程第7 議案第64号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長（並松安文君）

日程第4、議案第57号平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)から日程第7、議案第64号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの4件を一括議題とします。

4件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第57号平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)から議案第64号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の4件について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、9月3日の本会議におきまして当委員会に付託され、9月4日に委員全員出席のもと委員会を開催し、担当課長など当局の説明を求め、9月5日に討論、採決を行いました。

まず初めに、議案第57号平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご報告申し上げます。

歳入の主なものは、その他繰越金2億2,383万8,000円で、前年度繰越金確定によるものであります。

続きまして、歳出の主なものは、一般管理費委託料の119万4,000円は、国保情報データベースシステム改修託料決定に伴うものであります。基金積立金の1億3,595万1,000円は、前年度繰越金確定に伴うものであります。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第57号平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定い

たしました。

次に、議案第62号平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告申し上げます。

歳入は、繰越金の前年度繰越金126万4,000円で、前年度繰越金確定に伴うものであります。

歳出の主なものは、維持管理費委託料20万円で、温泉D泉源殺菌洗浄委託業務に伴うものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、泉源が3カ所あるが、残り2カ所は殺菌洗浄をしなくてもいいのかとの問いに、D泉源は温度が40℃ちょっとある。レジオネラ菌は40℃前後で爆発的に繁殖する特徴がある。残りのB泉源とC泉源は60℃を超えている。レジオネラ菌は60℃を超えると死滅すると言われているので、残り2カ所の殺菌の予定はないとの答弁。また、委員より、このような殺菌洗浄は何年に1回行うことになっているのか。また、今回の殺菌方法はどのような方法か。井戸も殺菌するのかとの問いに、殺菌洗浄は今まで行っていない。井戸の下まで150mぐらいあり、ある程度まで消毒、洗浄液を入れて殺菌する。井戸と配管を殺菌洗浄することになるとの答弁。

そのほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第62号平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第63号平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご報告申し上げます。

歳入の主なものは、介護給付費負担金過年度分1,114万8,000円で、前年度精算による精算交付金に伴うものです。介護給付

費繰越金の1億5,006万7,000円は、前年度繰越金確定に伴うものであります。

次に、歳出の主なものは、償還金の1億1,821万7,000円で、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金のそれぞれの前年度精算による返納金であります。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第63号平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第64号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご報告申し上げます。

歳入の主なものは、特別徴収保険料、現年度分の93万4,000円の減額、雑入で41万円は、特別対策補助金、人間ドック助成事業の見込み額変更によるものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、人間ドックの人数は、当初と補正で何人見込んでいるのかとの問いに、当初140名を予定していたが、現在申し込みが150名あり、補正を計上したとの答弁。

そのほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第51号平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、4件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第57号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第57号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号平成30年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第62号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第63号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第63号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第64号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第58号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第9 議案第59号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第10 議案第65号平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（並松安文君）

日程第8、議案第58号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）から日程第10、議案第65号平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題とします。

3件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

ただいま議題となっております議案第58号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）から議案第65号平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）の3件について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、9月3日の本会議において当委員会に付託され、9月5日に委員全員出席のもと委員会を開催し、上下水道課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず初めに、議案第58号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ296万3,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ5億4,588万9,000円とするものであります。

歳出の主なものは、長期償還利子の確定による起債利子296万3,000円の減額補正となっております。

歳入の主なものは、前年度繰越金及び起債償還利子確定等に伴い、一般会計繰入金が2,031万7,000円の減額。前年度繰越金は1,735万4,000円の増額補正となっております。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第58号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額を既定の歳入歳出予算のとおりとし、総額を歳入歳出それぞれ3,642万1,000円とするものであります。前年度繰越金の確定に伴い、繰越金を115万1,000円増額するとともに、一般会計からの繰入金を115万1,000円減額し、調整するものであります。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第59号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、収益的収入の補正はなく、8億5,080万4,000円のまま、収益的支出を7万4,000円減額し、総額を8億3,469万円とするものであります。また、資本的収入の補正はなく、1億6,332万7,000円のまま、資本的支出を362万5,000円増額し、4億4,259万3,000円とするものであります。

収益的支出では、人事異動等に伴う人件費等の減額補正で、資本的支出の増額483万4,000円は、立木等の補償費であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、資本的支出の補償費等483万4,000円は、立木だけの補償費なのか。用地補償が入っているのかとの問いに、用地は昨年度購入済みのため含まれない。立木だけの補償でミカン等が15品目ほど植えてあり、その分の補償が割高になっているとの答弁。また、ミカンの補償額と本数はどれぐらいかとの問いに、高いもので1本当たり5万

円程度、本数は、ミカン、ビワ、柿等が116本、庭木が28本の計144本であるとの答弁。整備の時期について、いつまでに整備を考えているかとの問いに、本年度中に立木の移設等を済ませ、来年度の予算で整備するとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第65号平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、3件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第58号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第58号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第58号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第59号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第59号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第59号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第65号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第65号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号平成30年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第11 議案第60号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第12 議案第61号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（並松安文君）

日程第11、議案第60号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第12、議案第61号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正

予算（第1号）の2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長下御領昭博君登壇〕

○総務企画常任委員長（下御領昭博君）

ただいま議題となっております議案第60号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第61号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）の2件につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、9月3日の本議会において当委員会に付託され、9月4日に全委員出席のもと委員会を開催し、商工観光課長、吹上支所長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず初めに、議案第60号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億26万1,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金額確定に伴う6万5,000円の補正、歳出では、備品購入費の執行残を温泉機械温水ヘッダー漏水修繕に組み替え、残りを予備費に計上しています。

当局の説明で了承し、特に主な質疑もなく討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第60号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,376万円とするものであります。歳入で、前年度繰越金確定に伴う3,000円を増額し、一般会計繰入金3,000円を減額するものであります。

当局の説明で了承し、特に主な質疑もなく討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第61号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上2件、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第60号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第60号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第61号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第61号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時10分とします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第13 認定第1号平成29年度
日置市一般会計歳入歳出
決算認定について

○議長（並松安文君）

日程第13、認定第1号平成29年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長下御領昭博君登壇〕

○総務企画常任委員長（下御領昭博君）

ただいま議題となっております認定第1号平成29年度日置市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、9月3日の本会議におきまして当委委員会に係る部分を分割付託されました。

9月7日、10日に委員全員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長兼総務課長及び各担当課長、消防本部消防長、議会事務局長、担当職員など当局の説明を求め、質疑、討論、

採決を行いました。

国は「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、財政健全化目標の達成に向けた取り組みを推進しています。また、県も歳入歳出両面にわたる行財政改革に取り組みながら、「新しい力強い鹿児島」の実現に向けた各種施策を推進しています。本市としても、第2次日置市総合計画に掲げる「将来都市像」の実現に向け、将来にわたって弾力的で足腰の強い持続可能な行財政構造を構築するため、日置市財政健全化計画に基づき、限られた財源内で最大の効果が得られるよう、29年度の予算編成に取り組んだところであります。

以上のことを前提とし、当委員会の審査におきましては、まず、議決した予算は当初の趣旨と目的に沿って適正に、しかも効率的に執行されたのか。また、今後の行財政運営にどのような改善工夫がなされるべきかということも含め、審査を行いました。

歳入については、対前年度比1億4,608万2,000円減額の275億4,574万円となり、自主財源29.4%、依存財源70.6%と、依然として自主財源に乏しい財政状況でありました。

歳出については、対前年度比9,636万7,000円増額の266億5,724万7,000円となり、その内訳は、義務的経費49.4%、対前年度比4億9,850万3,000円増額の131億4,489万3,000円。投資的経費19.6%、対前年度比3億5,494万8,000円減額の52億1,620万2,000円。その他の経費31.1%、対前年度比3,105万2,000円減額の82億7,491万3,000円であります。

結果として、経常収支比率89.3%、対前年度比0.9ポイント減少しているものの、財政の硬直化が進まないよう引き続き努力す

る必要があります。

当委員会に係る歳出について、01款議会費は、予算現額1億9,929万9,000円に対し、支出済額1億9,769万1,000円で執行率99.19%。02款総務費は、予算現額39億8,390万円に対し、支出済額38億5,931万2,000円で執行率96.87%。05款労働費は、予算現額1,305万円に対し、支出済額も同額で執行率100%。07款商工費は、予算現額2億8,161万3,000円に対し、支出済額2億4,318万8,000円で執行率86.36%となっています。

それでは、当委員会が出された質疑と答弁について、ご報告致します。

まず最初に、財政管財課所管では、委員より、ふるさと納税の返礼割合について、総務省から寄附額の3割までに控えるよう要請があったようだが、その準備状況はどうかとの質疑に、返礼品については、平成29年4月及び平成30年4月に地場産品以外のものの禁止、寄附額の3割以下とするよう、国（総務省）から通知があった。

先般新聞報道でもあったとおり、国（総務省）、県から指導を受けている。また、3割に変更せよとの要請を受けているが、返礼品の見直し、サイト用の写真の差し替え、事業者への説明など準備に約5カ月かかる見込みで、平成31年4月から3割に見直すことを、国（総務省）に回答していると答弁。

委員より、財産売却の価格設定については、希望価格で売却ができていないのか。その他特徴的なものはないか。また、土地、建物についてはどうかとの質疑に、公用車については、ヤフー官公庁オークションに出品し入札しているので、最低制限以上の価格で売却できている。普通財産、法定外公共物については、固定資産税評価額をもとに売却予定額を算定しているが、これによるのが難しい場合は、

不動産鑑定額としている。また、購入希望があっても、その後、話が立ち消えになる場合もあると答弁。

次に、総務課所管では、委員より、高齢者の交通事故が多いが、対策はどうか。また、例年、法令講習を行っているが、参加者が少ない。周知不足ではないかとの質疑に、警察と協力して交通安全教室の実施、高齢者や子どもなど交通弱者への啓発に努める。周知方法は研究したいと答弁。

コピー使用料が27年度に比べ半分になり、28年度と比較しても33%の削減となった。その主な要因は何か。また、職員の削減努力もあったのかとの質疑に、使用料の引き下げ効果が最も大きい、紙のかわりにメールで送ったり、会議資料を減らすなど、職員の努力も貢献したと思うと答弁。

次に、選挙管理委員会所管では、当局の説明で了承し、特に主な質疑はありませんでした。

次に、企画課所管では、セイカ食品株式会社立地したことにより、水に関して周りへの影響はなかったか。また、市の井戸についていまだ譲渡できていないが、セイカ食品株式会社は問題なく水を確保できているのかとの質疑に、周辺からの影響については、特に聞いていない。市の井戸は、水質の関係で譲渡に至っていない。水量に関しては、十分ではないが不足はしていない状況である。食品を扱う企業だけに、水質は非常にデリケートな問題であると認識していると答弁。

ペーパーレス会議システムの導入として、タブレット30台を購入しているが、現在の活用状況はどうかとの質疑に、端末を30年2月に購入した。どのような会議等で活用できるか、いろいろと検討しているところである。市長や部長にも活用していただく必要があることから、三役部長会や法制審議会等で活用していく。今後は、全職員へ利用の周知

を行っていききたいと答弁。

委員より、29年度の総合戦略の事業実績評価で低い事業はこのまま続けるのかとの質疑に、31年度までの5年間を取り組み期間としている。その結果で正規事業になるかが判断されると思うと答弁。

次に、地域づくり課所管では、委員より、コミュニティバス、乗合タクシーの利用状況はどうか。また、周知の方法はどうかとの質疑に、利用者は、毎年のように減少している。コミュニティバスは各地区を巡回するため、目的地まで時間を要する。乗り合いタクシーは、利用方法がわからない等の声がある。今年度末までには利用しやすくなるよう時刻表を作成し、各世帯に配布する。その際、情報は最新のものとすると答弁。

委員より、住宅リフォーム補助の3世代同居は何件あったか。また、今後の展望はどうかとの質疑に、3世代同居は11件あった。住宅リフォーム補助における一般世帯、子育て世帯の2つについては、初期の目的を達成できたと考えている。ただし、3世代同居への支援については、引き続き取り組んでいきたいと答弁。

次に、税務課所管では、委員より、固定資産税の償却資産で太陽光発電施設がかなりできてきているが、その数及び税額は把握しているのか。また、設置の情報について、建設課等との連携はとれているのか。それとも、単独で調査しているのかとの質疑に、太陽光発電施設については、平成25年度から設置が始まっている。現在、528件で、税額は2億640万円である。太陽光施設設置の有無については、経済産業省より10kW以上のリストをもらい、現地調査を行い把握している。当然、土地利用協議書も確認すると答弁。

委員より、29年度決算の市税額は好調である。最近では、償却資産の部分が大きいと思うが、今後は人口減少など若年層も減って

高齢者の割合もふえてくる。就業形態も、非正規の雇用等で取得も伸びないような状況を考えると、先行きは厳しいといわれている。税務課として、平成29年度の決算から見て、本市の実態や景気、これからをどう考えているのかとの質疑に、国においても、2017年度地方税の税収は過去最高を記録したと速報値を発表し、今後さらに景気の回復が見られると報道されている。確かに、本市においても市税の税収が伸びており、特に償却資産等の固定資産税の伸びが見られる。これがいつまで続くのか見通しも厳しい部分もあるが、税務課としては、景気回復の効果のあらわれと感じている。

2040年問題が非常にクローズアップされているが、当然ながら税収についての危機感を持っている。国の方針としては、圏域を持たせていくべきとの考え方があるので、そのような行政改革が進められることで歳出が抑制され、本市の自主財源の構成比が維持できればと考えていると答弁。

次に、特別滞納整理課所管では、当局の説明で了承し、特に主な質疑はありませんでした。

次に、商工観光課所管では、イベント補助事業のうち、まるごと伊集院フェスタの名称を日置に変えるべきという意見があるが、商工観光課として把握しているのかとの質疑に、直接は聞いていないが、実行委員会にそのような提案をしていきたい。名称を変えるとなると、のぼり等の作り直しが必要で経費もかかってくるため、実行委員会とも十分協議していきたいと答弁。

委員より、江口浜海浜公園の利用の状況はどうか。また、園林寺跡の状況はどうかとの質疑に、江口浜海浜公園は平成28年度に初めて2万人を超える来場者があったが、昨年度は1万8,000人、今年度は1万7,000人と減少した。しかしながら、

1万5,000人を上回る来場者数なので、隣接する江口蓬莱館などへの大きな経済効果があると考えている。園林寺は、年間1,500人の観光客があり、トイレ等施設の清掃管理を行っている。最近は、大河ドラマの効果等もあり、来訪者もふえる傾向にあると答弁。

次に、消防本部所管では、委員より、女性消防職員の採用は今後どう考えているか。また、障がい者の雇用の問題をどう捉えているかとの質疑に、消防本部における女性消防吏員のさらなる活躍に向けた取り組みの推進について、平成27年に文書が出され、平成38年当初までに全国の女性吏員を5%に持っていく指針が示された。100人未満の消防本部については2.8%なので、本市の定数条例は81人であるので、少なくとも2人以上の女性採用となる。この件は、国へは回答済みである。障がい者の雇用は、日勤者においては消防操法大会や市の防災訓練等の業務も行い、消防署についても、災害対応のため現場雇用は難しい状況であると考えていると答弁。

次に、会計課所管では、当局の説明で了承し、特に質疑はありませんでした。

次に、公平委員会事務局所管では、当局の説明で了承し、特に質疑はありませんでした。

次に、監査委員事務局所管では、委員より、補助団体の監査はどのようにしているかとの質疑に、予算の大きい5団体については、3年に1回の割合で監査を行っている。その他の団体については、5年に1回の割合であると答弁。

次に、議会事務局所管では、当局の説明で了承し、特に主な質疑はありませんでした。

討論、採決に入る前に自由討議を行いました。その内容を申し上げます。

人口減少や施設の老朽化などが懸案事項として出されているが、それらを具体的に解決

し、日置市が存続していくよう今後の予算にも十分反映させてほしい。また、物をつくる際は、いろいろな角度から検討を重ね、無駄のない計画で実施するべきであるという意見が多く出されました。

自由討議の後、討論に付しましたが、反対討論がありましたので、その内容を申し上げます。

まず、指定管理者制度については、公共施設を民間事業者に丸投げせず、市が直接運営すべきである。また、マイナンバーカードについては、情報漏えいのリスクが大きく、市民に必要なカードとは思えない。また、原子力防災訓練では、市民参加が少ない。県任せではなく、もっと当局が危機感を持って実施すべきである。また、市民税や国民健康保険税が高く、市民の生活は大変であり、負担が大き過ぎるなど4項目について反対討論がありました。

その後採決を行い、認定第1号平成29年度日置市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

今回の決算審査委員会の意見を申し添えます。

今後、人口減少や少子高齢化が進み、税収が少なくなることが予想され、財政面が厳しくなる一方であることから、さまざまな局面を想定し検討を重ね、慎重に計画していくべきである。また、定住促進については、これまでも力を入れて頑張っているのだが、さらに創意工夫を重ね、継続的に取り組んでいくべきであるという意見がありましたので、申し添えます。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております認定第1号平成29年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について、文教厚生常任委員会における決算審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、9月3日の本会議におきまして当委員会に係る部分を分割付託され、9月7日、10日に全委員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、教育委員会事務局長、各担当課長など当局の説明を求め、9月10日に討論、採決を行いました。

当委員会の審査におきましては、まず、議決した予算は当初の趣旨と目的に沿って適正に、しかも効率的に執行されたのか。また、次年度に向けた課題について審査を行いました。

市民福祉部所管では、総務費戸籍住民基本台帳費で予算額1億7,612万6,000円、支出済額1億6,198万2,000円で、執行率91.97%であります。

民生費で、予算額80億5,041万7,000円、支出済額79億927万4,000円で、執行率98.25%であります。

衛生費で、予算額34億4,161万2,000円、支出済額が33億326万8,000円で、執行率97.08%であります。

次に、教育委員会所管では、教育費で予算額22億9,658万9,000円、支出済額22億3,850万6,000円で、執行率は97.47%であります。継続費通時繰越は、伊集院北小学校校舎改築工事によるもので、822万8,000円を平成30年度に繰越したものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、市民福祉部市民生活課関係では、委員より、中長期在留の外国人が日常生活で困

ったり、地域で問題になっていることはないのか。日常生活をフォローする市民生活関係のパンフレットが必要ではないかとの問いに、中長期在留の外国人のほとんどが、技能実習の資格を持った方々である。トラブルについての相談は受けていない。在留資格関係の各国言語で作成されたパンフレットはあり、ごみの出し方など行政の最低部分については作成してあるとの答弁。

また、委員より、印鑑証明がコンビニでは個人番号カードでとれるが、市役所窓口では個人番号カードではとれず、印鑑登録カードでしかとれないのはなぜかとの問いに、市役所窓口での印鑑証明交付は、印鑑登録カードでないと交付できないと条例で決まっているとの答弁。

次に、福祉課関係では、委員より、市内の保育所等20施設で通常18時までの開所時間を30分から1時間延長し、延べ2万1,264人の児童の延長保育を実施し、保護者の長時間労働に対応することにより、育児負担の軽減が図られた。延長保育促進事業における課題として適正な執行のため、実施保育所に対して適切な指導、支援の必要性があるとあるが、適正な指導とはどういうものかとの問いに、保育所の都合で延長保育を早く終えてしまう場合があったりする可能性があるため、対応する保育士を残して交代制などの対応をするようにとの指導であるとの答弁。

また、委員より、民生委員の仕事は全ての市民に対して対応しており、役割が多過ぎる等の困り事を聞いたことがあるが、民生委員へのアンケートをとるとか対応しているのか。救急車に乗ってほしいと言われ、乗ったら、帰る手段がなかったといった多様な市民の困り事に民生委員は各自一人一人に対応するものと市は考えているのかとの問いに、実際に諸事情で退任するケースや、地域から後任の

推薦がなく民生委員の定数があきのままの現状もあった。民生委員推薦委員会でも仕事内容が過剰、過度になっているのではないかとの意見もいただいている。民生委員全員へのアンケートもとった。困り事としては、1、介護、健康など幅広い内容で負担が多い。2、個人情報保護と地域のつながり。3、行政とのつながり方についてが多いようだ。民生委員の会において救急車に乗る必要があるのか。また、手術の保証人のサインを求められたなど報告は受けている。仕事内容にここまでという線引きがないため、大きな課題である。悩んだときは、行政に連絡をいただくように話しているとの答弁。

次に、健康保険課関係では、委員より平成29年度新規事業の日置市健康モデル都市プロジェクト事業の体験型健康医学教室が4地域で開催され、113人の参加があったが、アンケートもとっているようだ。参加してよかった点はどういったものがあったのかとの問いに、座学、実際に体を動かしたり、体操などの実践型教室で、医学や栄養学、精神学など難しい話をモデルを使って簡単に受講者に提供された。「わかりやすい講座だった」との声があった。継続して健康づくりに取り組めたという結果が出たようだとの答弁。

また、委員より、がん検診の延び率が厳しいが、分析はどうか。また、がんの発見率とがんが見つかった市民はみんな治療をしたのかとの問いに、右肩上がりになっていない。新たな受診者ができておらず、ある程度の固定的な市民の受診になってきているようだ。今後は、新たな市民へのアプローチが課題である。大腸がん検診無料クーポン事業、子宮頸がん、乳がん検診無料クーポン事業が一部廃止になったことも下がった理由ではないかと思う。がんの発見率は、平成28年度で胃がん検診受診者3,014人中4人、大腸がん検診受診者5,406人中7人、肺がん検

診受診者4,007人中5人、子宮がん検診受診者2,977人中3人、乳がん検診受診者1,990人中11人が、がん及びがん疑いであることがそれぞれの精密検査で判明した。要精密となった市民の全員が精密検査を受けていないが、3カ月後、6カ月後に追跡調査を行っているとの答弁。

介護保険課では、質疑はありませんでした。

続きまして、教育委員会所管の教育総務課、学校教育課関係では、委員より、子ども支援センターの相談状況はどうか。また、平成28年度と比べてどうかとの問いに、平成29年度の相談総件数は3,981件で、内訳は、来所相談が235件、電話相談が1,383件、訪問が1,255件、巡回が897件で、相談内容は、一番多いのが不登校で78件、発達障がいの情緒に関するものが33件、心の障がいが16件、そのほか環境、複式関係が42件である。平成28年度比で、相談人数は32人の増加、相談件数は1,517件の増加である。概略で、自閉症の相談が、平成28年度29件、平成29年度は33件であり、不登校の相談が平成28年度70件、平成29年度は78件とふえてきている現状であるとの答弁があり、委員より、相談件数がふえてきているが、検討すべきことはないのかとの問いに、相談場所を本庁舎から包括支援センターへ移したことで相談しやすい環境になったことが、相談件数の増加につながっている。現在は新たなハード・ソフト面の検討はしていないが、今後、この状況が続けば、検討しないといけない内容も出てくる。子ども支援センターとなっているが、大人への支援のケースとなると、教育委員会だけでなく、総合的に考えていく必要があると考えるとの答弁。

また、委員より、奨学金は4人申請で3人が貸し付けとなっているが、1人に貸し付けられなかった理由は何か。また、返済の半分

免除にも取り組まれたが、申請者が少ないのは、成績が平均4以上と高いからではないか。市はどう分析しているのかとの問いに、貸し付けに至らなかった1人は、他の奨学金との併用があったために不採用となった。新たに半額の免除制度も設け、周知は学校を通じて行っている。他の奨学金募集の時期が早いようなので、平成29年度、2回の募集をかけた。成績については学業及び人物が優秀な方々に本市に残っていただきたいとの考えからであるとの答弁。

次に、社会教育課関係では、委員より、連携中枢都圏の鹿児島市、始良市、いちき串木野市において図書の新規登録数が163人で、鹿児島市123人、いちき串木野市36人、始良市4人である。利用者数が1,028人、貸し出し冊数は5,682冊である。また、日置市民が他の3市に登録した新規人数は、鹿児島市147人、いちき串木野市45人、始良市43人となっている。啓発については、広域利用のチラシやホームページや広報ひおきにおいて行ったとの答弁。

また、委員より、民族芸能等伝承活動支援事業は平成24年度から始まり、3年間の継続であり、さらに現在3期目に入っている。要項も追加で変遷をたどっているようだが、県の文化財指定や市の文化財指定など当初は何らかのランクづけがあったはずであった。交付額の基準が95万円、50万円、34万円、30万円、20万円、10万円、5万円、2万円とあるが、どのような基準での支援事業かとの問いに、交付金交付要項の中で、保存団体が途絶えて期間が10年以上経過したものについては、復活した年度に限り50万円、各民族芸能等への交付金については、交

付金額が規定されている。全国披露をする場合は10万円を交付する規定をつくっているとの答弁。

そのほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、認定第1号平成29年度一般会計歳入歳出決算認定についての文教厚生常任委員会に係る部分につきましては、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

なお、委員から審査に当たり、次のような意見が出されましたので申し添えいたします。

1点目に、個人番号カード事業において、証明書等がいつでも出せない状況の地区公民館は、利用率も少なく今後検討されたい。また、コンビニでは個人番号カードでの住民票等の各種証明書等のほかに印鑑証明もとれますが、一方、市役所及び支所では、印鑑証明は個人番号カードでとることはできない。印鑑登録カードでなければ印鑑証明がとれない現状である。これは、大変に不便である。条例によるものであるとの事情であるが、今後、個人番号カードの普及を勧めるのであれば、どこでも同じ種類の証明書等が出せる市民にとって便利なカードとなるよう、体制整備に努められたい。

2点目に、中長期滞在留者の外国人の対応について、日常生活のパンフレットを英語、韓国語、中国語訳で作成されている点は評価できる点であるが、自転車の2人乗りなどがまちで見かけられ、心配する声もあることから、若干の交通ルールがパンフレットに追加できないものか。また、市内企業への就労をされている方々も増加傾向にあると推測される中、在留外国人の安心安全な生活を支援するため、市は窓口の担当課と各課が連携して企業を含め住所地の自治会へのつながりを今後検討されたい。

いずれにしても、平成29年度決算の

結果を十分に生かし、改善点に反映されることを求め、市民の幸せのために本市行政が進められていくことを切に願い、報告いたします。

以上で、報告を終了いたします。

○議長（並松安文君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

ただいま議題となっております認定第1号平成29年度日置市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本案は、平成30年第3回9月定例議会におきまして当委員会に付託され、去る9月7日と9月10日の2日間の日程で産業建設部長及び各関係課長、農業委員会、上下水道課長初め職員の出席を求め、慎重かつ効率的な審査になるよう努めて審査いたしました。

当委員会の審査においては、まず、議決した予算は当初の趣旨と目的に沿って適正に、かつ効率的に執行されたのか。それにより、どのような費用対効果、行政効果が得られたか。また、次年度に向けた工夫、課題についても着眼し、審査を行いました。

それでは、認定第1号平成29年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について、当委員会に係る部分についての決算概要をご報告いたします。

6款農林水産業費に係る決算額は、予算現額17億3,609万6,000円に対し、支出済額15億8,067万4,000円で、執行率91.04%。翌年度への繰越額が1億3,565万2,000円で7.8%、計98.84%。

8款土木費に係る決算額は、予算現額37億880万9,000円に対し、支出済

額28億8,628万8,000円で、執行率77.8%。翌年度への繰越額が7億5,036万3,000円で20.2%、計98%。

11款所管に係る部分の災害復旧費決算額は、予算現額2億9,556万3,000円に対し、支出済額2億1,139万4,000円で、執行率71.5%。翌年度への繰越額が7,827万5,000円の26.4%、計97.9%となっております。

次に、農林水産課への主な質疑では、委員より、環境保全型農業推進事業での堆肥舎補助金についての懸案事項に、畜産に関する苦情が多様化しているとあり、市内に4軒の養豚農家があると聞くが、現在の飼養頭数は何頭か。また、苦情のある養豚農家に対して、市としての指導はどうしているのかとの問いに、この補助金は、本来、小規模農家の、特に牛農家が堆肥舎を建てるのに対しての補助金である。市内には、約4,000頭の豚がいる。また、苦情のある養豚農家には約2,400頭おり、そのうち約1,000頭を市外へ移動する計画であり、それにより、ふん尿の量が減り、浄化槽の負担も軽減され、においも軽減される予定であるとの答弁。

委員より、オリーブの搾油所が完成したが、30年度のオリーブ生産目標は、どれくらいを見込んでいるのか。また、今後の普及啓発をどう考えているのかとの問いに、平成29年度は、約90kg収穫した。30年度は、500kgを目標にしている。普及啓発については、9月と10月に市民を対象とした収穫、搾油、試食、試飲体験を計画したいとの答弁。

委員より、鹿児島オリーブの経営状況は良好のようだが、市からの補助はいつまでかとの問いに、平成30年度の新商品開発に対する助成で終了予定であるとの答弁。

次に、農地整備課への主な質疑では、委員より、単独災害復旧事業の修繕費について約

1,100万円の支出をしているが、個人負担金は発生しないのかとの問いに、修繕において負担金が発生するのは農地であり、農業用施設は対象外としているので、個人負担金は発生しないとの答弁。

また、委員より、県営土砂崩壊防止事業の吹上地域草田地区においては、平成30年度で事業完了とあったが、予定どおり完了できるのかとの問いに、全体1,200mのうち、29年度までで710mが完了、進捗率59.2%のため、事業完了年度を1年延伸し、31年度完了の予定であるとの答弁。

委員より、県単農用水資源開発調査事業について、電気探査等を行い、ボーリング掘削調査を行っているが、仮に目標とする水量が確保できない場合でも、50%の負担は負わないといけないのかとの問いに、ボーリング掘削調査の結果により、目標水量に達しない場合でも、50%の負担金は発生するとの答弁。

委員より、住環境整備事業の狹隘道路整備は平成30年度で事業が完了となっているが、現在、申請路線において整備しなければならない路線はどのくらいあり、今後の方針はどのように考えているか。また、この住環境整備事業の延伸処置など情報はないのかとの問いに、国土交通省管轄の事業であり、これまでに5路線が完了している。継続路線が3路線あり、本年度からの新規路線が1路線、申請がある路線が3路線となっている。事業の見通しとしては、今年度までに拡幅に必要な対象用地の同意が得られている路線については、事業継続が可能であるとの情報を得ているとの答弁。

次に、建設課への主な質疑では、委員より、市道の路側帯の伐採作業が追いついていない状況とあるが、何か対策を考えているのか。また、作業員の予算の執行残についての原因は何かとの問いに、道路作業員の人数は、吹

上9人、伊集院と東市来が8人、日吉6人であり、各支所とも人員が不足している状況である。当初予算で増員予算の計上を検討している。作業員予算の執行残については、体調を崩して欠員になったもので、募集をかけても補充できない状況である。また、費用はかかるが、コンクリート吹きつけによるメンテナンスフリーなど草払い面積を減らすことも人員不足対策の一つであり、必要であるとの答弁。

委員より、草払い作業については、優先順位をつけているのか。また、自治会での草払い困難区間を把握しているのかとの問いに、幹線道路や通学路など通行の多いところを優先的に伐採しているが、作業困難区間については、把握できていないので把握に努めたいとの答弁。

また、委員より、通学路の点検で、通学路沿いのブロック塀が倒れる前に指導はできないか。また、危険表示をできないのかとの問いに、通学路の点検をしたところであるが、個人所有のブロック塀の安全管理については、広報誌等に掲載し周知を行った。危ない場合は、危険表示等をお願いしていきたいとの答弁。

委員より、永吉住宅の空き状況について、2年ぐらい空き家であるが、どのように対応しているのかとの問いに、セイカ食品が稼働するというので、会社に勤める方に単身募集の入居の斡旋をしているとの答弁。

委員より、伊集院駅周辺整備事業の西側駐車場の計画はどのような状況か。また、月決めと一般客が自由にとめられる駐車場は何台分を計画予定かとの問いに、JRが精算機を設置して駐車場を管理する計画であり、現在、自由に駐車できるのは2台であるが、整備後は、月決め184台、一般用の時間貸し駐車30台となる予定であるとの答弁。

次に、農業委員会への主な質疑では、委員

より、農地法第5条申請、91件の転用許可の地域、目的は何かとの問いに、主な目的は、一般住宅28件、太陽光18件、駐車場16件などで、地域ごとの集計はしていないとの答弁。

また、委員より、担い手農家結婚支援モデル事業費で婚活事業の案内通知を発送しているが、参加人員を把握しているか。また、他の課との連携は図れないかとの問いに、参加人員は把握していない。婚活は多様化しているため、連携を図り、事業内容の見直しを考え、イベント参加料への補助なども検討したいとの答弁。

ただいまの報告のほか、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、認定第1号平成29年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についての産業建設常任委員会に係る部分につきましては、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

今回の決算審査委員会での、産業建設常任委員会としての意見を申し添えます。

1つ目、住環境整備事業の狹隘道路整備では、平成30年度で事業が完了とあるが、言うまでもなく国へ強く要望して財源確保に努力されたい。

2つ目、市道等の除草管理作業について、道路作業員の増員も検討することのだが、各自治会の協力で道路愛護作業を行っていているため、予算措置により、賃金等を上げるなどして、地域力や各種団体等を活用した取り組みを考えられないか。また、自治会で草払いを行えない作業困難区間をしっかりと把握していないと次の計画や対策ができないため、自治会との連携を密にして実態の把握に努めていただきたい。

3つ目、担い手農家結婚支援モデル事業費で、ここ数年間歳出がなく、平成29年度の歳出もありませんでした。今後、関係各課と

の連携を密にし、事業内容の見直しを検討され、実効性のあるものにされたいとの意見が出されました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を午後1時とします。

午前11時57分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第1号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

14番。私は、認定第1号平成29年度日置市一般会計歳入歳出決算に対する反対討論を行います。

歳入決算額275億4,574万円、歳出決算額266億5,724万7,000円の決算となりました。市民の暮らしや福祉を担う自治体としての役割をこの決算で十分に果たせたのかどうか。また、税金の使い方、集め方などに、市民の立場から見て問題はなかったかどうか、この決算を見て私なりに問題だと思う点を申し上げ、討論とさせていただきます。

まず、市役所で働く非正規職員が約4割となっていることは、私はこれはあるべき姿ではないと思います。官制ワーキングプアが大きな社会問題となっております。働く貧困層

の問題、役所で働いていても貧困という問題です。皆、生活のために働いています。不安定な低賃金の雇用でよいはずがありません。役所内の仕事の約4割が非正規職員に任せられていると考えれば、わかりやすいと思います。市民から見れば、誰が正職員か非正規かはわかりません。同じ責任で働いているはずです。

公共の福祉、住民福祉の担い手である市役所で働く人の身分は、きちんと保障されるべきであり、普通に暮らせる賃金を補償すべきです。住民福祉の向上のためにも、また地域経済発展のためにも働くのは正社員が当たり前にして、役場が手本となるべきです。

次に、指定管理者制度が導入され、健康づくり複合施設ゆすいんなどの公共施設の管理、運営が民間に任せられていますが、私は、この指定管理者制度そのものが問題だと考えます。公共の施設は、市民共有の財産であり、市が直接責任を持って管理し運営すべきと考えますので、この点も反対理由の一つとして申し上げておきます。

さて次に、総務課防災費の原子力防災避難訓練が県や関係機関と合同で2月3日に震度7の地震を想定して行われましたが、住民の参加はたった100人程度でした。まことに不十分な取り組みであったと市民の方々からも感想が寄せられました。震度7の地震でバスが実際に普通に通れるのか、そういう疑問の声も寄せられました。もっと危機感を持って取り組んでほしい。災害弱者といわれる人たちを含めた訓練がどうしてもできないのかなど反省点や改善点など多くありました。この原子力避難訓練というのは、原発さえなければする必要のない訓練です。私は、29年度のこの原子力防災避難訓練の取り組みを認めることができません。川内原発から30kmの圏内に約2万7,000人が暮らすまちとして、国や県、そして九州電力に対し、原発の

近くに住むリスク、住民の不安をもっと強く発言していくべきです。

市民生活課の人権啓発事業費37万8,000円につきましては、毎回、毎年指摘していますが、部落解放同盟という特定の団体に毎年人権啓発事業費として同じ金額が支払われておりますが、これは税金の使い道としてふさわしくありません。私は、認めることはできません。国においても、同和事業は終了しています。なぜ、この団体にだけ人権啓発事業が必要なのか理解できません。逆に、優遇しているとも言えると思います。逆差別と言えるもので問題です。本決算に反対する理由の一つとして申し上げておきたいと思えます。

次に、マイナンバーの関係ですが、29年度はマイナンバー制度に対応した改修や情報連携に係る本格運用が開始されました。個人のあらゆる情報がマイナンバーによって1つにまとめれば、情報漏れのリスクは高まり、セキュリティ対策をどんなに高めても防ぐことはできないでしょう。税金や社会保障などの個人情報を一括管理し、徴税の強化と給付の抑制を狙い、権力による国民監視やプライバシーの漏えいなどが危惧されます。この点も問題であり、29年度末でカード発行が5,991件という状況からもわかるように、市民にとっても必要なものとはとても言えないと思えますので、私は決算としても認めることはできません。

また、29年度は、子ども医療費が中学校卒業までの無料化が実施された点は高く評価します。しかし、病院窓口での無料化までは至っておらず、不十分だったと言わなければなりません。子育て支援として、義務教育に関する就学援助制度がございます。29年度は、小学生342名、中学生190名が就学援助を受けました。しかし、申請者数は、小学校435人、中学校250人でした。私は、

申請された児童生徒全員が受けられるようにすべきと考えます。憲法には、「義務教育は無償とする。」とうたわれておりますので、所得基準の見直しなども検討し、できるだけ多くの児童生徒が受けられるように改善を希望します。

30年度の中学校への入学準備金が、事前に準備に間に合うように支払われるようになったことは高く評価をいたします。憲法にあるように、全ての児童生徒の教育を受ける権利を保障し、どの子にも行き届いた教育を受けさせるためには、国が認めている部活動費やPTA会費、生徒会費も出水市のように必要保護世帯へも支給されるべきです。子どもの貧困が6人に1人といわれる社会です。せめて義務教育はお金の心配なく受けることができるようにとつくられた就学援助制度です。申請しても受けられなかった小学生93名、中学生60人がいた、このことを私はよしとすることはできません。

さて、市民の方々からは、「税金の負担が重い」、「税金が高くて何のために働いているのかわからない」など悲痛な声が多く寄せられます。国においては、社会保障を次々と切り捨て、住民負担をふやしながらも消費税8%という重い負担を押しつけています。その一方で、軍事費だけは聖域にし、ふやし続けています。このような国の悪政から市民の命や暮らし、福祉、教育を守り、食糧を守り、地域経済を活性化し、安心安全なまちづくりを進めることが自治体に求められています。その期待に応え、努力された結果の決算であると評価しながらも、先ほど述べたような幾つかの問題点を指摘しまして反対討論といたします。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、山口政夫君の賛成討論の発言を許可します。

○7番（山口政夫君）

私は、認定第1号平成29年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論いたします。

一般会計歳入の状況で、市民税は住民の身近な行政サービスに必要なそれぞれの負担能力に応じて広く分担していただく税であり、税率は、所得割、均等割、所得控除額、課税最低所得額、その他税額控除も設定されている。法人税においては、多くの自治体の税率は12.1%とし、本市は9.7%と低く設定され、課税徴収をお願いしている。また、市税滞納額を減らすため、滞納整理課設置から8年が経過し、職員全員による納税相談を徹底し、921件の滞納件数を731件まで減らした。

ふるさと納税では、返礼品の拡充を図り、対前年度より140.2%ふやし、5億9,927万円とふえ、自主財源も対前年度より4億7,732万3,000円ふえ、81億822万2,000円とふえた。依存財源は、対前年度より6億2,340万5,000円減り、194億3,751万8,000円となり、構成比で1.8%減らした。自主財源の低い財政構造ではあるが、自主財源確保への取り組みが確認できる。

事業費歳出では、健康交流施設費で、健康づくり複合施設ゆすいんの管理を指定管理者に株式会社日章を指定し、市民の健康増進、地域住民の雇用促進、農林水産商工業活性化につながり、年間施設利用者も21万8,017人の利用があった。

福利厚生では、高齢者のはり・きゅうマッサージの施術に対し一部の補助を行い、多子世帯子育て支援給付として、445世帯に生活支援を行った。子ども医療費助成事業では、乳幼児及び児童生徒に対する医療費の一部負担の全額補助、延べ7万8,987件を実施し、疾病の早期発見、早期治療の推進も図ら

れた。

教育費では、学校再編で、住吉、日吉、日新、日置と4小学校が閉校し、新たに平成30年4月、日吉小学校を開校した。

消防団の日吉方面団南分団車庫、吹上方面団湯之元分団車庫の建築設計、地質調査も依頼され、吹上支所庁舎の建設にも着手された。

その他多くの事業も積極的に推進され、改善点はあるものの各分野で適正に執行され、成果も確認できる。ことしは、決算審査を予算審議同様、各常任委員会に付託され、22名の議員全員が3日間の日程で審査しました。

先ほど、各常任委員会委員長の報告もありましたが、私は、認定第1号平成29年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと考え、賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから、認定第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、認定第1号平成29年度日置市一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

△日程第14 認定第2号平成29年度
日置市国民健康保険特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第15 認定第7号平成29年度

日置市温泉給湯事業特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第16 認定第8号平成29年度
日置市介護保険特別会計
歳入歳出決算認定につい
て

△日程第17 認定第9号平成29年度
日置市後期高齢者医療特
別会計歳入歳出決算認定
について

○議長（並松安文君）

日程第14、認定第2号平成29年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第17、認定第9号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの4件を一括議題とします。

4件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております認定第2号平成29年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての4件について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本案は、9月3日の本会議におきまして当委員会に係る部分を分割付託され、9月7日、10日に全委員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、各担当課長など当局の説明を求め、9月10日に討論、採決を行いました。

まず初めに、認定第2号平成29年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額78億754万8,000円、歳出総額75億8,370万8,000円で、歳

入歳出差し引き残額は2億2,384万円です。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、国保税の歳入についての未収額について、今年度の動向についてと対前年度比ではどのようにしているのかとの問いに、未収債権については、平成28年度が滞納者が約990人いたが、分納誓約等もしており、滞納者数が800人ほどになっている。被保険者数も少なくなってきたり、徴収率も上がってきている状況であるとの答弁。

また委員より、特定健診の受診率について、58.86%と下がってきているが、これまでは65%を超えて70%に近づくとともに上がっていたが、減少の要因をどのように分析しているのかとの問いに、特定健診の受診率の減少については、年齢を重ねるごとに受診率が高い現状であり、この人たちが後期高齢のほうに移行している。若年層への受診を勧めることが課題であるとの答弁。

そのほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、認定第2号平成29年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額968万3,000円、歳出総額841万8,000円で、歳入歳出差し引き残額は126万5,000円です。この事業は、吹上地域3カ所の泉源から温泉をくみ上げ、1カ所の貯湯槽にためて温泉旅館など9カ所に配湯している事業であります。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、認定第7号平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、成年後見人制度は利用がなかったが、課題をどう考えているのかとの問いに、身寄りがいないなど親族による法的後見の開始や費用負担もできない方の場合に市長が申し立てをする事業である。29年度は、市長が申し立てをする人がいなかったためである。通常の申し立てについては、包括支援センターで相談を受けているとの答弁。

また、委員より、高齢者の虐待の相談が57件となっているが、内容はどのようなものか。また、支援についてはどうかとの問いに、年1回高齢者虐待防止ネットワーク協議会を開いている。そこで1年間の実績を報告しているが、内容については、高齢者の娘や息子等による身体的虐待や経済的虐待が多い状況である。29年度実績では、一番多かったのは経済的虐待で、2番目が身体的虐待、3番目が心理的虐待である。協議会には警察も入っており協力をいただいている。高齢者虐待防止法は被虐待者と虐待者など双方にかかわる法律であり、必要に応じて福祉課とも連携して生活再建へつなげていく事例もあるとの答弁。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、認定第8号平成29年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額57億2,405万8,000円、歳出総額55億6,025万2,000円で、歳入歳出差し引き残額は1億6,380万6,000円です。

また、委員より、高齢者の虐待の相談が57件となっているが、内容はどのようなものか。また、支援についてはどうかとの問いに、年1回高齢者虐待防止ネットワーク協議会を開いている。そこで1年間の実績を報告しているが、内容については、高齢者の娘や息子等による身体的虐待や経済的虐待が多い状況である。29年度実績では、一番多かったのは経済的虐待で、2番目が身体的虐待、3番目が心理的虐待である。協議会には警察も入っており協力をいただいている。高齢者虐待防止法は被虐待者と虐待者など双方にかかわる法律であり、必要に応じて福祉課とも連携して生活再建へつなげていく事例もあるとの答弁。

出決算認定については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第9号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額6億7,537万6,000円、歳出総額6億7,366万円で、差し引き残額は171万6,000円であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、重複・頻回受診者訪問指導136人とあるが、重複・頻回受診の要因はどのようなことと分析しているのかとの問いに、重複は手術の主治医がいて、その後近くの医師を利用されている。リハビリや柔道整復の利用が多いようで、1週間に5回とか1日おきとか受診している状況もある。年に3回チェックするが、同じ方が毎回上がってくる傾向があるとの答弁。

そのほかには質疑はなく、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、認定第9号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長（並松安文君）

これから、4件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第2号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

14番。私は、認定第2号日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する反対討論

を行います。

29年度は、30年度からの県への移行のための準備が行われました。国民健康保険は、後期高齢者を除く自営業者や農業者、非正規労働者、無職者、退職者など低所得の加入者が多く、高過ぎる国保税の負担は重く、払いたくても払えない滞納者の問題は深刻です。29年度の滞納者数653人、6,213万円という滞納額となっています。「国保税を払えば、病院に行くお金がなくなる」、「お金をかき集めて何とか国保税を納めて、後は切り詰めてやっと生活している」、こんな声が寄せられています。また、滞納者へは期限の短い短期保険証が発行され、悪質とみなされれば、医療費を10割負担しなければならない資格証明書が発行されます。29年度の短期保険証は、301世帯540人に発行され、このうち18歳以下の子どもがいる世帯は45世帯88人の子どもたちが短期保険証となっています。そして、資格証明書は54世帯64人に発行されています。このうち、18歳以下の子どもに対しましては6カ月の短期証が発行されておりまして、4世帯9人分発行されております。

私は、国民健康保険に加入している全員に正規の保険証を発行し、医療を受ける権利をまず保障することが大事だと考えます。滞納者をふやさない努力やその成果は認めますが、もともとの国保税が高過ぎる問題を解決する必要があることを重ねて申し上げておきます。

一般会計からの1億円の繰り入れは、高く評価します。国の財政支援がなければ、国保財政は成り立たないわけです。これまで削られてきた国の財政負担をもとに戻させることを鹿児島県とともに国に対して要求していけるよう最後に申し上げ、反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、坂口洋之君の賛成討論の発言を許可

します。

○17番（坂口洋之君）

ただいま議題となっています認定第2号平成29年度日置市国民健康保険特別会計について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度は、私たち市民が必要な医療を受けることができるよう地域住民が支える公的医療制度であります。社会保険制度や共済制度と異なり、高齢者や無職、自営業の被保険者に支えられ、保険料は高く、保険料収入が少なく、公的な支援なくして維持できない状況にあります。

本市においても、毎年一般会計から1億円の繰り入れが実施されており、その点について評価できるものであります。29年度事業におきましても、医療費適正化対策費におきましても、継続して高医療費市町村として厚生労働省から指定を受けているため、訪問看護師による重複・頻回受診者への訪問指導、レセプト点検による診療報酬明細書の審査、国保だよりなどの適正受診の呼びかけ等取り組みついて評価されるところであります。

特定健診の29年度の受診率は、最終の10月確定分が63%程度の見込みになる予定で、平成28年度の実績66%に比べても減少傾向にあることは、若い世代の受診率の向上を今後とも取り組んでいただきたいと思います。特定健診の保健指導の効果で、糖代謝の数値が改善しております。若い世代、自営業などの特定健診受診率、指導率の向上、またがん検診の受診率が、本市では低い状況が続いております。そういう意味でも、行政だけではなく医療費を上げないためにも市民の意識向上と協力が欠かせないと考えております。今後も受診率の向上に取り組んでいくことを願い、今回の平成29年度日置市国民健康保険特別会計について賛成の立場で討論をいたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから、認定第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、認定第2号平成29年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、認定第7号を採決します。本案に対する委員長報告は認定であります。認定第7号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、認定第7号平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第8号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、認定第8号平成29年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算に反対討論を行います。

29年度は、総額57億円の決算となりました。高齢者の介護を社会全体で支え合う仕

組みとして誕生した介護保険制度ですが、これまで6回の改定を経て徐々に保険料は上がり、要介護認定は厳しくなり、サービスの利用は制限がかかるようになってきました。本市でも認知症もふえ、家で見ておられる方々のご苦勞ははかり知れません。老老介護もふえました。多くは、年々年を重ねていくみずからの体調への不安、経済的な心配、介護保険事業所も含めた周囲への気遣いや遠慮という精神的な負担も感じるなどストレスを抱えています。これまで家事などをしたことがなかったとおっしゃる男性の介護者も多数いらっしゃいます。また、年金生活の中でヘルパーやデイサービスの利用回数を減らすなど利用を抑制している人は多く、お金がなければ介護が受けられないという実態となっています。

保険料や利用料の負担が高齢者の暮らしに重くのしかかり、年々使いにくい制度となっている問題は、国の政治を変えなければいけません。29年度は介護保険料の滞納が186人、669万1,050円となりました。介護とは、相手を思いやり、敬う気持ちがあればできない仕事だと思います。介護とは、老いて弱っていく人に寄り添うこと。加齢によってできなくなることがふえてくる相手を気遣い、支え、入浴や着がえ、排泄、移動の介助、また炊事、買い物、洗濯、掃除など身の回りのお世話をすることです。それを家族がやるのか、ヘルパーさんをお願いするのか、施設に入って全てお任せしてやってもらうのか、家族がやる以外は利用料を払わなければなりません。

本市の介護保険課の取り組みは、介護予防の取り組みや介護家族の交流の取り組みなど高く評価しております。国の施策によってどんどん使い勝手が悪くなり、経済的負担がふえる今のような介護保険制度では私はよくないと、改善すべき点がたくさんあると考えま

す。さらに、介護の現場の人手不足は深刻で処遇改善が必要です。国の制度改定のたびに、介護の現場はそれに振り回されています。介護する人、される人が安心できる制度とはとても言えないと思います。介護保険制度の問題は多く、特に保険料や利用料の負担が重過ぎることを私は認めることはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、西園典子さんの賛成討論の発言を許可します。

○15番（西園典子さん）

15番。私は、認定第8号平成29年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

平成29年度は、3年ごとに見直される第6期計画の最終年度でした。本市でも、団塊の世代が前期高齢者となり、高齢化が年々進んでおりますが、思いのほか微増であります。

本市の場合、29年度は前期高齢者がふえて全体的に高齢者増となっておりますが、第1号被保険者65歳以上の要支援者、要介護者の認定率は、長年続いた20%台を切って18%台となって元気老人がふえております。この前期・後期高齢者それぞれに認定率で見ると、県、全国平均に比べても下回っており、このことが証明されているのではないかと思います。現在、年をとってもできるだけ住みなれたところで暮らせるよう在宅サービス、施設サービスに加えてさまざまな予防サービスや地域支援事業、認知症対策などに懸命に取り組んでいるところであります。

このように、本市においては長年、官民挙げて培われて推進されてきたさまざまな健康づくりや介護予防の事業が成果をあらわしてきていると思っております。それは、もとなる介護保険財政が適正で効果的に活用され、執行されてきているたまものであると思われ、私は認定すべきと思います。

反対討論の中では、保険料や利用料の負担などが重いという趣旨もありました。第6期保険料は、基準月額5,860円で、県内43市町村では高いほうから17番目ですが、給付費総額は、29年度第1号被保険者から見ると、1人あたりは年間約31万8,000円となります。また、保険料も9段階ときめ細かく、負担能力に応じて設定しております。また、利用料に関しましても、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費など高額利用者や所得の低い方々へも配慮しております。そして、原則1割または2割負担の残りの介護サービス費につきましては、国、県、市の公費と40%以上の保険料で折半をしており、まさに社会全体で介護を支えていると言われます。

介護を家庭の中だけで培っていた、担っていた時代から社会で支えようと生まれて18年の介護保険であります。利用したいときに利用できるように、財政もきちんとしておく必要があります。

平成26年度では、給付費増加で県介護保険財政安定化基金から5,700万円の借入もいたしましたが、29年度までに完済し、29年度末現在、1億500万円ほどの基金残高となりました。寿命の長い人生を送れる時代に生きることができ、この幸せを大切に生きるために、若者の方々も含めた健康寿命を大切に生きることを、それこそ私たちに求められていることと信じて、その手段となる介護保険を大切に育てていきたいと心から願って賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから、認定第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する

委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、認定第8号平成29年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第9号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、認定第9号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する反対討論を行います。

75歳以上の高齢者を後期高齢者として国が別枠の医療保険制度をつくったこと自体が問題ですが、29年度は医療保険の制度見直しにより、保険料負担や患者負担がさらに引き上げられました。29年度末で30人、126万2,000円が滞納となっております。年金のみの収入で生活する高齢者にとっては、少しでも負担がふえるということは生活を脅かすこととなります。29年度は、滞納者7人に対しまして短期保険証が発行されました。29年度は保険料の負担がふやさされ、患者負担の引き上げも重なり、さらに高齢者を苦しめた決算であったと言わなければなりません。

簡単ですが、以上を反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、坂口洋之君の賛成討論の発言を許可します。

○17番（坂口洋之君）

ただいま議題となっております平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計について、賛成の立場で討論いたします。

29年度におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収した保険料4億3,007万円を県後期高齢者医療広域連合に納付しました。徴収分については、現年度分99.71%、滞納分64.22%となりました。現限度分徴収率については前年度並みですが、滞納分徴収率については下がっているため、今後も適正な徴収に取り組んでいただきたいと思います。

また、重複・頻回訪問指導では136人、未受診高齢者健康づくり訪問指導では23人、要医療者訪問指導では51人を訪問し、個々の状態に合わせて実施されていることは評価されており、今後も根気強く医療費適正化に向けて取り組んでいただきたいと思います。

後期高齢者医療制度は、国民健康保険制度と同様に高齢化社会を見据えた医療制度であり、負担と給付のあり方は大きな課題であります。本市においても、各地域で健康に関する取り組み、介護予防に関する取り組みは評価されております。今後も医療、介護の連携の充実を願い、平成29年度後期高齢者医療特別会計について、賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから、認定第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、認定第9号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

△日程第18 認定第3号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第19 認定第4号平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第20 認定第10号平成29年度日置市水道事業会計決算認定について

○議長（並松安文君）

日程第18、認定第3号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第20、認定第10号平成29年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

ただいま議題となっております認定第3号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第10号平成29年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの3件について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本案は、平成30年第3回9月定例議会において当委員会に付託され、9月7日と9月10日の2日間の日程で、委員全員出席のもと、産業建設部長及び上下水道課長を初め職員の出席を求め、慎重かつ効率的な審査になるよう努めて審査いたしました。

それでは、まず、認定第3号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額5億6,233万6,000円、歳

出総額5億4,198万2,000円、歳入歳出差し引き額2,035万4,000円でありました。

次に、主な質疑では、委員より、下水道施設管等が老朽化しているが、技術職員の後継者に対する考えはどの問いに、技術職員については、若い職員の人材育成のため下水道事業団等へ研修をさせているとの答弁。また、委員より、脱水ケーキはどのように処分されているのかとの問いに、市内業者に委託して、肥料化を行っているとの答弁。

ただいまの報告のほか、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、認定第3号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額3,561万1,000円、歳出総額3,385万9,000円、歳入歳出差し引き額は175万2,000円となりました。

農業集落排水事業特別会計については、当局の説明で了承し、質疑はありませんでした。

討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、認定第4号平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第10号平成29年度日置市水道事業会計決算認定についてご報告いたします。

水道事業の収益的収支では、収入で8億6,454万1,000円、支出では7億6,981万円で、9,473万1,000円が当年度の純利益であります。

資本的収支は、収入1億4,285万

2,000円、支出4億5,960万6,000円で、差し引き3億1,675万4,000円の不足額となり、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補充されました。

次に、主な質疑では、委員より、地震や豪雨による災害が各地で起こっているが、災害時の協力協定を結んでいるのかとの問いに、管工事組合と協定を結んでいる。また、産業建設部とも協力して対応していくとの答弁。委員より、漏水が253件あるが、使用料金等のトラブルはなかったのかとの問いに、本管など市が管理する部分の漏水であり、使用料金等に影響はなかったとの答弁。また、委員より、石綿管があれば、何mぐらいあるのか。また、その改修時期はいつごろを予定しているのかとの問いに、石綿管が東市来地域の区画整理等に約247mあり、区画整理等の工事に伴って改修を実施する予定であるとの答弁。

ただいまの報告のほか、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、認定第10号平成29年度日置市水道事業会計決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、3件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、認定第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第3号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、認定第3号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、認定第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第4号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、認定第4号平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第10号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、認定第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。認定第10号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、認定第10号平成29年度日置市水道事業会計決算認定については、認定することに決定しまし

た。

△日程第21 認定第5号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第22 認定第6号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（並松安文君）

日程第21、認定第5号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第22、認定第6号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定についての2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長下御領昭博君登壇〕

○総務企画常任委員長（下御領昭博君）

ただいま議題となっております認定第5号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定及び認定第6号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定の2件につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、9月3日の本会議において当委員会に付託され、9月10日に全委員出席のもと委員会を開催し、商工観光課長、吹上支所長、担当職員、砂丘荘支配人など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず初めに、認定第5号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額1億9,226万5,000円、歳出総額1億9,171万9,000円、歳入歳出差し引き金額54万6,000円でありま

した。

事業収入は、前年度に対し1,855万7,000円の減少であり、その主な原因は、吹上浜公園体育館の空調改修工事の関係で7月より使用できなかつたことや、伊集院球場改修工事の関係で1年間使用できなかつたことによる合宿等の利用者の減などが考えられます。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、砂丘荘での結婚式について、市職員やその親族、関係者等への働きかけはどうだったのかとの質疑に、職員へは、日々の会話の中で砂丘荘の利用について啓発しているが、どうしても鹿児島市などの施設にとられてしまう。国民宿舎で行うことのメリットを全面的に出しながら、職員も使っていたらと答弁。

委員より、本市でも来年度に婚活事業に取り組むと聞いた。また、伊集院地区でも動きがあるなど、6団体程度がイベントを計画しているようである。こうした事業により結婚に至ったカップルに対し、砂丘荘で結婚していただくためのプランを検討し、情報提供してみてはどうかとの質疑に、婚活事業については、砂丘荘を利用されたこともあり、その時にはパンフレットを配布した。今後は、例えば、閉校した学校などでの結婚式や披露宴を企画し、そこへ料理などを運ぶケータリングなどで話題性がとれたらと考えていると答弁。

討論、採決に入る前に自由討議を行いました。その内容を申し上げます。

砂丘荘の経営については、温泉組合との協定があるものの、責任ある営業をして売り上げの向上に努めていただきたいとの意見がありました。また、今後、総務委員会でも国民宿舎が抱えるさまざまな問題について取り上げ、協議していきたいとの意見がありました。

自由討議の後、討論、採決に入りましたが、

討論はなく、採決の結果、認定第5号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計につきましては、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第6号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額1億3,663万3,000円、歳出総額1億3,662万9,000円、歳入歳出差し引き額4,000円でありました。事業収入は、前年度に対し72万4,000円の減少となっています。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、老人福祉センター機能が移管されたが、利用状況はどうかとの質疑に、以前は湯之元のほうにあったが、場所が移動したことと、以前よりスペースが狭いためか、利用者は少なくなっていると答弁。

委員より、営業活動は行っているのかとの質疑に、ゆーぷる独自では特に行っていないが、日置市施設利用促進協会において他の会員施設と一緒に年3回、九州管内での誘致活動を行っているとの答弁。

討論、採決に入る前に自由討議を行いました。意見もなく、討論、採決に入りましたが、討論もなく、採決の結果、認定第6号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上2件、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、認定第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第5号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、認定第5号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、認定第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第6号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、認定第6号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。次の開議を2時10分とします。

午後2時00分休憩

午後2時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第23 発議第1号日置市議会議員定数条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第23、発議第1号日置市議会議員定数条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、議員定数特別委員長の報告を求めます。

〔議員定数特別委員長池満 渉君登壇〕

○議員定数特別委員長（池満 渉君）

ただいま議題となっております発議第1号日置市議会議員定数条例の一部改正について特別委員会における審議の経過と結果についてご報告いたします。

ご承知のように発議第1号については、平成30年7月2日の6月議会最終本会議におきまして、議長を除く全議員で構成する議員定数特別委員会が設置されました。委員長に私、副委員長に中村尉司議員を選任して、これまで2回の委員会を開催し、審議してまいりました。

第1回目の委員会を、全委員出席のもと、7月21日に開催、初めに、本委員会の設置目的の確認、また定数問題に関するこれまでの審議等を踏まえ、第1回に、自由意見と懇談、第2回で質疑・討論・採決を行い、平成30年度9月議会において委員会結果の報告としたい旨の提案をして、異議もなく、委員全員が了承いたしました。

次に、事務局より、定数問題に関するこれまでの本議会における経緯とその審議結果及び隣接自治体における直近の議員定数の状況等の説明を受け、自由意見・懇談に入りました。

これから、自由意見・懇談の主なものについてご報告をいたします。

まず、発議者に対して、再度の提案理由を求める声があり、それに対して、前回の陳情は否決されたが、本市と同じ人口規模の46自治体において、議員定数は26人から14人で運営をされている。中でも22人が8市、20人が9市、18人が11市で、今

後の人口動態を考慮すれば、本市も20人の定数で次期選挙から臨むべきではとの答弁。

その後、発議賛成者3名から、本市の現状を考えると18人では厳しいが、財政削減などの観点からは、20人は選択肢の一つであり、議会運営も十分可能。定数削減とあわせて活発な議論ができる議会の資質向上も必要だとの意見がありました。また、500名を超える職員数に対して、市民の要望に応え、法、条例、規則の読み込みなど、議員は多忙である。今回削減することで、続けての削減要望とならないか心配である。現在の定数以上に削減が進めば、過疎高齢化・人口減少が進行し、自助・共助の限界である市民生活を、公助を担う議員活動で支えられなくなる。

議会の機能向上のための改革速度を上げないと市民からの理解は得られない。議員のなり手不足、議会・議員の魅力をどう高めていくかについてその方向性を示す必要がある。などなど、活発な討議・懇談がなされました。

第2回の委員会は、2名の委員が欠席の中、8月21日に開催。発議に対する質疑はなく、討論に付しました。

討論では、合併により30人になり、その後22人に削減をされ、ますます市民の声が届きにくくなっている。さらに削減すれば、過疎化が進む地域ほどそのことは顕著になる。身近に議員がいてほしいとの市民の声も多く、削減は容認できないと、反対討論がありました。

賛成討論では、地区公民館制度ができ、大方の市民要望は満たされつつあると感じる。市民個々の声は、議員それぞれの日常活動によって解決の道をさぐるべきで、人口減少、財政状況等を勘案すれば、議員発議の趣旨は十分理解できるとありました。

以上のほか、討論はなく採決の結果、賛成多数によって、発議第1号日置市議会議員定数条例の一部改正は、可決すべきものと決定

されました。

以上で、議員定数特別委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから発議第1号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、発議第1号日置市議会議員定数条例の一部改正について、反対討論を行います。

合併時に、議員は大幅に減らされました。合併前は、伊集院が22、東市来が20、吹上が18、日吉が16、計76人の議員がおりました。それが、合併時に定数30となりました。そして、その4年後には、一気に8減らされ、改選時には現在の定数22となりました。

私は、議員の数をこれ以上減らすべきではないと考えます。議員が減って困るのは市民です。議員の仕事は、第1に住民の声を市政に届けることです。議員の数を減らすことは住民の声を切り捨てるのと同じです。過疎化や高齢化が進めば議員の果たす役割はますます重要になると思います。周辺部の声が届きにくくなるのではないかと心配する市民の声があることから、身近に何でも相談できる議員の存在は住民にとって大きな安心につながると考えます。

市民にとって身近で頼りになる議員の数をこれ以上減らすことは、市民にとってマイナスになると私は考えますので、反対をいたします。

○議長（並松安文君）

次に、中村尉司君の賛成討論の発言を許可します。

○9番（中村尉司君）

ただいま議題となっております発議第1号日置市議会議員定数条例の一部改正について、

私は賛成の立場で討論をいたします。

今回の発議は、提案理由にありますように、今後の人口減少や普通交付税の減少など日置市を取り巻く行財政の変化を考慮し、あわせて、議会みずからが継続的に議会改革に取り組む必要性から提案するものであるという提案理由のもとに特別委員会を設け、慎重に審議をしてまいりました。

先ほど委員長の報告にもありましたように、特別委員会で事務局よりこれまでの本議会における経緯とその審議結果及び近隣自治体における直近の議員定数の状況などの説明を受け、自由意見、懇談を行い、討論をいたしました。その後、起立採決の結果、委員長を除く出席議員の賛成多数により、本案は可決されました。

議員定数の問題は、議会みずからの意思として決定されるものであり、特別委員会での採決の結果は十分に議会の意思をあらわしたと言えるものだと思います。

今回の定数削減は、人口減少を考慮し、議員みずからの身を切る議会改革として十分に市民に理解してもらえるものと判断し、私の賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。この採決は起立によって行います。発議第1号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、発議第1号日置市議会議員定数条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

△日程第24 請願第2号国家プロジェクトとして薩摩半島広域道路ネットワークを充実し、半島の経済活性をはかる伊作峠トンネル建設を推進する要請について

○議長（並松安文君）

日程第24、請願第2号国家プロジェクトとして薩摩半島広域道路ネットワークを充実し、半島の経済活性をはかる伊作峠トンネル建設を推進する要請についてを議題とします。

本件について産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

ただいま議題となっております請願第2号国家プロジェクトとして薩摩半島広域道路ネットワークを充実し、半島の経済活性をはかる伊作峠トンネル建設を推進する要請についてにつきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本提案は、平成30年8月7日付で日置市吹上町中原在住の伊作峠トンネル建設期成会会長西陽三氏から提出されたもので、紹介議員は漆島政人議員、大園貴文議員、樹治美議員の3名であります。

9月3日の本会議において産業建設常任委員会に付託され、9月10日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び建設課長の出席を求め、参考意見を聴取し、審議を行い、質疑、討論、採決を行いました。

本請願の内容は、伊作峠トンネル建設を推進することで薩摩半島広域ネットワークを構築し、半島全体の経済の活性化が図られることを期待するもので、あわせて、鹿児島市との相互の通勤・通学に対する渋滞の解消を図るよう要望されたものであります。

さらには、将来予測される桜島の巨大噴火

災害に対する鹿児島市側からの円滑な避難道路としての役割、また万が一川内原発の事故発生の際においても、薩摩半島西側からの円滑な避難道路としての役割を果たす道路として重要であるとされています。

現状においても、積雪や道路凍結の際には通行止めや車両の渋滞を招き、年間30件もの交通事故が発生するなど、経済停滞にもつながっているため、請願書による要請は鹿児島県や国の関係機関へトンネル建設推進の具体的な働きかけをお願いしたいと強く要請されています。

委員会では、紹介議員を代表して大園貴文議員に、請願についての趣旨・内容についての説明を求め、慎重に審議いたしました。

質疑の主なものを申し上げます。

委員より、今後の事務局等の経営体制は行政が行うのか民間が行う予定なのかとの問いに、内容からすると、組織力のある民間の方が主体となって対応していくほうがよいのではとの答弁、また、今後運営財源が必要になると思うが、どうしていくのか。行政から期成会への補助はあるのかとの問いに、趣旨に賛同する者で1,000円の会費を徴収して運営している。期成会設立總會のときにも約220名の賛同者からいただいた。行政側からの補助は考えていないとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、説明で了承し、質疑を終了。その後討論に付しましたが、討論はなく、採決を行った結果、請願第2号国家プロジェクトとして薩摩半島広域道路ネットワークを充実し、半島の経済活性をはかる伊作峠トンネル建設を推進する要請については、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから請願第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第2号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、請願第2号国家プロジェクトとして薩摩半島広域道路ネットワークを充実し、半島の経済活性をはかる伊作峠トンネル建設を推進する要請については採択することに決定しました。

△日程第25 陳情第6号日置市立日吉小学校附属幼稚園の「休園措置の廃止」及び同園の「園児を増加させ、園継続につなげる為の三年保育の特別実施」を求め
る陳情

○議長（並松安文君）

日程第25、陳情第6号日置市立日吉小学校附属幼稚園の「休園措置の廃止」及び同園の「園児を増加させ、園継続につなげる為の三年保育の特別実施」を求め
る陳情を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。本件は文教厚生常任委員会に付託して閉会中の継続審査とすることとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は文教厚生常任委員会に付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第26 閉会中の継続審査申し出について

○議長（並松安文君）

日程第26、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査に付したいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第27 閉会中の継続調査申し出について

○議長（並松安文君）

日程第27、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出どおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第28 議員派遣の件について

○議長（並松安文君）

日程第28、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

△日程第29 所管事務調査結果報告について

○議長（並松安文君）

日程第29、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

文教厚生委員長から議長へ所管事務調査結果報告がありました。配付しました報告書は市長へ送付します。

△日程第30 行政視察結果報告について

○議長（並松安文君）

日程第30、行政視察結果報告についてを議題とします。

常任委員長及び議会運営委員長から議長へ行政視察結果報告がありました。

常任委員長からの報告書は市長へ送付し、議会運営委員長からの報告書は議員へ配付します。

△閉 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長からの発言を求められておりますので、これを許可します。

[市長宮路高光君登壇]

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

さて、今期定例会は、9月3日の招集から本日の最終本会議までの31日間にわたり、平成30年度一般会計補正予算を初め特別会計補正予算、市道路線の認定、日置市介護保険条例の一部改正、平成29年度の日置市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定、専決処分の承認など、各種重要案件につきまして大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決いただきましたことに対し、心から厚くお礼申し上げます。

なお、会期中に各議員からご指摘のありました点につきましても真摯に受けとめ、円滑な市政の運営に努めてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましても健康に十分留意され、市政の運営に一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（並松安文君）

これで、平成30年第3回日置市議会定例会を閉会します。大変皆さん、ご苦労さまでした。

午後2時30分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 並松安文

日置市議会議員 西菌典子

日置市議会議員 門松慶一